平成２７年第１回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

３月１０日（火）
○開会及び開議 …… 6
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… 6
○町長挨拶 …… 6
○議事日程の報告 …… 7
○会議録署名議員の指名 …… 7
○会期の決定 …… 8
○諸般の報告 …… 8
○行政報告 …… １０
○町政に対する一般質問 …… １０
１番　小　杉　修　一　議員 …… １１
３番　常　山　知　子　議員 …… １６
１０番　林　豊　議員 …… ２１
７番　新　井　康　夫　議員 …… ３２
○発言の訂正 …… ３９
１２番　内　海　勝　男　議員 …… ３９
○町長提出議案の報告及び一括上程 …… ４８
○議案第１号の説明、質疑、討論、採決 …… ４８
・議案第１号　皆野町公の施設における指定管理者の指定について
○議案第２号の説明、質疑、討論、採決 …… ５０
・議案第２号　皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
○議案第３号の説明、質疑、討論、採決 …… ５２
・議案第３号　皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
○議案第４号の説明、質疑、討論、採決 …… ５３
・議案第４号　皆野町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について
○議案第５号の説明、質疑、討論、採決 …… ５８
・議案第５号　皆野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
○議案第６号の説明、質疑、討論、採決 …… ６０
・議案第６号　町職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
○日程の追加 …… ６２
○議案第７号の説明、質疑、討論、採決 …… ６３

・議案第７号　皆野町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第８号の説明、質疑、討論、採決 ……６４
・議案第８号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第９号の説明、質疑、討論、採決 ……７２
・議案第９号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第１０号の説明、質疑、討論、採決 ……７４
・議案第１０号　皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第１１号の説明、質疑、討論、採決 ……７６
・議案第１１号　教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について
○議案第１２号の説明、質疑、討論、採決 ……７７
・議案第１２号　皆野町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
○次会日程の報告 ……７８
○散　　会 ……７８

◇

３月１１日（水）

○開　　議 ……８１
○議事日程の報告 ……８１
○議案第１３号の説明 ……８１
・議案第１３号　平成２７年度皆野町一般会計予算
○議案第１４号の説明 ……８８
・議案第１４号　平成２７年度皆野町国民健康保険特別会計予算
○議案第１５号の説明 ……９１
・議案第１５号　平成２７年度皆野町介護保険特別会計予算
○議案第１６号の説明 ……９５
・議案第１６号　平成２７年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算
○議長発議による追加 ……９６
○次会日程の報告 ……９６
○散　　会 ……９７

◇

３月１２日（木）

○開　　議 ……１０１
○議事日程の報告 ……１０１
○議案第１３号の質疑、討論、採決 ……１０１
・議案第１３号　平成２７年度皆野町一般会計予算
○議案第１４号の質疑、討論、採決 ……１５５
・議案第１４号　平成２７年度皆野町国民健康保険特別会計予算
○議案第１５号の質疑、討論、採決 ……１５５
・議案第１５号　平成２７年度皆野町介護保険特別会計予算
○議案第１６号の質疑、討論、採決 ……１５９
・議案第１６号　平成２７年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算
○日程の追加 ……１６０
○議案第１７号、議案第２１号の説明、質疑、討論、採決 ……１６０
・議案第１７号　平成２６年度皆野町一般会計補正予算（第６号）
・議案第２１号　平成２６年度皆野町一般会計補正予算（第７号）
○会議時間の延長 ……１６８
○議案第１８号の説明、質疑、討論、採決 ……１７７
・議案第１８号　平成２６年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
○議案第１９号の説明、質疑、討論、採決 ……１７８
・議案第１９号　平成２６年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第４号）
○議案第２０号の説明、質疑、討論、採決 ……１８０
・議案第２０号　平成２６年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
○承認第１号の説明、質疑、討論、採決 ……１８１
・承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度皆野町一般会計補正予算（第５号））
○同意第１号の説明、質疑、討論、採決 ……１８２
・同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦について
○総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告 ……１８３
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について ……１８３
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について ……１８３
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について ……１８４
○議決事件の字句及び数字等の整理 ……１８４
○閉会について ……１８４
○閉　　会 ……１８５

○　招　　集　　告　　示

皆野町告示第１６号

平成２７年第１回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２７年３月４日

皆野町長　　石 木 戸　　道　　也

１　期　　日　平成２７年３月１０日

２　場　　所　皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	小	杉	修	一	議員	２番	宮	前		司	議員
３番	常	山	知	子	議員	４番	若	林	光	雄	議員
５番	大	澤	金	作	議員	６番	新	井	達	男	議員
７番	新	井	康	夫	議員	８番	大	野	喜	明	議員
９番	大	澤	径	子	議員	１０番	林			豊	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

平成２７年第１回皆野町議会定例会　第１日

平成２７年３月１０日（火曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会
１、開　　議
１、議案等の説明のため出席した者の紹介
１、町長挨拶
１、議事日程の報告
１、会議録署名議員の指名
１、会期の決定
１、諸般の報告
１、行政報告
１、町政に対する一般質問

１番	小	杉	修	一	議員
３番	常	山	知	子	議員
１０番	林			豊	議員
７番	新	井	康	夫	議員
１２番	内	海	勝	男	議員

１、町長提出議案の報告及び一括上程
１、議案第　１号　皆野町公の施設における指定管理者の指定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　２号　皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　３号　皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての説明､質疑、討論、採決
１、議案第　４号　皆野町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　５号　皆野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての説明､質疑、討論、採決
１、議案第　６号　町職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明､質疑、討論、採決
１、議案第　７号　皆野町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　８号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第　９号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
１、議案第１０号　皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び皆野町

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第１１号　教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定についての説明､質疑、討論、採決

１、議案第１２号　皆野町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、次会日程の報告

１、散　　会

午前９時０４分開会

出席議員（１２名）

１番	小	杉	修	一	議員	２番	宮	前		司	議員
３番	常	山	知	子	議員	４番	若	林	光	雄	議員
５番	大	澤	金	作	議員	６番	新	井	達	男	議員
７番	新	井	康	夫	議員	８番	大	野	喜	明	議員
９番	大	澤	径	子	議員	１０番	林			豊	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石	木	戸	道	也	副町長	土	屋	良 彦
会計管理者兼会計課長	村	田	晴	保		教育長	山	口	喜一郎
総務課長	川	田	稔	久		町民生活課長	四	方	田 勝 吉
健康福祉課長	浅	見	広	行		参事兼税務課長	大	澤	康 男
産業観光課長	大	塚		宏		参事兼建設課長	小	宮	健 一
教育次長	髙	橋		修					

事務局職員出席者

参事兼事務局長	吉	橋	守	夫		書記	山	田	厳

◎開会及び開議の宣告　（午前９時０４分）

○議長（四方田　実議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより平成27年第１回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（四方田　実議員）　本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。

◇

◎町長挨拶

○議長（四方田　実議員）　次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成27年第１回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

また、議員各位におかれましては、日ごろから町勢進展のためご尽力をいただき、敬意と感謝の意を表します。

本日は、10万人以上の犠牲者が出ました東京大空襲から70年目であります。明治維新以来70年間戦争のない日が続いたことはなく、この70年間は大変意義深いところであります。永遠に戦争のない時代が続くことを願うところであります。

また、東日本大震災発生からあすで４年となります。改めまして犠牲者のみたまに謹んでご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族に対しお悔やみを申し上げます。いまだ避難生活を余儀なくされています多くの皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早く通常の生活に戻れますよう願うばかりです。

昨年の２月には、経験したことのない大雪により、多くの建物や施設に被害をこうむりました。住宅や農業施設を初めとする雪害復旧も幾つかを残し、おおむね再建したところであります。町の建設工事におきましては、２カ年の継続事業で取り組んできました下田野橋橋梁整備事業も５月に完成の運びとなりました。土京地区、腰区の道路整備も予定どおりに進捗しています。

なお、５分団消防団詰所建設につきましては、入札不成立により、次年度へ繰り越しをして建設を進めてまいります。

平成27年度一般会計予算について申し上げます。一般会計予算大綱にお示ししました予算編成方針に基づきまして、安全で快適なまちづくり、楽しく子育て、元気で長生きができるまちづくり、心豊かな人間性を育み文化彩るまちづくり、豊かな自然と環境、産業が活きづくまちづくり、連帯と交流が育む地域づくりと健全なまちづくりを重点的に推進するため、総額39億6,200万円の平成27年度一般会計予算といた

しました。

予算編成に当たりましては、不要不急を排除し、財政健全化を念頭に編成しました。

歳入では、町税を10億5,339万8,000円、地方交付税を昨年より2,400万円増の14億5,300万円を見込みました。

歳出における主な事務事業では、皆野学童保育所を別棟に１クラス増設し、働く保護者の子育て支援を推進します。

また、お出かけタクシーについては距離条件を撤廃し、全町の70歳以上で運転免許証を持たない方は全員対象としました。引き続き消防団の再編整備を進め、今年度は４分団詰所と機械器具の整備を進めてまいります。

また、生活道路整備につきましても町内各所で進めてまいります。道の駅みなのにつきましては、下水道管布設工事とあわせてトイレ建設も進んでいます。

電気自動車の充電設備も完成しました。引き続き道の駅みなのの駐車場整備、加工センター場開設に対し助成し、農業、商業の振興につなげてまいります。

また、地方創生関連の計画策定を進めてまいります。

国保など３特別会計予算においては25億9,714万円を計上し、合わせた総予算額は65億5,914万円であります。

なお、予算の執行においても最少の経費で最大の効果を上げることを徹底してまいります。

本定例会にご審議賜る町長提出議案は22議案であります。よろしくご審議いただき、可決いただきますようお願いを申し上げます。

結びに、四方田実議長さん、林豊議員さん、大澤径子議員さんにおかれましては、このたび埼玉県町村議会議長会から表彰状、感謝状を受賞され、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、開会に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（四方田　実議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（四方田　実議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

１２番　　内　海　勝　男　議員

１番　　小　杉　修　一　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（四方田　実議員）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から３月16日までの７日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月16日までの７日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（四方田　実議員）　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

平成26年12月19日、秩父地域議長会による関口昌一地域創生特別委員長表敬訪問並びに第３回定例会に副議長と、24日、長瀞町役場で開催されたちちぶ定住自立圏推進委員会に、26日、秩父ミューズパークで開催された国道140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会及び定峰トンネル開削促進期成同盟会の定期総会に出席しました。

年がかわりまして、１月６日、秩父消防本部で開催された秩父消防本部出初め式に副議長並びに広域議会議員と、13日熊谷市のホテルガーデンパレスで開催された部落解放同盟埼玉県連旗開きに、14日、埼玉県知事公館で開催された県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会に、同日、埼玉教育会館で開催された埼玉県町村議会議長会役員会に、19日、秩父農園ホテルで開催されたＪＡちちぶ新年祝賀会に、22日、浦和ロイヤルパインズホテルで開催された市町村トップセミナーに、26日、秩父市歴史文化伝承館で開催されたちちぶ定住自立圏推進委員会に出席しました。

月がかわりまして、２月10日、埼玉県県民健康センターで開催された町村長・町村議会議長合同研修会に、12日、埼玉県県民健康センターで開催された埼玉県町村議会議長会定期総会運営打ち合わせ会に、23日、秩父地域地場産業振興センターで開催されたＦＩＮＤ　Ｃｈｉｃｈｉｂｕ中間報告会に、26日、埼玉県県民健康センターで開催された埼玉県町村議会議長会定期総会に大澤径子議員と出席しました。

以上です。

次に、皆野・長瀞上下水道組合議会議長から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

１番、小杉修一議員。

〔１番　小杉修一議員登壇〕

○１番（小杉修一議員）　１番、小杉修一です。皆野・長瀞上下水道組合議会から報告させていただきます。

前回ご報告いたしました11月28日の臨時会以降、議会の開会はございませんでしたが、この後、今月20日に平成27年第１回定例会が予定されており、平成26年度（第３号）補正予算並びに平成27年度予算が審議されます。

また、道の駅みなの周辺の下水道化に向けて下水道管布設工事におきましては、執行部によりますと当初２月末の完成予定でしたが、バイパス沿いのところでの岩盤に工事が難航してしまい、約一月のおくれで、今月に完工される見込みになっているとのことであります。

なお、バイパスの横断は、既に無事終えているそうであります。

そして、道の駅みなののほうで新設されるトイレは、やはり今月中には完成するようです。

また、地元スーパーの総菜センターにも下水道が接続される見通しであり、特に町民生活課長及び担当者に大変ご苦労をいただいていたこの地域の排水問題も、大きく改善される方向にあると思われます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　続いて、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

９番、大澤径子議員。

〔９番　大澤径子議員登壇〕

○９番（大澤径子議員）　秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

２月25日に開かれました。管理者より、クリーンセンターの発電設備、消防分署の統合、デジタル無線の工事が完了されたということが報告されました。

議案は３件あります。議案第１号は、秩父広域市町村圏組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは人事院勧告による給与制度の見直しで、通勤手当は引き下げ、給料はおおむね２％下げるというものです。

議案第２号は、平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算です。この内容は、新火葬場の建設工事請負契約締結に伴う継続費の変更として、平成26年度の委託料及び工事請負費１億760万1,000円の減額、秩父クリーンセンター発電設備の稼働に伴う水道光熱費2,391万円の減額などを含みます。

議案第３号は、平成27年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算です。予算総額は39億4,291万円、この中には新火葬場関係の経費10億5,167万円が含まれております。

この以上３議案は、全て可決されました。

その後、委員長報告がございました。これは、秩父広域化調査特別委員長の報告です。この内容については、一部をここで朗読をさせていただきます。

秩父地域の水道広域化に向けた現状について、秩父地域水道広域化準備室より説明を受けました。

まず、秩父地域の水道等の状況では、面積は埼玉県の約４分の１、人口は埼玉県の約1.5％、非常に広大な面積に人口が少なく、１人当たりの管路延長が極めて長い状況にある。水道施設は供用開始から一番新しいもので48年が経過しており、秩父市では90年を迎えて老朽化が進んでいる。事業収益は圏域全体で24億円となっている。今後、水道事業を単独で維持していくためには、経費の節減や水道料金の大幅な値上げが必要となるなど極めて厳しい現状にあることから、１市４町で平成23年11月２日に秩父地域水道広域化委員会が設立され、検討を重ねた結果、組織統合に向けて検討していくとの結論が出された。

また、広域化の推進に当たり、どのような組織で行うかということについては、現在の１市４町での枠組みで事務の共同処理を行っている秩父広域市町村圏組合の一事務となることが望ましく、一つでも抜けた場合には、新団体の設置を検討しなければならない。新団体を設置するとなると、事務的に煩雑なことや人件費等経費の圧縮の点で不利なため、１市４町の合意で秩父広域市町村圏組合の一事務になればと考えている。

平成28年４月に秩父地域の水道事業統合を目標としているが、この広域化についてはこれが終点ではなく、県のビジョンではおおむね半世紀後には県内水道一本化がうたわれており、これを最終的な目的にしたいと考えている。

この広域化事業には、大きな国の補助金があり、これを活用して施設や管路の更新を行い、強靭な施設整備を行っていきたいと考えており、総事業費の３分の１を補助し、経年施設の更新と統合関連事業が対象となる。

また、広域化により対象となる施設の共有化ができ、予算や職員、水資源、施設、情報などを共有化することにより経営の基盤強化、技術基盤の強化につながり、水道料金の上がっていく幅を抑えられると考えられており、単独の事業体では大きな成果を出すのは難しいが、広域化することによりこの効果を最大限に生かせるものと考えているなどという説明がありました。

議会終了後に全員協議会が開かれまして、その場所では新火葬場建設工事の進捗状況と今後のスケジュールについて説明がありました。新火葬場は、平成28年10月に供用開始の予定です。駐車場等の外構工事は平成29年３月末に完成する予定です。この新火葬場の建設に伴い、地元住民から国道に信号機の設置を求められておりましたが、昨年12月に設置でき、利用者、地元住民から大変好評であるという報告も受けました。そして、秩父クリーンセンターの発電設備設置に伴う電力料金の削減効果についてですが、これは平成26年度で、要するに電気料金と売電による経費ですけれども、4,684万8,000円、平成27年度は8,304万943円を見込まれております。平成26年度の実績から考えますと、平成27年度のこの見込み額はもう少しふえるのではないかというふうに私は考えておりますが、この詳しい内容につきましては新斎場、新火葬場の進捗状況並びに秩父クリーンセンターの発電状況の資料ですが、お手元に届けてございますので、ごらんいただけたらと思います。

以上で秩父広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

○議長（四方田　実議員）　監査委員から例月出納検査並びに定期監査の結果について報告がありました。

その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

◇

◎行政報告

○議長（四方田　実議員）　日程第４、執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也）　特にございません。

○議長（四方田　実議員）　執行部からの報告が終わりました。

これをもって諸般の報告等を終わります。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（四方田　実議員）　日程第５、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、１番、小杉修一議員の質問を許します。

１番、小杉修一議員。

〔１番　小杉修一議員登壇〕

○１番（小杉修一議員）　１番、小杉修一です。朝、町のあちこちでウグイスが鳴き、大分暖かく春めいてまいりました。先日のまるごと見本市もにぎやかでありましたが、アベノミクスによる景気浮揚効果の春も早く訪れないかなという期待もあります。今回もよろしくお願いいたします。

それでは、質問の１項目に入らせていただきます。１項目、皆野町職員のラスパイレス指数についてであります。昨年末県が発表したラスパイレス指数では、国家公務員給与を100とするこの指数で皆野町は86.4で、県内最低にあると知りました。これは名誉なことなのでしょうか。近隣の町に比べて職員数も少ないように聞いていますが、これは安い給金でほかより多くの仕事をやってもらっていると言えるのかもしれません。いろいろ考えたとき、一番下でなくてもいいのではないかという気もいたします。100を超えている自治体もあります。国家公務員とは別に、同じように仕事をされる地方公務員間において大きな格差が存在するのですから、町民へのサービスの低下がないよう頑張っていただき、そこで指数において90くらいになるようにしてやってもらいたいところであります。ご見解をお聞かせください。

次に、質問の２項目であります。秩父地域水道事業広域化基本構想についてであります。秩父地域水道事業広域化基本構想（ビジョン）が策定され、皆野町と皆野・長瀞上下水道組合も積極的に参加するわけですが、①、この基本構想を町民にどのように説明、理解を得ていかれるのですか。町報２月号では内容の説明がないまま、これに対する意見を募集しておられましたが、資料の入手先のメールアドレスと窓口が紹介されていただけでは困る町民が多いと思われます。

そして、②、この広域化の皆野町及び町民へのメリットはいかなるものか、見通しと考えを教えてください。

次に、質問の３項目、み～なほしいもについてであります。町も援助してシルバー人材センターの努力でみ～なほしいもが販売されました。私もいただきましたが、大変うまいし、厚みとやわらかさもいいぐあいに思われます。ぜひ気合いを入れてやっていってもらいたいと思います。

そこで、①、道の駅みなののほかにどのような販路をお考えですか。

②、生産の仕組みもあわせて教えてください。

また、これを名物にするべく、道の駅みなのやその他の販売所に、み～なほしいもののぼりを町がつくってあげてもらったらいいと考えます。イメージとしては、名物み～なほしいも、うまい、このようなのぼりであります。当然み～なちゃんのイラストも入ります。

そこで、この新名物み～なほしいもについて、この先を見詰めた町長のお考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　副町長。

〔副町長　土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦）　１番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づきまして、お答え申し上げます。

１番の皆野町職員のラスパイレス指数について、私のほうからお答え申し上げます。

小杉議員さんのご指摘のように、町の平成26年度のラスパイレス指数は86.4でございます。これは、県下63位、最下位でございます。

なお、平成25年度の町の職員のラスパイレス指数でございますが、93.0であります。これは、東日本大震災復興財源の確保の関連で、国家公務員の給与が２年間給与減額されたことによる数値でございます。

このような状況は、私が職員の当時からでありまして、例えば平成15年の３月議会におきましては当時２番議員でございました林豊議員さんから、ラスパイレス指数が80の下のほうに、低いところにあるがと。当時は82.4であったと思いますが、そのようなご質問を受けたことがございます。その後、このラスパイレス指数の改善につきましては特別昇給等により対応してきたところでございますが、まだまだ改善された状況になっておりません。今後も職員の人事評価等も考慮した中において、小杉議員さんのお話のように、せめて90台に乗せるべく改善を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　１番、小杉議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

２番、秩父地域水道事業広域化基本構想についてお答えします。小杉議員さんにおかれましては、皆野・長瀞上下水道組合議会議長として深く認識されていることと思いますが、まずは水道広域化の必要性でありますが、急速に進む少子高齢化による秩父地域の人口減少と高齢化であります。秩父地域１市４町の10万8,000人の人口は、30年後は７万人となり、65歳以上の高齢者は40％を超えると想定されています。現在の水道施設は約50年前に集中的に整備されたものが多く、施設の老朽化が進んでいます。そのほか災害対策や管理体制の弱体化などのさまざまな課題があります。

このような人口減少と少子高齢化による収益の減少が予想される中で、この施設や水道管の更新や災害対策や管理体制の弱体化にそれぞれの市、町で対応することは困難であります。１市４町の４水道事業を統合することにより、単独で行った場合と比べて費用は大幅に削減することができます。

このようなことから、平成26年４月に水道広域化準備室を設置し、平成28年４月の統合を目指しています。秩父地域の水道の現状と今後の課題、統合の必要性とメリットを説明した秩父地域水道広域化を目指してと題する資料を作成し、昨年の12月に全世帯に配布し、周知を図りました。

秩父地域水道事業広域化基本構想について、広報２月号で意見募集を行いました。今後の老朽水道施設の更新や維持管理、事業運営を現状の課題で行う場合と比べて、その費用は大幅に抑制できるとともに、水源は鍾乳洞がある橋立川の清流と、トンネルによる大滝、奥秩父からの清流となり、においのないうまい水道水を飲用できることになります。このように水道事業の統合は、当町皆野町はもとより１市４町にとって、大きなメリットはあってもデメリットはないと考えられます。

３番のみ～なほしいもについてお答えします。この事業は、遊休農地解消と高齢者の生きがいと地域の活性化を図るために、シルバー人材センターにおいて農と共生、農業生産支援活動として取り組んでいるものであります。

１点目の販路についてお答えします。道の駅みなのの農産物直売所、道の駅果樹公園あしがくぼ、秩父農産物直売所、水と緑のふれあい館、長生荘の５カ所です。

２点目の生産の仕組みですが、シルバー人材センターでは苗を購入し、下田野の畑に植えつけし、秋に収穫し、加工し、販売する流れであります。具体的には、下田野の畑で掘り上げた生芋1,300キログラム余りを上原区にある作業所において洗浄機で水洗いをし、皮をむき、せいろで蒸し上げて９ミリ程度に切断し、すだれに並べてビニールハウス内で天日乾燥する。乾燥が終了した芋は選別し、見ばえよく並べて

真空パックし、シールを張り、販売する運びになります。

また、み～なほしいもののぼりを立ててはとの提案ですが、検討はしてみますが、販売早々から大好評で生産が間に合わない状態であり、完売になりました。

また、切り干し芋はシルバー人材センター以外にも数名の農家等で生産、販売しています。今の状態で、おいしさで人気を得ていますので、口コミ等で好調な販売は続くものと思います。

このようにみ～なほしいもが好評なため、1,700本を植えつけました苗をことしは２万2,000本を植えつけ、増産する計画であります。シルバー人材センターにおいて意欲的に取り組んでいるみ～なほしいもの生産、販売事業により、町の遊休農地の解消と特産品として販売が拡大しますよう期待し、いずれは農家の６次産業化へ進展することを願っております。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　何点か再質問させていただきます。

まず、皆野町職員のラスパイレス指数に関してでありますけれども、一番下ということで町民レベルから見るとご苦労いただいているのだなということと同時に、やはり給金を安くして、安いところで頑張ってもらっているということで、ありがたいことなのでしょうけれども、全体的にだからこれが名誉なことかというと、どうもよくわからない。本当にこういうので名誉なことであると、よく視察とか来たりもするのかなと思うけれども、全くそのような話も聞かないような気がするから、いろんな考えがあるのかなと思います。

とにかく、私が少し言いたかったのは、同じ地方公務員の間での格差。国家公務員は100で、それはそれで置いておいて、100を超える地方の自治体もある。そうすると、そこへ行って86とか80台であると、地方の自治体同士で２割ぐらいの差がついてしまう場面もあるのかなという気がいたします。

そして、往々にしてというか、100が出ているようなところは職員組合のようなものが存在するところがあるのかなという気がいたしますけれども、そういうことを考えますと職員の方々はそういうものもなく、頑張ってくれているという１点ですので、答弁いただきましたけれども、副町長の答弁の中で、90を超えるように工夫してみる、いただけるような話がありましたので、むしろまた頑張っていただける職員の方々の励みになるのではないかと思って期待いたします。

これに関しては以上であります。

次に、水道広域化事業についてでありますけれども、先ほどの町長の答弁のとおりで、大変結構わかりやすく答弁していただいた感じでありますけれども、それをだから町民にどういうふうに伝えていくのかなという質問であります。どういうふうに伝えていくのかなと、そこのところはいかがですか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、資料につきましては全戸に配布し、また２月号におきましてもお知らせをしておるということで、その後町民からそれに関しての問い合わせ等はほとんどというか、全くございません。

そんな関係で、多くの町民もこの統合については受け入れているというか、進めてほしいと、こういう考えでおると、私は認識をしておるところでございます。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　そういう感じであるのかもしれないですけれども、とりあえずどういうものなのだいという声は聞かれます。そうすると、我々は立場上、また割と説明会を我々はしていただいているの

で認識できているところがありますので、なるべく間違わないように聞かれたときは説明したりするのですけれども、先ほどの答弁ぐらいですと大変わかりやすくて、あんな感じでいいのかと思うのですけれども、一番簡単なのが町報に１ページぐらい割いてもらって説明してもらうと。各地域に出かけていって説明会を開く、これ他の市町でやっておられるところもあるようにも聞いたものですから、ですから皆野町はそのような考えはないのかなというのも含めて、ちょっと今回の質問にさせてもらっているところもあるのですけれども、皆野町においてはかなり水がおいしくなる。

料金、これは説明会のときも質問してみましたけれども、なかなか断定しにくいところなのでしょうけれども、皆野町においては料金がいい方向に向かうかなという感じも伝わってきておりますけれども、その辺のところを、言える範囲のところを一度町報にでも書かれてみたらいいのではないかなというところであります。いかがですか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　十分検討はしてみたいと思っております。

ちなみにちょっと申し上げておきたいのですけれども、今ある皆野町の浄水場、これも既に50年近くを経過しておりまして、大変老朽化しております。そんな関係で、単独でいった場合にこれを新しくするということになりますと、使っていながら新しくしなければというようなことで、他の場所に浄水場を設けなければと。そして、その費用は30億円から40億円もかかるだろうと、こんな想定もされておるわけでございまして、それだけを考えても、人口も残念ながら減っていく、こういう中で町民に大きな負担をかけてしまうだろうと、こういうこともあります。

また、この皆野町の浄水場の取水口より上流に秩父市の下水道処理場、あるいは横瀬町の下水処理場、あるいはし尿処理場、こうしたものもありまして、水質がかなり努力をし、活性炭等も今量をふやして対応しておりますけれども、カビ臭があるという町民からの苦情等も来ております。これらにつきましても、やはり先ほど申し上げましたように、浦山川、あるいは奥秩父からの荒川の上流の清流、こうしたものが利用、活用できるわけですから、そうしたことへの解消にもつながるだろうと、こんな考えでおるところでございます。

いずれにいたしましても、今の小杉議員の要望は検討してみたいと思っております。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　全くそのとおりのいい方向にどうも進んでいるようですので、ぜひそのいいことを町民にぜひお知らせいただいて、前に進んでいっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

最後のみ～なほしいもについてですが、1,700本の苗が１年を経て２万2,000本になると。爆発しますね、いいではないですか。だけれども、今度はいよいよ２万2,000本になると、当然町外への販路、皆野町を訪れてくれる人にぜひどんどん買っていってもらうということを思いますと、５つの販売所、何か公的なところを紹介していただきましたけれども、いよいよのぼりができて、皆野の商店街にもスーパーがあります。あのようなところにもぜひ置いていただいて、のぼりが立つと。親鼻にも古くからのスーパーがあります。そこにも、そのようなところにもぜひ置いていただいて、親鼻にも20本ぐらいのぼりを立てると、そのような感じで。そうすると売り切れてしまうと困るからなんて、売り切れてものぼりが立っていていいのです。にぎやかさで。それでみ～なほしいもを多くの人に知ってもらうと、そういう方向で気合いを入れていってもらったらいいかと思いますが、今回初めてこのような形でつくられて、生産の仕組みもち

ょっと触れていただきましたけれども、何か初めてで試行錯誤のもとやられている部分もあったかに思われますけれども、その辺の苦労話的なものが何かあったらご紹介いただけたらいいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　これといった苦労はありませんでしたけれども、全くゼロからのスタートだったというようなことで、設備を町も補助しましたし、シルバーも県の補助金等もいただいたり、独自に資本を投じてのというようなこともありました。

そして、またシルバーで働いている方々は、サツマイモの栽培の経験がある方が多くおりまして、そんなに苦労したということはございません。ただ、今私が心配というか期待をしておるのは、シルバーでそうした生産をし、加工することはもちろんですけれども、このことによって農家の方々が自分のところでも干し芋を生産してみようと、こういうふうにつながっていけば遊休農地の解消にもつながるし、まさに６次産業という形で皆野町が干し芋の名産地だと言われるような町になっていけばいいなと、そんな関係で奨励作物というような形で取り入れていくべきかなと、こんなふうに思っているところであります。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　１番、小杉議員からの再質問にお答えいたします。

苦労話等につきましては、町長答弁のとおり特にないという話は聞いておりますが、干し芋の販売状況についてシルバー人材センターのほうで若干話を聞いておりますので、これをもって回答とさせていただきます。

１つ目は、当初道の駅みなの農産物直売所と寺尾のＪＡちちぶ農産物直売所で委託販売を始めたそうですが、時期的に他の干し芋が大量に出荷される時期と重なったために、販売状況は非常によくなかったという話は聞いております。このため、試みに手ごろに購入できる価格、ワンコインにしたところ、徐々に販売状況がよくなって、２月に入ってからは出荷するとすぐに売り切れる状況になったと聞いております。

３つ目に、横瀬の道の駅果樹公園あしがくぼでは氷の見学者を当てにしまして販売を始めましたが、紅はるかの色合いがよいせいもあって大変な人気で、一月に210袋を販売したということを聞いております。

次に、長生荘では、販売当初からほぼ売り切れたということです。また、みんなの商店まるごと見本市でもすぐに売り切れになったという話は聞いております。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　いろいろ何しろ好評なので、頑張って２万2,000本来年は、２万2,000本の苗ですから、それに芋がいっぱいくっつくみたいです。大澤金作議員にお聞きしましたら、イノシシも好きなそうなので、その辺の対策も今度は必要になるけれども、そこでもし上がりがあれば、何かイノシシ対策も資金がないみたいなので、ぜひその辺も爆発させてもらって、その辺にあるお金まで出てきてしまうような感じもいいのかなという気もいたします。

み～なほしいも、９ミリという厚さでやっているのを知りましたけれども、厚さもなかなかいいなというところと、ちょっとこういうふうに厚目なので、私なんかどんな感じかなと思ってフライパンで焼いてみると、９ミリだといいぐあいに焼き芋っぽくなります。またいろんな、ただの干し芋ではないと。み～なほしいもは、いろいろいいと思います。

そんなわけで、ぜひ名物に育てていただきますようにお願いいたします。ぜひのぼりを検討いただきま

すようよろしくお願いします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（四方田　実議員）　次に、３番、常山知子議員の質問を許します。

３番、常山知子議員。

〔３番　常山知子議員登壇〕

○３番（常山知子議員）　３番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、今国会では来年度予算案の審議が行われています。昨年６月、骨太の方針2014に示された政府の基本方針には、医療、介護を中心に社会保障給付について、自然増も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化、適正化をしていくとしています。それに基づき、特に医療、介護の予算については、大幅な削減が行われようとしています。特に今回、介護事業者に支払われる介護報酬が2.27％も引き下げられることになりました。介護現場で働いている人や利用者にとって、もう大変な問題です。社会保障費の聖域のない見直しの一方で、大企業へは２年間で1.6兆円もの減税、平成27年度の軍事費は史上最高を更新し、５兆円に迫る規模です。安倍政権の戦争する国づくりを推進する予算案となっています。

さて、東日本大震災からあすで４年になります。岩手、宮城、福島３県で、今なお８万人以上の人が仮設住宅に暮らしています。仮設はカビが発生し、床も傷んでべこべこする。震災後に体を壊した。仮設暮らしは本当にきついと、仮設住宅で暮らす人の声です。しかし、災害公営住宅の建設はおくれる一方です。自治体の努力だけでは解決が難しい点も多く、国の姿勢が問われます。

また、日本人の人生観を大もとから変えた東日本大震災は、国と自治体に対してその使命は何よりも国民と住民の命と生活を守ること。特に日本は屈指の災害大国だけに、防災の課題は根本的課題であること。原発は人類とは共存できず、原発ゼロ、自然再生可能エネルギーの本格的普及に真剣に取り組むべきこと、これらを教訓として突きつけました。

また、台風や集中豪雨、大雪などによる災害も頻発しています。自治体として防災、減災の課題に真剣に取り組む努力をこれからも行っていただきたいと思います。

以上で質問に入ります。

１つ目は、廃校になった旧金沢小学校の活用についてです。旧金沢小学校が廃校になって丸２年がたちます。平成26年第１回定例会で、私は旧金沢小学校の活用について質問いたしました。そのときの答弁では、何件かの問い合わせがあったが、施設改修等に費用がかかるということで、借り手が見つからないということでした。この１年、旧金沢小学校利用等の問い合わせ状況と、また旧金沢小学校の活用方法について、再度町の考えをお聞かせください。

２つ目は、山を生かした観光（ハイキング、登山）の取り組みについてです。破風山については、町のホームページから破風山、皆野アルプスコースの魅力が発信され、登山者調査の設置、地図の作成、登山道等の整備をやっていただき、多くの登山者を呼び込んでいます。

１つ、破風山、皆野アルプスコース、大渕登山口、高橋沢方面には、バスも通らず、トイレもありません。両登山口が利用できるトイレと駐車場をあわせて設置していただきたい。

２つ目は、自由民権運動発祥の地でもある日野沢地域の昔の峠道、生活道だったところを整備し、ハイ

キング道としてよみがえらせ、観光に生かしていただきたい。町の考えをお聞きします。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　３番、常山議員さんからの一般質問通告書に基づき、お答えをいたします。

１番の旧金沢小学校の活用についてお答えします。廃校して３年目となります。旧金沢小学校の活用は、当初から福祉関係で地元雇用につながるものが望ましいという考えのもと、各所に紹介してまいりました。介護関係、障害者授産施設関係の７事業者が現地調査等を行いました。いずれも校舎の活用には至りませんでした。

なお、ここに来まして、一事業者が介護関係で再度検討してみたい旨の申し出を受けています。町としても、福祉施設関係などで地元雇用など、地域に恩恵のあるような旧金沢小学校の活用方針のもと、福祉、介護関係などにより活用できるよう期待しているところであります。

２番の山を生かした観光ハイキング、登山の取り組みについてお答えします。今、皆野アルプスと称して、破風山から大渕にかけての登山に人気が出ているやに聞いております。多くのハイカーや登山者が楽しんでいただくことは、大変結構なことであります。

なお、欲を言えば、観光としての観点からは、車で来て弁当を持って山に登り、そのまま帰っていただくだけでなく、山歩きとともに町歩きによる食事や土産品の購入、温泉への入浴など、町内の食堂や売店、温泉施設などに多くの方に寄っていただくような手だてを考えていく必要があります。常山議員さんからも、外貨を稼ぐ観光振興の観点からのアイデアなどをいただきたいと思います。

駐車場やトイレの整備については、ハイカー等の動向等をよく見きわめながら、今後検討してまいります。

自由民権運動の発祥の地を生かしたハイキング道の整備についてお答えします。日野沢各集落を横に結ぶハイキングコースができるかと、以前歩いたことがあります。おもしろいコースですが、難点としては集落を結ぶ山道の多くは杉林の中にあり、眺望が大変悪いことです。高松、大上、藤原、重木、小松、奈良尾、門平、大前、小前、風戸、日野集落を結ぶ現道路を生かした秩父困民党ゆかりの集落を回るコースとして研究はしてみたいと思います。

路線バスの増便は、車両と運転手の確保や突発的な対応など、増便は困難と考えております。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　では、再質問をさせていただきます。

旧金沢小学校の活用について、この１年前の答弁と変わらないということで、そのときは町長も今後に期待したい。地元での雇用につながるような福祉関係の施設でもできたらいいということで、借りる人を待っていたと、そういう感じなのですけれども、一事業者が手を挙げているということで、それが借り手になるかどうかは答弁の中になかったのですが、やっぱり借り手を待っているだけの状態で、本当に１年、２年なんて、あっという間に過ぎてしまいます。

その間に人の出入りがない状態になれば老朽化も進みますし、また防犯上もよくありません。現に室外機が盗難に遭ったというようなことも聞いておりますので、やはり今度の一事業者がどういうふうな方向になるかわかりませんけれども、ぜひしっかりと、町の宝ですし財産ですから、そういうものを生かしていくような方向でやっていただきたいのですが、私が一つ提案させていただきたいのは、例えばこの一事

業者が成立しない場合として考えて、丸ごと学校全部を一つの会社とか団体に貸す、それも一つの考え方、方法ですけれども、教室ごとに貸し出す方法をとってもよいのではないか、そういうふうにも考えているのです。

以前テレビで廃校になった学校の利用について放映していましたけれども、各教室ごとに借り手がいて、木工をやっている教室、陶芸をやっている教室、また地元の人たち、サークルの人が集まっておしゃべりをしている、そんなような方法も検討して募集するのもよいのではないかと思うのですけれども、その辺でどうでしょう、町長。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　先ほど答弁いたしました一事業者が、今活用に向けて検討していただいているところであります。

そんな関係から、今の常山議員の提案も理解はできますけれども、やはり介護にかかわる事業所でございまして、体育館やプール等も活用ができればというようなことも伺っておりますので、まずはそちらを優先して考えていきたいと思っているところであります。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　その一事業者が手を挙げていると。それはもう具体的にはっきりと、ではいつ借りますとか、そういうところまで決まっているのですか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　そこまで決まっていればもう決定しましたと申し上げるわけですけれども、そこまでは決まっておりませんが、本当に具体的にそうした準備に入っていただいておるということを申し上げておきます。

○３番（常山知子議員）　はい、わかりました。

○議長（四方田　実議員）　次に移ってください。

３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　はい。

金沢小学校のは最後ですけれども、やはりしっかりと、はっきりとまだ決まっていないということでは、ぜひ私が提案したようなことも、もしだめになった場合とかをやっぱり考えていただきたいと思いますし、借り手が見つかるまで学校をあけませんというのではなくて、その間でも地域の方だとか町のサークル活動の場として利用できるような配慮もしていただきたいし、私が大変心配に思っているのは昔廃校になった旧日野沢小学校の例なのですけれども、町長はその前を毎日通っているのでよくご存じだと思いますけれども、借り手は見つかったけれども、物置として利用しているとしか思えない状態、そういうふうに思います。本当に卒業生が嘆いているのです。契約書にある地域の活性化に少しも役立っていないと思います。旧金沢小学校がそういうふうなことにならないように、ぜひしっかりと考えて利用していただくようにお願いします。

次に行きます。破風山の駐車場とトイレについてですが、私のほうからの案もということを言われましたけれども、しかし破風山のまず登山のことなのですけれども、町と観光協会が実施した第１回破風山マスター案内人養成講座、私も参加しまして、去年の３月から12月まで５回の実践登山が行われて、11名が破風山マスター証の交付を受けました。これからが大事だと思いますけれども、そうしたマスター証を受けた人たちが、これからどうやって破風山、それから皆野にある町の魅力を全国に発信するか、そういう

ことが問われているわけですけれども、先ほども町長が言われましたように破風山の登山者は本当に多くなりました。

課長に伺いたいのですけれども、登山者の調査の設置をしていただきまして、それでこの１年間大渕登山口、それから高橋沢登山口、その去年１年間の人数、それがわかりましたら教えていただきたいのですけれども。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　３番、常山議員さんよりの再質問にお答えいたします。

破風山登山の登山者の人数でございますが、平成25年の12月にカウンターを設置しまして、それから平成26年の12月末まで１年間で合計で１万20人でございました。そのうち大渕登山口からの登山者数が1,271人、高橋沢からの登山者数が1,021人でございました。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　ありがとうございます。

そうしますと、今課長から述べていただいた大渕登山口、高橋沢登山口、年間で約2,300人の方に歩いていただいているということなのですけれども、本当に私も登山していていろんなところから来ていただいているというのがよくわかるのですけれども、東京方面からも多くの登山者が訪れています。

そして、地図を見ていただくとわかるのですけれども、町営バスの日野沢線が通っている登山口が３つあるのですけれども、そこには駐車場もトイレもあります。満願の湯のところと、それから華厳の滝、それから34番がありますが、大渕登山口と、その次の高橋沢登山口には駐車場もトイレもなくて、その奥の桜ヶ谷、サクラゲーとよく言いますけれども、桜ヶ谷の上のほうに１つトイレがあります。バスも通っていないということで、皆さん本当に駅から来てとことこと歩いて登っています。

また、破風山の山頂付近にもトイレがなく、多くの方から本当に要望されているのです、こちらの大渕側のほうの。以前お聞きすると、駐車場とトイレをつくる場所を町に貸してもいいよという方もいらっしゃるということは、私は町長と副町長には申し上げてありました。それで、町長が言いますように、町の観光、それから町の中も歩いてほしい、お土産を買っていってほしい、温泉にも入ってほしい、私もそう思います。でも、それは秩父鉄道から町営バスに乗って、帰りは町営温泉に入って帰ってもらう、もちろんそれが理想的です。しかし、車で来ている方も多くなっているのです。先日、水と緑のふれあい館の上の駐車場ですけれども、十五、六台とまっておりました。

そして、駐車場があるということ、設置するということは、登山者としても、私の経験でも、その地図を見ていろんなコースが選べるのです。ここに駐車場があるからここへ車を置いて、こういうふうに回ろうとか、そういうことを設定することも可能です。駐車場に町の案内板を立てて、町営温泉へ、また道の駅みなのに寄ってくださいという案内板を立てたりしてお知らせすれば効果もあると思いますが、ぜひもう一度答弁をお願いします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　駐車場とトイレの整備につきましては、場所、特にトイレについては高橋沢だとかあるいは大渕の登山口だとか、そこに両方につくるということは、なかなか大変なわけであります。

そんな関係から、県道の付近がいいのか、登山口がいいのか、いろいろ検討してみなければと思いますので、検討してみたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　ぜひ前向きに検討していただきたい。

登山口のそばにという案もありますけれども、できたら大渕の登山口と高橋沢の登山口の間ぐらいでもいいですし、どちらかに寄ってもいいですし、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、バスの増便なのですけれども、やはり難しいということで答弁があったのですが、バスは、本当にご存じだと思いますが、土曜、日曜、祭日の日野沢方面から皆野駅に来る便は、午後は２時と４時台、その２便しかないのです。あそこで温泉に入って、そしてバスを待っている人が話していたことは、やはりちょっと不便だよね、３時台もないし、午後に２便しかないのかというような声もありました。運行状況とか、それにかかる経費だとか、やっぱりお金はかかりますけれども、登山者の方たちが気持ちよくというか、ここは便利だなとか、そういうふうに思っていただいて、また皆野町に、皆野の山に登りに来よう、そういうふうに思っていただけるように、ぜひ整備をしていただきたいと思います。ぜひ、バスの件については再度検討してください。それは要望しておきます。

それから、「峠道を歩こう」と私は勝手につけたのですけれども、先日、今町長から答弁があったところとは別の、反対からなのですけれども、私は日野沢の東門平から奈良尾、そこから小松に行って、桜香堂というお堂のそばを下って、重木という昔の道を歩いてみました。案内の方もいたので道に迷うこともなかったし、以前町が立てた案内板もありましたのでわかりましたけれども、１回の休憩を入れて約２時間です。それは全部の道ではなかったのですが、東門平から奈良尾への道はもう比較的整備されていまして、歩きやすい状態です。そして、小松から重木へ通じる道は木が倒れていて道を塞いでいたり、橋が壊れているところもありました。でも、全体としてはアップダウンも少なく、整備をしなければならないところもありました。

町長の答弁の中で、木が茂っていて、そういう杉林の中を歩くようなものだと言うのですけれども、やはり案内人がいると、ああ、ここは秩父事件のこういう関係があったところなのだとか、そういう歴史を知る上でもとても重要ではないかと思います。もちろん花を植えたり、いろんな整備をするということも考えられると思いますけれども、またそういういいハイキング道になるのではないかという感想を私は持ったわけです。

それから、もう一つの重木から藤原、大上、高松、そういう歩くコース、残念ながら私はまだ歩いていませんが、１週間前に実は案内をしてくれた方が、そのところを歩いてくださったのです。その方の情報では、道が崩れているところだとか、竹が倒れているところなどもあって、整備も必要だということですが、高松のところにおりてくる、そうするとそこから水と緑のふれあい館の町営温泉に入れる、すぐそばだよということで、それは町長の希望どおりの温泉に入って帰っていくという、そういうコースにもなりますし、来年度の予算大綱を見ますと観光拠点である道の駅とハイキングコースの整備、それによって観光振興、地域振興を図るとはあります。ぜひこの「峠道を歩こう」として、ハイキングコースを整備して取り組んでいただきたいのですが、もう一回答弁をお願いします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　要望に沿えるよう努力してみたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　おしまいです。

３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　ありがとうございます。ぜひ前向きに検討してください。

先ほども言いましたように、自由民権運動の発祥の地ですし、歴史を知る上でも貴重なハイキングコースになるのではないかと私は思います。そして、そういうことでいろんなアイデアを出して観光客を呼び込む、その努力をぜひお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、昨年５月に発表された増田レポート、当町も消滅する可能性が高いという自治体の中に入りました。このままでは大変と、マスコミなどを使って盛んにあおりました。それに合わせたかのように昨年11月に成立した、まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生です。いろんな地方に補助金なども出ているようですが、安倍政権はこの中で地方に特区を設けて規制緩和を広げること、それを地域振興の柱にしようとしていますが、これは既に破綻した企業の呼び込み策です。私はそうではなくて、地域に根を張って頑張っている中小企業や産業、先ほどの小杉議員の話ではないですが、切り干し芋のそういう産業を応援して、地元の資源を生かした事業を支援してこそ本当の地域再生を図ることができると思います。自然再生可能エネルギーの拠点を地域につくるなど、地産地消を進めることも地元を潤し、地域経済の好循環をつくり出します。そうすることで若者を初めとした定住の拡大、人口回復にもつながるのではないでしょうか。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（四方田　実議員）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時２１分

再開　午前１０時３４分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（四方田　実議員）　次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番　林　　豊議員登壇〕

○10番（林　　豊議員）　10番、林豊です。通告に基づいて質問をしますが、その前に、今ちょうど同様の似たような質問をされた常山議員の中でも観光の話が出てきましたが、観光というのは大変難しいもので、道がよくなれば帰ってしまうし、いろんな遊歩道を整備すればお客さんはたくさん来るのですけれども、なかなかそこへ、地元のほうへ利になるようなものが落ちなくて、トイレとごみだけ置いていくというような事態が生じてしまうのも、皆野においては珍しいことではない。

そんなことで、美の山の観光地というのは半分忘れられているような部分があり、町においては、先ほどあったように破風山の観光、それから日野沢の滝ですか、そういったもの、これらを大きく、またポピーまつり等も大変お金をかけるというか、それなりにお金をかけていくわけですけれども、現時点、冷静になって一歩引いて眺めたときに、果たしてそれによってどの程度の収益が上がっているのか。また、町の事業者の利益になっているのかということを考えたときに、果たしてこの今やっている方針でいいのか。

例えば、案内人についても、先ほどの中で案内をしてくれる人がいて大変よかったと。それは、そのと

おりだと思いますが、その案内をする方がボランティアでただだというのと、幾分かでもお金を払ってもらえるというようなことになれば、ある意味ではそこにまた新たな雇用が生じるというようなことがあります。

実は、破風山マスターということで、去年１年間どんなようなことをするのかなと思いまして、私も一応名前だけ入れさせてもらいましていたのですが、と同時に今年の、正確に言いますと昨年の末、秩父市のほうで雇用何とかという協議会があったらしく、年次で３年ぐらいですか、できまして、そこがエコツアーガイド講座というのを始めまして、それにも参加させていただいて、まだ途中ですが、それらの目的はやはりお金を取ると。ただ案内をして、秩父にはこういうところがあるよというのではなく、お金を取らなければいけない、それがないのならばやらないほうがいいというような、非常にある意味ドライであります。

内容にしても、どこがどうしたという以前に、救護の方法であるとか、何かあったときの連絡方法であるとか、そういったことから始めています。ある意味非常に実践的だなというふうに感じている次第です。

何となく皆野の観光、観光協会を含めてですが、派手なことを打ち上げているのだけれども、実態がいまいち伴わないというふうに感じているのが、昨今の私の感想であります。

秩父市においては、いろんな仕掛けをしています。何せ影も形もないというか、誰も知らなかった聖神社に関東近県からわんさか人が来て、何だかよくわかりませんが、おさい銭収入だけでも桁が２つ、３つ上がったというようなことがあります。

そういった仕掛けというのが観光には本当に必要なので、オーソドックスな話が出てきていますけれども、それというのは確かに人は呼ぶかもしれませんが、多くの人が来るだけで終わりかねません。その辺のことを考えながら、今回の質問の中にもそれを組み入れていくものであります。

例えば、昨今行われた人形サミットなんかにしても、やられたことは大変すばらしいことであったのですが、もうちょっと何か、もう一工夫あればなという部分が感じられまして、私自身もいろいろかかわった部分もあるので、釈然としないというか、何か残念だというかという部分があるのも事実です。

さて、それでは通告に基づきまして３点お伺いしたいと思います。

まず、１点ですが、防災行政無線の聞こえにくさについてであります。いろいろと予算を組んでもらい、今年度予算ももうほとんど執行が終わって、恐らく工事等も終わっているのではないかと思われるのですが、運用開始からもう足かけ３年近くたつこの昨今の中でも、私が居住しております皆野のいわゆる中心部、皆野駅周辺では、いまだに聞こえが悪いと。ですから、きのう９時に毎度、明日議会があるから林さん出てこいよと、大変ありがたい放送をしていただいているようなのですが、これもろくに聞こえません。ですから、３時に小学生がやるのも、何かやっているのだなという程度にしか聞こえないのが現実のところです。

実は、ここのところ余り名誉なことではないのですが、当うちの居住近辺で２度の火災がありました。１回は午後３時前後、続けて12時間後の早朝の３時とあったのですが、このときも実は防災行政無線の内容がほとんど聞き取れませんでした。両方とも秩父市の発する安心・安全メールのほうで確認をして、あら、本当なのだというような感じで驚いたことを記憶しております。その際にも、当近所の人たちからも防災行政無線が全然聞こえないよというような話があり、すぐに総務課のほうへも問い合わせをしたのですが、その辺対策をしているのだということについては、私も一応予算等の関係で知ってはおったのですが、どのようなことをやって、今もう終わってしまって、もう運用が始まっているのか。一応その辺の事

情についてお伺いをしたいと思います。

では、２点目ですが、いわゆる先ほど話題にも出ましたが、本町通りと言っていいのかよくわかりませんが、旧国道140号線の役場入り口からいわゆる矢尾前後まで。までといいますか、この通りです。この通りは現在、50年来幅が広がるわけでもなく、狭まらなくてまだいいのかなというぐらいであります。ただし、ここ10年、20年の間は大変人通りも少なくなりまして、それに伴ってと言っていいのかどうかわかりませんが、ここ５年くらいから特に目立って超大型のトレーラークラスの大型車が頻繁に通過するようになっております。

これらの車両を見ていますと、センターラインにおさまることはむしろ少なくて、それは人がいたり、駐車車両があったりということもあるから必ずしも、仕方がない部分もあるのですけれども、歩いている歩行者、また自転車にとっては非常に脅威となる状態になっています。

ちょうど先週ですか、神奈川で、状況は全く違うのですが、同じ県道で余地のない県道、ただ通学の高校生や何かが多くて、歩いている人、自転車で通学している人等の多い県道上で、朝登校途中の女子高生が歩行者を避けるために車道側にちょっと寄せたところ、その歩行者と接触した後に大型車にひかれて亡くなるという事故がありました。他人事ではないなというように感じた近隣の人々がいるような気もいたします。

実際問題、通学路になっていない、そういったこともありますから、そういう危険性はないのかもしれませんが、一応商店街の道ですので、お年寄りを含めた買い物をしたいというような人も少なからずおるわけですけれども、そういった人たちの話を聞くところでは、とても恐ろしくて歩けないという方が多いわけです。この件については、多分かなり以前にも一度一般質問で取り上げたという気もいたしますが、その後何らこういった改善がされない。これも事実だと私は感じておりますし、これが県道であるからというような部分が言いわけになってしまっているのかなというふうにも感じております。その後といいますか、この件について町としてはどのような考えでいるのか、今後どういうことをしていこうとするのか、お伺いしたいと思います。

特に、県道であるからということで言うならば、この春でしたか、昨年でしたか、除雪との関係で駅周辺の除雪を県土のほうと話し合いをして、県道だから町ができないということのないようにしていただきたいと、話し合いを持っていただきたいたいといった要望をしたのですが、今年たまたま大きな積雪を伴うような雪が降っていないのですが、どうも先日の積雪のあったようなときの状況を見ますと、そういった話し合いがどうもなされていないのではないかと、いうふうに感じる部分もありましたので、その点についても関連としてお伺いしたいと思います。

それから、それに関連しまして、住民のほうの要望としてよく言われますのが、先ほど挙げた役場入り口から木毛ぐらいまでを含めたこの道路の大型車の進入禁止とか、こういった規制ができないのか。あと信号設置ということもありますが、それらのことについてもどのようにお考えになるのか、通告を入れていますので、お伺いしておきたいと思います。

それでは、３点目ですが、観光に関してということで、質問事項の表題では、美の山登山道、遊歩道、桜並木の整備についてということで、通告した部分では美の山にかなり特化した形で通告をしておりますが、その他の部分についても関連ですから、一応当初の部分ではお伺いをしたいと思いますが、関東の吉野山を標榜する美の山公園は県のほうがかなり手を入れて、大変桜の公園としてはこの辺ではかなりよいものであろうというふうに思いますが、さすがに老朽化も激しい部分もあります。しかしながら、桜のみ

ならず、その前後のアジサイやら、それからツツジなどについても大変すばらしいものがあるのですが、ともかく町のほうのここの美の山についての整備といいますか、ＰＲを含めたのが若干ここのところ少なくなっている、そんは気がしてなりません。

先ほど冒頭でも言ったとおり観光というのはなかなか大変なものでして、手をかけて育てたからといってそれが見返りとして収入になるかというと、なかなかその難しさというのはあります。しかしながら、美の山については、町ばかりでなく県も大きなお金を投入して、いろいろと手をかけていただいているという部分があります。この後２週間後ですか、美の山さくらマラソンということで皆野町側から、旧町側からいわゆる林道を駆け上がるようなコースをとっているのですが、実はこのコースにはほとんど桜並木がなくて、皆野駅をおりて桜の山美の山と言われたときに、どの山だいと、桜が見えないけれどもということが結構多い。そういったことを考えても、なぜ林道の両側に桜並木をつくらないのか、そのように感じる部分があります。

また、実際に美の山の遊歩道、これはふれあいの道を含めてですが、歩いてみると、非常に雨や何かで荒れている部分が多くて、雨水等の流れるままになってしまって、掘れている部分も多いです。

また、腰側のいわゆる表参道と言っていいのでしょうか、途中に別荘地があるわけで、その関係で一部舗装なんかもされているのですけれども、その上の部分、蓑神社まで行くところは本当にもう廃道になってしまっていて、道そのものが非常になくなっています。美の山は旧皆野とのつながり等を考えますと、非常に観光価値の大きい部分があると思いますので、その辺の整備はその他周辺の山に先駆けてやっておかなければいけないところではないか。駅からのアプローチも近いですし、またその気になれば道の駅、役場からの登山のところにも適している部分ですから、本来であるならば観光の一番の拠点となるべきところなのですが、最近町においても、また観光協会等においても忘れ去られつつある存在となっておるのが大変危惧されるところであります。ぜひ、この際そういった状況をまず調査していただいて、手を入れるべきは手を入れていただきたいと思うのですが、その点についてどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

以上、３点よろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

〔総務課長　川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久）　10番、林議員さんから通告のありました一般質問に対し、お答えをいたします。

初めに、防災行政無線の聞こえにくさについて。防災行政無線は、平成25年度、平成26年度の２年間をかけ、親局１局と子局67局、戸別受信機105台の整備を行いました。運用開始後放送内容が聞きづらいエリアがあることから、スピーカーの角度調整、音量調整等を行い、解消を図ってまいりました。

しかし、既設のスピーカーの角度調整、音量調整だけでは解消できないエリアについて本年度予算計上し、現在子局の新設とスピーカーの増設等により対応するため進めているところであり、運用については現在至っておりません。

進めている工事の内容ですが、子局の新設が４カ所ございます。１カ所目は、原の元町商店街、皆野駅南西側周辺、下原の旧飯野食品周辺の解消を図るために、町営バスターミナル脇の火の見やぐらに子局を新設いたします。

２カ所目は、椋神社、皆野椋神社南側の下の段の解消を図るために、新皆野橋下に子局を新設いたします。

３カ所目は、金崎の長瀞側周辺の解消を図るために大栄地内に子局を新設いたします。

４カ所目ですが、親鼻の消防団詰所周辺、皆野病院南側周辺の解消を図るために、親鼻の消防団詰所脇の火の見やぐらに子局を新設いたします。

当初この地域は、西関東連絡道路建設事業所脇の子局にスピーカーを増設して対する計画で進めておりました。ところが、現地調査の結果から子局を新設しなければ解消することができないと判断をし、子局を新設するもので、子局の機器の製作が４月上旬まで、設置工事が５月までかかることから、予算を繰り越しての実施を予定しております。

既設の子局にスピーカーの増設工事により解消を図るエリアは、下大浜の町営住宅と大浜団地周辺、根岸区の設樂区長宅周辺、親鼻区の扇原商店周辺、大渕の大渕三差路西側から北側周辺です。既設の子局のスピーカーの角度調整、それから音量調整により解消を図るエリアは、駒形区の関根音楽教室西側、国神区の長言寺周辺、日野沢上区の小前集落です。今後も、放送が聞きづらいなどの問題への対応について進めてまいります。

次に、本通り旧140号道路規制についてです。この質問については、平成25年第１回定例会の一般質問において林議員から同内容の質問をいただいております。会議録を見ますと、当時のその質問に対し、当時の総務課長から、「大型車が多いとのことですが、この道路は町営バス、また西武バスの路線でもあり、またバス発着所を利用して県北の高校から来る送迎のバスも入ってきていますし、大浜地区には大型車両を使う事業所もありますので、大型車両の進入を規制することは現状では無理です」と回答しております。現時点においてもこの方針に変わりはございません。規制は最後の手段であると思います。

町としては、車両を運転する人、道を歩く人、双方が常日ごろ交通ルールを守って、交通事故を起こさず、そして交通事故に遭わないよう注意を払っていただくことをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

〔産業観光課長　大塚　宏登壇〕

○産業観光課長（大塚　宏）　10番、林議員より通告がありました質問事項３の美の山登山道、遊歩道、桜並木の整備についてのご質問にご回答申し上げます。

１点目の腰寄りの登山道が大変荒れていて、特に別荘地より蓑神社への道は廃道状態であるとのことですが、町が案内している登山道は別荘から分かれる昔の山道でなく、町道153号線を蓑山神社表参道コースとして紹介しております。また、このコースは、埼玉県が指定するふるさと歩道となっておりました。今はこの制度はございません。

この登山道の上部は紅葉樹の道となっており、春にはヒトリシズカやシュンラン、イカリソウなどが咲き、登山者の目を楽しませており、今後もこのコースを登山道として整備、案内をしてまいります。ご指摘の道は、別荘から分かれ、旧展示館脇から登ってくる皆野古道コースに合流する約350メートルの杉林の道で、登山道として整備、案内はいたしておりません。

２点目の関東ふれあいの道で、雨水により登山道が侵食され、掘れてしまっている部分があるとのことですが、このコースの中腹で林道を横断した先に登山道が侵食されている場所があり、承知はしております。登山者は自然を求めてこられますので、階段など人工構造物がないほうがいいわけですが、登山者の通行に支障が出るようであれば状況を判断して適切に対応してまいります。

３点目の埼玉県による公園整備に並行して、町はなぜ整備しないのかとのご質問ですが、埼玉県では今

年度1,000万円をかけて公園内の桜てんぐ巣病対策として、枝の除去と補植を行っております。皆野町では昨年度から里山平地林再生事業を実施しており、今年度はいこいの村の上にある大きな駐車場付近の約４ヘクタールを対象に、枯れ木、倒木、不良木の除去やササなどの刈り払いを実施中で、放置された里山を再生し、観光地としての景観向上に努めております。

４点目の皆野町側から登る林道にも桜並木が欲しいという声があるがどう考えているかとのご質問ですが、この林造沿いには昔から桜が既に植えられており、気温の上昇とともに下から上に向かって咲き上がり、林道の所在が一目で確認できるぐらいでございます。また、この桜の咲き上がりの状況から、美の山公園の桜の開花予想にも役立てております。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　それでは、再質問させていただきます。

まず、第１点の防災行政無線についてですが、今の答弁ですと、まだ今年度改修した部分については運用がなされていないというふうに思いますが、それでいいのか。また、運用開始の時期がいつごろからになるのかお答えください。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

既設子局へついておりますスピーカーの調整、増設につきましては、３月中で完了し、運用を図りたいと考えております。

先ほど申し上げましたスピーカーの増設で解消できると考えておりましたところが、子局を設置しなければ解消できない。親鼻詰所の消防団、火の見やぐらに子局を設置する分につきましては、当初から子局を予定していたわけではございませんので、子局の機器の製造に４月いっぱい、設置に５月いっぱいかかりますので、この子局については５月以降になるというふうに予定をしております。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　今のだと子局が４カ所ということだったのですが、そのうちの１つ、親鼻についてはお答えがもらえたと思うのですが、その他の３つは先ほどと、その前に言われていた年度内に開設、運用が開始されるというふうに考えたのでいいのでしょうか。

それだとすると、その結果が出てくるのが４月、５月前後になるかと思いますが、それの検証が済むのが大体いつになるのか。万一それでも解消されないような状況が生じた場合にどのような対策があるのか、課長の範囲を超えるようでしたら町長に考えていただいて、伺いたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

他の新設する子局についても、この親鼻の火の見やぐらに設置をする子局と同じペースで進めていきます。

それに、もう一件、それでもだめだったらというご質問ですが、今後も放送内容が聞き取りづらいなどの問題がありましたら、それには対応してまいります。

○議長（四方田　実議員）　１つ答弁漏れ。ほかのところも一緒か、それがちょっと答弁漏れ。

○総務課長（川田稔久）　子局の新設は４カ所です。１カ所が原町の元町商店街周辺、２カ所目は皆野椋神社……

○議長（四方田　実議員）　運用がいつかということ。ほかの３カ所も。

○総務課長（川田稔久）　ほかの３カ所の運用についても、親鼻の子局の増設とあわせて５月末を予定しております。

○10番（林　　豊議員）　いや、検証の時期も言っているよ。

○議長（四方田　実議員）　それは次だね。

○10番（林　　豊議員）　今の質問の中に入れています。だから、今言われたことは一番最初の再質問の答えだし、２回目にはそれを入れながら、検証の時期はいつになるかと聞いたのです。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

検証の時期につきましては、５月の設置が完了いたしました６月、それから７月、この２カ月をかけて実施をしていきたいと計画をしております。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　また質問するようであれなのですけれども、結局それでも解消されなかった場合どうなのかというのも、前の質問で聞いているのだけれども、それについてはまたこの質問ではっきりさせますけれども、結局室外機、室外スピーカーにおけるこの防災行政無線の伝達方法というのは、もう限界なのですよね。それは、もう今さらなのです。10年くらい前からそんなことわかっていることで、だからやめようという話があったのですよ、こういうのをやめようと。

それは、現町長と一緒に長野に視察に行ったではないですか。そのときは、確かに膨大にお金もかかる、８億円、10億円かかるからやめようという部分だったのだというふうにも思いますけれども、でも実際問題として物理的にも今の住宅事情から考えて、普通に閉め切られてしまったら外のスピーカーの音というのはよほど近くでなければ聞こえないのです。だからこそというわけでもないでしょうが、今回の火事についても外のサイレンはさすがに鳴ったのは聞こえました。近所でもありますし。だけれども、その前に得た情報というのは、秩父市が発信している安心・安全メールなのです。それを利用している人というのは結構多いのです。

先日の定住の話し合いの中でも、それを秩父郡市に広げて拡充していくような話がちょっと出ていましたが、なぜそっちに乗りかえよう。乗りかえる必要はないですし、今あるものを今利用するのは構わないと思いますが、そちらのほうのことを進めようとしないのか。東秩父においては各戸にタブレットを配布して、それにかえるというような話すら始まっています。別に今からそれをせいと私は言いませんけれども、定住で始まっているような部分ももう少し積極的に取り入れて、周知を図ったほうがいいのではないかと。そうしたほうが、やたらスピーカーを増設したりすることなく、それなりに効果がある。

また、このシステムにおけるいわゆる戸別受信機は、機能は高いかどうかは難しいところですが、いろんな機能があるもので、単体がすごく高価なのです。それを全戸配布すると、本当にさきの交換、予算が高くなるというのと同じになってしまいますから、それにかわるようなものが現実にもうできてきているので。別にいろんな方法があっていいと思うのです。室外機における現状の防災行政無線と並行して、いわゆる携帯のメールであるとか、タブレットのものがあってもいいわけですから、そういったものも少し考えていただいたほうがいいのではないかなと思いますが、町長、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　いわゆる拡声機というのでしょうか、子局からのこれについては、家が以前と違い

ましてかなり防音、あるいはエアコン等も整備されておるというような関係で、聞こえにくい家のつくりになってきてしまっておりますから、今議員が言われるような状況はあろうかと思います。

そんな関係で、では全ての方々にその放送が聞こえるようにしなければと、これはそのとおりだと思っておりますけれども、戸別受信機を今質問者が言われるように全ての家庭にというわけにもなかなかまいりません。そんな関係もありまして、今言われるような方法あるいはシステム、こうしたことが町として受け入れるというか、検討してみてと思いますけれども、例えば高齢者の住宅等を考えたときに、そうしたこともまたかなり難しい部分もあろうかと思います。いずれにいたしましても、検討はしてみたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　ぜひ検討していただきたいと思います。

町長が言われるほど今の高齢者は、昔の高齢者と違いましていろんなことをやれる人が多いのです。ですから、今現在、秩父市が安心・安全メールを発信しているということはかなり知れ渡っていますし、何でそういうことも利用しないのかと、逆に言われるような部分もあります。ですから、一つのことにこだわらず、安心、安全なんていうのは二重カバー、三重カバーあるほうがいいのですから、今あるものは今あるものに限界があることもこれ事実なので、ある程度のところで線を引いて、別のものでそれがカバーできる。また、それがし切れない部分においては、当然のこととして戸別受信機を使う等をあわせていけば、そう費用もかからずにうまいことができるのではないかというふうに考えられますので、ぜひ安心・安全メール、これはこれから先の拡充も含めて皆野町としても積極的に参加して、いいものに育てていきたいなと思いますので、その点要望しておきまして、この件につきましては区切りをつけたいと思いますが、非常に住民からの突き上げというと語弊があるかもしれませんが、多いのです。なぜ町はスピーディーにやらないのだと、そんなことわかっているではないかと、わかっていながらなぜ進めないのかと言われることが大変多いのです。そうは言うけれどもお金もあるのだよなんて言うと、我々自身が、そんなことだからだめなのだと怒られる始末なので、それをそっくりそのまま町長のほうにパスしたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、２点目の道路の関係につきまして、そちらのほうに移りたいと思います。答弁が、先ほどの答弁ですと以前のものと全く同じなので、ある意味予想されていたとおりでもあるし、また残念な部分もあるかなと。

県のほうでは、何を考えたか知りませんが、県道の多くの部分にグリーンベルトといいますか、引くということですが、親鼻に一部引かれたようですけれども、正直言って何やっているのという感じです。路側帯の白い線と、そのグリーンベルトなるものは、ほぼ同じ。ないよりはましなのかもしれないけれども、道を広げられない、歩道が設置できないかわりにあんなことをやって、何を考えているのかなという部分が、これは県道ですから県に対しての思いですから聞き流してもらってもいいのですけれども、思うわけです。

旧皆野町内のいわゆる主立った道路というのは、県道ばかりなのです。だから、皆野の皆さんに幾らいろんなことを言っても、本当にどうにもならない部分が多いのです。除雪にしてもそうです。県道であることが、確かにいろんな事柄について、お金が町から出ないからいいのだという考え方もずっとあったのかと思いますけれども、ほぼここに至っては、町は手が出せないと。出さないのか出せないのかわかりませんが、そういうことすら考えてしまうところがあります。

規制についても、町バスがあります、西武バスがありますというのはわかるのですけれども、そんなの規制外にすればいいだけの話でしょう。都内だって、バスの専用レーンというのがありますよ。路線バスと規制外のバスだけが通れるようにすればいいだけの話で、裏を返せば危険なんてその程度のものなのですけれども、その程度のものであっても、あるのとないのではかなり違う部分が出てくるのです。その辺の話し合いをしっかり県土と、県のほうとやっていただきたい。

先ほどの除雪の関係もやったかやらないか、建設課のほうの答弁がなかったのでどうなのかわかりませんけれども、そういったこともやってもらわないと、その道のところに住む住民としては、やり切れないのです。変な話が、いわゆる側溝のふたの上に植木なんかを上げて花を飾って、少しでもいいようにすれば、県土が来て、こんなところに置いてはだめだと怒られるわけです。なのに、危ないのを何とかしろと言ったときには知らん顔されたのでは、本当にやり切れない部分が多いのですが。

何かそういった安全に対する、本当に命がかかわることになりかねない部分ですから、もう少し町のほうとしても県のほうに対して積極的なことをやってもらいたい。規制がかけられないならば、なぜかけられないかと、広報で言ってもらいたいぐらいです。今言った答弁、そのまま今度の議会だよりには載せようかなと思いますけれども、それで納得してくれる住民はほとんどいないと思いますよ。かといって、信号をつくるよというと意外と賛成してくれない人も多いのですけれども、ともかく何らかのアクションを起こしていただきたいと思います。

町長、何かうまい案はありますか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　妙案はありません。

しかし、このグリーンベルトのことにつきまして、今議員は批判的なことを申しておりましたけれども、これにつきましては県南のほうでやはり幅員の狭い道路で死亡事故が起きてしまったと。こうしたことから、何としても通学路を、通学する子供たちの安全をしかも費用を余りかけないでということ。いわゆる道路を広げるということにつきましては、立ち退きをお願いしなければだとか、そのような交渉をしていたのではなかなか市街地の道路は広げることが難しいと、こういうことから、早い機会になるべく安全に登下校ができるようにというようなことで、このグリーンベルトは設置したわけでありまして、これは私は県を評価したいと思っております。

また、この元町通りの規制についてでございますけれども、今運送屋さんあたりも大量輸送をするというようなことで、自動車が大型化してきておるようでございますが、町の数少ない事業所でもあります。安全な通行、あるいは町民にしてみれば心配の種でもあるわけでございますけれども、まさに譲り合いをしていただきながら、この規制をかけるということは極めて難しいなと。時の総務課長の答弁、平成25年だったかと思いますけれども、それを踏襲していきたいと、今はそのように思っておるところであります。

○議長（四方田　実議員）　雪は特に通告はないけれども、答弁できたらしてください。

建設課長。

○建設課長（小宮健一）　10番、林議員さんの再質問、除雪についてご説明申し上げます。

除雪に関して秩父県土整備事務所と昨年の11月でございますか、県土整備事務所管内の除雪連絡協議会、これを設置をして、大雪についての対応については協議会を設置してございます。

また、通常の雪につきましては、10センチ以上の雪ということでございますが、これらについても各路線別に委託業者と委託の契約をしてございます。

昨年の大雪でございますか、ちょうど皆野停車場線でございますか、地主さんと県道の除雪につきましていろんな問題があったということも聞いてございます。県のほうにもその話をしましたところ、地主さんとの協議等も県のほうで行ってある程度済んでいると。今後については、すんなり除雪ができると思いますということでございました。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　何かやっているようで、ありがとうございました。

そういったことをやってもらえればいろんなことが先へ進んでいけるし、住民に対してもいろんなことがやれるかと思うのです。

先ほどの元町といいますか、今の件ですけれども、規制も住民サイドからの話等を直接言いますと、例えば町の役場入り口から、確かに町内に運送屋さんがいるのも皆さん知っていますから、例えば木毛までといったらそれは大変なことになってしまいますから、いわゆるメモリアルの入り口であるとか、そこですとちょうど大きな道になりますから、あそこまでとか、そういったことができるのではないか。また、そのぐらいのことをやってみて、お互いに業者との話し合い、県との話し合い等もやったらどうなのだというような意見も出ています。

それから、町長の言われたグリーンベルトの件に関しては、私全然批判的ではないのです。ネタを明かしますと、グリーンベルトを町内に入れたらどうかと言ったのは、２年前の私なのです。皆野病院の前のやつ。それについて効果が余り期待できないという統計が出ているというのを某所から聞いたのです。なるほどなというふうには思いました。でも、それでもないよりはいいし、ましだし、それほどお金もかからない。町長の言ったとおりのことをそのまま言ったら、町のほうでやっていただけまして、それなりに効果があるかどうかは別として、あれできまして、見た目に幅が広いので、非常にそういう部分で視覚的な部分があるのかなというふうに思っているのですが、今回親鼻のほうは本当に狭いのです。引いてあるか引いてないかわからないぐらいなのです。いろいろ話の中で、こんなのを引くのだったら側溝のふたに、あれ自体も全部緑にできないものかというような話をしたことがあります。それはどうもできないような話だったと思うのですが、側溝のふただって緑にしてしまえば、これは視覚的効果が非常にありますので。

逆に言えば、町長、私も県がよくやったな、こんなこと始めたなと思ったのは、本当に評価している部分なのですけれども、であるならば実際に線を引く余地すら少ないところが、現実に親鼻とか、また多分まだ引かれていませんけれども、いわゆるうちのほうの元町通りと呼ばれる部分も、線が引かれないと思うのです。だから、であるならば側溝までざっと引いて広くしてもらえば、これはかなり視覚的な意味が出てくるのではないかなと思いますので、逆にそれこそ県と検討していただきまして、実行できる方向で検討をお願いしたいという部分があるかと思います。

その辺はともかく、当然考えていただけると思いますので、要望しておきまして、最後に規制について、やはり地域の住民を含めて一度話し合いをされることが必要ではないかと思いますが、その点について町長いかがでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　これは、地域住民ももちろんですけれども、決定というのは公安委員会であったり、警察であったりするわけであります。いずれにしても、警察ともその辺については話し合ってみたいと思っております。

当初から町民の方々ということにはなかなか難しいかと思いますけれども、警察のほうとの話し合いはしてみたいと思っています。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。次に移ってください。

○10番（林　　豊議員）　それでは、この件については今の答弁で、皆さんの期待を町長の両肩に乗っけまして、警察、その他当局との交渉をお願いを強く要望しまして、次のほうへ移りたいと思います。

３つ目の美の山の件ですけれども、感覚的なものだったので申しわけなかったかなと思うのですが、山道には並木があるということですね。何か余り目立たないなということが多く聞こえて、自分自身も余り印象にないので質問に入れたのですが、そうですか。

桜もいつまでも咲くものでもありません。長瀞でも町のほうで鉄道敷だった、いわゆる昔の上長瀞から長瀞間のいわゆる桜新道と言われる鉄道敷の部分を町のほうで買い取って管理を、管理そのものは町のほうでやっていたようですけれども、買い取ったというような話も聞こえております。

また、桜切るのはあほうだと言われながらも、新しくした下のほうの桜を一部いろんな形で管理をしているというふうにも見えます。皆野の美の山の林道部分については、常に春になると下から見て、ああ、きれいだなと思えるような並木に育てていただきたいなと思いますので、その点はもうやっているのだよということであれば継続して、さらによくなるような形でやっていただきたいなと思います。

それから、美の山の腰からの上り口、そういう指導がされているということは、残念ながら私初めて知りましたが、それらを見ていく中で、これはちょっともう時間がたっています。約１年弱たっているかと思うのですが、見に行ったときに、先ほど課長が言われたルートだと思うのですが、舗装がかなりめくれ上がってしまっていて、多分蓑神社まで軽トラックなんかで簡単に行けたルートがあったと思うのですが、それすらも何か随分通れないぐらいの形になっていたように思います。その後、何か手が入ったのかもしれませんが、そういったことのないように。また、美の山については、先ほど雨水による侵食でといいますけれども、長瀞アルプスに先日、議員有志で金沢のほうから登ってきたのですが、ずっと上のほうに、急なところでは、木でもって階段が組まれています。

課長が言われるとおり、山を登るのにいわゆる階段状のものは登りづらいというのは、体験してわかっているのですけれども、それでもいわゆる土どめの機能を持っている。また、ともかく長瀞アルプスの整備というのは非常にきれいになされていますから、また来てみようという登った人たちの意識が出ると思うのです。これは、美の山の場合それがない。その言いわけに登りづらいからというのは、余りにもちょっとお粗末なのではないかなというふうに感じます。登りづらいから放置、そのようにしてあるのだという言いわけは、とても通用しないと思うのです。何らかの形で毎度毎度やっているのだけれどもというのであればまだしも、段を組むのはという先ほどの答弁は、余り褒められたものではないなと思います。

ともかく、それが観光で人を呼んで、果たして観光事業としてどうなっていくかというのは、その他の部分にも入るかと思いますけれども、人を呼んで登山客を呼べばそれでいいのかということでもありますけれども、少なくとも皆野の山、ハイキングのある意味顔になる美の山の道がそのような状態では、推して知るべしかなと言われかねません。

特に美の山の場合は、年齢の小さな子供たちのハイキングについても対応できるぐらいのちょうどいい山ですので、本来そこを中心にすべきところをなぜかほかのところへ目移りしているのが今の観光協会なりの姿勢かと思うのですが、やはり原点回帰して美の山の観光をしっかりして、それこそが皆野の町内や、これは皆野ばかりではなく秩父のほうに行く場合でも、いろんな観光効果の部分での役割を果たすことが

できると思うのです。

町長、観光道路の観光道といいますか、美の山の遊歩道の原状回復がどのようになっているかご存じか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　私は、今議員が言われるコースについては、本当に若いときに登ったことがあるだけで最近は行っておりませんから、どういう状況になっているかは承知しておりませんが、言われるような状況であるならば、それは当然手を入れていかなければかなと思っております。

そして、また林道の関係について、ちょっと申し上げてみたいと思うのですけれども、信号機、新井運輸さんの給油所の信号機を少し入ったところから頂上に至るまで、桜の木は植えてあります。がしかし、桜の木というのは、日がよく当たるところであれば花も見事に咲きますし、木も上にばかりではなくて横にも広がって、大変見応えのある木になるのですけれども、残念ながら林の中であります。そんな関係で、下から見たときに桜並木がなかなか確認しにくい状況になっております。

ここで、あの道路については県の環境管理事務所、あるいは農林振興センター、こうしたところが管理をしておる県の林道でございます。議員は、県議の重要な後援会の役員でもあるやに私は聞いております。この際、県議も選挙を控えておりまして、こういうときにこそ声を発していただいて、その整備を議員からお願いをしていただくように、また私もお会いすれば申し上げますけれども、重要な役割を果たしている議員でありますので、その辺お願いを私からも申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　応援ありがとうございます。

県議が初当選されたときに、皆野は何か案内するところはあるかいといったときに、一番最初に案内したのが美の山で、おかげさまで幾らかずつ、少しずつ美の山ほうにも手が回ってくるようでございますが、町長もそういうことで応援をしているので、ぜひともというふうに県議のほうへは伝えて一緒にやりたいと思いますので、ぜひご協力いただきまして、ともかく美の山を関東の吉野山再びということで、一大観光地としていくように、お互いに努力いたしましょう。

それでは、そういうふうなことを要望いたしまして、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（四方田　実議員）　次に、７番、新井康夫議員の質問を許します。

７番、新井康夫議員。

〔７番　新井康夫議員登壇〕

○７番（新井康夫議員）　７番、新井康夫です。

質問に入る前に一言申し上げます。町職員でこの３月で定年退職になる方々がおります。この方々に対しましては、長い間町のため、町民のために頑張っていただき、大変ご苦労さまでした。改めてお礼申し上げます。そして、次のステージでは健康に留意され、ご活躍を祈念いたします。

それでは、通告に従い質問いたします。質問事項は３つあります。

まず、第１点目、町道下田野第１号線の整備について。下田野橋が完成し、今月供用開始の予定となりますが、今後は県道長瀞玉淀線に至る下田野１号線の整備が必要となりますが、町はどのように考えているか質問いたします。

２番目の質問といたしまして、当町の地方創生の取り組みについて。国は、平成27年度から本格的に地方創生に取り組む方針を示しています。当町の総合戦略策定に関して、以下の質問をいたします。

①、総合戦略策定のスケジュール。

②、総合戦略の内容、項目。

③、地方創生のための平成27年度予算、項目。

３番目の質問として、糖尿病透析予防の取り組みについて。当町の糖尿病透析予防の取り組みが注目、評価を得ています。このことに関しまして、以下の質問をします。

１番目、取り組みの内容、効果。期待される効果を含みます。

２番目に、取り組みの評価。自治体、マスコミ等。

また、糖尿病以外で注力すべき取り組みはあるのかどうか。

以上について質問します。

○議長（四方田　実議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　７番、新井康夫議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

１番、町道下田野１号線の整備についてお答えします。町道下田野１号線改良工事は、平成20年度から平成21年度に起点部の親鼻交差点から下田野橋手前までを整備しました。総事業費は8,300万円でした。その後国庫補助事業として、平成25年度から２カ年継続事業で下田野橋橋梁整備に取り組みました。総事業費は約１億4,400万円で、間もなく完成します。旧下田野橋は歩道専用として、車、歩道分離橋となります。この橋の完成により、下田野１号線は終点部を除き４メートルから5.5メートル以上の幅員の道路となります。狭隘で交通に著しく危険な道路状態は軽減されましたので、下田野橋１号線改良工事はひとまず一区切りとして、町内各所の狭隘な道路改良工事を優先して進めていく考えでありますが、狭隘道路の改良の進捗状況や交通状況など総合的に勘案し、将来的には改良について検討すべきであるとは考えております。

２番の地方創生の取り組みについてお答えします。国では人口減少化にブレーキをかけるため、2060年度までの長期ビジョンと2019年度までの総合戦略を策定しました。地方自治体でも同様の地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成27年度中に策定することになります。人口ビジョンにおいては人口動向を分析し、将来展望を提示、総合戦略においては人口動向や産業実態等を踏まえ、平成31年度までの５カ年間の政策目標や施策を策定するものであります。これらにかかわる経費は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として国から交付されます。この関連予算は、今議会に提案し、議決をいただき、進めてまいります。

なお、具体的な内容については総務課長から答弁をいたさせます。

３番の糖尿病透析予防の取り組みについてお答えします。腎不全による人工透析は、その多くは糖尿病によるものです。人工透析は週の大半を要し、時間も半日にも及び、透析医療費は１人年500万円にも上り、生涯続くもので、患者や家族の制限された生活や家計にも多大な負担を強いるものです。このようなことから、町と皆野病院が連携して人工透析に陥る寸前の糖尿病患者の減塩指導等の健康ケアを施し、人

工透析を阻止する取り組みを進めています。

官と民によるそれぞれの得意分野を生かした先進的な取り組みとその成果が注目され、全国各地の学会等から要請を受け、保健師が事例発表を行い、町の取り組みをアピールしています。まことに誇りにできることであります。今後さらに官民連携の人工透析予防事業を推進し、健康寿命の延伸と医療費の抑制を図っていく考えであります。

具体的な内容については、健康福祉課長から答弁をいたさせます。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

〔総務課長　川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久）　７番、新井議員さんから通告のありました当町の地方創生の取り組みについてお答えをいたします。

初めに、総合戦略策定スケジュールについて。この総合戦略は、平成27年度中に策定することとなっております。具体的なスケジュールについては、現時点では未定でありますが、地方版総合戦略は幅広い年齢層から成る住民を初め、産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなど、いわゆる産官学金労言で構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議、検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要とされております。このことから、推進組織のメンバー構成については、産官学金労言の各職場の春の人事異動後速やかに整え、総合戦略の策定を進めていきたいと考えております。

次に、総合戦略の内容について。皆野町における2060年までの人口の将来展望を提示した地方人口ビジョンを踏まえた上で、町の実情に応じながら安定した雇用の創出の仕組み、新しい人の流れをつくる仕組み、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる仕組み、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域の連携を図る仕組みなど、一定のまとまりの政策分野ごとに平成31年までの５カ年間の戦略の基本目標を設定するものでございます。

また、設定した基本目標には、５年後の住民にもたらされた便益に関する数値目標を設定することになっております。

次に、地方創生のための平成27年度予算項目について。国から平成26年度地方創生関係の補正予算により、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が交付されます。この交付金は２つの形がございます。１つは、地域消費喚起・生活支援型として、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援事業などを行うもので、本町への交付限度額は2,240万7,000円となっております。町では、プレミアム率県10％、町10％の計20％のプレミアムをつけた商品券１億円を皆野町商工会に委託して発行することで、現在国と事前協議を行っております。

もう一つは、地方創生先行型として、総合戦略における仕事づくりなどの事業を行うもので、本町への交付限度額は2,886万1,000円となっております。町が地方創生先行型で取り組む事業は４つの事業を計画しております。

１つは、総合戦略のための基礎調査経費及び推進組織の運営費などに750万円を。２つ目は、農産物６次産業化促進事業として、地元農産物の販路拡大への取り組みを進めるため、ＪＡちちぶに補助金1,100万円を交付。３つ目は、観光案内多言語化事業として、既設観光案内板等の多言語化に対し、皆野町観光協会に補助金700万円を交付。４つ目は、俳句を活用した観光プロモーション事業として、皆野町観光協会に補助金336万1,000円を交付するものでございます。この４つの事業については、国との事前協議が昨日

調ったところでございます。

この地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金は、国の平成26年度補正予算によって交付されることから、町も平成26年度一般会計補正予算（第７号）に計上し、年度終了間近の交付であることから、平成27年度に繰り越して事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　７番、新井康夫議員さんから通告いただきましたご質問のうち、３項目めの糖尿病透析予防の取り組みについてお答えいたします。

まず、１点目の取り組みの内容、効果でございますが、平成26年４月から国民健康保険の診療情報等がデータベース化されまして、医療費の分析が容易にできることになりました。これを活用しまして、町の医療費を分析しましたところ、慢性腎不全と糖尿病が年間医療費の11％、約１億円を占め、その中でも特に人工透析の医療費は年間約5,200万円に達しております。透析治療は１人年間約500万円ですので、透析患者が２人ふえると年間医療費が約1,000万円純増することになります。透析導入後は治療、療養に専念していただくことはもちろんでございますが、日常生活が大幅に制限されてしまいますので、いかにその手前で食いとめるかが重要になります。そこで、町では透析導入の原因の第１位である糖尿病の重症化予防を重点課題として取り組みを始めたところでございます。

その取り組みの内容といたしましては、医療機関である皆野病院と町の保健師によります連携、共同でありまして、具体的には腎機能の低下は重症化をすると極めて直線的にその機能が低下すること。このことから、このままでは一、二年以内に透析導入になることが具体的に予測できること。そして、これらの透析予防にはエネルギー中心の指導より、減塩を中心とした指導が有効であることがその内容でございます。

医療機関では、医師、看護師、栄養士さんなどが生活指導を行いますが、病院から自宅へ戻り、自宅ではその指導が理解され、実践されているかということは、そのことを町の保健師が訪問し、さらに指導、介入してまいります。そして、その結果を持ち寄り、さらに個々の課題を検討しながら継続支援をしてまいります。この結果、ことし１月には透析導入に至る可能性の高かった方の検査数値が改善し、透析導入が阻止できたといった事例がございます。

次に、この取り組みの評価でございますが、医療機関と行政保健師が連携、共同し、地域ぐるみで生活に根差した指導を実践することは、糖尿病の重症化予防、ひいては透析予防に非常に有用であることが示され、全国的な評価を得ているところでございまして、日本慢性疾患重症化予防学会での発表を機に、長崎県、香川県、埼玉県の国保連合会等での講演、また５月にも群馬県からの講演の依頼がございます。また、報道機関、医療系の雑誌等でも幾つか取り上げられております。

次に、糖尿病以外で注力すべき取り組みはとのご質問でございますが、町民の健康づくりと健康保持のために筋力アップの運動、ロコモ予防や介護予防事業等にも取り組んでまいります。透析予防の取り組みは医療機関と連携し、引き続き行ってまいりますが、枠を広げて特定健診の結果からの重症化予防の取り組みも行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　まず、下田野１号線の整備、これに関しましては町長のほうからも報告がありまして、平成20年度、平成21年度、これで親鼻橋、土京、あるいは親鼻側ですか、こちらのほうの整備をし、その後、下田野橋の整備ということになったわけですが、町長のほうも当然というような言い方をしておりましたが、これに関しましては親鼻橋右岸、そこの県道の整備、このときに私のほうもただ単にここの整備をするだけではなく、下田野１号線、この改良を行って黒谷側、木毛から原を通り、親鼻を通り、下田野を通るこの道路を基幹道として考え、また生活道として考えて、町の中心線にすべきだということを私は申し上げました。

そして、また橋に関しましては、これは東日本大震災、そして中央自動車道の笹子トンネル、これが事故が起きる前に９カ月、あるいは１年半前に下田野橋の耐震性、それから耐荷重性、これに問題があるので調査し、かけかえが必要ではないのかというようなことも指摘させていただきました。その流れの中で、笹子トンネル以降、国土交通省でインフラの総点検ということで、その一環として下田野橋が取り上げられてきたということで、その件に関しましては私も質問や建てかえのことに関しまして、微々たるものではありますが、早期建てかえの一助になったのではないのかなと、このように思っております。

そして、今の町長の回答でいきますと、将来的に検討ということになっておりますけれども、平成25年３月の議会においては回答といたしまして、下田野１号線の改良は必要と考えるということです。そういうことでいきますと、これは下田野橋までできて、その先をそのままにしておくということはできませんので、これは町の道路行政の優先課題ということで考えていただきたいと、そのように思いますがいかがでしょうか、町長。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　過去に新井議員さんからの質問について、基幹道としての整備はしていきたいというような答弁もたしかしているかと、承知はしております。

しかし、この限られた町の財政状況。そして、また極めて狭隘な道路、緊急車両もなかなか通行がままならないような状態の道路があるわけでございまして、今下田野１号線につきましては、申し上げたとおり４メートルから５メートル50ぐらいの幅員が確保できておるわけでございますので、その改良は承知をしておりますけれども、もっと緊急を要する町道がありますので、そちらをまずは優先して、その整備を見ながら下田野道路につきましても考えていきたいと、こんなふうに考えておるところであります。

○議長（四方田　実議員）　７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　この道路に関しましては、私も一挙に何年かで仕上げてほしいということで言っているのではなく、やはり着手して、そこからスタートしないといつまでたっても着手がおくれ、最終的には10年、20年と、そのままになってしまうという傾向がありますので、そこで着手だけでもしておくということで継続的な工事ということをしていくのがいいのではないのかなと、そのように思います。

そして、これに関しましては下田野橋の建てかえと同じように、どうしてもやらなくてはならないという早期整備の必要がありますので、これは必然的にやらないとは言ってもやらざるを得ない方向になると、私はそのように思っておりますので、ぜひ町においてもやる方向で対応していただきたいと、そのように思います。下田野１号線の整備に関しましては、必然的にやらざるを得ないということになると思いますので、勝手に判断していますけれども、そのようなことでよろしくお願いいたします。

次に、当町の地方創生の取り組みについて。これに関しましては、私も本を買ったりいろいろ調べたのですが、なかなかよくわからないということで、総合戦略策定、まずこれからスタートするということに

なると思いますが、その中身はまだ、平成27年度中ということになっておりますので、見ることはできません。ただし、人口減少から始まって増田レポートが出て、それで各市町村が大変なことになったということになりましたが、各地方ともそれぞれ、地方再生とは申しませんが、地方の活性化とか人口対策、そういうものはふだんから努力してきたということがありますので、これに対しまして平成27年度中に作成して、それがすぐ功を奏するということではなく、長い時間をかけて地方の創生に取り組む、当町の創生に取り組むという形になると思います。

そして、その中で１つだけ指摘させていただきたいと思うのですが、地方自治体、これが個々に総合戦略を作成しても、なかなか難しい点があると思います。今秩父地域でやっている定住自立圏構想、この辺を大きく活用して、ただ単に皆野町ということでなく、秩父地域全体の総合戦略策定、これを施行してもらいたいと、そのように思います。

というのは、埼玉県の中で人口消滅可能性この市町村、このトップテンの中に長瀞、横瀬、小鹿野、皆野が入っているわけです。そして、秩父市は21番目ということで、全てが消滅可能性の都市になっているわけです。それを皆野や長瀞や小鹿野が個々に戦略を策定しても、全体的に消滅可能性があるこの秩父地域を個々の戦略ではとても対応できないと。そうすると、総合戦略は少なくとも秩父全域の総合戦略ということをそれこそ石木戸町長にはお願いしたいのですが、検討してもらいたいと。秩父地域だけで、もしかしたら足りないかもしれません。そういうことも含めて秩父地域以外との連携の総合戦略、これも練っていただきたいと、そのように思います。

人口が減るということに関しましては、これはどこの市町村でも一番心配していることです。その辺をただ単に市町村の打つ個々の戦略や戦術、これをしただけでは地域の人口の移動だけで、全体的な人口増にはつながらないと思いますし、人口の歯どめもかからないと思いますので、そこの点だけはぜひ定住自立圏、これを超えた総合戦略、これを打ち立ててもらいたいと、そのように思います。これに関しまして、町長のほうからご意見があればお願いします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　全く新井議員と同じ考え方を私も持っております。

第３回の定例会の内海議員さんの一般質問にも答弁をしてきたかと思いますけれども、恵まれた自然があり、災害にも強い町、地域でもあります。国を挙げて高齢化に進んでいくというような状況にあるわけでございまして、例えば秩父地域を一つの特区のようなものに指定でもしていただいて、そして若い人たちが雇用、働けるところができるような、そんな施設の誘致等も考えていけたらいいかなと。このことにつきましては、秩父の市長等とも既に話を始めておりまして、一つの小さな自治体が取り組んでもなかなか効果が上がらないと思っておりますので、質問者の仰せのとおり秩父地域、あるいは足らなければ児玉地域やそうしたところも含めた形で考えていければかなと、こんなふうにも思っております。

いずれにいたしましても、時間も多少はありますので、また頼りになる地域の代弁者、国会議員もおるわけでございますので、そうした方にもお願いをしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（四方田　実議員）　７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　これは、一皆野町のことではなく、先ほど申し上げましたように秩父全域、あるいは県という単位での捉え方も必要になってくると思いますので、ぜひ総力戦ということで、当町だけがよければということにこだわらず、全体性を持った戦略を打ち立てていただきたいと、そのように思います。

次に、糖尿病透析予防の取り組み。これに関しましては、以前我々議員も説明していただきました。そして、改めて取り組みの内容とか効果とか評価をしました。町と皆野病院が連携、共同して取り組んでいるということであります。それも他に先駆けてパイオニアワークとして取り組んでいると。これは、非常に評価したいと、すばらしいことだと思います。

私が、なぜ糖尿病、透析予防、この質問をしたかといいますと、ある市の病院の医院長、この方がこのようなことを言いました。その病院は町なかにあるわけですが、都市計画でその計画にかかって病院そのものを移転させると。土地代と補償費、これをもらって郊外に移転させると。そうなると病院、そして広い駐車場、これを持つことができると。そして、経営では透析を主体とした経営をしたいと。そうすれば非常に経営が楽になるのだよと。逆のことを言えば、透析というのは病院にとっては非常に収入が上がる、おいしい医療だというようなことを言っておりました。

一方で、皆野病院は、町にも働きかけて人工透析、これに至らないようにその事前の段階で食いとめようと。そして、その働きを町そして病院と一緒にやろうというような、こういう姿勢で皆野病院は臨んでおるということでありますので、この皆野病院に関しましては医は仁術と、この姿勢で臨んでいるということに関しまして、非常に私は評価したいと思います。

それと、もう一つ、これは質問を提出した後の後知恵になってしまいましたが、今行田市とかでは糖尿病の早期発見ということで、薬局とかに簡単に糖尿病の検査ができる装備、備品を置いて、それで事前の糖尿病になる前、この方々を拾い出していこうということです。これは、病院にも行かない、町でも把握できないという一般の方々、この方が薬局に行ったときに、簡単にその場で糖尿病の数値をはかることができるということで、これは皆野町にとっても非常に活用できる、取り組むべきものであるのではないかなと、そのように思っております。これに関しまして、ご意見があればお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　ただいまのご質問でございますが、そういったものが新たに導入されたと。今までは瞬間的な血糖値のみでございましたが、同様な方法で一、二カ月の血糖値の変化を見るｅＧＦＲという、数値が簡単にはかれるようになったということは承知をしております。重症化予防には取り組んでおりますけれども、まず糖尿病であるということを早期に治療することが非常に大事であることであろうと思いますので、研究してみたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　これに関しましては、行田市では市内11の薬局で糖尿病の検査、これを平成27年度からスタートさせると、そのようなことのようです。

そして、約３分で糖尿病の罹患リスク、これを判定すると。費用は、市が半額補助して１回当たり500円であると。それから、検査装置の購入補助、これも行うというようなことのようです。

そして、また埼玉県でも上田知事のほうが、糖尿病に関しては県としても強力に取り組んでいきたいというようなことを言っておりますので、県との連携も含めて、ぜひよいことは早期に実施していただきたいと、そのように思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（四方田　実議員）　暫時休憩します。

休憩　午後　零時０４分

再開　午後　１時１０分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発言の訂正

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　発言の訂正を１点、お願いを申し上げます。

先ほどの新井康夫議員の一般質問に対する答弁の中で、「ヘモグロビンＡ１ｃ」と申し上げるべきところを「ｅＧＦＲ」と回答いたしました。「ヘモグロビンＡ１ｃ」にご訂正をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　新井康夫議員、よろしくお願いします。

○７番（新井康夫議員）　了解しました。

○議長（四方田　実議員）　次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番　内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員）　12番、内海ですが、昨年末にかけまして大義なき抜き打ち解散。そして、一番忙しい時期の師走総選挙。結果はご存じのとおり、安倍首相の党利党略といいますか、与党だけでも衆議院の３分の２以上を占めるそういった結果でありました。しかし、投票率は戦後最低の52.66％ということで、与党圧勝といっても内実は冷めた信任なり、冷めた支持、このようなことが言えるかというふうに思います。それにもかかわらず、安倍首相は国民の信任が得られたと、そういった勢いに乗りまして、それまでの地球儀を俯瞰する外交、トップセールスとも言われていますが、それを進化させまして、あえて政治情勢が不安定な中東地域に１月16日から三菱商事、三井物産、伊藤忠など46社の財界人も引き連れて歴訪したようです。そして、１月下旬から２月の初めにかけまして武装集団イスラム国による日本人２人の人質殺害事件が発生しました。テロは凶悪であり、その行為自体正当化はできません。しかし、安倍首相は、20年前に発生した阪神・淡路大震災の慰霊祭が行われた１月17日、エジプトカイロでイスラム国と戦う周辺各国に総額２億ドル程度の支援をお約束します、このように演説したそうです。このことはイスラム国に敵対する姿勢を明確にしたということで、この人質殺害の発端になったということは明らかのようです。こうした人質殺害につながる発言を反省するどころか、事件を逆手にとりまして恒久法としての自衛隊の海外展開、集団的自衛権行使容認の法整備へと進める魂胆のようです。

殺害された後藤健二さん、昨年政府が武器輸出三原則見直しに関連し、次のように語ったそうです。「日本は軍事に関わらないスタンスを貫き、武器輸出三原則の緩和はやめた方がいい。メード・イン・ジャパンの武器が政府側、あるいは反政府側に渡っている、ということになれば、評判を落とします」このよう

に語ったそうです。

明日、３月11日は東日本大震災、福島第一原発事故から５年目を迎えます。この大震災、関連死を含む犠牲者は現在２万1,600人を超え、いまだ不自由な仮設住宅等での避難生活者は約23万人。そのうち福島第一原発事故で放射能に傷つき、苦しみ、生活やふるさとを奪われ、いつ戻れるか当てのない原発避難者は約12万人。また、福島第一原発では、毎日五、六千人の労働者が防護服に身を包み、汚染水対策や廃炉作業等々困難で危険な作業に従事しています。そして、その多くが関連会社なり、また請負業者の従業員、このようにも言われております。処理し切れない地下汚染水は毎日400トンずつふえ続けて、事態は収束どころか非常事態は続いております。

一方、2013年９月15日以降、日本では稼働原発ゼロの中で昨年夏の電力需要ピーク時も乗り切りまして、電力は十分足りている、このことも証明されております。そうした中、約１年半が経過しようとしております。そして、この再生可能エネルギー買い取り制度導入以降、水力を除く再生可能エネルギーの発電量は約1,100万キロワット、これは原発10基分に相当するそうですが、にもかかわらず電力各社はたった数％の再生電力で発電量が送電網の容量を超えると大規模停電を起こすおそれがある、このような理由で昨年９月以降太陽光発電買い取り制度の新規の大口、これ10キロワット以上の契約を中断しております。しかし、本音は目先のもうけを求める電力会社の原発再稼働への道であります。

また、沖縄では、昨年の県知事選、そして暮れの衆議院選を通じまして、辺野古新基地建設反対がオール沖縄の総意として示されております。にもかかわらず、安倍政権は翁長県知事との面会も拒否し、辺野古新基地建設に着手しております。

また、法人税の引き下げなり、原発再稼働。そして、原発や武器の輸出、農協改革とセットのＴＰＰ締結交渉、そして憲法改悪に向けて暴走をしております。まさに大企業や財界、そして富裕層を優遇し、勤労大衆には格差と貧困を拡大し、生活、雇用、平和を破壊する反動政権であります。私たちは、こうした動きに地方から反対し、この地域の中で農林業を初め地場産業の活性化を図り、希望や明るさの持てる労働や生活、そして持続可能な地域社会の構築が求められていると思います。そのことが、石木戸町長も常々言われております夢を育める安全で安心な快適なまちづくり、このことにつながるものと思っております。

そこで、通告に基づきまして２項目について質問をさせていただきます。

１項目めの交通安全対策について。その１点目ですが、県道長玉線の安全対策について。県道長瀞玉淀自然公園線は、寄居町末野の国道140号との交差点を起点としまして、長瀞町、皆野町を経由して秩父市大野原の国道140号との交差点を終点としております。本路線は、愛称も長瀞羊山芝桜ラインと命名されておりますように観光ルートでもあり、また国道140号を補完する主要地方道でもあります。特に信号機が少なくて秩父や横瀬から寄居方面へ、また秩父高原牧場を経由して小川方面へ、あるいはその反対方向へと、特に朝の通勤時間帯は車両通行が多くあります。この路線の未改良部分として残っているのは、三沢地内の約1.8キロメートルの区間となっており、これにつきましては狭隘の道路で歩道や自転車道もなく、毎日通学している児童生徒にとって大変危険な状況にあります。

この区間における道路整備について、2004年、平成16年12月、三沢小学校ＰＴＡ、同後援会が中心になって県道長瀞玉淀線の道路整備に関する要望書を、地区住民1,386名の署名と一緒に皆野町を通じ秩父県土整備事務所に提出し、丸10年が経過しております。また、2011年の県の通学路の実態調査でも、この長瀞玉淀線三沢地内だけでも８カ所の危険箇所が指摘されまして、この間、学童注意、幅員減少、対向車注

意等の路面標示等による対策が施されてきております。しかし、歩道の設置は車歩道の分離等根本的な安全対策は進んでおりません。

この間にも保護者等から、危険箇所だけでも優先して安全対策を施してもらいたい、このような要望が強く出されております。昨年７月の同路線の改修促進期成同盟会総会資料では、平成26年度、今年度ですが、この未改良区間の調査、測量との計画になっておりました。その後の進捗状況と平成27年度の計画等について、わかりましたら教えていただきたいと思います。

その２点目ですが、三沢、坂本地区農道整備の三沢橋付近の改良についてであります。この路線につきましては、高府地から高原牧場へ上っている道路ですが、改良に伴いまして大型車両の通行が可能ということになります。しかし、県道長玉線と交差します三沢橋付近は幅員が狭く、特に秩父方面からの出入りが困難であります。

この事業は、埼玉県の中山間地総合整備事業として平成20年度からの継続事業で、今年度をもって完了予定であります。しかし、三沢橋の改良は計画されておりません。また、この三輪地内のこの農道部分につきましては、事業が終了した後、皆野町への移管が決まっているようです。今後、大型車両の出入りが可能になるような三沢橋付近の改良について、どのような考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

３点目ですが、町道のカーブミラー、また停止線等の設置及び更新等の要望対応でありますが、こうした件につきまして区長なり住民等から要望も寄せられていると思いますが、どのような対応を行ってきているのかお聞きしたいと思います。

２項目めの上水道の整備についてであります。その１点目ですが、給水区域拡張の認可申請について。秩父地域水道事業広域化について、午前中小杉議員からも質問が出されておりますが、この事業の統合案が、安全、安心でおいしい水を供給し続ける水道を基本理念としまして、平成27年度から平成77年度までの約50年間を対象に基本構想が策定されております。当面の目標としまして、平成28年度から平成37年度までの10年間の基本計画案も示されています。その中の大きな施設整備の一つとしまして、橋立浄水場から高篠地区を通り三沢地区の新配水池整備計画があります。そして、耐震基幹管路整備のＡルートとしまして、橋立浄水場から国道の大野原交差点までの整備を平成37年度までに、そして大野原交差点から三沢地区の新配水池までの送水管整備は、早くて平成36年度からとの計画が示されております。順調に推移しても三沢地区に橋立浄水場の水道水が利用できるのは、平成37年度以降ということになります。

この間、平成20年12月の当町議会において、区長会三沢支部より提出されていた上水道整備についての請願が採択されております。しかし、多額な事業費等の関係から、この間この整備については一向に進んでおりません。しかし、秩父地域水道広域化に関連し、石木戸町長から自然流下でいくところについては十分検討はしてみたい、このような答弁がされております。橋立浄水場から三沢新配水池までの基本計画案が示されている今日段階において、この三沢地区の給水区域の拡張申請についてどのような考えかお聞きしたいと思います。

２点目ですが、水道水の臭みや苦みが強くなっている原因について、これは午前中の小杉議員の答弁にも町長のほうからも一部されておりますが、その原因について。また、その善後策についてお伺いしたいと思います。

以前から旧町内を中心にしまして水道水の臭みの問題があります。特にことし２月の初めごろよりこの臭みや苦みが強くなっており、苦情も多く寄せられているようです。その原因と善後策についてお聞きしたいと思います。

とりあえず以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

１番、交通安全対策についてお答えします。１点目の県道長瀞玉淀自然公園線の改良工事等についてお答えします。当県道長玉線改良計画の経緯については、内海議員さんのお話のようなことであります。

このような経緯ではありますが、平成27年度埼玉県予算への要望に対する県の対応は、周辺道路整備の進捗状況などを総合的に勘案し、効果的な整備のあり方について検討していくとしています。いずれにいたしましても、機会あるごとに当路線の改良促進について強く要請してまいります。

その他事項については建設課長から、交通安全対策等は総務課長から答弁をいたさせます。

２番の上水道整備についてお答えします。１点目の給水区域拡張認可についてお答えします。内海議員さんからは、以前にも同様の質問をいただいたところであります。現在町内の小規模水道組合は、三沢地区に８組合、日野沢地区に３組合、桜ヶ谷集落の１組合の合わせて12組合があります。このような山間地域の小規模な水道の整備や管理に対しては、町は小規模水道施設設置費補助金交付要綱により、整備費や管理費等の70％から100％を補助して、手厚い支援をしています。高府地地区を初めとする三沢地区８水道組合においても、従来どおり町の補助金交付要綱により支援をしていく方針であります。町内の小規模水道組合集落の今後の水使用量等を想定すると、この方針がベターであると考えております。

２点目の水道水の臭みや苦みについて申し上げます。この原因は、取水している荒川に植物性プランクトンの藍藻類、藻が夏に大量に繁殖し、カビ臭が発生してしまっているもので、渇水期には特に水質が悪くなってきます。このため浄水場では、活性炭によりにおいを軽減しています。なお、体に害を与えるものではないので、安心して飲用できます。

なお、水道事業が統合されると水源が橋立川と奥秩父の清流となりますので、臭い水が解決されるものと考えております。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

〔建設課長　小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一）　12番、内海議員の通告書１項目め、交通安全対策についてのご質問のうち、建設課所管事項についてお答え申し上げます。

主要地方道長瀞玉淀自然公園線の三沢小学校から上三沢にかけての県道改良については、平成25年度ルート検討のための概略設計を実施してございます。これは、ルートを検討するための資料であり、今現在改良設計のルートは決定されておりません。

秩父県土整備事務所に確認をいたしましたところ、ルートについて、より詳細に詰めてから測量設計を実施をしたいという考えでいるとのことでありました。また、今後につきましては、早急な改良工事に向けて予算要求をしていきますとのことでございます。

２項目めの秩父高原牧場入り口の三沢橋についてでございますが、この橋梁は県の橋梁で、町管理の橋梁ではございません。しかし、町といたしましても地域の重要な橋であることから、安全対策として塗装工事など維持管理の対策、また秩父方面への出入りの隅切りなどを実施するよう県に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

〔総務課長　川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久）　12番、内海議員さんから通告のありました交通安全対策、カーブミラー、停止線の設置及び更新等の要望対応についてお答えをいたします。

初めに、カーブミラーに係る要望対応について。既設のカーブミラーの破損等による修繕の要望があった場合は、カーブミラーの機能の回復を図るため、職員または業者により修繕を行っております。新たにカーブミラーを設置する要望については、現地を確認し、危険の度合いなどから優先順位をつけ、設置をしております。

次に、停止線設置及び更新等の要望について。停止線と呼ばれている道路への標示は、２つの種類の標示があります。１つは、公安委員会設置の道路に実線で表示する停止線、もう一つは道路管理者、町設置の道路に破線で標示する停止指導線です。停止線の設置要望がありましたら現地確認の上、町から公安委員会に設置要望をいたします。しかしながら、道路の状況、交差点における道路の優先関係から、設置要望があった道路に必ず停止線が標示できるわけではありません。このような場合は、公安委員会への要望はとめております。

停止指導線は、町道改良の際に業者に委託して標示をしておりますので、今後新たな標示の要望、引き直し等の要望がありましたら、それらの要望箇所を一括して町道改良工事で実施する区画線等の施行とあわせて標示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　１項目めの関係で何点か質問させていただきたいと思いますが、町長なり建設課長からも答弁いただいたように、結論的に言えば平成26年度中についても、このルートについては決定していないと、検討中ということのようですが、平成25年の秋ごろだったと思うのですが、皆野町に対してこの長玉線の改良ルートのルート案が２案ですか、３案ですか、示されたというようなことをお聞きしているのですが、そういった事実があったのか。また、何のために県土整備事務所のほうでこのルート案を町というか、町長のほうだと思うのですが、示されているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、２点目の関係なのですが、建設課長のほうから、この三沢橋については町の管理ではなくて県の管理だというふうに答弁されているのですが、いずれにしましてもこの中山間地総合整備事業による農道三沢坂本線の事業が平成26年度で一応完了するという予定になっているかと思います。その後については、この道路について町の管理にするという方向がほぼ決まっているのではないかなと思いますので、そうなりますと今後の改良も含めて、この三沢橋の先の県道との交差点を含めて、町のほうとして何らかの対策を講じていかなくてはならないのではないかなと思いますし、また長玉線のルート、現道を拡幅していく案と、またバイパス的に通るような案も示されたいというふうに聞いております。

それらの関係もありまして、例えばバイパスルートでありますと、当然にしてもう少し三沢橋より高府地寄りのところで交差するような、そんなことが想定できるわけなのです。それらも含めまして、この件について再度お聞きしたいというふうに思います。

それと……

○議長（四方田　実議員）　１つずつやりましょうか、１つずつ。

みんなやってしまう。

○12番（内海勝男議員）　いいですか、それでも。
○議長（四方田　実議員）　１つずつ。
○12番（内海勝男議員）　では、そのようにしてください。
○議長（四方田　実議員）　長瀞玉淀線について、建設課長。
○建設課長（小宮健一）　内海議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、長玉線の改良のルートの件でございますが、平成25年の秋に県土整備さんのほうから当町のほうにルートの説明があったことは事実でございます。そのときの案については、記憶では３ルートの説明があったかというふうに記憶をしてございます。

ただ、県土整備のほうで申していることでございますが、この今現在の議員さんがおっしゃいますルートの案、これについてはまだ決定をしていない。当時説明があったのも、本当に概略の図面でございまして、県としてはこんなふうなことを考えていますというのを町にお話をしただけというふうに聞いてございます。

今年度、平成26年度も、実際には現地へ測量設計等は入っておりません。ただ、しかし、私が直接県土整備に行って確認をしたところによりますと、設計に実際の測量に入る場合には、ルートが正式に決まらないと入れないと。県土整備のほうとしましても今現在、図上ではございますが、その案についてどのようにしようかというふうに検討をして、詰めている段階であると。おおむね３ルートあったうちの、当初から１つの有力な案があったということでございますので、その案に近い案でいくようなお話を聞いてございます。ただ、私のほうでは、どこを通る、どういうふうに行くという細かいことについてはちょっと説明を受けておりませんので、ここで申し上げることはできません。

また、三沢橋の件でございますが、先ほど三沢橋の管理については今現在県の管理橋梁であるというふうに申し上げてしまいました。これも事実でございます。ただ、町のほうとしましても、農道の関係であろうが、また今の県道が拡幅になる場合でも、またルートが変わって今の県道を町が町道として引き受けるような場合であっても、三沢橋については何らかの修繕をしてもらってから引き継ぎたいというふうに考えています。

要は、今現在橋梁については、橋梁の長寿命化という計画を当町もつくってございますが、古い橋梁については安全、安心な利用のために今現在修繕を大々的にやっているところでございます。ですから、町としましても県の管理橋梁であるうちにある程度の修理をしてから引き受けたいということは、県のほうの担当者にも要望をしてございます。

また、秩父側のほうに曲がるのが大変曲がりづらいと。町のほうも現地に何回も行きまして、そのことについては認識をしてございます。ただ、今現在県道でございますので、町が直接に工事をすることはできません。ですから、機会があるたびに県土整備さんのほうに、特に秩父側に向けての隅切りを施工してほしい。また、舗装が何層にもオーバーレイされているため高くなっていると、これらも解消するようにお願いはしてございます。お願いはしてございますが、いつこれができるかということにつきましては、ここでの答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。
○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。
○12番（内海勝男議員）　長玉線のルートとの関係が非常に強くなろうかと思うのですが、早い時期にこのルートが決定されれば、それこそ三沢橋の出口のところの関係等についても、その後でもいいかなとは思

うのですが、そういった時期がうんとずれ込むようでしたら、県のほうの事業になるという課長からの答弁であります。できましたら三沢橋の県道との交差する秩父市側、橋の入り口をもっと扇形に広げていただきまして、相向かいの県道についても大型車が回り込めるような形での改良とか、そういったことについてもぜひ要望を県のほうへ上げていただきたい、このように申し上げたいというふうに思います。

いずれにしましても、この県道の長玉線の関係なのですが、事故が起きてしまっては遅い。もう要望を出してから10年もたっているわけなのですが、そういう中で大きな事故が起きていないだけで本当に助かっているのですが、いつ大きな災害といいますか、事故が発生するかわかりません。ぜひ歩行者の安全を優先した道路改良に向けて、今後におきましても具体的な施策が早期に実現できるように、県のほうに強く働きかけていただきたいというふうに要望させていただきます。

それと、３点目のカーブミラー、停止線等々の更新の関係なのですが、課長から答弁あったように道路標識なり停止線、これらについては公安委員会の許可が当然必要になろうかと思いますし、またそれ以外の関係についても、予算等の関係からすぐに対応できない。そういったことはあろうかと思うのですが、ぜひそういった、例えばカーブミラーの更新なり、また停止線の引きかえといいますか、更新といいますか、そういったことについて、特に公安委員会の許可とかも必要ないところもあると思うのです。まして、予算もそんなにかからないということであれば、早急にそういった区長なり住民からの要望については対応していただきたいと思いますし、また公安委員会の許可なり、そういったところの必要なところについては、ちゃんとそれなりの説明を返していただきたい、そのように思っています。

というのは、ある区長さんと言ったら申しわけないのですが、待っていられないから自分で停止線引いてしまおうかなという、そんな方も中にはいらっしゃいますので、なおかつ道路標識とセットの停止線については、これは当然公安委員会といいますか、県のほうといいますか、そういったところで更新等を行うのかなとは思うのですが、これらも含めて、そして先ほど答弁いただいたように停止線というか白線の点線といいますか、停止指導線というのですか、これについては道路設置者のほうで線が引けるというか、停止線というか、できるということでありますので、そういったところについては早急に対応していただけるかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

道路管理者として引ける停止指導線、これは町の判断で予算が計上されておれば設置が可能でございますので、先ほど申し上げたとおり、近々道路改良等で標示等を引く場合には、それに一括して速やかにやっていくようにいたします。

また、予算の関係から１件１件引きますと予算もかかりますので、まとめて引くということをしております。やはり、これらについても必要ですが、大事な生命を守るための規制なりの線ですので、対応をどういうふうにするか検討してまいります。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　予算の関係も当然あろうかと思います。

また、こうした停止指導線、これらについても１カ所引き直すというか、やるのも結構予算的にも大変だというようなことを今答弁されたのですが、ぜひまとめてやれば効率もよいと思います。町内ところどころに停止線が、もう本当にわからないほど摩擦で消えてしまっていると、そういったところもあります。こういったことについても、やっぱり区長さんなり気がついた人から要望がないと、動かないのが町の状

況ではないかなというふうに思いますので、ぜひカーブミラー、停止線、それらも含めて区長会等を通じて一斉に総点検といいますか、していただいて、まとめて要望を上げてもらって、それに対して町のほうで交通安全対策として対応が図れるよう、ぜひそういった方策をとっていただけるかどうか、これ町長にお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　そのようにしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

次の２項目めの上水道の整備の関係なのですが、今までも私も何回もこの件についてはこの場で取り上げてきているのですが、なかなか目に見えた答弁がいただけていないのですが。いずれにしましても石木戸町長も、午前中の小杉議員の答弁にもあったかと思うのですが、この秩父地域の水道の広域化については、皆野、長瀞両町にとっては大変メリットのある事業、このように述べられております。

大きな施設事業の中で、橋立浄水場の水が高篠を通って三沢の新配水池、この計画もあるわけです。この新配水池がどの辺にできるかによっても、三沢地区のこれからの請願に出されております上水道の整備について事業費等大きく関係がしてくると思うのですが、私が見た限りかなりの地域まで自然水圧で給水ができる、このようなことが推測できます。

以前にもあったのですが、使用料の関係等とか費用対効果と言ったらあれですけれども、そんな関係から、なかなかいい答弁がされていないといいますか、小規模水道の補助で対応していただきたいというような答弁がされているわけなのですが、安全で本当に安定した水の供給というのは、地域住民の日常生活にとって大変欠かすことのできない第一の条件だというふうに思いますし、こうした生活基盤の整備こそ本来のふるさと創生なり地域活性化につながるというふうに思っております。

ぜひ、そういったことからも、再度地域住民からぜひ公営水道の整備を図っていただきたいというような、そういった声をもう一度上げてもらいたいみたいなことを前も、去年の大雪の後の小規模水道が２週間もストップしてしまったときに言われたことなのですが、だてや酔狂で請願を出しているわけではないのです。本当に地域住民の方が待ち望んで請願を出して、その請願が町の議会の中で採択されているわけです。その重みをぜひ考えていただきまして、この道筋としまして、少なくとも三沢の新配水池、これの計画があるわけですし、そこからの自然水圧で整備できる地域はかなりあるわけですから、それに向けて早い段階から拡張整備の申請、これを並行して進めたいと思いますが、こうした考えがあるかどうか、再度お聞きします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　過去の私の答弁の中で、自然流下でという話をいたしましたのは、今の水道の施設の中での自然流下という考えでありました。新たにこの統合後の新配水池からのどの程度の海抜のところに、その新配水池ができるかによって給水できる区域というものが決まってくるかとは思いますけれども、現状の段階でその地域の計画を立てるとかというようなことになりますと、今大事にしながら、この秩父の広域合併を何としても成功させたいという思いから、新たなものについてはその統合が決定した後に具体的なことに取り組んでいくべきかなと。そうでないと、何か駆け込み的に皆野、長瀞がそうした事業をやるというか、そうしたことにもとられかねないわけでございまして、この統合につきましてもまさに全く同一歩調で歩んでいる状況ではありません。なかなか利害がそれぞれの自治体によってありまして、か

なり難しい部分もありますので、何とかいい方向でいくには、ここで余りこの皆野、長瀞の要望というか、希望というか、余り強力に表に出したくない時期でもありますので、その辺につきましてはご理解をいただければかなと思っておるところであります。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　よくわかりました。

私もそういう考えもありますが、それにしても事前の準備といいますか、統合した段階で少なくとも三沢地域の今まで出されている請願を含めて整備を図るという意味合いも込めて、橋立浄水場の水を高篠から小野田峠を越えて、そういうことで計画がされているわけですから、それに並行して、ぜひ統合が決定しましたら早急にこの給水拡張申請を進めるように、強く要望させていただきたいというふうに思います。

２点目の臭みや苦みの問題なのですが、今私もいただいています。これも苦いです。原因については、町長のほうから答弁いただきました。活性炭を注入して臭み等の軽減に努めている、こういうことなのですが、本当にこれ一時的なカビ臭ではないのです。もう、前からこの臭みというのは常態化しているということが言えるかと思います。水道料金が他の秩父市の自治体に比べて皆野、長瀞は高いと。実際そうだと思います。高くてもおいしい水なら我慢できると思うのです。高くてまずいでは、やっぱり苦情も出ます。

特に、今回渇水期の関係でカビがひどいということですが、もう一点理由があろうかと思います。それは、別所浄水場の取水が大滝から久那まで引っ張ってきて、昭和電工の発電所の用水として流した水の下から別所の浄水場の取水が行われていると。ただ、２月の初めから約１カ月間、この施設整備の関係で大滝からの用水がストップしたと、そういった関係で別所浄水場についても荒川本流から取水せざるを得なかった。そういった悪条件が重なっているということは、私も聞いています。

この間、別所浄水場からの皆野第１配水池、日量平均で約3,900立米の送水が現状行われているわけです。秩父市との分水協定では日量5,000立米、このような契約になっているかと思います。そうしたことからも、この秩父市の水道といいますか、別所浄水場からの水、現状でもふやすことは可能だというふうに思いますが、これをやることによって臭み等が薄まるのではないかなと私は思うのですが、そうしたことを今後の水道の広域化内統合化、これが決定しますと、今までのような形で秩父市の水道を皆野・長瀞上下水道が買い上げる。こういった関係もなくなるというふうに私は思っているのですが、これらも含めて現時点でもまだ5,000立米までふやすことはできるわけですから、この臭みなり苦みの対策としましても、改善策として皆野・長瀞上下水道組合の管理者であります石木戸町長のこの件に対するお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　確かに、日常5,000トンまでの契約にはなっておりますけれども、これはあくまでも契約でありまして、買っておるわけですから、１トンふえるごとに当然お金を払わなければということでもあります。

そして、また今、内海議員が既に承知しておりますように、別所浄水場の上流の修理等も済みまして、今以前と同じように別所浄水場からの給水を受けておるわけでございまして、幾分、幾分というか、かなりこのカビ臭も解消してきたということでございます。

その活性炭についてでございますけれども、かなりにおいを取ることがよりできるというか、かなり細かい粒子というのでしょうか、そうした活性炭を量をふやして対応しておると、こういうことでもござい

ますので、いましばらく我慢していただければ、ほとんどその影響がないような、そしてまたそのカビ臭は体には全く影響がないという分析も伺っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　即答といいますか、ぜひそうさせていただきますという答弁が得られなかったのですが、いずれにしましても水道の広域化の中でも皆野の第１配水池への送水拡大ということで計画がされております。

これによりますと、別所浄水場からの皆野第１配水池に現在日量約3,900立米の送水が行われていると。そして、基幹管路を整備し、排水地域を切りかえることにより、この総水量を拡大し、皆野浄水場が廃止できる、このような計画になっているかと思います。

しかし、現状においても皆野・長瀞の水の需要実績は平成25年度、１日で平均しまして供給量、これ三沢、金沢浄水場分も含んでですが、約5,350立米ということのようです。ということは、日量5,000立米、秩父市の別所浄水場からの水を供給していただければ、ほとんど皆野の浄水場の水は使わなくて済む、このように思います。そういうこともありますので、これらの対応も含めて、以前からの臭みの問題ですから、できる限りやっぱりおいしい水を早い時期から提供できるように、現状でも5,000立米まで許容できるわけですから、まして供給先のほうでもそれには問題ないわけですから、ぜひこういった形をとって、現状の臭みや苦みの問題を解消するように努力していただくことを要望させていただきまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（四方田　実議員）　以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（四方田　実議員）　日程第６、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり議案第１号から議案第20号並びに承認第１号及び同意第１号の22件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第７、議案第１号　皆野町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第１号　皆野町公の施設における指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

国神学童保育所の指定期間が満了するため、引き続き指定管理者に管理を行わせたいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　議案第１号　皆野町公の施設における指定管理者の指定について、内容をご説明申し上げます。

国神学童保育所の指定管理者に明星学童保育所を平成27年４月１日から平成28年３月31日までの１年間指定し、管理運営業務を実施したいというものでございます。

この施設は、過去５年間、平成22年４月１日から指定管理者の指定を行い、実施をしてまいりましたが、期間が満了するため引き続き指定を行いたいものでございます。

なお、１年間の指定期間でございますが、１年後、来年度末で皆野学童保育所の指定期間が満了すること、また平成27年度新たに建設を予定しております皆野学童保育所の施設があることなどから、平成28年度からはこれらをあわせて皆野町学童保育所として指定をしてまいりたいと考えておりますので、１年間とするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第１号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　来年度からの皆野の学童保育所、そして今年度設置予定の新たな学童保育所の指定管理を含めて、とりあえず今年度といいますか、平成27年度１年間ということの提案なのですが、その後今までは５年間ということでありますので、平成28年度からはまた数年間といいますか、５年間とか、そういったことを考えているのかどうか。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　過去５年間の中で支障はございませんでしたので、来年はまた合わせて５年間の契約をしてまいりたいと考えております。

○議長（四方田　実議員）　12番、よろしいですか。

○12番（内海勝男議員）　いいです。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　指定管理者となる団体、住所がありまして、明星学童保育所ということですけれども、このような指定管理者となる団体が表記されるとき、代表者のような方はここには出てこないものなのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　代表者の記載はございませんが、代表者は明星保育園の代表でもあります倉持やす子さんです。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　ですから、表記はされないのですかという、その辺のところです。
○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。
○健康福祉課長（浅見広行）　団体でございますので、契約書を結ぶときには代表名は入ってくるかもしれませんが、本議案の中では代表者は入れておりません。
○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。
○１番（小杉修一議員）　それは、団体なのですね。団体というのは、通常代表者まで一般的に出てくるような気がしてしまうのですけれども、そうなのでしょうか。
○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。
○健康福祉課長（浅見広行）　あくまでも団体でございますので、明星学童保育所とさせていただきました。よろしくお願いします。
○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。
○１番（小杉修一議員）　わかりました。
　そのようなことで突然の質問ではあるのですけれども、またその辺のところはこれがこのような案が提案されてくる場面があったときに、次回表記されてもいいのかなというところも持っていますので、わかりました。
○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（四方田　実議員）　これをもって質疑を終結します。
　続いて、討論を行います。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。
　これより議案第１号を採決いたします。
　本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。
　よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第２号の説明、質疑、討論、採決
○議長（四方田　実議員）　日程第８、議案第２号　皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
　町長に提案理由の説明を求めます。
　町長。
〔町長　石木戸道也登壇〕
○町長（石木戸道也）　議案第２号　皆野町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第３次地方分権一括法による介護保険法の改正により、これまで国で定めていた基準等を条例で定めることとされたため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　議案第２号について、内容をご説明申し上げます。

この条例は、いわゆる第３次地方分権一括法の公布に伴う介護保険法の規定により、これまで厚生労働省令で全国一律に定められてきた基準については、市町村の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

条例制定に当たっては、地域の実情に応じ独自の基準を定めることができますが、皆野町においては国の基準を上回る内容、または異なる内容を定めるほどの特段の事情はございませんので、厚生労働省令で定められていた基準と同様の内容で制定することといたしました。

本条例の説明につきましては、省令の基準を参考にしておりますので、主に章により説明をさせていただきます。

第１章、総則でございますが、この条例の趣旨を定めます。ここで言う指定介護予防支援事業者とは、地域包括支援センターを指します。この地域包括支援センターの指定に関し必要な事項、運営や支援方法に関する基準について定めるものでございます。

なお、皆野町では、町直営による地域包括支援センターがあるのみでございます。

第２章は、指定介護予防支援事業者の指定を定めるもので、指定をしてはならない場合を示し、条例で定めるものは法人とし、この場合、法人でないときは指定してはならないとするものでございます。

２ページをごらんください。第３章は、事業の基本方針を定めたもので、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わなければならないを基本方針とするものです。

第４章は、事業の人員に関する基準。

３ページ中段の第５章は、事業の運営に関する基準を定めたものです。

続いて、飛びますが12ページをごらんください。第６章は、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めたもので、基本取り扱い方針、具体的取り扱い方針、提供に当たっての留意点を定めたものとなっております。

18ページ、第７章でございます。基準該当介護予防支援の事業に関する基準でございます。施行日につきましては、附則のとおり平成27年４月１日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第２号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第２号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第９、議案第３号　皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第３号　皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第２号と同様に、第３次地方分権一括法による介護保険法の改正により、これまで国で定めていた基準等を条例で定めることとされたため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　議案第３号　皆野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

条例制定の趣旨につきましては、先ほどの議案第２号と同様に、全国一律に定められていた基準について町の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

条例制定に当たっては、国の基準と同様な内容で条例を制定することといたしました。

まず、第１条は趣旨を定めたもので、包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものでございます。

第２条は、定義を定めたものでございます。

第３条は、基本方針を定めたもので、第３条終わりから２行目、「可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない」を基本方針とするものでございます。

第４条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数を１号被保険者の数に応じて定めようとするものです。皆野町では、第１号被保険者の数は、１月末で3,357人でございます。

第５条は、地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切かつ公正に、中立的な運営を確保しなければならないと定めたものでございます。

施行日につきましては、附則のとおり平成27年４月１日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第３号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第10、議案第４号　皆野町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第４号、提案理由の説明を申し上げます。

なお、議案第５号、議案第６号についても同内容の提案理由によるものでありますので、一括して説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会制度の改革や教育長が特別職となることにより、関係する条例の制定や改正が必要となるため、これらの案を提出するもので、議案第４号と議案第５号は条例の新規制定、議案第６号については関係条例の一部改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長　髙橋　修登壇〕

○教育次長（髙橋　修）　議案説明の前に、教育委員会制度の改正概要についてご説明を申し上げます。

議案第４号の最後にＡ３判のパンフレット、両面カラー刷りの参考資料を添付させていただきましたので、ごらん願います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年６月20日に公布され、平成27年４月１日から施行されることになりました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連

携の強化、地方に対する国の関与の見直しなど、教育委員会制度の抜本的改革を行うものです。

法律の改正に伴う教育委員会制度の改正は、参考資料にも示されているとおり、大きな改正ポイントが４つあります。ポイント１と２が、教育委員会内部の改革に関するもの。ポイント３と４が、教育委員会と首長との関係に関するもので、大きく２つの趣旨に分かれております。

ポイント１、新「教育長」の設置。現行制度では、教育委員会の主宰者である教育委員長と事務の統括者である教育長が存在し、どちらが責任者なのかわかりにくいという課題がありました。新制度では、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置き、新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとしました。これにより教育行政の第一義的な責任者が新教育長であることが明確になるものです。

また、現行制度では、首長はあくまでも教育委員会を任命するにとどまり、教育委員長や教育長は教育委員会が委員の中から選ぶ制度であるため、任命責任が曖昧という課題がありましたが、新制度では首長が教育長を議会の同意を得て直接任命することとしたことにより、首長の任命責任が明確化されることとなるものです。

ポイント２、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。今回の改正では、新教育長が教育委員会の代表者となり、その権限が他の教育委員と比較して大きくなります。一方で、新教育長は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり代表者であることから、教育委員会による指揮監督権は法律上規定されていませんが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員の役割は大変重要となります。

そこで、教育委員による教育長のチェック機能を強化する観点から、教育委員定数の３分の１以上から会議の招集の請求や、教育長が委任された事務の管理、執行状況の報告義務に関する規定が新設されました。

また、教育委員会議の透明化や住民によるチェックの観点から、総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならないとしたものです。これらにより権限が大きい教育長へのチェックが適切に果たされるとともに、教育委員会の審議の活性化が図られるものです。

ポイント３、「総合教育会議」を設置。現行制度でも、首長は教育委員の任命や予算の編成、執行、条例提出権等教育行政に関する権限を持っていますが、首長から独立した行政委員会である教育委員会が教育に関する執行権限を有しているため、教育について関与することは遠慮傾向にあったほか、教育委員会側も首長の意見を聞く機会を十分に設けていないという現状がありました。このため、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層意を反映した教育行政を推進するため首長と教育委員会が協議を行う場として、首長は総合教育会議を設けるものとしたものです。会議は、首長が招集し、首長と教育委員により構成されるもので、それ以外の方は構成員にはなれないというものです。

総合教育会議は、審議会や決定機関ではなく、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であり、首長と教育委員会は総合教育会議で協議、調整し、合意した方針のもとに、それぞれが所管する事務を執行するものです。

総合教育会議における協議、調整事項は、①、教育行政の大綱の策定、②、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③、児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置としており、個別の教

科書採択、個別の教職人事等、特に政治的中立性の高い事項については協議議題とすべきではないとされております。

ポイント４、教育に関する「大綱」を首長が策定。大綱とは、教育の目標や施策の基本的な方針であり、総合教育会議において教育委員会と協議、調整を尽くし、首長が策定するもので、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定めるものです。

また、大綱は市町村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているのではなく、市として学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の充実等、予算や条例等の首長の有する権限に係る事項についての目標や、根本となる方針が考えられます。大綱の策定権は首長にありますが、教育行政に混乱を生じることがないようにするために、総合教育会議において首長と教育委員会が十分に協議、調整を尽くすことが求められるものです。

首長が、調整が整った事項を大綱に記載しておけば、首長及び教育委員会双方に当該事項を尊重する義務が生じ、作成した大綱のもと、それぞれ所管する事務を執行していくことになるものです。

大綱の対象いかんについては法律で定めはありませんが、首長の任期が４年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることに鑑み、４年から５年程度を想定しております。

説明については以上です。

それでは、議案に戻っていただきまして、議案第４号　皆野町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

１枚めくっていただき、条例をごらんください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表して事務執行を行うため、常勤の特別職となることや、勤務時間中の職務専念義務が課せられます。これにより、具体的な勤務時間について条例で規定する必要があります。

また、休日や休暇等の勤務条件についても条例で規定する必要があるため、この条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、教育長の勤務時間、その他勤務条件は法律に特別の定めのあるものを除き、一般職の職員の例によるものでございます。

附則において、この条例は平成27年４月１日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しないものでございます。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　この後もいろいろ教育長に関する議案が出てくると思うのですが、特に教育長の除斥は求めなくてよろしいのですか。よろしいということであれば、始めますけれども。

○議長（四方田　実議員）　特に規定はありませんから、どうぞ。

○12番（内海勝男議員）　はい。

○議長（四方田　実議員）　一つ一つの条例についてやってください。全部にわたらないで１つずつ。

○12番（内海勝男議員）　私は、今までも教育長については常勤の特別職という認識でいました。

改めてここで勤務時間、その他休日なり休暇に関する条例ということで、あえてまた一般職の職員の例によるということで、一般職と同じ扱いにするということだと思うのですが、今まではどうだったのですか。

○議長（四方田　実議員）　教育次長。

○教育次長（髙橋　修）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

教育長については、首長が議会の同意を得て任命いたしました教育委員でございますので、非常勤の特別職という扱い、身分です。それから、教育委員会において教育長に任命されますので、その時点で常勤の特別職という形になります。

今までは教育公務員特例法でしたか、こちらのほうで教育長を定めておったのですが、今度は自治法による形の特別職となりますので、新たにここで勤務時間等の制定をつくる必要があるというものでございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そうしますと、今までは非常勤の特別職と。４月１日以降については常勤の特別職というか、町長、副町長と同じ扱いになるということでよろしいのですか。そこのところまた違うような気がするのですけれども。

○議長（四方田　実議員）　教育次長。

○教育次長（髙橋　修）　失礼しました。常勤の特別職です。

教育長に任命された時点で特別職という身分になって、今度は常勤の特別職となります。

○12番（内海勝男議員）　今までは。

○教育次長（髙橋　修）　今現在は、一般職の身分になるということです。

○議長（四方田　実議員）　教育長。

○教育長（山口喜一郎）　今までは、まず教育委員だったのです。議会で承認していただいた教育委員です。

ですから、非常勤の特別職です、ここまでは。それで、教育委員会議を開いて、委員会の中で教育委員長と教育長を指名するわけです。そうするとその時点で、教育長になると一般職の職員と同じ扱いになっているわけです。ですから、よく質問していただいたことがあるのですけれども、給与の体系のほうも特別職ではなくて、教育長は一般職の給料ということになります。ですから、一般職で、それで勤務時間については一般職ですから、普通の町の職員と同じようにやるのが望ましいというふうにはなっていました。

それが、今度変わって、教育長は、町でいうと町長から任命されるわけですので、立場は教育委員ではなくなるのです。ただ単なる教育長になります。そうすると、特別職で緊急に対応するために常勤だということになって、勤務時間を決めなくてはいけない。今までは、そこにあるように地教行法のほうの中に勤務時間はという、一般職と同じにするのが望ましいとあったわけですけれども、今度は完全に勤務時間を特別な法律で決めていかなくてはいけないということになりました。

町長や副町長は、また違う行政上の特別職ですので、また違う特別職になっているわけです。ですから、教育長一人だけの条例に、ここで改めて勤務時間とか、勤務時間があるのだったら日曜日もあるし、土曜日もあるし、そういうふうな細かい条例が幾つも発生してくるわけです。

だから、簡単に言うと、また後でありますけれども、議会で出席要請するのは議長さんから言われてい

るのは教育委員長なのです。委員長が、私と次長を推薦して、かわりにここに出てきているわけです、ここに。本来ですと教育委員長が出なくてはいけない。それが、今度は教育長だけになりますので、一つ一つの法律が全部ばらばらになってできてきた、こんなふうなわけです。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　本当に私は頭が悪いから理解に苦しむのですけれども、今までにも一般職と同じような扱いであったというふうなことですね。それが、今後についても一般職の職員と扱いが同じということですよね。

そうであっても、給料等については、それこそもう常勤の特別職と同じということですよね。今までも一般職扱いみたいな形で１級から６級、７級と、皆野の場合は７級まであるのでしたか、６級までか。いずれにいたしましても、それには該当しなかったわけですよね。もう教育長の給与ということで、もう条例で決めてあるわけですから。そういうことでありますが、聞きづらいことなのですが、経過措置としてここに教育長がなお在職する場合については、その任期満了までこの条例は適用しないということですが、あえてお聞きしたいのですが、今の教育長の任期はいつまでですか。

○議長（四方田　実議員）　教育次長。

○教育次長（髙橋　修）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

平成27年の９月21日までです。

○議長（四方田　実議員）　よろしいですか。

○12番（内海勝男議員）　はい。

○議長（四方田　実議員）　ほかに。

３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　３番、常山です。

先ほど教育次長から説明があったこの「教育委員会制度、こう変わる」というところで質問させてもらうのですが……

○議長（四方田　実議員）　それは……

○３番（常山知子議員）　だめなのですか。

○議長（四方田　実議員）　だめというよりも、この議案に対して質問して、今回は。議案に対して。

○３番（常山知子議員）　では、先ほど内海議員と同じ質問だったので。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「議長、３番。反対討論をさせていただきます」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これより討論に入ります。

まず、議案第４号に対する反対討論を許します。

３番、常山知子議員。

〔３番　常山知子議員登壇〕

○３番（常山知子議員）　３番、常山知子です。

私は、今回の議会に提出された議案第４号、議案第５号、そして議案第６号、そしてその後にある議案

第11号も関連すると思うのですが、皆野町の教育長に関する条例の制定、または条例の廃止に反対というか、そういう立場で討論します。

というのは、先ほど教育次長が説明されましたこの教育委員会制度の改革について、それに基づいた議案だからです。中学生の自殺とかいじめ問題で、本当にこの教育委員会制度の改革法というのが去年国会で成立しましたけれども、今回改正された法律では自治体の首長、ここで言えば町長ですけれども、教育行政の大綱を作成します。教育行政の方針は、今は首長から独立した教育委員会が今まで決めていました。改定されたもとでは、首長が主宰する総合教育会議で教育委員と協議して首長が作成します。さらに、教育委員会を代表する教育委員長をなくして、新教育長が教育委員会を代表するという先ほどの説明で、そしてその新教育長は首長が直接任命、罷免することができるということですが、この今回の教育改革案では首長の意向をストレートに反映しやすくなる仕組みです。政治家が教育をゆがめるおそれが出てきます。政治が教育に果たすべき責任というのは、条件整備などによって教育の営みを支えることです。国民が、私たちが望んでいるのは首長の政治的意見で左右されない教育行政であり、子供の命第一に町民の目線で仕事をする教育行政ではないでしょうか。私たちの町に頼りになる教育委員会をつくる、そんなことも必要ではないでしょうか。

そういうことで、今回の教育委員会制度に基づかれたこの議案に対して、私は反対します。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　次に、賛成討論を許します。

６番、新井達男議員。

〔６番　新井達男議員登壇〕

○６番（新井達男議員）　議案第４号　皆野町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

私は、この件に関しては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いということで、国の施策もあることですので、私はこの件に関しては提案理由のとおり賛成させていただきます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって討論を終結します。

これより議案第４号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田　実議員）　起立多数です。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第11、議案第５号　皆野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条

例の制定についてを議題といたします。

先ほど町長には提案理由の説明をいただきましたので、教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長　髙橋　修登壇〕

○教育次長（髙橋　修）　議案第５号　皆野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

１枚めくっていただき、条例をごらんください。

現行の教育長は、一般職の身分を有するため、地方公務員法の職務専念義務が適用すると考えられてきましたが、新教育長は常勤の特別職となったことで地方公務員法の適用から外れ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、この条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第１条はこの条例制定の目的でございます。

第２条は、その職務に専念する義務を免除されることができる事項を規定したものでございます。

附則において、この条例は平成27年４月１日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しないものでございます。

以上、簡単ですが議案第５号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、議案第５号に対する反対討論を許します。

３番、常山知子議員。

〔３番　常山知子議員登壇〕

○３番（常山知子議員）　３番、常山知子です。

先ほどの議案第４号と同じ理由で、この議案に反対いたします。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　次に、賛成討論を許します。

６番、新井達男議員。

〔６番　新井達男議員登壇〕

○６番（新井達男議員）　議案第５号　皆野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

先ほどの議案第４号と同じ賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって討論を終結します。

これより議案第５号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田　実議員）　起立多数です。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第12、議案第６号　町職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由は、町長については先ほど提案理由を申し上げました。

教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長　髙橋　修登壇〕

○教育次長（髙橋　修）　議案第６号　町職員の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係する７条例の一部を改正するものです。

１枚目めくっていただき、改正条例をごらんください。また、４枚目以降が新旧対照表となっておりますので、参考にしてください。

初めに、町職員の旅費支給に関する条例の一部改正について。現行条例の別表で常勤の特別職について旅費の支給額が定められておりますが、この条例の根拠規定は地方公務員法によるもので、特別職の職員には同法の規定は適用されませんので、この条例を改正するものです。

改正内容でございますが、新旧対照表の１ページをごらんください。第９条第１項及び第12条、第１項中「別表１」を「別表」に改め、別表１の常勤の特別職の項を削り、同表を「別表（第９条及び第12条関係）」とするものです。

次に、改正条例の１ページに戻っていただきまして、皆野町特別職報酬等審議会条例の一部改正について。新教育長の職が新設されることに伴い、特別職の職員で常勤の者の給与について規定した箇所に新教育長の規定を追加するもので、改正内容でございますが、第２条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改めるものです。

続いて、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正について。新教育長の職が新設されたことに伴い、常勤の特別職員の給与及び旅費等について規定した条例に、新教育長の規定を追加するものです。

改正内容でございますが、新旧対照表の４ページから７ページをごらんください。題名を「町長等の給与等に関する条例」に改め、第１条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改め、第３条に「３号教育長月額52万1,000円」を加える。

第６条第１項中「(昭和22年法律第67号)」及び「。第２項において同じ」を削り、「死亡した者」を「死亡した町長又は副町長（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）及び基

準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第９条第１項各号（同法第４条第３項第２号又は公職選挙法第11条第１項各号（第１号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。）をし、解職され、罷免をされ、又は死亡した教育長」に改め、同条第２項中「前項後段に規定する者にあっては、任期」を「前項後段の規定により任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した町長又は副町長にあっては任期」に改め、「死亡した日現在」の次に、「、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した教育長にあっては任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在」を加える。

第６条の２、第２号中「失職した者」を「失職した町長又は副町長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第９条第１項各号（同法第４条第３項第２号又は公職選挙法第11条第１項各号（第１号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した教育長」に改める。

第７条中「別に定めるところにより、旅費を支給する」を「別表に定める旅費を支給する」に改め、附則の次に常勤の特別職の旅費支給額の「別表（第７条関係）」を加えるものです。

続いて、改正条例の２ページに移ってください。証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてです。総合教育会議の設置により、会議に呼ぶことができる意見聴取者について実費弁償を支給するため、当該意見聴取者の規定を追加するもので、改正内容でございますが、第１条に「９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第１条の４第５項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者又は学識経験者」の規定を加えるものです。

続きまして、改正条例の３ページの皆野町議会委員会条例の一部改正について。教育委員会の委員長の職は廃止され、現行の教育長と一本化した新教育長にその職務が引き継がれることにより、教育委員会の代表者について言及した規定は委員長から新教育長に改めるもので、改正内容でございますが、第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

続きまして、同じく特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてです。教育委員会の委員長の職が廃止されたことに伴い、この条例から教育委員会の委員長の規定を削除するもので、改正内容でございますが、別表中の「教育委員会委員長月額１万5,500円　委員月額１万500円」を「教育委員会委員月額１万500円」に改めるものです。

続いて、同じく、町長等の給料の特例に関する条例の一部改正についてです。新教育長の職が新設されることに伴い、教育長は町長及び副町長と同じ常勤の特別職となります。そのため教育公務員特例法の規定に基づく現行の教育委員会教育委員長の給与に関する条例を廃止することにより、この条例を改正するものです。

改正内容でございますが、新旧対照表の13ページをごらんください。第２条を削り、第１条中「町長及び副町長の給料月額は、町長及び副町長の給与等に関する条例」を「町長、副町長及び教育長の給料月額は、町長等の給与等に関する条例」に改め、「３万円を減じた額」の次に、「、教育長にあっては同条第３号に定める給料月額から１万6,000円を減じた額」を加える。

そして、同条の見出し、「(町長等の給料の額の特例)」及び条名「第１条」を削るものです。

附則において、この条例は平成27年４月１日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改

正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第３条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例（第７条の改正規定及び別表を加える改正規定を除く。）の規定、第５条の規定による改正後の皆野町議会委員会条例第20条の規定、第６条の規定による改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例別表の規定及び第７条の規定による改正後の町長等の給料の特例に関する条例の規定は適用せず、第３条の規定による改正前の町長及び副町長の給与等に関する条例の規定、第５条の規定による改正前の皆野町議会委員会条例第20条の規定、第６条の規定による改正前の特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例別表の規定及び第７条の規定による改正前の町長等の給料の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

適用区分としまして、この条例の施行の日以後初めて任命される教育長については、第２条の規定による改正後の皆野町特別職報酬等審議会条例の規定を適用するものでございます。

以上で、議案第６号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これより討論に入ります。

まず、議案第６号に対する反対討論を許します。

３番、常山知子議員。

〔３番　常山知子議員登壇〕

○３番（常山知子議員）　３番、常山知子です。

議案第４号の議案の反対討論と同じく、議案第６号についても反対をします。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　賛成討論なし。

これをもって討論を終結します。

これより議案第６号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田　実議員）　起立多数です。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加

○議長（四方田　実議員）　以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第７号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時０６分

再開　午後　３時２１分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第１、議案第７号　皆野町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第７号　皆野町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続法の一部改正に伴い、町民の権利と利益保護の充実のための手続について所要の整備を図るとともに、字句の訂正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久）　議案第７号　皆野町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例の根拠規定である行政手続法の一部改正により、町民の救済手段の充実と拡大が図られたことから、本条例の整備を行うものです。

議案書の後ろに添付をいたしました新旧対照表をお開きください。新旧対照表の１ページから６ページ中段までの改正は、字句の訂正でございます。

６ページをお開きください。６ページ中段下からは条文の新設でございます。第34条の２の規定は、行政指導を受けた者が当該行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合は、町に申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるとするものです。

６ページ下段、第２項で申し出の際の必要事項を定め、７ページに移り、第３項では、申し出があったとき町は調査を行い、行政指導が規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないと定めるものです。

次の第４章の２、処分等の求め。第34条の３の規定は、行政の法律違反を発見した場合は是正のための処分、または行政指導を町に申し出て、処分または行政指導を求めることができるとするもので、その下の第２項で申し出の際の必要事項を定め、８ページに移ります。第３項では、町は申し出があったときは調査を行い、必要があると認めるときは、処分または行政指導をしなければならないと定めるものです。

改正文の３ページに戻ります。改正文３ページ、第１条で、この条例の施行期日を附則で平成27年４月１日と定めるものです。第２条は、この条例の一部改正に伴う町税条例中の条ずれを改めるものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第２、議案第８号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第８号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

増加が見込まれます平成27年度から平成29年度までの介護保険給付費に対応するため、第１号被保険者の保険料を改定するため及び介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年度から実施するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　議案第８号　皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

この改正は、元気で長生きができるまちづくりを基本理念として、高齢者の保健福祉全般にわたる計画として策定しました平成27年度から平成29年度を事業期間とした第６期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に計画された高齢者人口の増、要介護認定者、要介護サービス受給者、介護サービス費の増のほか、介護サービス経費の負担区分の変更により１号被保険者保険料負担が21％から22％に引き上げられたことなどを根拠に算出したものでございます。

この３年間の見込みの数値は、高齢者人口は平成29年には現在より3.7％増の3,474人、高齢化率は3.6％増の35.5％と見込み、要介護認定率は現在の634人、18.9％から人数で８人増の642人、認定率は0.4％減の18.5％と見込みました。

地域支援事業を除く保険給付費は３年間で28億5,800万円を見込み、平成24年度から平成26年度までの３年間の決算見込み合計額約25億1,400万円から額にして約３億4,400万円、13.7％増の見込み額でございます。このため保育料も引き上げを余儀なくされたため、大部分の階層で21.4％の引き上げ改定をするものでございます。

それでは、議案の後ろに参考として新旧対照表、介護保険料段階の現行第５期と第６期の比較表、低所得者軽減強化の表を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

改正内容は、保険料の改正及び新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を定めるものでございます。

まず、新旧対照表をごらんください。第２条の改正でございますが、第２条は保険料率に関する規定でありまして、本文の改正、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める改正は、平成27年度から向こう３年間第６期の保険料率を定めるための改正でございます。

第２条第１号から第８号までの改正と、第９号及び第10号を追加する改正でございます。

新旧対照表の次のページ、第５期及び第６期介護保険料比較表に基づきご説明申し上げます。この表は新旧対照表とは逆になりますが、見やすくするため左側が現行の第５期、右側が改正後の第６期となっております。

第６期の第１号は、生活保護の受給者あるいは老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯の方と第５期の第２段階規定の世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等の保険料で、現行の年額２万5,200円を３万600円に改定するものでございます。

この保険料は基準となります第５段階の保険料の２分の１の額でございまして、平成27年度においては全体の約15.5％、527人ほどの方が該当する見込みでございます。

次に、第２号は、第５期の特例第３段階規定の世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方等の保険料で、現行特例第３段階の年額３万2,760円を４万5,900円に改定するものでございます。

この保険料は、基準となります第５段階の保険料の４分の３の額でございます。平成27年度該当者は全体の約6.1％、209人を見込んでおります。

次に、第３号は、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万

円を超える方の保険料で、年額３万7,800円を４万5,900円に改定するものでございます。この保険料は基準となります第５段階の保険料の４分の３の額でございます。平成27年度該当者は全体の6.2％、211人を見込んでおります。

次に、第４号は、第５期の特例第４段階規定で、世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方の保険料で、年額４万5,360円を５万5,080円にするというものでございます。平成27年度該当者は、全体の約18.9％、643人を見込んでおります。

次に、第５号は、保険料の基準額となります第５段階、世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方の保険料で、第５期の基準額、第４段階の年額５万400円を６万1,200円に改定するものです。平成27年度において該当者は全体の約15.3％、519人を見込んでおります。

次に、第６号は、第５期の第５段階を政令の改正により細分化し、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方の保険料で、６万3,000円を７万3,440円に改定するものであります。平成27年度においては、該当者は全体の約17.8％、605人を見込んでおります。

第７号は、同じく第５段階を細分化し、本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方の保険料で、年額７万9,560円に改定するものです。平成27年度において該当者は全体の約9.9％、339人を見込んでおります。

第８号も政令の改正によりまして第５期の第６段階を細分化し、本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方等の保険料で、年額９万1,800円に改定するものです。平成27年度においては、該当者は全体の6.1％、209人を見込んでおります。

第９号は、改正文では新たな追加でございますが、第５期の第６段階を細分化し、本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の方の保険料で、年額10万4,040円に改定するものです。平成27年度においては、該当者は全体の約4.2％、144人を見込んでおります。

第10号も改正文では新たな追加でございますが、第１段階の特例に当たる改正でございます。第１段階の生活保護の受給者、あるいは老齢福祉年金受給者、住民税非課税世帯の方と世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方の保険料で、平成27年度から平成28年度の２年間、一番上の第１段階、年額３万600円を軽減し、２万7,540円とするものでございます。

この第10号の特例につきましては、次のページのカラー印刷、低所得者軽減強化をごらん願います。上段のウグイス色で囲ってあります部分をごらんいただきますが、左側、①、平成27年４月から第１段階保険料基準額に対する割合を現行0.5から0.45とするというものでございます。

あわせて、右側の②、平成29年４月からの軽減強化でございますが、第１段階をさらに0.45から軽減し、0.3に。第２段階も0.75から0.5に。第３段階も0.75から0.7に軽減をする見込みでございますが、この②の部分の軽減は今回の条例改正には含まれておりません。

恐れ入れますが、新旧対照表の２ページへお戻り願います。条例本文の附則に新たに介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を規定するものでございます。これは、いわゆる新しい総合事業でございますが、円滑な実施を図るため体制整備の準備期間を置き、平成28年４月１日から行うものとするというものでございます。

さらに、２枚目の改正条文本文にお戻り願います。附則で、この条例は平成27年４月１日から施行する

というものでございますが、ただいまの第１段階の特例、第２条第10号の規定は施行日がまだ定められておりませんので、政令で定める日から施行するというものでございます。

以上、簡単ですが、議案第８号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　３番、常山です。

今回のこの21.4％の介護保険料の余りにも上げ幅の大きい介護保険料ですけれども、この保険料を少しでも抑えるために、今も法定内繰り入れというのは毎年１億5,000万円ぐらい町もやっていますし、基金からの繰り入れも1,000万円前後でやっておりますが、そのほかにも法定外繰り入れというのを考えることはしなかったのか。

やはり法定外繰り入れというのをやっている自治体は確かに少ないのですけれども、それに対して国は抑制する指導、そういう法定外をやってはだめだよということを抑制する指導はしていますけれども、だからといって法定外繰り入れをしてはいけないという法的根拠もないし、罰則規定もないということが国会の答弁の中でわかっているのですけれども、どうでしょう、町長。町として、こんなに21％も上がるということで、非常にみんな憤慨しております。きょうちょっと議会の進行状況が早くて傍聴には来ていないのですけれども、本当に21％上がるというのは大変な問題です。特に年金がどんどん実質的には下がっている、そういう中で考えることはしなかったのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　課長も申し上げているとおり、高齢化がいよいよ進んできますし、35.5％にもなるというような状況。そして、法定外繰り入れにつきましても、これも皆さん方からいただく税金でもございます。いわゆる仕事を一生懸命して働いている若い世代の人たちに、よりそうした負担を強いることにもなるわけでございまして、総合的に判断してやむを得ない引き上げだと、こんなふうに私は解釈をしておるところでございます。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　確かにこの65歳からの介護保険料、それに対する今度の引き上げですが、本当に今回後で審議する介護保険特別会計の予算で、新しい介護保険料が決まった時点の金額が書いてあるのですけれども、予算が出ているのですけれども、予算としては3,000万円ぐらい引き上げ分がプラスして計上されているのかなと思うのですが、今回27年、28年、29年の３年間で約１億円近く町民の負担がふえてくるわけです。そういうことを私なんかは本当に値上げというのは、もう極力抑えてほしい、そういう思いで言っているのですけれども、百歩譲ってこの引き上げ幅を10％台に抑えれば、例えばこれから３年間１億円の負担が5,000万円に抑えることができるのですけれども、その辺でそういう5,000万円の町からの繰り出しというのはできないのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　ここに提案するまで、当然内部で十分検討もしてきたわけでございますし、近隣の町村と比較いたしましても、この皆野町が突出して高いということではございません。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　町長がおっしゃるように本当に皆野町は今まで低く4,000円台、国からの指示で

も平均で5,000円台にしろと、そういうことが言われているようですけれども、4,000円台のところが多いわけで、低く抑えていたということは私もよくわかっております。だからといって、いきなり21％の値上げというのは、私はちょっと町民がびっくりするし、怒りを持っているのです。そういうことで、私としてはちょっとこの提案は認められないところがあります。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　提案理由では、毎回同じ形で、保険給付を円滑に実施するためということで理由が書かれているのですが、いずれにしましても介護保険が導入されて、皆野町の場合実質４回目の改定になるかなと思うのですが、先ほど常山議員からも言われたように、基準額である第５段階では年間６万1,200円の保険料ということで、前期に比べて１万800円、21.4％引き上げということであります。

先ほど町長のほうからも、他の近隣の町村と比べて皆野町が高いということではないというふうに言われているのですが、できましたら改定案、他の秩父郡市内の町村の状況等、資料がありましたら提出をいただきたいというふうに思います。

それと、今回の法改正、別添の資料とも関係するのかな、低所得者の保険料を軽減するという形になっておりまして、そんな関係で現在も原則６段階から９段階にしているかと思うのですが、その中でも今までの第１なり第２段階の保険料を基準保険料の50％から30％にするというような、この別添の資料等も関連すると思うのですが、そういった内容になっているかというふうに思います。そうはいっても、この参考資料を見る限り皆野町の場合は前期と比べて変わっていないですよね。基準額の0.5ということでありますので、何でもっと引き下げるような形がとれなかったのか。

特に、新しい第２段階等におきましては、基準額が0.75ということで、非常に負担割合も増加しているというふうなことが言えるかと思います。そうせざるを得なかった理由について、ありましたらお聞きしたいと思います。

また、介護保険、平成27年度から要支援者の給付を介護保険から外すという、そういった法改正がされているかと思いますが、とりあえず皆野町については１年間先送りするというか、そういったことになりますと、要支援の関係についても今までどおり１年間は介護保険からの給付ということになろうかと思うのですが、そういったことや、また所得制限があるようですけれども、いずれにしましても自己負担を１割から２割に引き上げるそういった方も、対象が出てくるような改悪がされていると思います。

いずれにしましても、そういったことを考えますと、介護保険そのものの根本的な見直し、そういったことが迫られているのではないかなというふうに思います。保険料は上がる、給付内容はますます悪くなると。ましてや要支援の給付を介護保険から外すなんていうことは、本当に私としては論外だというふうに思いますが。

いずれにしましても、年金はふえるどころか毎年減ってきていると。消費税は増税されていると。昨年12月も生活保護世帯数、これは全国なのですが161万8,196世帯、過去最多を更新しています、受給世帯。その半数が高齢者世帯、そのように言われています。だから、恐らく毎月高齢者世帯、年金で生活できない世帯というのはふえていますから、ますますふえるだろうというふうに思います。

こういった中でのまた今後３年間の介護保険の保険料の増税でありますので、こうした現状を先ほど常山議員からも言われていますが、一般会計の繰り入れなり法定外の関係とか言われていますが、もっと根

本的なところで現状を変えていく方策を考えないと、大変な状況がまた予想されますので、そういったことに対する考え等がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　まず、郡内の各市、町の状況でございますが、ちょうど今現在各市、町においてもこの条例が審議をされておるところだと思います。そういったことで、議案として提案もされていると思われますので、こちらでつかんでいる額を申し上げたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

秩父市は基準額が5,400円と聞いております。それから、横瀬町、基準額が5,200円というふうに伺っております。それから、長瀞町、皆野町と同様に5,100円でございます。小鹿野町、基準額5,580円というふうに伺っております。恐らくこの額で議会に提案がされておるところであろうと思います。

それから、低所得者に対する考え方といいますか、これは町としても独自の表ということは考えませんで、政令に基づいたお願いをいたしました。

ただ、ご指摘のありましたように、先ほどごらんいただいた一番最後のページのカラーのページでございますけれども、いわゆる消費税の導入、10％時の平成29年４月でございますが、その段階では第１段階と第３段階まで率を下げるということは決まっております。

こういった示されたものを町として独自にという考えは持っておりませんが、いずれにしても介護保険全体ということになりますと大変大きな問題でもありますし、この場でお答えできかねますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、ご参考までに申し上げますが、いわゆる保険料として応分の負担をいただきますけれども、サービスを利用する場合には、また公費での介護保険での負担とともに１割の自己負担が発生をするわけでございます。これは、どんなサービスをどなたが利用しても、同じサービスであれば１割の負担ということになりますが、皆野町の場合には町単独で一般会計からの負担で軽減をする仕組みもございますので、そういったものも加味して、保険料としてはこの基準どおりでお願いをしたという経過がございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　他の町村の関係なのですが、答弁いただいたのは、これは第１段階での引き上げ額という理解でよろしいのでしょうか。それとも、私が、全部というのは難しいでしょうから、第５段階の基準額の引き上げ額、各自治体ごとにわかりましたら。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　先ほど申し上げたのは基準額を申し上げました。各市町村の第５段階の基準額の額でございます。それとともに、それぞれの段階は全て、所得段階は９段階、皆野町と同じ段階でございます。ですから、５段階のところに5,100円の額……

〔「月額」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　月額だよ。

○健康福祉課長（浅見広行）　失礼しました。

これ、月額を申し上げて……

〔「月額ね」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行）　わかりづらくて申しわけないです。

〔「年額と受け取ったものですから」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行）　表のほうは年額になっております。基準額……

〔「比較できないんだよ、12倍にしてくんないと」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見広行）　それと、もう一点、段階の関係でございますけれども、正確に申し上げますと、ほかの町村も同じ段階をとっておりますが、秩父市だけは13段階でいくという話を聞いております。

この表をごらんいただくと、秩父市は４つ多いわけでございますが、第９号までは参考資料としております第５期と第６期の比較表をごらんいただきたいと思いますけれども、右側の第６期、第９号までは同じでございます。秩父市も同様。ただ、この先、もっと所得の多い方が1.9倍とか２倍とか、秩父市は高額の所得の方はもうちょっと倍率を多くとるという選択をしたようでございます。ほかの町村については、皆野町と同様の、先ほどの月額5,100円の基準額、月額掛ける12でございますけれども、その表と同じ取り扱いでございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　皆野の５段階、基準は６万1,200円でしょう。月額にしたら幾ら。

〔「5,100円です」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員）　そうでしょう、5,400円ではないよね。

〔「5,100円です。長瀞と同額」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員）　5,100円と言いましたか。

〔「ええ」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員）　ならいいですね。わかりました。

〔「秩父市が5,400」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員）　そうですね、月額ということですね。わかりました。

いずれにしましても、特に今後の改善策については答えられないということなのですが、これらについて町長の考えがございましたらお聞きしたいと思いますが、いずれにしましても介護保険の導入前の福祉といいますか、介護といいますか、例えば老人ホーム等の入所費用というのは、全て公費といいますか、措置によって公費負担というふうになっていたと思います。そのときの負担割合は、国が２分の１、県が４分の１、市町村が４分の１であったかと思います。介護保険料が、介護保険制度が導入されて被保険者の保険料が２分の１、国が４分の１、県が８分の１、町が８分の１、このように負担が変えられてきているというふうに思います。

発足した2000年の当時、介護保険制度が導入されたことによって、それまでの国の持ち出しというのが約5,000億円削減されたというふうに言われております。せめて国の負担を導入前の２分の１にするとか、そういったことを図っていかないと、今後ますますこの介護保険制度は、保険料は上がるし給付の内容は悪化するし、そういう流れになっていくと思うのです。そういったことを考えますと、国に対してというか、地方自治体からもその負担割合も含めて何らかの要望といいますか、善後策といいますか、そういったことを上げていく必要があろうかと思うのですが、こういったことに対する考えがありましたら、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　先ほども申し上げたように、高齢者人口はいよいよふえてきます。現役世代の負担が当然にして多くなって、今までのような手厚い保険制度ですと、そういうことにもなっていくかと思い

まして、私はこの提案が現状はベターかなと、こんなふうに感じておるところであります。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　10番、林です。

本当に目の前が暗くなるような議案と、それから状況について、幾ら近隣の保険料を比べてみたところで、それから国の負担がどうのこうのと言ったところで、これが変わるわけでもないので。

出どころが結局のところ税金ですから、それがふえない限り負担も、こういったこちらの負担額も安くなりっこないので、議論の余地はないというか、町長も答弁に困るのは当たり前の話なのですが、ただ１点、１点でもないのですけれども、何点もあるのですけれども、逆にお願いしたいことは、先ほど午前中の一般質問の中で、例えば地方創生の取り組みについてという質問に対して、約3,000万円ずつ、２系統6,000万円ですか、何か来るというような答弁がありました。もちろん、これ出どころといいますか、使い道がある程度限定されるわけですから、それを使えるわけでもない。これはわけでもないのですけれども、その使い道を見る中で、例えば仕事づくりについて3,000万、2,800幾らですけれども、それの中で大体３等分ぐらいで、基礎調査に約900万円、それからＪＡちちぶにやっぱり900万円、そして観光協会にも約900万円出ますよという話を聞く中で、何でこんなにこんなことに使うのと思ってしまうわけです。同じように２割のプレミアムのついた商品券を出しますよと。商品券をもらっても、こんなに負担がふえたのでは買う気にもならないというか、買うどころの騒ぎではなくなると思うのです。

これは、ここで言っても本当にある意味で詮ないことだけれども、これはやはり自治体のほうでも、こういったことに使うのだったらもう少しまともなこと、保険や何かで何とかしてくれというような声を本当の意味で、我々を含めて全員で上げていかなければ、本当にこの国はどうにかなってしまうのではないかというふうに感じます。なので、機会あるごとに皆さんで声を上げましょうということで、町長、議長もよくいろんなところへ出ていくこともあるかと思いますので、そういったことをお願いをしておきたい、それだけです。とにかく無駄遣いはやめましょうということです。

○議長（四方田　実議員）　質問ではないのですか。

議案に対しての質問にしていただきたいと思います。

○10番（林　　豊議員）　議案に対しての質問だった……、いい、結構です。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「議長、３番」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これより討論に入ります。

まず、議案第８号に対する反対討論を許します。

３番、常山知子議員。

〔３番　常山知子議員登壇〕

○３番（常山知子議員）　３番、常山知子です。

先ほど出された介護保険料の改定に対して反対の討論をいたします。平成26年４月、医療介護総合法が可決され、介護認定の要支援者１、２の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している

地域支援事業に移されます。少ない年金をもらうたびに介護保険料が年金から天引きされ、いざ介護保険の給付を受けようとしたときは地域のボランティアで対応させられるのでは、何のために介護保険料を払っていたのかと、怒りの声が届いています。さらに、介護保険が見直されるたびに保険料が引き上げられるのも、たまったものではありません。高齢者が増加し、介護を受ける人もふえていることは想定されますが、介護保険制度はサービス料をふやせば保険料や使用料に連動するという基本的な矛盾を持った仕組みです。

また、介護保険が導入されたときの国庫負担割合は２分の１でしたが、現在４分の１へと大幅に引き下げられていることも問題です。今回、町の介護保険料の見直し案では、最高の人で１カ月の介護保険料が8,670円にもなり、年間では２万8,440円の引き上げです。第５段階の標準額の人は１カ月900円も引き上げられ、年間では１万800円の増額です。法定外繰り入れをし、21.4％という大幅引き上げを抑えることはできないのでしょうか。今回の介護保険料引き上げの議案第８号に反対します。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　賛成討論なし。

これをもって討論を終結します。

これより議案第８号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田　実議員）　起立多数です。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第３、議案第９号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第９号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社への本町職員の派遣に備えて、派遣団体として一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社を加えるとともに、字句の訂正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久）　議案第９号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

主な改正の内容は、派遣団体に一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社を加え、派遣先からの報告の規定と委任規定を定めるとともに、対象のない規定を削るものです。

議案書の後ろに添付いたしました新旧対照表をお開きください。新旧対照表の１ページ、左側、改正後の上段、第２条に「一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社」を新たに加え、その下、第９条は、派遣職員の派遣先団体における処遇状況及び派遣から復帰した後の処遇状況等について町長への報告を定めるものです。第10条は、規則への委任を定めるものです。

新旧対照表の１ページ、右側、現行の中段、（法第10条第１項に規定する条例で定める職員）、第９条から３ページ下段、第15条までの規定は、特定法人の業務に従事するために退職した者の採用について定めたもので、以前ありました町が出資していた皆野町振興開発株式会社への派遣職員に適用していたもので、既にこの会社は解散していることから、この規定を適用する対象がないことから、今回この規定を削るものです。

改正文に戻ります。この条例の施行期日を附則で平成27年４月１日と定めるものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　10番、林です。

これも、この議案はおもてなし観光公社へ人を出すということの前提だということですが、前議会だったと思うのですけれども、観光関係の取り組みについて、余りはかばかしいことが聞こえなかったのですけれども、この派遣というのは何か目的といいますか、どういう形、どういう目的でもって出すのでしょうか。差し支えない程度でよろしいので、教えてください。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

秩父地域おもてなし観光公社への派遣の目的ですが、中核団体として秩父地域おもてなし観光公社は設立をいたしました。この公社に職員を派遣することで、秩父地域全体の観光客の増加、観光の振興、それから各市町の観光協会との連携により、ひいては皆野町の観光客、民宿、地域、旅館業等による消費額のアップを図ることを目的としております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　いいですか。

○10番（林　　豊議員）　いいです。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　林議員の質問と関連するのですが、この秩父地域おもてなし観光公社というのは、もう既に組織としてはできているかと思うのですが、組織実態、どんなような構成になっているのか。

それと、皆野町からここに派遣することになろうかと思うのですが、具体的にいつから。４月１日施行

ということですから、新年度からというふうには理解できるのですが、いつからか。

また、この派遣期間が例えば１年とか２年とかあろうかと思うのですが、それとあと勤務地です。勤務地がどこか。

それと、第９条における町長以外の任命権者とあるのですが、これは具体的にどういうことなのか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

秩父地域おもてなし観光公社の組織構成ですが、平成26年２月28日に法人の資格を取得しております。会長、副会長、それから公募によりました専務理事が１名、秩父市から派遣をされております事務局長が１名、現在のところ近隣市町から２名の職員が派遣をされておりまして、若手企業人として西武鉄道、それから近畿日本ツーリストから２名、それから雇用創出基金からの派遣で、秩父雇用協議会から２名の者が派遣をされて、計８名で事業を行っております。

派遣期間につきましては、３年を超えることはできないというふうに法律で規定をされております関係で、２年としております。

勤務地につきましては、西武鉄道秩父駅前の事務所でございます。情報館ですか、失礼をいたしました。

誰が行くかについては、まだ決定はされておりませんので、ご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〔「町長以外の」と言う人あり〕

○総務課長（川田稔久）　あと町長以外の任命権者ということになりますと、町でいいますと各行政機関、教育委員会、それから議会事務局等が上げられます。復帰した職員がどこに行くかによって任命権者は変わってくると思いますので。

○議長（四方田　実議員）　よろしいですか、12番、内海議員。最後。

○12番（内海勝男議員）　いいです。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第９号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１０号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第４、議案第10号　皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に

関する基準を定める条例及び皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第10号　皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例及び皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

第３次地方分権一括法による介護保険法の一部改正により、これら２つの条例の一部改正を行う必要があるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　議案第10号の条例の一部改正について、内容をご説明申し上げます。

まず、この条例改正は２つの条例の改正を行うものでございまして、第１条が皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の改正でございます。

第２条が、皆野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正部分でございます。

１枚おめくりをいただきまして、改正条文の新旧対照表をごらんください。新旧対照表の１ページ、第１条の改正に係る部分でございます。さらに１枚おめくりをいただきまして、２ページからが第２条の条例改正に係る部分でございます。これらは、いずれも引用しております条文と文言の整理をするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第５、議案第11号　教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第11号　教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長は教育公務員特例法の適用を受けなくなったため、この条例を廃止するものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長　髙橋　修登壇〕

○教育次長（髙橋　修）　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、現行の教育長の職が廃止され、新教育長が常勤の特別職となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことにより、教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止するものでございます。

１枚めくっていただきまして、条例をごらんください。附則において、この条例は平成27年４月１日から施行する。

経過措置としまして、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の規定により教育がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による廃止前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有するとするものでございます。

以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これより討論に入ります。

まず、議案第11号に対する反対討論を許します。

３番、常山知子議員。

〔３番　常山知子議員登壇〕

○３番（常山知子議員）　３番、常山知子です。

反対討論を省略して、議案第４号と同じ理由で反対をいたします。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　次に、賛成討論を許します。

10番、林豊議員。

〔10番　林　　豊議員登壇〕

○10番（林　　豊議員）　この議案に賛成の立場で討論させていただきたいと思います。時間もありますので、でも長いことは言いません。

とにかく今回の教育委員会に関する改正によって、教育長の立場がある意味はっきりしたということ。教育長も辣腕が振るえるようになるのではないかなと大変大きく期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、確かに反対討論の中でありました政治の介入をというようなことも、おそれは間違いなくあるとは思いますけれども、逆にそういうことをすればすぐわかるという透明性がはっきりしたところでもあります。今までですと、実態としては首長の指導のもとといいますか、そういった人たちが集まってやっていたというのが実態ではありますけれども、今度は実際にそのようになるわけで、それがひとり歩きをし始めれば、これはおかしいというのがはっきりわかりますし、また首長としてもそのようなことが逆にしにくくなるのではないかというようなことを考えたときに、これは意外とよい改正になるのではないかということで賛成といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田　実議員）　起立多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第６、議案第12号　皆野町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第12号　皆野町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行により、保育に欠ける要件を定めている現行の規定は不要となるため廃止したいので、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　議案第12号　皆野町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法に基づく新制度が４月から施行となりますが、現在児童福祉法の規定により保育に欠ける要件を定めておりますこの条例が、子ども・子育て支援新制度では保育を必要とする要件に改められ、その認定基準が法の施行規則に定められたことによりまして、この条例は不要となるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（四方田　実議員）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次会日程の報告を行います。

あす11日は、午前９時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。

◇

◎散会の宣告

○議長（四方田　実議員）　本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　４時３０分

平成２７年第１回皆野町議会定例会　第２日

平成２７年３月１１日（水曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１、開　　議

１、議事日程の報告

１、議案第１３号　平成２７年度皆野町一般会計予算の説明

１、議案第１４号　平成２７年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明

１、議案第１５号　平成２７年度皆野町介護保険特別会計予算の説明

１、議案第１６号　平成２７年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明

１、議長発議による追加

１、次会日程の報告

１、散　　会

午前９時０１分開議

出席議員（１２名）

１番	小	杉	修	一	議員	２番	宮	前		司	議員
３番	常	山	知	子	議員	４番	若	林	光	雄	議員
５番	大	澤	金	作	議員	６番	新	井	達	男	議員
７番	新	井	康	夫	議員	８番	大	野	喜	明	議員
９番	大	澤	径	子	議員	１０番	林			豊	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石	木	戸	道	也	副町長	土	屋	良	彦
会計管理者兼会計課長	村	田	晴	保		教育長	山	口	喜一郎	
総務課長	川	田	稔	久		町民生活課長	四	方	田	勝	吉
健康福祉課長	浅	見	広	行		参事兼税務課長	大	澤	康	男	
産業観光課長	大	塚		宏		参事兼建設課長	小	宮	健	一	
教育次長	髙	橋		修							

事務局職員出席者

参事兼事務局長	吉	橋	守	夫		書記	山	田	厳

◎開議の宣告　（午前９時０１分）

○議長（四方田　実議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（四方田　実議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めます。

◇

◎議案第１３号の説明

○議長（四方田　実議員）　日程第１、議案第13号　平成27年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号　平成27年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号　平成27年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

議案第13号　平成27年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,200万円とし、前年度当初予算と比べ１億4,810万円、3.6％の減となる予算を編成いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久）　議案第13号　平成27年度皆野町一般会計予算につきまして、内容の説明を申し上げます。

１ページをお開きください。第１条、歳入歳出予算でございます。第２条から第５条は、それぞれ継続費、地方債、一時借入金の最高額、歳出予算の流用について定めたものでございます。

７ページをお開きください。７ページ、第２表、継続費は、公共施設等総合管理計画策定事業について、２カ年度総額912万4,000円の継続費を設定するものでございます。

第３表、地方債は、消防団施設整備事業費ほか３つの起債について、起債の限度額、方法等を定め、限度額の合計を２億3,440万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書３ページをごらんください。歳入からご説明申し上げます。款１町税、項１町民税、目１個人は1,282万1,000円減の３億9,303万円を計上いたしました。これは所得の低迷による所得割の減を見込んだことによるものでございます。

次の項２固定資産税、目１固定資産税は、評価がえに伴い、1,129万3,000円減の４億8,591万5,000円を見込みました。

４ページをお開きください。款２地方譲与税、項２自動車重量譲与税、目１自動車重量譲与税は780万円減の2,420万円を計上いたしました。これは平成26年度からのエコカー減税の拡充等による影響を反映した前年度実績に基づき見込んだものでございます。

５ページに移りまして、５ページ中段、款６地方消費税交付金、項１地方消費税交付金、目１地方消費税交付金は、消費税引き上げ分の平年度化により4,640万円の増を見込み、１億6,240万円を計上いたしました。消費税引き上げ分として6,360万円を見込んでおりますが、これについては全て社会保障経費に充てることになっております。充当内容につきましては、きのうお配りをしております「市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費」をごらんいただきたいと存じます。

次の６ページ、最上段、款10地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税は2,400万円増の14億5,300万円を計上いたしました。地方交付税総額では0.8％の減となっておりますが、昨年度実績加算分等を考慮し、増額計上をいたしました。

中段、款12分担金及び負担金、項１負担金、目４教育費負担金486万2,000円の増は、節１学校費負担金、学校給食費保護者負担金の改定による増でございます。

８ページをお開きください。８ページ下段、款14国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金は、前年度とほぼ同額を見込んでおります。なお、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、従来の保育所運営費国庫補助金を節13子どものための教育・保育給付費国庫負担金として組み替えております。

９ページに移りまして、２段目、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金は3,403万4,000円減の2,733万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、下田野橋りょう整備工事に係る社会資本整備総合交付金、身近な生活道路整備事業4,393万5,000円の皆減でございます。平成27年度は町道皆野49号線ほか２路線、橋りょう定期点検等で社会資本整備総合交付金の充当を見込んでおります。

その下、目７総務費国庫補助金367万6,000円は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係る通知カード、個人番号カード関連事務に係るものでございます。

10ページをお開きください。10ページ、款15県支出金、項１県負担金、目２民生費県負担金、節３子どものための教育・保育給付費県負担金は、先ほどの国庫負担金と同様、保育所運営費県負担金の組み替えでございます。

次の11ページ、項２県補助金、目２民生費県補助金は1,734万5,000円増の7,635万2,000円を計上いたしました。これは主に皆野学童保育所建設に係る節３児童福祉費県補助金、放課後児童クラブ整備費補助金1,570万4,000円の計上によるものでございます。

12ページをお開きください。12ページ、目６労働費県補助金、節１雇用対策県補助金、緊急雇用創出基金県補助金989万3,000円は、昨年度に引き続き実施する林業従事者育成事業に係る補助でございます。

次の項３県委託金、目１総務費県委託金は574万8,000円増の2,505万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、国勢調査の実施に伴う節３統計調査費県委託金、統計調査費県交付金351万6,000円の増及び節５選挙費県委託金、県議会議員選挙執行委託費交付金401万6,000円の計上でございます。

14ページに移りまして、14ページ、款18繰入金、項１基金繰入金、目１公共施設整備基金繰入金は、道路整備消防団施設整備に、目４財政調整基金は、財源不足の調整として繰り入れるものでございます。なお、基金からの繰り入れは、前年度と比べ１億3,470万円の減となっております。

次の15ページ下段、款20諸収入、項５雑入、目１雑入は1,413万5,000円減の3,561万8,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に実施した道の駅ＥＶ車充電設備設置工事に係る次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金394万円の減、皆野スポーツ公園テニスコート人工芝張りかえに係るスポーツ振興くじ助成金756万円の皆減でございます。

16ページに移りまして、下段、16ページ、款21町債は、第４表地方債で説明したとおり、２億3,440万円を計上しております。黄色の仕切り紙以降が歳出となります。18ページをお開きください。歳出について説明申し上げます。

18ページ、款１議会費、項１議会費、目１議会費は、前年度比329万2,000円減の6,962万1,000円を計上いたしました。

19ページをお開きください。19ページ下段、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は1,519万9,000円の増の１億7,343万5,000円を計上いたしました。増額の主な理由は、新規採用職員の人件費の計上、職員の退職に伴う退職手当、特別負担金の増でございます。

21ページをお開きください。21ページ最下段、目２文書広報費は441万5,000円増の1,335万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、マイナンバー制度の施行に伴う例規整備委託料等の増でございます。

22ページ下段、目３会計管理費は、前年度とほぼ同額でございます。なお、次の23ページ、節13委託料に今年度から新たに口座振替データ伝送業務委託料を計上いたしました。これは従来手渡しであったデータのやりとりを個人情報保護の観点から、通信回線による方式に改めるものでございます。

その下、目４財産管理費は1,795万5,000円の減、3,429万2,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に実施した庁舎防水排水設備工事1,315万4,000円の皆減でございます。なお、節13委託料に継続費として設定いたします公共施設等総合管理計画策定業務委託料494万7,000円を計上しております。これは公共施設等の現状、将来にわたる見通しを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるもので、総務省の要請に基づくものでございます。

25ページをお開きください。25ページ、目７企画費は577万9,000円増の6,754万9,000円を計上いたしました。主なものは節13委託料、町勢要覧作成委託料117万5,000円と節19負担金補助及び交付金、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,500万円、子育て世帯定住促進奨励補助金1,000万円でございます。なお、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金、子育て世帯定住促進奨励補助金は、それぞれ500万円の増でございます。

26ページに移りまして、目８電子計算費は479万7,000円減の2,216万円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に実施したマイナンバー制に係る電算システム改修委託料475万2,000円の皆減でございます。また、節18備品購入費に職員用パソコン購入費300万円を計上しております。

28ページをお開きください。28ページ、項２徴税費、目２賦課徴収費は1,060万円減の4,060万5,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に実施した固定資産現況調査業務委託料1,108万3,000円の皆減でございます。また、新たな事業として、節13委託料、固定資産税課税資料整備業務委託料700万

円を計上しております。これは家屋の適正課税を図るため、従来の簿冊による管理から航空写真システムを利用した管理に改めるものでございます。

最下段、項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費は248万円減の2,942万円を計上いたしました。新たなものは29ページ、節13委託料、通知カード・個人番号カード関連業務委託料367万6,000円でございます。これはマイナンバー制度に係るもので、個人番号カード等の作成、発送事務等を委託するものでございます。

30ページに移りまして、30ページ中段、項４選挙費、目５県議会議員選挙費は、平成27年４月12日執行の埼玉県県議会議員一般選挙の経費でございます。

31ページをお開きください。31ページ上段、項５統計調査費、目１統計調査費は351万8,000円増の537万円を計上いたしました。増額の主な要因は、国勢調査の実施でございます。

32ページに移りまして、項７運行管理費、目１町営バス運行費は、ほぼ前年度と同額で、各費目とも大きな増減はございません。

最下段、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は1,498万7,000円減の３億2,431万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、障害者自立支援給付費負担金1,057万円の減と前年度に実施した障害者福祉計画策定委託料216万円の皆減でございます。

35ページをお開きください。35ページ、目３老人福祉費は742万9,000円増の１億8,823万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、36ページに移りまして、上段、節20扶助費、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金64万7,000円の増、節28繰出金、介護保険特別会計繰出金854万3,000円の増でございます。なお、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金の増は、対象拡大に伴うものでございます。

その下、目４国保年金事務費は5,570万9,000円減の２億3,656万4,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、職員の異動に伴う人件費1,170万8,000円の減と節28繰出金、国民健康保険特別会計への繰出金4,618万2,000円の減でございます。なお、次の37ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金は119万4,000円の増でございます。

その下、目５老人福祉センター費は466万9,000円減の1,313万4,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に実施した長生荘排煙装置等更新工事費467万6,000円の皆減によるものでございます。

38ページに移りまして、38ページ、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は7,844万1,000円増の３億6,270万7,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、皆野学童保育所の建設費5,080万円の計上と、節13委託料、放課後健全育成事業委託料450万3,000円の増及び子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、従来の保育所入所児童運営費委託料から組み替えられた子どものための教育・保育委託料2,650万5,000円の増でございます。なお、学童保育所建設費の内訳でございますが、節13委託料、学童保育所建設工事用地測量調査業務委託料49万7,000円、設計監理委託料280万8,000円、39ページに移りまして、節15工事請負費、学童保育所建設工事費3,747万6,000円、節17公有財産購入費、学童保育所建設用地購入費1,001万9,000円でございます。

その下、目２児童措置費は1,368万7,000円減の１億5,142万9,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、児童手当1,095万円の減で、対象児童数の減によるものでございます。

40ページに移りまして、款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費は、ほぼ前年度と同額で、各費目とも大きな増減はございません。

その下、目２予防費は473万7,000円減の5,166万2,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、41ペ

ージに移りまして、41ページ、節13委託料、住民健診委託料450万5,000円の減でございます。

42ページをごらんください。42ページ、目３環境衛生費は1,434万1,000円増の5,194万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節13委託料、生活排水処理基本計画策定委託料454万7,000円の皆増、43ページに移りまして、節19負担金、補助及び交付金、広域市町村圏組合斎場費負担金1,217万9,000円の増及び水道広域化準備室設置負担金803万7,000円の増でございます。

その下、目４母子保健費は234万5,000円減の1,683万5,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、節19負担金、補助及び交付金、妊婦健康診査委託料201万5,000円の減でございます。

44ページに移りまして、項２清掃費、目１清掃総務費は183万5,000円減の731万2,000円を計上いたしました。減額の要因は、皆野・長瀞上下水道組合浄化槽整備事業負担金の減でございます。

その下、目２塵かい処理費は128万3,000円増の5,607万7,000円を計上いたしました。増額の要因は、広域市町村圏組合清掃費負担金の増でございます。

その下、目３し尿処理費は264万3,000円増の4,622万6,000円を計上いたしました。

次の項３上水道費、目１上水道費は4,391万7,000円減の1,011万7,000円を計上いたしました。減額の要因は、皆野・長瀞上下水道組合高料金対策補助金の皆減によるものでございます。

次の款５労働費、項１労働諸費、目１労働諸費は892万4,000円増の1,113万4,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、節13委託料、緊急雇用創出基金事業委託料989万3,000円の皆増でございます。平成26年度に引き続き緊急雇用創出基金県補助金を活用して、林業従事者の育成に取り組みます。

45ページをお開きください。45ページ、款６農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費は、ほぼ前年度と同額で各費目とも大きな増減はございません。

46ページに移りまして、目２農業総務費533万4,000円の減は、職員の異動に伴う人件費の減でございます。

その下、目３農業振興費は1,057万3,000円減の2,357万7,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度計上していた秩父高原牧場に通じる農道整備事業に係る県営中山間総合整備事業負担金983万3,000円の皆減でございます。

48ページをお開きください。48ページ中段、項２林業費、目１林業振興費は、ほぼ前年度と同額でございます。今年度も県補助金を活用し、里山平地林再生事業として、美の山ハイキングコースの周辺整備を実施いたします。

最下段、目２林道整備費は1,017万3,000円増の4,927万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、49ページに移りまして、節15工事請負費1,337万2,000円の増でございます。開設工事は浦山線の１路線、改良工事は二本木線ほか３路線を予定をしております。

50ページに移りまして、目３水と緑のふれあい館管理費は144万1,000円減の2,095万5,000円を計上いたしました。

52ページをお開きください。52ページ、款７商工費、項１商工費、目３観光費は127万5,000円増の2,540万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、53ページに移りまして、節19負担金、補助及び交付金571万9,000円の増でございます。道の駅みなの整備費補助金として624万2,000円を計上いたしました。

54ページに移りまして、款８土木費、項１土木管理費、目１土木総務費839万3,000円減の2,279万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、職員の異動に伴う人件費の減でございます。

56ページをお開きください。56ページ中段、項２道路橋りょう費、目２道路維持費は618万1,000円増の

4,415万円を計上いたしました。増額の主な要因は、節15工事請負費830万円の増でございます。皆野230・231号線、皆野駅皆野進入路補修工事ほか６路線を計画しております。

57ページをお開きください。57ページ、目３道路新設改良費は1,168万1,000円減の１億7,497万9,000円を計上いたしました。節15工事請負費は3,020万円の減、節17公有財産購入費は2,346万円の増となっております。平成27年度は用地取得を含め、12路線で事業を予定をしております。

58ページに移りまして、58ページ、目４橋りょう維持費は1,609万4,000円増の2,778万2,000円を計上いたしました。節13委託料、橋りょう定期点検業務委託料1,320万円は、道路法の規定に基づくもので、橋長２メートル以上15メートル未満の道路橋の点検を行うものでございます。本年度は皆野地区、国神地区を予定をしております。

59ページをお開きください。59ページ下段から２段目、項４都市計画費、目２公共下水道費は427万8,000円減の２億1,987万9,000円を計上いたしました。

60ページに移ります。60ページ、項５住宅費、目１住宅管理費は1,058万4,000円減の1,609万9,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、節11修繕料800万円の減、節15工事請負費200万円の皆減でございます。これらは前年度に実施した下大浜団地外壁塗装改修工事、階段手すり取付工事費の皆減によるものでございます。

次の款９消防費、項１消防費、目１常備消防費、広域市町村圏組合消防費負担金は、分署の統廃合に伴う建設が終了したことなどにより、1,092万8,000円減となっております。

その下、目２非常備消防費は418万7,000円増の3,848万2,000円を計上いたしました。主な事業として、61ページ、節18備品購入費、携帯型デジタル簡易無線機78台の購入を予定をしております。これは平成28年５月31日をもって現行アナログ機が使用できなくなることによるものでございます。

62ページに移ります。62ページ、目３消防施設費は1,492万5,000円増の9,559万4,000円を計上いたしました。４分団詰所の建設、車両更新のほか、第１分団第２部の車両更新、防火水槽の整備を予定をしております。なお、節15工事請負費、説明欄にございます第５分団詰所舗装工事は、５期で事業費の計上はございません。おわびをして訂正をさせていただきます。

その下、目４災害対策費は885万1,000円減の2,097万6,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に実施した防災行政無線屋外拡声子局増設工事1,944万円の皆減でございます。主な事業として、次の63ページ、節13委託料、皆野町地域防災計画作成業務委託料972万円、防災行政無線設備保守委託料529万2,000円、節18備品購入費、災害応急仮設住宅購入費250万円を計上をしております。

次の款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費は385万1,000円減の8,418万6,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に実施した幼稚園、学校施設非構造部材耐震点検調査業務委託料260万円の皆減でございます。新たな事業として、65ページ、節13委託料、学校施設台帳整備業務委託料70万2,000円を計上いたしました。これは現在の紙の台帳を電子データ化するものでございます。

66ページに移りまして、項２小学校費、目１学校管理費は1,373万3,000円減の6,245万5,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、節15工事請負費1,888万5,000円の減によるものでございます。前年度に実施した国神小学校プール改修工事費、各小学校遊具更新改修工事費に伴う減などにより、大幅な減額となりました。主な事業として、67ページ、節15工事請負費200万円、皆野小学校水飲み場改修工事及び国神小学校プール補修工事、節18備品購入費250万8,000円、国神小学校の学習机、椅子、三沢小学校の電話機購入等を予定をしております。

68ページ下段、項３中学校費、目１学校管理費は、前年度とほぼ同額の3,146万9,000円を計上いたしました。主な事業といたしまして、70ページに移ります。70ページ、主な事業といたしまして、節15工事請負費、皆野中学校校庭法面改修工事を予定をしております。これは土が流出した法面の補修と流出を防ぐための植栽を行うものでございます。

71ページをお開きください。71ページ、項４幼稚園費、目１幼稚園費は、前年度とほぼ同額の5,490万6,000円を計上いたしました。新たなものとして、72ページ、節13委託料、子どものための教育・保育委託料80万円を計上いたしました。これは子ども・子育て支援新制度の施行に伴うものでございます。

75ページをお開きください。75ページ下段、項５社会教育費、目３文化財保護費は111万4,000円減の1,271万7,000円を計上いたしました。主なものとして、76ページ、節13委託料、吉丸遺跡発掘調査報告書作成業務委託料250万円を計上いたしました。これは26年度に実施した調査結果の資料化を行うものです。

その下、目４総合センター費、77ページに移りまして、節15工事請負費、Ａ会議室スクリーン大型化工事費33万5,000円は、研修等での利用がふえておりますプロジェクターの画像を映すスクリーンを大型化するものでございます。

その下、目５文化会館費は194万6,000円減の1,161万4,000円を計上いたしました。主なものは78ページに移りまして、節13委託料、文化・芸術体験事業委託料260万円、節18備品購入費、文化会館会議室Ａ放送設備ほか購入費74万5,000円でございます。

次の項６保健体育費、目１保健体育総務費は557万6,000円減の2,631万5,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、前年度に実施した皆野スポーツ公園テニスコート人工芝張替工事の皆減によるものでございます。主なものは80ページに移りまして、80ページ、節15工事請負費、日野沢運動場改修工事費640万円、節19負担金、補助及び交付金、体育協会補助金260万円でございます。日野沢運動場改修工事は、県道改良工事に伴い撤去したフェンス、照明灯の再設置等を行うものでございます。また、体育協会補助金、うち100万円は、みなの美の山さくらマラソンに対する補助金でございます。

その下、目２学校給食費は799万5,000円増の8,887万3,000円を計上いたしました。主なものは81ページに移りまして、81ページ、節15工事請負費、調理室等天井塗装、事務室雨漏り修繕工事費270万円、節18備品購入費、スチームコンベクションオーブンほか購入費451万6,000円でございます。

飛びまして、85ページをお開きください。85ページ、款12公債費、項１公債費、目１元金は2,434万8,000円増の２億8,552万3,000円を計上いたしました。増額の主な内容は、平成24年度臨時財政対策債及び平成24年度辺地対策事業債に係る元金償還金の返しでございます。

その下、目２利子は472万2,000円減の3,968万4,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、平成15年度の臨時財政対策債の利率見直しによる減でございます。

最下段、款13諸支出金、項２基金費は、各基金の条例規定分及び利子分の積立金を計上いたしました。

86ページ最下段、款14予備費は1,500万円を計上いたしました。

次の87ページからが給与費明細書、95ページが債務負担行為に関する調書、最後の96ページが地方債に関する調書で、平成27年度末の未償還元金の残高は35億5,852万3,000円と見込んでおります。

以上、平成27年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　暫時休憩します。

休憩　午前　９時４８分

再開　午前１０時０３分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第１４号の説明

○議長（四方田　実議員）　日程第２、議案第14号　平成27年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第14号　平成27年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第14号　平成27年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第14号　平成27年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等によります保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費給付金などの計上と保健事業を推進するための予算でございまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,944万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉）　議案第14号　平成27年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億4,944万円で、前年度当初予算に比べ１億4,244万円、10.9％増額の予算でございます。

水色の仕切りから後ろが予算の説明書の事項別明細書となっております。これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税１億8,028万3,000円の計上で、前年度に比べ342万1,000円、1.9％の減でございます。内訳といたしまして、節１現年課税分１億7,451万8,000円、節２滞納繰越分576万5,000円を計上いたしました。

次の目２退職被保険者等国民健康保険税1,858万6,000円の計上で、前年に比べ1,072万円、36.6％の減でございます。内訳といたしまして、節１現年課税分1,815万1,000円、節２滞納繰越分43万5,000円を計上いたしました。大幅な減額でございますが、平成27年度から新規の退職被保険者加入制度が廃止されるためでございます。

４ページをお開きください。款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１療養給付費等負担金２億328万6,000円の計上でございます。節１現年度分１億5,528万9,000円でございます。これは一般被保険者分に係ります療養給付費、療養費、高額療養費等から基盤安定繰入金の２分の１と前期高齢者支援金の収入を差し引いた後の32％と介護納付金の32％相当額でございます。節３後期高齢者支援金4,799万6,000円は、一般被保険者分に係ります後期高齢者支援金の32％相当額でございます。

目２高額医療費共同事業負担金975万8,000円でございます。高額医療費共同事業拠出金の４分の１を国が負担するものでございます。

目３特定健康診査等負担金110万5,000円の計上でございます。これは特定健康診査等の補助基準額の３分の１を国が負担するものでして、平成25年度の実績により見込みました。

その下の項２国庫補助金、目１財政調整交付金6,721万3,000円のうち、節１財政調整交付金4,637万9,000円、節２後期高齢者支援金財政調整交付金2,083万4,000円は、過去２年間の状況により見込みました。

５ページをごらんください。款５療養給付費等交付金、項１療養給付費等交付金、目１療養給付費等交付金、節１現年度分7,530万2,000円の計上でございます。これは61歳から64歳までの退職被保険者等に係ります療養給付費、療養費、高額療養費、退職被保険者に係る後期高齢者支援金等の見込額から退職被保険者等保険税見込額を差し引いたもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次の款６前期高齢者交付金、項１前期高齢者交付金、目１前期高齢者交付金、節１前期高齢者交付金現年度分３億6,809万3,000円の見込みでございます。これは65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費について、保険者間で不均衡が生じていることから、各保険者間の財政調整をするために創設され、社会保険診療報酬支払基金が業務を行っているものでございます。全国平均の前期高齢者加入率を基準として、全国平均を下回る保険者が納付金を負担することとなり、逆に前期高齢者加入率が全国平均を上回る保険者には交付金が交付されます。皆野町国保は前期高齢者の加入率が高いために交付金を受けるもので、国から示された見積額によるものでございます。

次の款７県支出金、項１県負担金、目１高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療費共同事業拠出金の４分の１を県が負担するもので、975万8,000円の計上でございます。

その下の目２特定健康診査等負担金、節１現年度分110万5,000円は、特定健康診査等の補助基準額の３分の１の交付で、平成25年度の実績により見込みました。

その下の項２県補助金、目２県財政調整交付金6,959万1,000円は、平成26年度の交付決定額をもとに計上いたしました。

最下段の款８共同事業交付金、項１共同事業交付金、目１高額医療費共同事業交付金3,903万2,000円は、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、１件当たり80万円を超える高額な医療費を対象に交付される共同事業からの交付金でございます。

６ページをお開きください。目２保険財政共同安定化事業交付金２億7,248万円でございますが、この事業は県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、多額の医療費を支払う市町村に

対し、各市町村国保からの拠出金を財源として交付されます。平成26年度までは１件当たり10万円を超える医療費が対象でございましたが、平成27年度から全ての医療費が対象となりますので、大幅な増額となりました。なお、共同事業拠出金及び交付金は、国が定めた算出式により国保連合会が算定いたします。

中段の款10繰入金、目１一般会計繰入金8,627万8,000円の内訳でございますが、説明欄の保険基盤安定繰入金1,691万円、これは条例で低所得の世帯に対しまして６割または４割の保険税の軽減を行っておりますが、この軽減分に対する繰入金で、この財源は県が４分の３、町が４分の１を負担するものでございます。次の出産育児一時金繰入金364万円は、出産育児一時金13件分に対し算出した額でございます。事務費繰入金1,634万9,000円は、職員給与、事務手数料、機器使用料等に対する繰り入れでございます。財政安定化支援繰入金437万9,000円は、財政安定化のために一部交付税措置されるものを繰り入れるものでございます。その他繰入金4,500万円と、次の目１支払基金繰入金3,000万円は、医療費等の増加に伴い繰り入れるものでございます。

最下段の款11繰越金、目１繰越金1,627万4,000円の計上は、今年度の繰越額を見込みました。

７ページをごらんください。上段の款12諸収入、項１延滞金・加算金及び過料、目１一般被保険者保険税延滞金は80万円を見込みました。

その下の項３雑入、目２一般被保険者第三者納付金は36万円を見込みました。

８ページをお開きください。歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費1,485万7,000円は、職員給与等の人件費や事務費の計上でございます。節12役務費227万9,000円のうち、郵便料58万7,000円を除く各手数料は、国保連合会とのオンラインシステムや電算処理等の手数料でございます。節13委託料375万9,000円は、国保資格、国保税システムの電算システム及びレセプト点検等に対する委託料でございます。

９ページ中段の項２徴税費、目１賦課徴収費190万7,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

最下段の項３運営協議会費、目１運営協議会費26万6,000円は、国保運営協議会に関します委員報酬等の計上でございます。

10ページをお開きください。款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費６億9,225万2,000円は、一般被保険者の療養給付費で、前年度に比べ1,114万7,000円の増額を見込みました。

次の目２退職被保険者等療養給付費6,732万円は、退職被保険者に対します療養給付費で、前年度に比べ414万1,000円の減額でございます。減額理由は、歳入、保健税で説明いたしました平成27年度からは新規加入者がないということで減額となっております。

その下の目３一般被保険者療養費780万円、その下の目４退職被保険者等療養費42万円は、補装具や医師が認めたはり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたときなどの現物給付に要する費用でございまして、いずれも前年の動向等により見込んだものでございます。

その下の目５審査支払手数料181万5,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料で、１カ月平均4,000件を見込みました。

11ページ上段の項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費9,187万2,000円、目２退職被保険者等高額療養費1,080万円は、前年までの動向などにより見込んだ計上でございます。

最下段の項４出産育児諸費、目１出産育児一時金546万円は、出産前後の諸費用を42万円を基準としまして、13人分の計上でございます。

12ページをお開きください。上から２段目の項５葬祭諸費、目１葬祭費150万円は、被保険者の方が亡くなられた場合５万円を給付しております。30人分の計上でございます。

その下の款３後期高齢者支援金等、目１後期高齢者支援金１億7,313万3,000円は、後期高齢者医療制度に対します支援金で、制度上各保険者が負担するとされております４割を負担する額で、社会保険診療報酬支払基金から示された推計方法により算出したものでございます。

13ページをごらんください。中段の款６介護納付金、目１介護納付金7,669万3,000円は、介護保険制度への納付金で、社会保険診療報酬支払基金から示された推計方法により算出したものでございます。

その下の款７共同事業拠出金、目１高額医療費拠出金3,903万3,000円、目２保険財政共同安定化事業拠出金２億4,502万3,000円は、歳入の共同事業交付金でご説明申し上げました高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和させ、財政の安定化を図るための共同事業への拠出金でございます。拠出金の算定でございますが、高額医療費拠出金は、１件80万円を超える高額医療費の過去３年の医療費実績をもとに、各年度の前年度に対する伸び率を使用し、医療費を見込んで算定されます。また、保険財政共同安定化事業拠出金は80万円未満の全ての医療費の過去３年の医療費実績をもとに各年度の前年度に対する伸び率を使用し、医療費を見込むとともに、被保険者数及び所得割に応じて国保連合会で算定いたします。

14ページをお開きください。款８保健事業費、項１特定健診事業費、目１特定健診事業費790万2,000円は、特定健診に要する費用の計上でございます。節８報償費67万6,000円は、保健指導に当たっていただく栄養士、保健師等への報償金でございます。節13委託料650万8,000円のうち主なものは、特定健診委託料647万8,000円、700人分を見込んだものでございます。

次の項２保健事業費、目１疾病予防費589万5,000円のうち、節12役務費44万5,000円は、医療費通知の郵送料、節13委託料480万円は生活習慣病予防健診、人間ドックの委託料で、１人３万円で160人分、節19負担金、補助及び交付金45万円は、生活習慣病予防健診費補助金15人分、45万円が主なものでございます。

15ページをごらんください。款11諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１一般被保険者保険税還付金118万4,000円、目２退職被保険者等保険税還付金10万円は、平成26年度の実績をもとに、目３償還金100万円は国・県などに療養費などの返還が生じた場合を見込んでの計上でございます。

16ページをお開きください。款12予備費でございますが、186万3,000円を計上いたしました。

17ページ以降からは給与費明細書となってございます。

以上、簡単でございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第１５号の説明

○議長（四方田　実議員）　日程第３、議案第15号　平成27年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第15号　平成27年度皆野町介護保険特別特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第15号　平成27年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審

議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第15号　平成27年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございまして、歳入歳出それぞれ10億2,500万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　議案第15号　平成27年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,500万円とするものでございまして、前年度当初予算に比べまして5,200万円、5.3％増でございます。この増額の主なものは、介護保険事業の大半を占めます保険給付費の対前年度比増額でございます。本予算は、歳出総額のうち、介護保険事業の保険給付費が93.2％、地域支援事業費が1.8％の合わせて95.0％を占める予算でございます。

３枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の３ページをお開きください。２、歳入でございますが、款１保険料、目１第１号被保険者保険料２億787万8,000円は、前年度比3,806万7,000円、22.8％増の計上でございます。

その下、１つ飛びまして、款３国庫支出金、目１介護給付費負担金１億7,487万3,000円は、保険給付費の介護施設分の15％、その他の分の20％、国の負担区分による計上でございます。

その下、同じく款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１調整交付金5,922万8,000円は、保険給付費の6.2％を計上いたしました。

目２地域支援事業交付金（介護予防事業）420万3,000円、介護予防事業費1,681万2,000円の25％の計上でございます。

目３地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）336万3,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、介護予防事業、介護予防プラン作成等に係ります費用851万4,000円の39.5％の計上でございます。

目５介護保険事業費補助金237万6,000円は、27年度介護保険制度改正のシステム改修に係る補助金の計上でございます。

１枚おめくりをいただきまして、４ページをお願いいたします。款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金２億6,748万5,000円は、保険給付費の28％の計上でございます。

目２地域支援事業交付金487万5,000円は、介護予防事業費の29％の計上でございます。

その下、款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金１億3,560万円は、保険給付費介護施設分の17.5％、その他の分の12.5％、それぞれ県の負担区分による計上でございます。

次の項２県補助金、目１地域支援事業交付金（介護予防事業）210万1,000円は、介護予防事業費1,681万2,000円の負担区分12.5％の計上でございます。

目２地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）168万1,000円の計上は、包括支援センター等における相談事業、介護予防事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担分19.75％の計上でございます。

次に、最下段の款８繰入金でございます。款８繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金１億1,941万3,000円は、前年度に比較しますと521万3,000円の増額計上でございます。保険給付費の12.5％の負担区分により一般会計から繰り入れを行うものでございます。

目２地域支援事業繰入金（介護予防事業）210万1,000円は、介護予防事業費1,681万2,000円の負担区分12.5％の計上でございます。

目３地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）168万1,000円の計上でございます。これも同じく19.75％の負担区分による計上でございます。

目４その他一般会計繰入金3,709万9,000円は、節１職員給与費等繰入金2,390万7,000円、これは介護保険事務に係る職員の給与費及び一般事務費の繰入金でございます。節２事務費繰入金1,319万2,000円は、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入金でございます。

次に、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金は、介護保険の保険給付に要する経費の財源に充てるために積み立てております給付費準備基金でございますが、第６期計画中の取り崩しは今後あろうかと思いますが、27年度は初年度でありますので、本予算には基金繰り入れは計上しておりません。なお、26年度末の準備基金残高は約2,200万円の見込みでございます。

一番下の欄、款10繰越金は103万5,000円の計上でございます。

１枚おめくりをいただきまして、６ページからが歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費3,234万5,000円の計上は、節２給料から節４共済費まで職員３人に対する人件費でございます。中ほどの節７賃金207万3,000円は、介護認定訪問調査員に対する賃金でありまして、約490件を予定しております。その下、臨時職員賃金は、新しい総合事業等の準備のため、包括支援センターに臨時職員を雇用したいものでございます。

下のページの中段の款１総務費、項３介護認定審査会費、目１認定調査費等460万2,000円の計上でございまして、節12役務費、主治医意見書作成手数料336万円は約770件分、節13委託料、訪問調査業務委託料124万2,000円、これは介護支援事業所、介護福祉施設、病院等への調査委託料約280件分を計上したものでございます。

次に、目２認定審査会共同設置負担金694万4,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会設置負担金でございます。

次に、款２保険給付費、項１介護サービス等諸費は、要介護１から要介護５までの方に対するものでございます。

目１居宅介護サービス給付費３億9,440万3,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費でございまして、ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等のサービスに対する費用で、前年度比4,655万2,000円の増額計上でございますが、実績等を勘案し計上したものでございます。

続きまして、８ページをお願いいたします。目２特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定までの期間が通常ですと１カ月前後かかりますので、急を要する場合、申請をすることにより、

認定以前に申請日からサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後、１段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては、全て同様でございます。

目３地域密着型介護サービス給付費１億638万円は、前年度比227万9,000円の減額計上でございます。これは高齢者の方が住みなれた地域で、生活を可能な限り継続できるよう市町村の区域内等の小規模施設を市町村が指定をしまして、原則はその市町村の住民のみが利用できる施設でのサービスであります。いわゆるグループホームなどがこれに該当する地域密着型施設であります。

次の目５施設介護サービス費２億9,635万3,000円は、介護福祉施設入所に対する施設サービスの給付費で、実績を勘案いたしまして、ほぼ前年と同額の計上でございます。

その下、目７居宅介護福祉用具購入費139万6,000円は、ポータブルトイレ、浴槽台等の福祉用具購入に対する給付でございます。

目８居宅介護住宅改修費207万6,000円は、住宅の段差解消、手すりの取りつけ、トイレの改修等に対する給付でございます。

その下、目９居宅介護サービス計画給付費4,116万2,000円、目10特例居宅介護サービス計画給付費８万5,000円は、介護サービス計画の作成及び管理に対する給付でございまして、介護支援専門員に対するものでございます。

次に、項２介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービス等諸費は介護度の軽い要支援１、要支援２の方に対する給付費でございまして、サービス内容はほぼ同様でございます。全てにわたって予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設介護サービス費はございません。

目１介護予防サービス給付費5,915万7,000円の計上で、実績を勘案し、前年比998万9,000円の増額計上でございます。順に次のページの目８特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございまして、ほぼ前年と同額の計上でございます。

続きまして、10ページ中段の項３高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担分が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございまして、目１高額介護サービス費は要介護１から５の方に対するもので、1,501万2,000円の計上でございます。

その下、項４高額医療合算介護サービス等費、目１高額医療合算介護サービス費163万2,000円の計上でございますが、同一世帯内の介護保険の受給者が負担限度額を超えた場合に、医療保険と介護保険から按分により給付されるものでございます。

次に、項５特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設入所の場合またはショートステイ等をしたときの食費、居住費、滞在費は保険対象外でございますが、低所得者層の方々にはこの負担を軽減し、町が負担するもので、目１特定入所者介護サービス費2,719万5,000円の計上でございます。

下の欄、項６その他諸費、目１審査支払手数料96万円の計上は、介護給付費の審査支払いに対する国保連合会の手数料でございます。

12ページをお開きいただきます。12ページ、款３地域支援事業費、項１介護予防事業費、目１二次予防事業費870万円の計上でございます。この二次予防事業費の対象となる方は、介護認定申請前の方でございます。今年度は前年度比162万3,000円の増額計上でございますが、主なものは節13委託料、内訳といたしましては、通所型介護予防事業、らくらく健康塾が主なものでございます。

次の目２一次予防事業費811万2,000円の計上でございます。一次予防事業は、生活機能の維持や向上に

向けた取り組みで、介護予防の基本的な知識を普及し、地域への積極的な参加などを支援するものでございます。主なものは、節８報償費、介護予防事業の講師、指導者等に対する報償金150万6,000円、節13委託料654万7,000円の計上で、一次予防事業対象者のらくらく健康塾、食事指導、水中運動教室、ふれあい広場などの介護予防事業の委託料でございます。なお、本年度は歯科衛生士による口腔衛生の取り組みも計画していきたいと考えております。

次に、項２包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、包括支援センターの便りの発行、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

14ページ、款７予備費でございますが、672万9,000円の計上でございます。

15ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、簡単ですが、議案第15号の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第１６号の説明

○議長（四方田　実議員）　日程第４、議案第16号　平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第16号　平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめ、あす審議を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第16号　平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第16号　平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険の昨年の状況等を踏まえまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,270万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉）　議案第16号　平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億2,270万円で、前年度当初予算に比べて110万円、0.9％増額の予算でございます。

水色の仕切りから後ろが予算の説明書の事項別明細書となっております。これに沿ってご説明申し上げ

ます。

事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料7,322万6,000円、目２普通徴収保険料1,827万1,000円の計上でございます。埼玉県後期高齢者医療広域連合で算定した保険料を見込んだものでございまして、前年度当初予算と比較しまして７万4,000円の減でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１事務費繰入金170万1,000円は、町の事務費に対します繰入金でございます。

目２保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料を所得に応じて8.5割、５割、２割が軽減されます。軽減額は2,909万1,000円を見込んでおりますが、これを一般会計から繰り入れるものでございます。なお、この負担区分は一般会計で措置されておりますが、県が４分の３、町が４分の１を負担するものでございます。

５ページをお開きください。歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費71万8,000円は、主に被保険者証を送付する郵便料でございます。

中段の項２徴収費、目１徴収費でございますが、98万3,000円の計上でございます。保険料の徴収に要する費用でございまして、主なものは節13委託料の保険料賦課徴収に係る電算処理委託料72万6,000円でございます。

その下の款２後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金１億2,059万円は、先ほど歳入でご説明申し上げました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせまして埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次の款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金10万円は、過年度分の資格喪失や所得変更に伴う償還金の見込額でございます。

以上、簡単でございますが、議案第16号の説明とさせていただきます。

◇

◎議長発議による追加

○議長（四方田　実議員）　お諮りいたします。

本日、町長から議案第21号　平成26年度皆野町一般会計補正予算（第７号）が提出されました。これを本定例会の議題に追加し、議案第17号を皆野町一般会計補正予算（第６号）とあわせて審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第21号を議案に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（四方田　実議員）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次会日程の報告を行います。

あす12日は、午前９時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。

◇

◎散会の宣告

○議長（四方田　実議員）　本日はこれをもって散会いたします。

散会　午前１０時５１分

平成２７年第１回皆野町議会定例会　第３日

平成２７年３月１２日（木曜日）

議　事　日　程　（第３号）

１、開　　議
１、議事日程の報告
１、議案第１３号　平成２７年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１４号　平成２７年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１５号　平成２７年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１６号　平成２７年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決
１、議案第１７号　平成２６年度皆野町一般会計補正予算（第６号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第２１号　平成２６年度皆野町一般会計補正予算（第７号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第１８号　平成２６年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第１９号　平成２６年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第４号）の説明、質疑、討論、採決
１、議案第２０号　平成２６年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明、質疑、討論、採決
１、承認第　１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２６年度皆野町一般会計補正予算（第５号））の説明、質疑、討論、採決
１、同意第　１号　人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決
１、総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告
１、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
１、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
１、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
１、議決事件の字句及び数字等の整理
１、閉会について
１、閉　　会

午前９時０１分開議

出席議員（１２名）

１番	小	杉	修	一	議員	２番	宮	前		司	議員
３番	常	山	知	子	議員	４番	若	林	光	雄	議員
５番	大	澤	金	作	議員	６番	新	井	達	男	議員
７番	新	井	康	夫	議員	８番	大	野	喜	明	議員
９番	大	澤	径	子	議員	１０番	林			豊	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石	木	戸	道	也	副町長	土	屋	良	彦	
会計管理者兼会計課長	村	田	晴	保		教育長	山	口	喜	一	郎
総務課長	川	田	稔	久		町民生活課長	四	方	田	勝	吉
健康福祉課長	浅	見	広	行		参事兼税務課長	大	澤	康	男	
産業観光課長	大	塚		宏		参事兼建設課長	小	宮	健	一	
教育次長	髙	橋		修							

事務局職員出席者

参事兼事務局長	吉	橋	守	夫		書記	山	田		厳

◎開議の宣告　（午前９時０１分）

○議長（四方田　実議員）　おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（四方田　実議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎議案第１３号の質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第１、議案第13号　平成27年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

議案の説明は11日に終了しております。よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　３番、常山知子です。では、何点か今回の平成27年度の一般会計予算の質問をいたします。

まず最初は、皆野町一般会計予算大綱について２点ほど町長にお聞きします。この基本的な姿勢について、平成26年度の予算大綱では、国、県等の補助事業の情報収集に努めということがありましたけれども、今回には載っておりませんが、これについては27年度も変わりありませんか。

２番目としては、その一番下のほうに、「事業の廃止を含めた優先順位についての厳しい選択」ということが書かれておりますが、例えばどのようなことを考えているのか。予算大綱ではこの２点をお聞きします。

それから、予算書のほうに行きまして、29ページ、款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費、13委託料に通知カード・個人番号カード関連事務委託料というのが載っております。昨年の６月議会の補正予算のときも問題点などをお聞きしましたが、そのとき確認したスケジュールで今回も間違いないのか。例えば、個人にはことしの10月ごろに通知されるなどが、この前の報告でありましたけれども、それで変更ないのか、お尋ねします。

それから、ページ38から39、款３民生費、項２児童福祉費、節13委託料、また節15、16にも関係する新たに建設される学童保育所について詳しい内容を教えてください。そして、予算の考え方として、この予算はそれらを合わせると合計5,080万円となります。そして、県補助金が1,570万4,000円出ている。差し引きますと3,509万6,000円、そのうち3,140万円を地方債で賄うという考え方で間違いないのか教えてください。

それから、41ページ、款４衛生費、目２予防費の中で、肺炎球菌の予防接種についてお尋ねします。肺

炎球菌の予防接種が定期接種になり、65歳から70、75、80、５年ごとの節目の年齢で2,000円で受けられるようになりました。そのため、町が70歳以上の人で2,000円の補助を出し、4,500円で接種できる制度はなくなりました。しかし、例えばことし77歳の人が、今心配だから80まで待てないので、任意接種としておきたいというときは6,500円かかります。今までは4,500円でした。現在節目でない人も、今までどおり町の2,000円の補助で接種できないものでしょうか。小鹿野町は、現在も70歳以上の人は1,000円で接種できる。死亡率も減っているということをお聞きしましたので、お考えをお聞きします。

次、53ページ、款７商工費、節19負担金、補助及び交付金の道の駅みなの加工センター整備について、予算は幾らで、どのような活用を考えているのか教えてください。

最後になりますが、67ページ、款10教育費、項２小学校費、節15工事請負費、国神小プール補修工事ですが、平成26年度の国神小プール改修600万円との関連はありますか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　最初の１番、２番のところについてお答えしたいと思いますが、26年度とその予算大綱については、変わりはありませんが、特に国とか県だとかとの情報交換を密にしながらということでございますし、遺児手当等の重複しているようなものについては廃止というか、そういうことをここで言っているわけでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉）　３番、常山議員さんからのご質問のうち、29ページの款２総務費、項３戸籍住民基本台帳費にございます13委託料、通知カード・個人番号カード関連事務委託料367万6,000円についてお答え申し上げます。

平成27年度から社会保障・税番号制度、俗に言うマイナンバー制度が始まります。ことしの10月までに住民基本台帳に登録されています方全員に個人番号が付されます。個人番号を付した後に、委託先、その通知カードを作成したところから各世帯ごとに通知カードといいまして、紙ベースの、あなたにはこの番号が付されましたという通知カードが送付されるわけでございますが、このカード自体は番号を知らせるだけで何の役にも立ちません。それで、年が明けた来年１月からは、希望者はその通知カードに基づいた個人番号カードというカードを作成する申請をするわけでございますが、これには顔写真、あと４情報がありまして、本人確認等に使えるカードでございます。まだ番号カードを作成しましても、本人確認ぐらいで、特にまだすぐにはそのカードによって何ができるということではないわけで、とりあえずは個人番号のカードが作成できるだけだという、現段階ではそのような状況でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　常山議員さんからご質問のありました学童保育所の建設に関する答弁を申し上げます。

まず、皆野の学童保育所、柔剣道場の１階部分を使用しておりますが、主に皆野小学校の児童が利用しております。現在は、クラスとすると２クラス、あの中に入っております。と申しますのは、70名を超える場合には早急にクラス分けをするようにということで、基本的には30名から40名が好ましいと。１クラスの単位が。今回は新年度の希望をとりましたところ108名の希望がございました。しかしながら、なるべく希望する子供たちを学童保育所に受け入れをしてもらうように町としても考えておりまして、管理者

であります明星学童保育所のほうにもお願いをしております。今後この傾向はしばらく続くであろうと。お母さん方の就労状況等も考え合わせますと、希望者はそう極端には減らないであろうということで、１カ所、１クラス分を35人程度の規模のクラスを増設をするということで予算に計上をお願いをいたしました。その間、今年度建設をするわけですけれども、この間、どう１年間しのいでいくかと。建設をする間、27年度のしのぎ方としては、教育委員会のほうへお願いをいたしまして、２階の柔道場の部分、これを日中あけていただきまして、そこで建設が終了するまでの間、お願いをするという形で考えております。

予算につきましては、埼玉県の補助制度がございまして、基準額の３分の２という補助額、大変率のいい補助をいただけるわけですが、もととなる基準額がございますので、県からの補助金を1,570万4,000円見込んでおります。建設費用としますと、基準額を超える部分もございますので、総費用額は5,000万円を超えますが、そのうち設計監理委託あるいは用地調査の業務を13節委託料に、それから15節工事請負費、これは上の建物とともに若干造成工事等も必要になってまいりますので、3,747万6,000円計上させていただきました。それから、17節に用地購入費として1,001万9,000円を計上させていただきました。それに対する県補助の残りの分の、全部ではございませんが、町債で3,140万円起債を起こすと、そういうことになります。

もう一点、肺炎球菌のご質問でございますけれども、確かに小鹿野町はそういった対応をしておりますが、以前からの関連の施策の延長もあるようでございます。皆野町としては、国の定める法定接種、これは以前の議会でも申し上げましたが、何かあったときの、いわゆる副作用が、法定接種と任意接種と全く同じ薬を打っても任意の自己接種の場合には対応が違うということもありますので、皆野町としては法定接種に一本化してお願いをしてまいりたいという考えでございます。任意での接種を補助する考えはございません。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　３番、常山知子議員さんのご質問にお答えいたします。

53ページ、19負担金、補助及び交付金の中の道の駅みなの整備費補助金の内訳というご質問でございました。この駐車場整備補助金につきましては、総額248万4,000円の２分の１、124万2,000円を町として補助するというものでございます。残りました500万円につきましては、道の駅の農協の一番三沢側にある平家の建物がございますが、これらを整備して加工場にするというもので、500万円を予定しておりました。ただ、この加工センター整備補助金につきましては、今回この新年度の予算にのっておりますが、最初の議会で全額削除の予定です。その理由でございます。地方創生交付金の関係がございまして、おととい３月10日に事前協議が調いまして、この加工場についてもその計画の中に、事前協議の段階ですが、含めてよろしいということになりました。このため、平成26年度の補正に含め、この新年度からは削除するものでございます。３月10日の事前協議が調ったということで、時間的にどちらをとるかということではっきりしないことがありまして、こちらのほうがどうしても削る、削除するための余裕がなかったのでのせたということでございます。この加工センターにつきましては、まず６次産業化で有効活用したいという農協からの要望がございまして、これに対する補助でございますが、この６次産業のほかにも加工品の開発とか、食の伝統文化の体験事業も行いたいという、そのためのリニューアルというか、そういうための補助金でございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　教育次長。

○教育次長（髙橋　修）　３番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

67ページ、教育費、小学校費の節15工事請負費、国神小学校のプールの補修工事ですが、これについては平成26年度のプールと関連はあるかというご質問でございますが、平成26年度、本年度しています国神小学校のプール改修工事を実施しましたところ、埋設してありましたろ過排水管等排水管関係がかなり老朽化が厳しく、このままいくと漏水をしてしまうということになっていますので、この布設がえを急遽変更で行うことになりました。これに伴いまして、変更額、限度をいっぱいでさせていただきましたので、予定をしておりましたプールサイドの塗装工事とかフェンスの波板塗装、あとフェンスのネット張りかえ、この部分について27年度で工事をさせていただく形に変更させていただいたものでございます。そのための27年度の予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　３番、常山です。

町長から情報交換を密にして、国、県の補助事業についてはやっていきたいと、そういうことで、ぜひ本当にいろんな予算の中にも県とか国の補助事業でやっていくというのもあるのですけれども、まだまだ皆野町の行政では、やっぱりもっともっとこういうふうに研究をしていただいて、国や県からの補助金をもらって、もっともっといい仕事をやっていただけたらと私は常に思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、12月議会でも廃止を含めた削減が何件かありましたよね。お祝い金のとか、そういうのでやはり重複しているものを廃止するのだということですが、ぜひ選択の基準というのは、町民にとってどうなのか、町民に不利益にならないのか、ぜひその点をしっかり考えてやっていただきたいと思います。

それからあと、順に行きます。総務費のほうですが、通知カード、マイナンバー制ですけれども、本当にこれはこの前のスケジュールと変わらないということですが、きのうの新聞を読みますと、社会保障や税だけでこのマイナンバーを使うのではなくて、個人口座、そういうのもこのマイナンバーを適用させるということが閣議決定されたというふうに新聞に出ていたのです。この前、去年の総務課長からの答弁で、本当に個人情報など流出等大変危険なものだということを答弁していただきましたが、私も本当にそのとおりだと思うので、しっかりと見守っていきたいと思います。以上です、それは。

それからあと、今度の学童保育所についてでは、この１年は柔道場の２階を適用してそこを使ってしのいでいくと。来年１年間ですか、その建設が終わるのは。そして、新しい学童クラブでクラスを分けて使うということですね。先ほど課長が報告されました予算の考え方としては、私が言ったのでよろしいのでしょうか。その辺はちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　補助の対象になる項目とならない項目がございますけれども、対象になる項目の３分の２が県の補助、それから残りが、起債の対象になるものとならないものもございますが、それの充当率を掛けまして、残りのほとんどが起債で、またその残りが一般財源ということになろうかと思います。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　ですから、予算の考え方として、私この予算書を見て、使える費用というか、か

かる費用を計算しましたら、合計で5,080万円だったのです、この４点ありますか。それで、県補助金というのが出ていますよね。そして、それを引くと、そのうちの起債として地方債を3,140万円今度出ていますよね。そういう考えでよろしいのでしょうか。

〔「そうです」と言う人あり〕

○３番（常山知子議員）　はい、わかりました。ぜひ子供たちのためにも、楽しい放課後、それから安心して親たちが働けるようなことをやはり町としてもますます進めていっていただきたいと思います。

それからあと、道の駅みなのの加工センターのことなのですけれども、６次産業化ということで、私も道の駅みなのに行きますと、あそこがもったいないな、何をしているのだろう、今でも使っているのかしらということを常々思っておりました。今回いろいろと改装して、６次産業化を目指すということで、とてもいいことだと思うのですけれども、例えば農家の人が、道の駅に農産物を出して、売れ残って持って帰ることも多いようなのです。そうしたものを加工して、お総菜として売るとか、そういうことも考えられるし、あと桜ヶ谷にユズの木がたくさんあって、組合をつくって出荷しているそうですが、加工していないということも聞いています。本当にユズなんかは捨てるところもないような、使えることが多いですので、そういうユズの加工だとか、ぜひ住民の皆さんのいろんな意見を聞いて、いい加工センターにしていっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それから、教育費の国神小プールの改修のことなのですけれども、やはり本当に私も新しいプールをつくっていただきたいということで質問もしましたけれども、やっぱり改修していると、次から次へと悪いところが出てきてしまうということを聞いたのですけれども、私としては新しいプールをつくったほうがよかったのではないかなということを感想として持っています。ぜひ夏には子供が元気にプール学習ができるようにお願いいたしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（四方田　実議員）　予防接種はいいですよね。

○３番（常山知子議員）　予防接種は、しようがないと言ってはいけないのですけれども、では、済みません。議長、ありがとうございます。本当に高齢になると、やはり一年でも早く予防接種をしておきたいという、心配だという方が多いのです。ちょうど間に漏れてしまった人が、私たち、65歳の人が66歳で、ああ、次70歳でやればいいやという問題とはまた違ってきて、やはり予防接種をしておきたい。する、しないは本人の自由ですけれども、そういう心配をしている方もいる。そして、今までは4,500円でできたのに何で6,500円かかってしまうの、今度はということもあります。お金の問題ではないかと思います、心配なことは。でも、やはり少しでも安く予防接種を受けられたらという町民の声もあります。希望者には少しでも早くできるように、考えてはいないということですが、検討はしてみてください。よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　何点か質問させていただきます。

まず、９ページ、先ほど常山議員も質問されていましたけれども、通知カード・個人番号カードの367万6,000円に関して、町民生活課長のご答弁だと、来年度、まず仮的なナンバーが送られてきて、それでその次の年の４月ごろに希望者はそれに対して正式な番号を受け取るというようにお聞きしましたが、このナンバーというのは国民全員に何か割り振りられるというような報道を聞いていたような気がするのですけれども、その辺のところをもう一度確認したいので、よろしくお願いいたします。

続きまして、16ページに行きますと、節５なのでしょうね、前ページから続いてきて、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、これは道の駅に充電器がつくられていましたけれども、これがまだ何かされるのでしょうか。16万円ぐらいだと、あと何か、あそこにまた何かくっつくのかなと。その辺をちょっと教えてください。

続きまして、25ページ、一番下段のほうで秩父鉄道整備促進協議会負担金105万2,000円、この内容をお願いいたします。

それから、40ページ、節19負担金、補助及び交付金の中で秩父食品環境衛生協会皆野支部補助金584万8,000円、この内容を教えてください。

〔「秩父環境衛生協会は３万」と言う人あり〕

○１番（小杉修一議員）　それは30万円です。この秩父食品環境衛生、こっちでいいのです。秩父環境衛生協会皆野支部補助金……

〔「３万だよ、３万」と言う人あり〕

○１番（小杉修一議員）　３万円。その上段が広域市町村圏組合救急医療施設費……これもではお願いします。済みません。自分の丸のつけ方がちょっと乱れていました。済みません。

それから、47ページ、切り干し芋作り事業補助金、例の切り干し、み～なほしいもですね。ことしは100万円と聞いていましたけれども、50万円になるようですけれども、もう一年ぐらいいろいろあるので100万円でもいいのかなと思うところですけれども、この辺のところをちょっともう一度ご説明ください。

それと、最後もう一点、済みません。78ページで映像ソフト借上料が21万6,000円、前「アナと雪の女王」を見事にやってもらったときに、あれが10万8,000円の借上料だとお聞きしたので、これがではまたことし２回何かいいのがやってもらえるのかなというところで、そろそろ１回目のものが発表できるようなものがあるのだか、その辺のところがあったら教えてください。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉）　１番、小杉議員さんからのご質問のうち、通知カード・個人番号カード関連の質問にお答え申し上げます。

先ほどの常山議員さんへの答弁と同じようになるかもしれませんが、まず本年10月から、住民登録をされています全員の方に個人番号が付されます。そして、番号を付する委託先から個人宛てに、あなたは何番ですという番号をお知らせする通知カードが送られます。この通知カードは紙ベースでございます。ペーパーです。それとあわせまして、この通知カードと一緒に個人番号カード交付申請書も同封されます。それから、来年１月から、希望者は個人番号カード、同封された交付申請書を用いて、今度は個人番号カード申請書を出していただきます。そうしますと、今度は紙ベースではなくて、ちゃんとしたカード、先ほど個人基本４情報と言いましたけれども、写真つきの住所、氏名、性別、生年月日が記された、裏面に個人番号が記載されたカードが作成できます。あくまでもこれは取得は任意でございます。そのカードは、まだ特段これといった用途はないと私先ほど申し上げましたけれども、本人確認として使えるほか、あとはｅ－Ｔａｘ、現在もありますけれども、このｅ－Ｔａｘ、税の申告ですね、これに使用することができます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　１番、小杉議員より質問のありました16ページ中段になります。次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金16万円でございますが、この道の駅に設置しました電気自動車の充電器が３月18日だったと思いますが、をもって利用可能となります。この利用につきまして、トヨタ、日産、三菱、ホンダ、この４社が、この充電器が完成した後、８年間補助を出して設置者に負担がかからないように利用できるようにするというもので16万円の補助がございます。これと関連いたしますのが、53ページをごらんいただきたいと思います。53ページ中段、14使用料及び賃借料の一番上、充電スタンド認証ネットワークサービス使用料、こちらは支払い、出るほうになりますけれども、16万円の補助を受けて、17万3,000円の支出ということですが、これは補助の対象が消費税が対象にならないということなので、１万3,000円が町の持ち出しになるのですが、16万円の補助を受けて17万3,000円の支出ということで、ほぼもらったもので施設を利用できるという形になります。

続きまして、47ページ、切り干しでございます。本年度100万円の補助、来年度50万円の補助ということを考えておりますが、本年度大変売れ行きがよいということで、来年度も大幅な増産を予定しているということでございます。シルバー人材センターのほうでも、人員のことについても、それから販売についても、これからことしの状況を検討して、精査というのですか、をするということを聞いておりますけれども、そういう基本的には努力をして、この補助金なしでも生産、販売ができるようにして、基本的にはいただきたいというふうに考えておりますが、その中で２年目ということもありますので、本年度50万円の補助ということを考えております。

以上のとおりです。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　１番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

歳出25ページ、款２総務費、項１総務管理費、目７企画費、節19の負担金、補助及び交付金の中の秩父鉄道整備促進協議会負担金105万2,000円の内容でございますが、これは秩父鉄道生活交通改善事業計画に基づき、秩父鉄道が実施をします鉄道敷のレールの交換、枕木の交換、それから踏切の安全対策、警報器の交換ですとかに対する事業に対して、秩父鉄道沿線の市町村が負担をすることになっております皆野町分の負担金105万2,000円でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　40ページの中段、節19負担金、補助及び交付金の中の秩父食品環境衛生協会皆野支部補助金３万円についてお答えを申し上げます。

秩父保健所を事務局といたしまして、飲食を取り扱う業者等が組織されております秩父食品環境衛生協会というものがございますが、それの皆野支部に対する補助金でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（四方田　実議員）　広域は。同じところの広域も何か言ったよな。救急医療の関係、何か言っていたよな。

○健康福祉課長（浅見広行）　その上の584万8,000円の救急医療設備負担金でございますけれども、これは均等割の分と人口割の分がございますが、救急医療の施設整備等に係る分の負担金でございます。

○議長（四方田　実議員）　教育長。

○教育長（山口喜一郎）　それでは、文化会館費の節14の映像ソフト借上料について21万6,000円ですけれ

ども、これは年２回予定しています。それと、もう一つは、青少年育成のほうで年１回別のところで、だから年３回は予定しています。なお、来年度についてはまだ決まっておりません。というのは、今度３月28日に「世界の果ての通学路」というふうな映画ですけれども、ご存じだと思いますけれども、何十キロ、何時間も馬の背中に揺られて学校へ通っている子供たちもいるという、あるいは山道を歩いて。これだけ教育について世界中で熱心に取り組もう、勉強しようという、そういう熱意の映画だと思いますので、ぜひ、今度は１日３回やらせていただきます。午前中もありますので、時間帯で、どの時間帯でたくさんの人が来てくれるかを調べる目的もありますので、議員の皆さんもぜひ時間をつくっておいでいただければありがたいと、そんなふうに思います。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　では、何点か再質問させていただきます。

通知カード、一応何となくわかったのですけれども、そうするとあれは任意ということに最終的には、今の段階ではなっているということでいいわけなのですか。そのようなものが送られてきて、申請書がついてきて、その申請書に基づいて申請すると、その申請した人にだけ正式なカードがつくと。その申請しない前の段階で送られてくる番号でもって、ある程度全ての人が管理されるというようなものでないのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉）　お答え申し上げます。

個人番号制度、個人に番号が付されるわけでございますが、通知カードを送りますと、私にはこういう番号が付されたという本人は当然確認できるわけでございます。また、来年１月から発行可能となります番号カードは、今度は逆にその方が、本人が何かをするときにいずれは使えるというカードでございまして、行政なりが個人の方に何番が付されたというのは、もちろんわかるわけで、行政同士で番号のやりとりはできるわけですから、通知カードは本人に番号を知らせるカード、番号カードは本人が何かをするために使うというカードということで理解していただければと思います。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　わかりました。最初の番号で、やはり全員に番号が付されると。付されるのですね。その中で、今度はその番号を利用して何か自分がしたいときはちゃんとしたカードとして手元に置くと。置けるようになると、そういうことでわかりました。

では次、再質問させてもらうのは、自動車のスタンドの関係は理解いたしました。秩父鉄道の促進協議会の件でもう一点、これはそうすると各市町村で負担するとなっていますけれども、その秩父鉄道が通過する、そうすると例えば秩父においては小鹿野町あたりだとそれが外れているわけですね、多分。それをお聞きしたいわけです。あと、秩父鉄道の沿線の長さに応じた負担なのでしょうか。２点よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

小杉議員おっしゃるとおりで、小鹿野町については秩父鉄道の駅がございません。駅が所在する市町村が負担をしておりますので、秩父、皆野、長瀞、寄居、熊谷、深谷、羽生、これで負担をしております。負担の根拠につきましては、乗降客等の数によって決めております……あと、失礼しました。行田が加わります。８つの市町村で負担をしておりまして、負担割合につきましては人口比が５割、乗降客によって

３割、均等割が２割、これに基づいて負担をしております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　はい、了解いたしました。

それから、例のみ～なほしいもの件でありますけれども、昨年100万円、それで非常にいい形になってスタートして、1,700株が２万2,000株と。正直一般質問のとき、その数字初めて聞いて驚きました。これはすごいやというところで。ぜひ頑張っていただきたいところなので、とりあえず50万円ことしも援助していただいて、その流れに応じて補正というところも出てきてもしようがないかなと思いますけれども、きのうあたり風が強かったのですけれども、夕方の道の駅にひょっこら行ってみまして、バイパスのほうから上がっていくと、旗がたなびいていたのです。もしかしてというので見たら、その旗、書いてあったのは、「わらじカツ」と書いてありました。同じ秩父地域ですから、わらじカツがどこの特産で、かなりこのわらじカツはネームバリューを持っております。いよいよみ～なほしいもがそれに負けず頑張ってもらうためにも、ぜひお願いした、わらじカツに負けないものがあそこに立ったほうがいいと思います。そのところをよろしくお願いしたいと思います。

それから、教育長おっしゃった、またことしもいい映画を企画してくださることを期待しておりますけれども、昨日蛍の放流がまたなされたのが、私は読売新聞のほうで見させてもらいましたけれども、また教育長が写っているのかなと思ったら、ことしは園児の写真でしたけれども、教育長、出かけてもらったということですけれども。読売新聞の記事にも書かれておりましたけれども、うちの近所の中村副理事長が本当に苦労して、家で幼虫を１年間管理し続けて育てた幼虫であります。園児は500匹放流されたそうですけれども、その場合また係の、担当のみんなで放流したのだよなんていう話をしたのですけれども、ほかの秩父のほうでやっているのが、ことしその幼虫がだめだったらしいのです。それで非常に危機感を持って皆野はやっているのだという話を先日お聞きしましたので、いろいろあろうかと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

私の再質問は以上です。

○議長（四方田　実議員）　ほかに。

９番、大澤径子議員。

○９番（大澤径子議員）　先ほど常山議員からも質問がありました学童保育所の建設について１点だけ質問させていただきます。39ページです。

昨年、委員会のほうで学童の視察をさせていただきまして、明星の場合には本当に人数が多くて、あの建物だけでは本当に目いっぱいではないかというふうに考えておりましたので、今度の新しく建てるということに対しては大変ありがたいというふうに思っております。保護者の要望も多いわけですので、ぜひ進めていただきたい工事だというふうに考えておりますが、私が質問したいのは、節17の公有財産購入費についてなのですけれども、今の明星学童保育所は、たしか借地であったというふうに認識をしております。今回この土地は購入するということになった、今回の場合なぜ購入になったのか、その点について１点だけ質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　大澤径子議員さんからの学童保育所の用地等の関係についてお答え申し上げます。

町の公共用の用地につきましては、学校用地あるいは道路用地、スポーツ、文化、公園用地等々さまざ

まございます。その多くは買収もしくは借地でございます。今回の学童保育所の用地取得につきましては、売買といたしました。大澤議員ご存じのように、土地につきましては相続や売買でその所有が変わるものでございます。特に今回のように建物が伴う用地取得につきましては、長期にわたり安定して使用する必要がございます。こういうことから、契約更新あるいは借地用の更新等がない売買がベストであろうというようなことから、売買ということにいたしました。また、今後の用地取得におきましても、そのときの事案あるいは事情によりますが、原則として売買としていく考えでございます。このような町の方針、考えにつきましては、地権者の意向等とも一致してございます。以上のような状況で、今回は売買としたいというものでございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　９番、大澤径子議員。

○９番（大澤径子議員）　その理由については理解をいたしました。私も今までずっと考えている中で、例えば３年ごとの更新というときに、地主さんのほうから、要するに賃料を上げてほしいというふうなことを聞いたこともありますし、あと例えば地主さんの意向で、その土地をどうしても使うから返してくれということを言われたときに、さまざまな懸念が生まれるということもあり得ますので、今回の、今副町長の答弁にありました長期にわたり安定的に使用ということは、もうこれは大変重要なことだというふうに認識をいたしました。

以上で結構です。

○議長（四方田　実議員）　４番、若林光雄議員。

○４番（若林光雄議員）　４番、若林です。何点かお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

最初に、23ページ、節13委託料です。ここに公共施設等総合管理計画策定業務委託料という形で494万7,000円という金額がございます。この辺の委託料についてお聞きしたいと思います。

次に、53ページ、節13、やっぱりこれも委託料ですが、一番下、自然歩道の管理の委託料96万円とあります。この委託料については、場所的にはどこの場所か、またはどんなところへ委託するのかお聞きしたいと思います。

次に、60ページ、消防費の関係でございますが、消防費の中で団員の手当等はございますが、非常勤消防の団員の中では公務災害の補償の関係等発生するかと思います。その辺についての補償金等の保険料、その辺はどこで予定されているのか、お聞きしたいと思います。

あわせまして、また消防費の関係なのですが、62ページ、節15工事請負費の関係、防火水槽の整備工事という形ですが、この設置についてはどの場所へ、どの地区へ設置されるのか、お聞きしたいと思います。

あわせて、その下の備品購入費でございますが、消防車両の購入です。ことしは４分団に計画をされるようでございます。車両についてはどのような車両を設置していただけるか、お聞きしたいと思います。

以上、４点お願いします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　４番、若林議員の質問にお答えをいたします。

初めに、23ページ、13委託料の公共施設等総合管理計画策定業務委託料ですが、内容につきましては、公共施設等の現況及び将来の見通し、それから総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針などを定めるもので、平成27年度につきましては、公共施設データベースの作成、それから施設の評価等を行います。この目的は、財政負担の軽減、それから平準化を図るもので、今後計画の策定が社会資本整備総合交付金

等の交付要件とされる可能性がありますので、これらの補助金を受ける際に、この計画が樹立されていることが条件となろうかと思います。

61ページ、消防費の中の消防団員の災害につきましては、61ページ、19負担金、補助及び交付金、災害補償負担金38万1,000円計上しておりますが、これで災害に対する補償を見ております。

次に、62ページ、節15工事請負費の中の防火水槽工事の設置場所でございますが、これにつきましては国神地区、大通院の境内内を予定しております。

次に、18備品購入費、消防車両の購入でございますが、まず４分団については、小型動力消防ポンプ付普通積載車、４ＷＤ、3,000cc、それからもう一台ございまして、小型動力消防ポンプ付軽積載車、これも同じく４ＷＤの660ccを予定しております。それから、もう一台、１分団第２部、これにつきましては、整備計画ですとまだ後年度になるのですが、クラッチ等の消耗が激しく、交換部品等もないことから、前倒しで整備をするものでございます。１分団２部につきましては、水槽付消防ポンプ自動車、４ＷＤ、4,000cc、これを整備する計画でございます。

詰所の場所につきましては、４分団の詰所の位置につきましては、金沢地内の中央という位置づけから、萩神社付近を計画しております。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　４番、若林議員より質問のありました内容についてご回答申し上げます。

53ページ上段の13委託料、この中の一番下、自然歩道管理委託料96万円の内容でございます。これは関東ふれあいの道が皆野町に６コースございまして、この６コースを幾つかの区画に分けまして、除草、清掃を委託しているものでございます。委託先につきましては、地区によりますが、子供会、体育協会、シルバー人材センター、行政区など15団体にお願いをいたしまして、１コース年２回清掃、除草をしていただいております。そのほかにこのふれあいの道のコースの中に４カ所休憩舎がございまして、この休憩舎の清掃につきましてもお願いしておりますが、こちらについては個人の方、４基ありますので、４名の方にお願いをしてあります。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　４番、若林光雄議員。

○４番（若林光雄議員）　ちょっと再質問させていただきます。

23ページ、委託料の公共施設等の総合管理計画の策定業務の関係なのですが、なかなか細かく、わかりづらいような表現であったのですが、具体的に言って何かはっきりした方向性でも見えるのですか。公共施設はどことどことかというふうな形が見えるのかどうか。施設名だとかはどうでしょう。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

公共施設ということになっておりますので、町が管理をしております公共施設は全て対象になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　４番、若林光雄議員。

○４番（若林光雄議員）　せんだって、昨年ですけれども、金沢小学校の冷房の室外機、これが盗難に遭ったというふうなことも聞きました。人里離れたようなところ、人里離れたと言うと表現悪いのですが、な

かなか住む人もそこにいないし、なかなか目も届かない高台にあるようなところだしという形の中で災難に遭ったのかと思うのですが、そんなような施設等も含めると、こういう形の中で策定して、はっきりと場所を指定したり、そしてその見回りなり、またはできるかどうか、なかなか難しいことだとは思うのですが、保障会社等の関係へのお願いだとかを含めて検討してもらえたらと思いますが、その点いかがですか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　公共施設の適正な管理に努めるようしてまいります。

○議長（四方田　実議員）　４番、若林光雄議員。

○４番（若林光雄議員）　その辺、ではよろしくお願いいたします。

次に、53ページの自然歩道の管理委託料ですが、関東ふれあいの道ということで説明いただきました。大変結構なことだと思います。そしてまた、団体名についても地域のそういう形の皆様にお願いしているということは非常によいことだと思いますので、今後におきましてもこのような形のもの、できればもう少し範囲を広げてまでもしていただければとお願いして、終わります。

次に、消防関係でございますが、災害補償の負担金についてはわかりました。防火水槽の関係ですが、国神の大通院ということで、確かにあの場所は離れた場所にもあったり、水利も不便だと思います。また、皆野の町内、町内において、防火水槽等も、昔からなかなか地価が高いというふうなこともあったり利用頻度もあるというふうな形で、活用方法があるという形の中で、なかなか貯水池が皆野の町内には設置されている数が少ないかと思います。今後においても、町内いろいろ見ていく中で、皆野の元町地内への設置をも検討していただければとお願いして、終わります。よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　車両はいいですね。

○４番（若林光雄議員）　はい、結構です。

○議長（四方田　実議員）　次に、もう一人、早かったのは６番、新井達男議員。

○６番（新井達男議員）　私は、平成27年度皆野町一般会計予算大綱の中の一番上の行ですけれども、「安全・安心のまちづくりの更なる推進」というところが今ここへ来て大分ひっかかっているのですけれども、そのひっかかっているというのは、皆さんご存じだと思いますけれども、１月12日ですか、三沢地区でイノシシに襲われて、１人の方は20日間入院なされ、そしてもう一人の方は７日間、１週間会社を休んだそうです。それで、これ事故というか事件というか、これがあったときに、皆野病院に２人とも救急車で搬送されたわけですけれども、そこへ来たときに事情聴取に来たのが警察官の方だけだそうです。なぜ役場の職員の方は一人として来なかったのかなというのがすごく残念な気がします。これいろいろ見ますと、有害鳥獣駆除委託料ということを計上してありますけれども、そういうことで予算とってありますけれども、これはけがをした、本当に襲われたら痛い思いをするだけでいいのかなというふうな、そんな気がするのですけれども。ですから、できるものなら、この「安全・安心のまちづくりの更なる推進」というところ、こううたってあるのですから、そういう、これ自然災害というか、何というのかわかりませんけれども、多少なりともねぎらいの言葉とか、何かやっていただけるような、そんな姿勢がとれるといいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　安心・安全も切りがないわけでありますけれども、どうもこれが相手が人間でないというふうなこともありますし、想定外のことでもありましたし、今事情聴取に町職員がそこにおらなか

ったという話もありますけれども、いわゆる事情聴取の場合には、これは専門家というか、そういう人が立ち会うべきで、町の職員がそこに立ち会うというのはなかなか難しいことではないかなと、こんなふうにも思います。常にそういうことが、これはまさに想定外であって、そしてまたこの有害獣の数たるや把握し切れないぐらい、残念ながらいるし、ふえているしというふうなこともありますので、どのように今後検討していくかというふうなことについては、定住の中でも、この有害鳥獣の対策については検討しているわけですので、これはこの町に限ったことではなく、定住の中ででも検討をしてまいりたいなと思っております。

○議長（四方田　実議員）　６番、新井達男議員。

○６番（新井達男議員）　わかりました。この件に関して先週ですか、美の山へ県外からハイキングに来た方１人が男の方なのですけれども、親鼻駅から美の山へ上がって、それで三沢側へおりてきたのです。その三沢のほうへおりてくる途中で、イノシシに遭ったそうです。襲われないでよかったということをうちでそういう話をしていましたけれども、これからいろいろと美の山とか、いろんな山をハイキングする季節になるのでありますけれども、むしろそういうイノシシに限らず、いろんな動物、鹿だとか猿とか、今かなりいますけれども、その野生動物が攻撃をしてきたときには、いろいろこれからかなりこういう事態がふえてくるのではないかなというふうに私は思っています。ですから、そういう点を多少なりとも考慮というか、入院だとか何かしたとき、致命傷にはならなかったからよかったなと思うのですけれども、そういう点もちょっと考えていただければなということで、私はこの「安全・安心のまちづくりの更なる推進」ということで、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　今議員、ひとりでその方がハイキングに来たという話ですけれども、いわゆる本来野生動物というのは、人間を恐れますし、物音には敏感で、例えば鈴をつけておるだけでも動物のほうから逃げるという、そういう性質のものです。ですから、本来ハイキングも複数で話でもしてもらいながら歩けばなおいいのかと思いますけれども、ひとりでハイキングをする人、私も山の中に住んでおるものですから見ておりますと、かなり鈴をつけて歩いている方を見受けます。町のほうでもこれからＰＲ、ハイカーにおいでいただくＰＲももちろんしていくわけですけれども、そんなことも考えの中に入れられればなと思いますけれども、やはりこれも野生動物は、生息している動物が皆野町だけにいるわけではなくて、越境もしますし、ですからやはり広域的に取り組んでいくことがベターだと、こんなふうに思っております。

○議長（四方田　実議員）　よろしいですか。

○６番（新井達男議員）　ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　もう一人、７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　７番、新井康夫です。幾つか質問させていただきます。

まず、予算大綱、その予算編成の基本的な姿勢、先ほど常山議員も質問いたしましたが、この中で「事業の廃止を含めた優先順位についての厳しい選択を行うことを基本的な姿勢」と。予算編成の基本的な姿勢、これがここにうたわれているわけですが、その中で、質問の中で具体的にという話の中で、育児手当ということを回答としてありましたけれども、それ以外に何かあったらお願いいたします。

それから、２番目、これは２ページ目になりますが、重点施策、３番の「心豊かな人間性を育み　文化

彩るまちづくり」と。その中の真ん中の「児童生徒の知・徳・体の調和と基礎学力の向上」、これが今回の予算でどのように反映されているのか、それをお聞きいたします。

大綱については以上です。

次に、一般会計予算のほうに入りますが、まず歳入の６ページ、一番上の地方交付税交付金です。これに関しましては2,400万円、前年度よりもアップしておりますが、この交付税算定の何か特別にプラスになった面とかあったら教えていただきたいと思います。

次に、36ページ、一番上、扶助費、その中の高齢者外出支援タクシー利用料金助成金、ようやくという感もありましたが、一応お聞きしますところによりますと、対象地域は皆野町全域ということになったようですが、そのほかに地域による枚数制限あるいは金額的な何か制限等を新たに設けたのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

次に、39ページ、一番上、学童保育所建設工事、これに関しては前の方も質問しておりましたが、建物の構造、これはどのような構造なのか教えていただきたいと思います。

次に、58ページ、橋りょう維持費の中の節13委託料、橋りょう定期点検業務委託料、今回は皆野・国神地区ということになっておりますが、皆野町全体で２メーターから15メーター未満、この橋梁は幾つあって、今回皆野・国神地区、これは何カ所やるのか、それをお聞きいたします。

次に、63ページ、一番上、節13委託料、皆野町地域防災計画作成業務委託料、これはどこへ委託するのか。そして、委託に当たって何か特別に内容的に折り込む項目あるいは重点的に検討してもらう内容、それがあるのかどうか。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　新井議員さんからの予算大綱の関連について、私のほうから申し上げます。

事業の取捨選択の関連でございます。先ほど町長が申し上げましたが、遺児手当の廃止、これにつきましては重複等の関連があるということで廃止しました。また、長寿祝金につきましては、平均寿命等々に合わせた形で現実に合わせたというふうなことで見直しを行いました。また、お出かけタクシー、これにつきましては１キロ以上という制限距離の撤廃ということで、全町対象ということで拡充、拡大をしたということでございます。そのほか子育て支援、働く保護者の支援ということで、学童保育所を新たに設置するというようなものが取捨選択の内容でございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　私のほうからは、36ページのお出かけタクシーについてお答えを申し上げます。

対象を広げたのは、今副町長がお答えしたとおりでございますが、それに伴って何か新たな制限といったものは加えておりません。基本的な考え方とすると、70歳以上の運転免許証を持たない方あるいは返納した方、二輪車を除くということは今までの対象地区の方と同じでございます。ただ、枚数の関係でございますが、今までもおおむね半額相当を個人負担をする、おおむね半額相当を500円の券を複数枚使って利用するという地区がほとんどでございましたけれども、町内の対象を広げたことによりまして、その今までの交付枚数とバランスをとる意味で、この地区は何枚、この地区は何枚という基準は目安を定めております。

幾つか申し上げますが、大字皆野の地区につきましては、１人500円券を20枚、１万円相当分をご配付をするという考えでおります。これは、今までの、例えば下田野、小滝にご配付をさせていただいたものも30枚でございましたが、その手前の谷草、小滝地区以外については、大字皆野と同じ20枚、それから例えば国神地区で申し上げますと、金崎地区には500円券を30枚、国神地区については20枚というふうに枚数での調整はいたしております。

それから、次に39ページの新しくつくる学童保育所の建物構造でございますが、木造平家建てを予定しております。イメージといたしますと、国神小学校の下に国神学童保育所がございますが、ほぼ規模的にも構造的にも、あのようなものを建設してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　７番、新井康夫議員さんの質問にお答えをいたします。

歳入６ページ、款10地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税、2,400万円の増加の理由でございますが、地方交付税につきましては普通地方交付税、それから市町村の財政状況等に応じて交付されます特別交付税の２本から成っております。この2,400万円のうち普通交付税の増額分につきましては1,500万円を見ております。特別交付税につきましては900万円の増を見て、合計2,400万円の増といたしました。この増加の見込みでございますが、地方財政計画におきましては、交付税は総額で0.8％の減となっております。人口減少等特別対策事業費、これは仮称でございますが、この事業費の創設に伴う増加分を踏まえて増額となると皆野町は見込みました。この人口減少等特別対策事業費の概要でございますが、人口を基本といたしまして、まち・ひと・しごと創生の取り組みの必要度を反映するものでございます。この事業費の算定に用います指標につきましては、人口の増減率、転入者・転出者の人口率、若年層の就業率、それから女性の就業率などで、現状の指標が悪い団体に対して割り増しをされます。ですから、考えますと、余りいい状況に皆野町はないと言えるかもしれません。これらの割り増しを見込みまして、先ほど申し上げました普通交付税につきましては、1,500万円の増、特別交付税につきましては、特殊財政事情、これから27年度どういう特殊財政が起こるか、これらにつきましては災害があっては困りますが、そのような場合に交付されるものですので、余り多くなっても困りますけれども、前年度等の実績を勘案いたしまして900万円の増といたしました。普通交付税については以上でございます。

次、63ページ、款９消防費、項１消防費、目４災害対策費の13委託料、皆野町地域防災計画作成業務委託料972万円ですが、委託先についてはまだ決定はしておりません。どこへということはまだ決定はしておりません。計画の内容ですが、埼玉県が昨年の３月に防災計画の見直しをしております。この防災計画の県の見直しが防災計画といたしますと上位になりますので、この県の防災計画との整合性を図る必要がございます。それから、もう一つ、県はこの防災計画を策定した後に、去年２月の大雪の内容を踏まえまして、雪害対策に対する内容を12月にこの防災計画に盛り込んでおりますので、その雪害対策に対する県の内容につきましても盛り込んだ内容で皆野町の防災計画を策定する予定でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　教育長。

○教育長（山口喜一郎）　予算大綱の中の重点施策、「心豊かな人間性を育み　文化彩るまちづくり」の中で、２つ目の児童生徒の知・徳・体の調和と基礎学力の向上についてご質問いただきました。知・徳・体の調和、それともう一つは基礎学力の向上ということで、２点ほどここには要素があります。１点目の要

素としては、知・徳・体の調和ということで、特にどれを取り上げるということではなくて、同じように育てていこうということです。それから、基礎学力の向上につきましては、特にこれがということではなくて、来年度は県のほうからの指定を受けまして、皆野町全域で子供たちの基礎学力の向上についての研究を進める予定でおります。

それから、あえて学力向上のためにというふうな項目を挙げてみますと、町としての非常勤講師の採用、それから補助員の採用、あるいは全校の全国と県以外の学力テスト、それから教科書が来年変わるために、先生方の指導のための資料、それから子供たちの教えるための資料、こういうふうなものは新しい年度として組み込んではおります。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　７番、新井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

58ページ、４橋りょう維持費、13委託料、これの橋梁の定期点検の関係でございます。この橋梁の定期点検、道路法の規定によりまして、橋長２メーター以上の橋の安全の点検をするということになってございます。今後５年に１回ずつ、この点検をするということでございます。現在当町の橋梁につきまして、管理をしてございます橋梁が町全体で164橋ございます。来年、平成27年度、この点検をいたします皆野地区、国神地区の橋梁は、合計で43橋でございます。なお、この橋梁点検につきましては、国の社会資本総合整備交付金、防災安全を使いまして、約60％の補助金をもらいまして点検の委託を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　それでは、質問いたします。

まず、予算大綱のほうの予算編成の基本的な姿勢についてと。その中で具体的に４つ挙げていただきました。その中で、私が育児手当と言ったのは、これは遺児手当の廃止ということで訂正させていただきます。

予算大綱の基本的な姿勢で、これをもとにして予算編成に臨みましたということですので、最初常山議員が質問したときに、遺児手当ということを基本に話をされましたが、きちっと整理した回答をしていただきたいと、そのように思います。

次に、２番目の重点施策ということで、心豊かな人間性を育みと、この中の児童生徒の知・徳・体の調和、基礎学力の向上、私もこれをもとにして、きのう予算の関係を見たのですが、なかなか見当たらないなということ。そして、要するにこれは予算大綱の中の重点施策ですから、あくまでも施策に基づかれた予算というものが上がってこなくてはいけないということで、予算の中に具体的なものが見当たらなかったものですからお聞きしたわけです。ただし、基礎学力の向上ということで、いろいろ予算に反映されている、あるいは県の指定によってこれから学力の向上を図っていくというふうなことをお聞きしましたので、これはこれで了解しましたが、あくまでも予算の大綱ですから、その辺をわかりやすく表現していただければと、そのように思います。大綱に関しましては以上です。

次に、27年度予算、この６ページ、地方交付税、これに関しましてきのう小杉議員のほうからもちょっと話がありましたが、要するに算定の中で、皆野町職員のラスパイレス、これは算定の中でどのように評価されているか、それをちょっと、項目先ほどお聞きしましたけれども、ラスパイレスの話はなかったと

思うのですが、それを教えていただければと思います。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えいたします。

ラスパイレス指数の関係に対する説明がなかったということでございますが、まず職員数、それから職員給料、これを抑制する団体については、それに応じて交付税が加算になっております。細かい資料はございませんので、加算になっていることについては事実でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　そういうことでいきますと、ラスパイレス、きのうの小杉議員の質問あるいは考え方、これも一つ、そしてもう一つが、交付税という捉え方でいくと、ラスパイレスが逆にプラスに作用しているという部分もあって、これに関しては悩ましいことではあるなというふうなことも考えますが、ラスパイレスをそもそも算定に組み込んでくるということ自体が、見直しをしていただく必要があるのではないかなと、そのように思います。これは私の個人的な意見です。

次に、36ページ、高齢者外出支援タクシー、これに関しまして説明を受けました。基本的に制限なしということで、各地区別に皆野が１人20枚とか、下田野、金崎、国神それぞれ枚数、これを規定しているということです。私も以前から、全域にするという場合は、枚数を制限してもやはり全域にすべきという意見をしておりましたので、そのような方向で結論を出していただいたこと、これに関しましては感謝申し上げます。まだ、ただ単にこれでよいということではないので、今後も見直しをしていただきたいと思います。

次に、39ページ、学童保育所建物、これは構造わかりましたので、木造平家ということで承知しました。

次に、橋梁、58ページです。橋梁の定期点検、この中で橋梁は全部で164橋ですか、あるというふうにお聞きしましたが、トンネルに関しましては皆野町管理のトンネルというのはあるのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　お答え申し上げます。

トンネルについては、当町管理のトンネル、これについてはございません。

○議長（四方田　実議員）　７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　ということでいきますと橋だけということになりますので、安心、安全ということでいきますと、橋に関しましてはしっかりと点検、管理、町としてもしていただきたいと、そのように思います。

それから、63ページ、皆野町地域防災計画作成業務委託料、この中で私も基本的に感じておりましたのが、雪害に対する町の取り組みというのが、通り一遍の今までは計画でしかなかったということで、今回雪害の対応、これをしっかりとした業務計画を立てるのだということですので、それに関しましては安心しました。ただ、これは多分県の出先機関か何かがこの防災計画を立てるということになると思うのですが、ほぼ、例えば秩父なら秩父全域、これが同じような項目、同じような内容で全てつくられるのではないのかなと思いますが、町として業務委託する場合には、やはりこういうことをしてほしいとか、こういう検討をぜひやってみてくれないかとか、そういう何か町として特別なものを打ち出してもいいのではないかなと思うのですが、その打ち出し方というのは何か考えておるのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　特に打ち出し方というのは考えておりませんが、今７番、新井康夫議員からいただいたご意見、これを参考に委託先が決定をいたしましたら、協議を重ねて行っていきたいと考えております。

○議長（四方田　実議員）　７番、新井康夫議員。

○７番（新井康夫議員）　私も仕事の関係で、業務委託というのは結構やっているわけです。これは民間対民間ですけれども。業務委託をするときに、こういう項目、こういう考えあるいはこういう視点でやってくださいというようなことを業務委託して200万円、300万円出すわけです。それで、今度は業務委託を受けるほうは、例えばこういうことを言ってきた、ああいうことを言ってきた。なかなか厳しい見方でおりますねとか、あの会社は業務委託するに当たって全部丸投げで、何も意見がないと。そこによって、町の姿勢あるいは会社の姿勢というのが非常に問われるし、会社のレベル、町のレベルも問われるわけです、相手先から見ると。ということもありますので、やはり町独自での問題意識、あるいはまち独自の特別な防災の必要性、これも何か考えて、そこに織り込んでいただくということ、これが相当金額的には張るものですから、それを何か考えていただければというふうに、これは要望で終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時５２分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

２番、宮前司議員。

○２番（宮前　司議員）　２番、宮前です。３つ、４つ質問させてもらいます。

まず、歳入のほうの13ページなのですけれども、中段の目１の財産のところで土地購入、これは歳入なので、どこか貸し出しているところがあるのではないのかと思うのですけれども、その貸している先を２つほど教えてください。

それと、歳出のほうに行って、28ページの節13の中段、不動産鑑定料というのは、何かきのう上空から撮影すると言っていたのですけれども、１年に１回行うのかというふうな回数を教えてください。

次に、58ページで、これも節13委託料のところの新井議員が説明されていた橋梁の定期の業務なのですけれども、これは震災の後に１回点検を終わっていて、これは定期点検という解釈でよろしいのですよね。その辺のことを教えてください。

それと、最後に63ページの上段のほうの節18、災害の住宅の購入費なのですけれども、これは自分のところでも昔倉庫に貸していたときがあるのですけれども、これは組み立て式のものなのか、プレハブなのか、あるいは１棟なのかと軒数、縦掛ける横を教えてください。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　２番、宮前議員さんの質問にお答えをいたします。

初めに、歳入の13ページ、款16財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入、土地貸付収入のうち

土地貸付収入652万1,000円の件数ですが、これは埼玉県酪農協同組合、これは登谷山ですが、ほか25件でございます。建物につきましては、旧立沢分校、これ１棟でございます。

次に、歳出の63ページ、款９消防費、項１消防費、目４災害対策費の中の節18備品購入費、災害応急仮設住宅購入費250万円ですが、災害時の仮設住宅として、現在秩父にある業者と提携を結んでおりますが、この３月でその契約が切れます。その契約の継続ができないことから、町内の業者と調整を図りましたところ、協力が得られるということで、この250万円を計上いたしました。災害住宅の大きさですが、ユニットハウス54型２連棟、これ平家、中古物件になりますが、7.85坪、仮設トイレつき、それになお仮設する場所までの運搬費、整地、それから設置費を含んだ250万円でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　税務課長。

○税務課長（大澤康男）　２番、宮前議員さんからのご質問の28ページの不動産鑑定料180万2,000円の内容でございますけれども、土地の課税につきましては３年に１回見直しが、固定資産税については３年に１回見直しがされるわけですけれども、土地の場合に下落した場合は、その都度鑑定して価格を変更するということになっております。その場合に、鑑定するわけですけれども、この鑑定料の180万円の中には標準宅地の鑑定業務ということで、町内の133カ所を鑑定して、その状況を見て次年度の地価の下落を反映するために実施するもの、それからもう一つは、公売等で土地を売るときに値段を決めるというのですか、そのための鑑定料として１件分、これを見込んでおります。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　２番、宮前議員のご質問にお答え申し上げます。

58ページ、４橋りょう維持費、13委託料でございます。橋梁の定期点検の関係でございますが、この定期点検、これは道路法の改正によるものでございまして、道路法が改正されました。それによりまして道路の管理者は道路の橋梁について５年に１回の頻度で定期点検をしなさいという義務化されたものでございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　２番、宮前司議員。

○２番（宮前　司議員）　再質問させていただきます。

歳入のほうの13ページのあれですけれども、これは何か建物は１軒だと言っていたような話をされていましたけれども、もとの日野沢小学校が入っているかどうかというのを伺いたいと思います。

それと、今説明された58ページの……

○議長（四方田　実議員）　１つずつやりましょう。

○２番（宮前　司議員）　１つずつ、はい。

○議長（四方田　実議員）　今のを答えてください。

○総務課長（川田稔久）　お答えいたします。

日野沢小学校が入っているか否か、宮前議員のおっしゃるとおりで、日野沢小学校は入っておりません。理由につきましては、借り主のほうから今年度をもって契約を少し考えさせていただきたいというような話がございましたので加えておりません。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　２番、宮前司議員。

○２番（宮前　司議員）　その件についてはご理解いたしました。

続いて、再質問の58ページの橋梁ですけれども、道路法が変わったというふうなことですけれども、きのう総務課長が話されていたのは、２メーターから15メートル以下というふうな話も出ていましたけれども、建設課長は２メーター以上全てというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　道路法の改正によりまして、２メーター以上の全ての橋梁ということでございます。なお、15メーター以上の橋梁の点検につきましては、当町におきましても２年前だったと思いますが、橋梁の長寿命化という項目の委託料、実施をいたしまして、15メーター以上の橋梁につきましては、補修の計画、これらを含めまして点検は、第１回目の点検は済んでございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　２番、宮前司議員。

○２番（宮前　司議員）　わかりましたけれども、15メーター以上は国土交通省のほうに報告をされているのですけれども、それを除くという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　再質問にお答え申し上げます。

この道路法による定期点検、これは15メーター以上の橋梁の長寿命化、それら以前実施をしました定期点検とは全て別物というふうに考えてもらったほうがいいと思います。道路法の改正によりまして、あくまでも２メーター以上の橋梁については、今後定期点検をしなさいという規定でございます。以前確かに15メーター以上、これらの橋梁について点検をするという話がございましたが、それらは橋梁の長寿命化の点検でございます。

以上でございます。

○２番（宮前　司議員）　はい、結構です。

○議長（四方田　実議員）　次に質疑は。

10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　10番、林豊です。かなりの数に及ぶかなとも思いますが、できるだけページの追い順で行きたいと思いますが、若干前後するかもしれませんので、その点はお許しください。

まず、23ページの一番下の13委託料の中の運行業務委託料、これが104万5,000円、この内容は恐らく町バスの運行に関して、シルバー人材センターとの契約かと思いますが、まずそれであるかということで、ある場合には、まことに厄介なことで申しわけないのですが、今年度ないしは数値的には前のほうが、昨年のほうがわかっている、統計出ていると思いますが、使用頻度としてどれぐらい、いわゆる町バスを年間に使っているのか。それから、そのうちの郡外、県外に何件使っているのかという数字を出していただきたいと思います。

それから、次に36ページ、何人かの方が質問されておりますお出かけタクシーに関してですが、お出かけタクシーに関して、いろいろいい形で少しずつ変わってきているなと思いますが、500円券というのを細分化する考えはないのかということがあります。というのは、いわゆる旧町内ですと、そんなに距離なくても使いたいという場合があるわけです。というと1,000円、１回の使うのは1,000円以内に入ってしまうと。例えば500円ぐらいでいける、500円ですと本当にワンメーターぐらいですが、それでも使いたいと

いう場合も生じるかと思うのですが、そういった場合に使いようがないのかなという部分もありますので、その辺の対応といいますか、それについてどういう考えがあるのか。現状としては500円券のみですから、現状ちょっと使いづらいかなと思うのですが、現状でもこうすれば使えるというようなことがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

それから、もう一つなのですが、条件の中で免許を持っているというのが、要するに除外の条件になっているのですが、免許を持っていても車が、要するに世帯にないという場合もありますので、その場合はやはり除外になってしまうのか。前々からちょっと気にはなっていたのですけれども、その点についてもお答えをいただければありがたいと思います。

それから、38ページになります。13委託料の中のみ～な公園遊具等点検調査業務委託料というのがあります。この遊具というか、体育器具にもなるかと思うのですが、その点検についての事柄なのですが、どうもちょっと聞いたところですと、教育委員会と、それから健康福祉課のどっちがというのがやりとりがあったようで、その辺ちょっとはっきりしない部分もあるので、この際はっきりさせていただきたいと思いますので、教育委員会と、それから健康福祉課両方にまたがるかと思いますが、現実どういう形で、どのような点検を日常されているのかということを教えていただきたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時０９分

再開　午前１１時０９分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（林　　豊議員）　それでは、41ページの節13委託料の中の住民健診、脳検診それぞれについてですが、健診の実績、ここのところどうなのかということ。それから私、いろいろとありがたいことに、毎年受けさせていただいているのですが、何かここのところ受けたときに内容が違うなというように感じた部分がありまして、それいろいろ話の中で、実はがん検診についていろいろ項目があって、どれにしますかというふうな部分かと思ったわけですが、よくよく読めばいいのですけれども、読んでみると、全部できますよと。ただ、逆に全部できるけれども、全部やるよと言わないと全部やってくれない。逆に言うと、全部やらないというような形で、何も多分印をしていないと何もやってくれないのかなと逆に思ったわけですけれども、去年までといいますか、前回ぐらいまでは、そういったことをしなくても一通りエコーをやったり胸部エックス線やったりしてくれていたので、その辺のことは、それまでが非常にやってくれるほうがサービスでやってくれていたのか、それとも制度がといいますか、やり方が変わって、丸つけないとやってくれなくなったのか、その辺について教えていただきたいのと、それから脳検診なのですが、２年に１回ということでやってもらっているわけですが、私も２回ばかりやっているのですが、１回目が非常に手厚く、手厚くと言っていいのかわかりませんが、やった後に診察室に呼ばれまして、後日ですけれども、呼ばれて先生の説明やら写真やらを見せてもらって、たかだか時間にすれば５分足らずだったとは思いますけれども、そういったことをやってもらって大変満足をしたところだったのですが、２度目のときは手紙が来たので、さあ、何日かな、行かなくてはと思ったら、異常ありませんと小さな短冊みたいな手紙で、それっきりだったものですから、何か釈然としないなという部分がありますので、その辺どうい

うことなのかを説明していただけるとありがたいし、実費が脳ドックの場合はそれなりに出していますので、やっぱり何か紙１枚というのは、何か考えてもらったほうがいいのかなと思いますので、その辺の対応等ありましたら、お答えいただきたいと思います。

それから、44ページになります。44ページの款５、節13委託料、緊急雇用創出基金事業委託料989万円のがありますが、これも林業関係の雇用にということだったのですが、去年に引き続きということですので、去年の実績とことしはそれが継続でいくのか、新たにいくのか、どういう状況なのか教えてください。

それから、ちょっと前後しますが、39ページ、これも皆さんが質問された部分にもなるのですが、新しく学童保育所建設ということで、これ関連になると思うのですけれども、建屋が新しくなるのは大変いいことでもあるのですが、昨年学童保育所を所管の委員会として初めて視察をしたのですが、その折に感じたこととして、やはり人材の問題、いわゆる先生というのですか、それが非常に難しいなと感じた部分があります。運営については、きのうもあったように、これも指定管理者にお願いをしているわけですけれども、そこだけでは何か人材の確保が難しいのかなというふうにも感じるところがありますので、町のほうでもそういった人材に関しては、何らかの手当というか、方策を考えたほうがいいのではないか。お金だけの補助ではなく、人的補助といいますか、そういった部分も考えたほうがいいのかなというふうに感じますが、その点について課長なり町長、お考えがあれば伺いたいと思います。

それから、50ページになります。ふれあい館についてですが、ふれあい館は毎年取り上げてくるのですが、当初予算の状況で赤字計上になっているわけですけれども、それについて毎度毎度ですけれども、ことしについては町長どんなふうにお考えか。また、先ほど宮前議員の質問の中で、建物の賃料といいますか、36万円、また日野沢小学校については、これはびっくりしたのですが、今年度予算にのってこないということは、これは関連で申しわけないのですけれども、今年度中といいますか、今月中に返却する予定と考えていいのでしょうか。

それから、ふれあい館の中の賃料部分、また今年もどうやら２万円掛ける12カ月ということですが、契約そのものは４月に行うということですが、その条件がどのような状況になっているのか教えていただきたいと思います。

それから、53ページ、節19、一番下です。ここの観光協会補助金120万円、これ毎年100万円だったのですけれども、20万円ふえた理由。

それから、その下にあります道の駅みなの整備費補助金とありますが、さきの質問の中でもありましたけれども、加工センター整備についてですが、これは加工センターというのは、先ほどの話ですとＪＡちちぶに補助をするという答弁だと思いますが、これはＪＡちちぶに補助するということでよろしいわけですか。そこをはっきりさせたいと思います。

それから、同じ53ページの13委託料、自然歩道管理委託料96万円、それから関連して15の工事請負費、これは全体でいいのかと思うのですが、私の一般質問の中にもありましたけれども、一般質問の場合は美の山だけだったのですけれども、いわゆる遊歩道全般になるかと思うのですが、上の自然歩道管理委託料の場合は、先ほどの答弁等から感じたところでは、一般的なボランティアみたいな人たちにお願いをしてやってもらっていると。それに対して、下の工事請負費の場合ですと、いわゆるプロの人たちが遊歩道等のいろんな施設についてやっているというふうに感じます。上の美の山に関しては、きのうの質問の答弁等の中でもあるように、若干荒れている部分がある。下の工事なんかを見ますと、階段等の設置工事もあるのですから、なぜ美の山のほうにはそういったことを考えないのか。考えているのであれば、その辺に

ついてもう少しきのうとは違った答弁があるのかと。また、やっぱり美の山のほうにもある程度プロの手の入った遊歩道整備が必要であるかと思いますが、どういうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、62ページ、先ほど若林議員の質問の中で、防火用水に関して……済みません。走ってしまいました。節15工事請負費の中の防火用水整備ということで、場所については答弁いただきましたので結構なのですが、それに関連しまして、若林議員からも言われたように、いわゆる旧皆野の中、これ以前も質問したことがありまして、その際には地図と、それから升目を見せてもらいまして、この升目の中に１個入っていればいいのだよというようなことを聞きましたが、その後、住宅地が新たにできまして、確かにその升目の中には入っているのかもしれないのですが、道路との兼ね合いで、防火用水と、それからその対象の住宅というのですか、そこが道が狭くて現実的に使用が難しいのではないかというような部分も新たに出てきております。やはりこの中に１つあればというのは、法規上の最低条件ですから、住宅密集地ですと、ともかく類焼とか延焼、広がるのを防がなければいけないということもありますので、できるだけ多くあったほうがいいですし、もちろん消火栓もあるよということですが、消火栓だけではやはり足りない部分も実際生じる場合もあります。その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、63ページ、次のページの一番上、節13委託料、このうちの下、防災行政無線、設備の保守委託料ということですが、この内容についてお聞きしたいと思います。それに関連をしまして、きのうの一般質問の中にも出したのですが、答弁が若干、もう少し欲しいので、お聞きしたいのですが、結局今年度予算の部分での工事が執行できなかったと。来年度に繰り越しということになっているのかと思いますが、その理由について。また、この点検、保守をやるわけですから、その際にやはり聞こえについて、もういろんな形で聞こえて、住民の意見が聞けているのではないかと思うのですが、そういったことはしないのでしょうか、その点お聞きしたいと思います。

それから、78ページ、節13委託料の中の文化・芸術体験事業委託料260万円、これはおととしですか、300万円ということで、用途のわからない300万円というか、本物を見せるというような趣旨で新たにつくられたものかと思うのですが、２回実施されまして、どちらも何とかピアノに関するようなことだったと思うのですが、ことしについて何か具体的な案があるのかどうか。もしないのであれば、先日人形サミットということで、地元の出牛人形等を含めた、地場の芸能ですか、これをやりまして、ふだんは録音でやることが多かったのですけれども、その際には地元でやるからということもあったのか、大変頑張っていただきまして、都の無形文化財の浄瑠璃と、それから三味線の方々が来て、実際に生でやっていただいて、大変すばらしいことだったと思うのです。これらなんかもこの中に入らないかと考えておりますので、この考えはどうなのかなと伺いたいと思います。

それから、最後に、これも恒例の82ページを開いてもらいますと温水プールがぱんと出てきますので、温水プール、全体の本年度の予算が3,114万円ということですが、ここのところ毎年3,000万円を超えるような予算になっているかなというふうに思うのですが、ことしの場合、ざっと見た中で、修繕費とか、そういった部分での大きな出費がないのにどうなのかなと思ったら、節７賃金というところで、臨時職員賃金が624万円、余り今までちょっと気がつかなかった部分なのですが、これは多分アルバイトの監視員の方々のということですから１人ということではないと思うのですが、こんなにかかってしまうのかなということが１つと、それから3,000万円というのは、去年、おととしも、恐らく同じぐらいだったと思うのですが、ことしの3,000万円になってしまったという主立った理由は何か、あればお答えをいただきたいと思います。

それから、すっかり逆に忘れてしまいましたが、ずっと前になりますが、47ページにお戻りください。47ページの節19、話題の干し芋の関係ですけれども、補助金出して事業を立ち上げることは大変いいことだと思うのですが、先ほどの課長の説明の中にもありましたから、わざわざ言うことでもないのかなと思いますが、全体の収支をきちんと出して、本当に黒字化するような事業に育てていただきたいのですが、その辺の計画、もくろみを教えてください。

それから、そのすぐ下にあります埼玉の山村都市交流推進事業負担金というのですか、これ実際の事業ってどんなことがあるのか教えてください。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　10番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

初めに、23ページ、13委託料、運行業務委託料104万5,000円の内容でございますが、これはシルバー人材センターに町バスの運行業務を委託しております。内容につきましては、車両の運行、それから車両の維持管理でございます。使用回数でございますが、25年度の実績、59回運行しております。県外が８回、郡外が３回でございます。26年度、平成27年２月までの実績は56回、うち県外が５回、郡外が６回でございます。

次に、62ページ、９の１の３の15節工事請負費、防火水槽整備工事、道路の幅等との関連、それから住宅数に応じ、できるだけ多いほうがよいのではないかというご質問ですが、備えあれば憂いなしというふうに考えます。あと問題なのは、その防火水槽を設置するための用地、これが確保できればほぼ90％は解消できるとは思いますが、なかなかこの用地を確保するのが難しい状況になってきておりますので、ここでお願いですが、地権者の方にご協力をお願いをし、できるだけ多く設置できるよう考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、63ページの13防災行政無線設備保守委託料529万2,000円の内容でございますが、内容につきましては、対象となる設備が親局、それから中継局、子局、Ｊ―ＡＬＥＲＴの設備、これらについては年１回を行います。なお、子局につきましては、停電時のことを考慮いたしまして、バッテリーを内蔵しております。そのバッテリーの交換、電池の寿命については、バッテリーの寿命については５年とされておりますが、施設が施設になりますので、大事をとりまして３年を目安として交換を考えております。この交換、24局を27年度は計画をしておりまして、27年度から29年度の３年度にかけて子局67局のバッテリーを交換させていただくよう考えております。

今年度予算を繰り越す理由でございますが、きのう答弁をさせていただきましたけれども、子局の新設が４カ所ございます。当初は３カ所でした。西関東連絡自動車道路にあります既設の子局にスピーカーを増設して、親鼻地域の難聴地域の解消を図る計画でおりましたが、子局へのスピーカーの増設では解消できないと判断したために、親鼻消防団１分団１部の詰所にあります火の見やぐらに新しく子局を設置することになりました。子局を急遽設置することになりましたので、子局の機器の製造ですとか設備の調達が４月までかかります。できた後工事をし、５月中に工事を完了し、子局の新設、それから増設したスピーカー、それから角度調整をしたスピーカーとの総合的な調整を図る必要がございますので、それを７月までさせていただく必要が生じましたので、繰り越しをさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　私のほうからは、ご質問いただきました、まず初めに36ページ、節20扶助費、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金、お出かけタクシーについてお答えを申し上げます。

まず、500円券の問題でありますが、タクシー会社とも協議をする中で、２分の１相当は現金で払っていただくということでございますので、割り切れない部分が当然出てまいりますが、煩雑さを避けるために500円券に統一してほしいという調整をいたしました。したがいまして、今300円券をつくるとか、あるいは100円券、またその下の細かい券をつくるという考えはございません。したがって、大字皆野で申し上げれば、恐らく1,000円以下で活用していただく距離的な利用が多いと思いますけれども、実際には500円券を１枚使って、初乗り運賃の場合には二百幾らなり300円なりという自己負担になろうかと思いますが、これはこれでやむを得ないことだというふうに思います。

それから、免許を持っている方で、車をお持ちでない方もどうかというご質問でございますが、これはなかなか把握が難しい部分と、例えば近所にご家族の方がいて利用はいつでもできるのだという方もおられるでしょうし、いずれにしても今の段階では、免許を持たない方あるいは返納した方、あるいは二輪車のみの方、こういった方を対象に今までどおり運営をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、次に38ページ、節13委託料、子ども公園の遊具の点検でございますが、これは設置後、年度はずれておりますけれども、しばらくたった遊具もございますし、また使用頻度も大変活用してもらっているということから、いわゆるプロの目で見た点検を１度ここでしておきたいというものでございます。毎年実施するということではございませんが、この間の年数を見て、我々が目視できる部分以外にも重要な部分がございますので、そういった点検をして安全を図ってまいりたいという内容でございます。

これに基づいて、み～な公園の管理についてでございますが、教育委員会と健康福祉課の中で管理についての定めをしてございます。申し上げますが、み～な子ども公園のまず位置づけでございますけれども、町民運動公園の一部として子ども公園を位置づけると。したがって、町民運動公園の、み～な子ども公園も含めた町民運動公園の維持管理については教育委員会ということでございます。ただし、子ども公園設置しております遊具の増設、設置あるいは点検及び修繕は健康福祉課の管理とするという申し合わせができております。それに基づきまして、今回は点検については健康福祉課のほうで所管をしてまいりたいと考えております。

次に、41ページ、節13委託料の住民健診でございますが、まず実績について申し上げます。26年度については、まだ取りまとめが途中でございますので、できておりません。ちょっと古い数字ですけれども、25年度の実績を申し上げます。まず、国保の分野でございますけれども、特定健診、特定健診につきましては人間ドックをされた方も含めて699人でございます。それから、同じく住民健診の中の若年健診、これについては19人でございます。それから、後期高齢者健診222人でございます。それから、肝炎検査につきましては11人でございます。

それから、がん検診等になりますけれども、これはいわゆる人間ドックを受けた方は当然がん検診等も受ける部分がございますので、その数を除いた、純粋にがん検診のみを受けた方で申し上げたいと思いますが、肝炎検査が11人、胸部エックス線検査224人、大腸がん検査は、便潜血の検査でございますが、717人、それから胃がん検査、エックス線でございますが、184人、同じく胃がん検査の内視鏡480人、それから子宮頸がんの検査364人、次に乳がん検査、触診と超音波ですが、33人、乳がん検診のマンモグラフィー419人、それから前立腺がんの検査261人、腹部超音波検査335人でございます。以上、今申し上げたのは25年度の実績でございます。

それから、その中でがん検診について、全部無料で受けられますけれども、医療機関のほうから指示といいますか、勧奨といいますか、これも受けたらどうかというのはなかったということですけれども、これについては経過がちょっとわかりませんけれども、この方は前に受けているから、当然希望として何の検査、何の検査を受けるという申し入れがあると思っていた側からすれば、申し入れがなければ受けないのだという意思表示にとったのかもしれませんが、そんなことが考えられますけれども、今は無理に勧めるということもないのかもしれませんけれども、意思表示をしていただいて、ぜひ多くのがん検診を受けていただきたいと、そんなふうに思っております。

それから、もう一つ、脳検診の説明の関係ですけれども、これも考え方の中で、異常がなくてもある程度の説明をしてほしいという方ももちろん林議員のようにおられますけれども、異常がないのならないのでいいのだと。改めて呼び出されて行って説明を受けるのよりも、ないという通知をもらえばいいのだという方も中にはおられると思います。そういったご意見があるということは、脳検診は皆野病院だけではございませんけれども、皆野病院とは定期的に健診の委員会を持って相談をしておりますので、そんなご意見があったということは伝えてみたいと考えております。

それから、39ページの学童保育所の建設に係る関係でございますけれども、これは議案でもお示しをいたしましたが、学童保育所、極めて専門的な分野といいますか、町の職員で対応し切れない部分もございますので、指定管理者として、それ相当のスキルを持った方にお願いをしているわけでございますが、その中でも特に人的な問題、これが全てでございまして、町としては建設をして、今後も指定管理として委託をしてまいりたいと考えておりますが、協力ができる部分については、実は指導員の募集であるとかも町報に載せて、お手伝いといいますか、そういったことも協力をしております。また、それ以外の人的な補助については考えておりませんけれども、定期的にそういった話し合いも相手方と持っていく考えでおりますので、一般論としてのよりよき維持管理は、これからもお願いをしてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　10番、林議員より質問のありました内容についてご回答申し上げます。質問の順にご回答申し上げます。

まず、歳出の44ページ下段、款５労働費の委託料、緊急雇用創出基金事業委託料989万3,000円が平成26年度との関係についてということでご質問がありましたが、平成26年度、27年度、引き続き同じ内容で同じ人員で、林業従事者の研修を行っていくというものでございます。埼玉県におきましても、平成26年度に実施したものでなければ、27年度に実施できないということで、一括して県のほうにお願いをしてあります。ただ契約そのものは単年度ごとの契約になりますが、内容については引き続きということでございます。

続きまして、歳入でございます。16ページ、ここでは日野沢観光組合から毎月２万円、合計年間24万円、この契約状況はどうなっているかとのご質問でございます。16ページ、節５雑入、16ページの上から６行目になります。水と緑のふれあい館食堂使用料24万円でございます。この契約の内容でございますが、契約の期間は毎年度４月１日から翌年３月31日までの契約となっております。月額２万円を年２回に分けて使用料として支払うということとなっております。また、第５条では、宴会を使用した場合に、１人につき300円を納めることとなっております。また、この宴会については、接待など営業行為は一切しないと

なっております。業務委託の実施に必要な食材、ガス及び衛生管理に係る費用は全て乙、日野沢観光組合が支払う、町ではないということが載っております。契約の内容については以上でございます。

続きまして、53ページ、商工費でございますが、下段になります。19負担金、補助及び交付金の観光協会補助金120万円でございます。この120万円の内訳でございますが、観光協会の補助金運営費そのものについては、例年どおり100万円でございます。残りの20万円につきましては、親鼻河原を観光協会が町から委託を受けるというか、管理運営を行っておりますが、今年度親鼻河原の、国のほうからですけれども、民間活力のために民間が河原を河川占用できるということになっております。このため皆野町でも、この親鼻河原を観光協会が単に河原をきれいにしてお客さんに来ていただくということでなく、民間の方にそこを借りていただいて、いろんな営業をさせていただいて、ただしその河原をきれいにするというのは今までどおりでございますが、そのためにことしの多分、今のところまだ確定ではございませんが、７月ごろからそういう形でぜひ民間の事業者に借りていただいて事業を行っていただくということで、今協議会をつくって進めております。この関係で、観光協会が今まで河原をきれいにするために、トイレ、それから河原の清掃を行っております。３月中旬からだったと思いますけれども、その清掃費がかかるわけですけれども、シルバー人材センターに賃金を支払うわけですが、その清掃費のほとんどを夏休み期間のお客さんの観光協力金ですか、環境美化協力金で賄っております。それを７、８月の手前で、民間事業者に運営をお願いすると、観光協会のほうで、そのシルバーのほうへ払う賃金が払えなくなってしまいます。この関係から、７月までに必要な、シルバーへお願いしてきれいにしていただくその賃金分、20万円を新年度予算でのせてあるものでございます。

続きまして、同じく53ページの負担金、補助及び交付金の道の駅みなの整備費補助金、加工センターの整備ということでございます。先ほどのご質問の中で、これについてはまた新年度になって、この500万円は全額減額するという話をさせていただきましたが、26年度の補正予算の中では、道の駅みなのの整備補助金ではなく、農業関係の６次産業のほうの補助金という形でのせさせていただいております。このため、道の駅の補助金、補正予算の中では道の駅の補助金ではなく、農業関係の補助金ということで、ＪＡちちぶに対する補助金でございます。

続きまして、53ページ中段、工事費、例を申し上げまして、下から３段目、破風山高橋沢コース階段設置工事が載っておりますが、ご質問の中で美の山でも雨に降られて危ないところがあると。どうして美の山をやらずに破風山のほうをやるのかというご質問でございますが、きのうのご回答の中で、美の山の歩道の整備につきまして、登山者の通行に支障が出るようであれば、状況を判断して適切に対応してまいりますと、このように回答させていただきましたが、これは美の山に限らず、皆野町にある登山道全てに対して、通行に支障があれば状況を判断して対応していくということでございます。今回の破風山につきましては、ここの登るところ、林道野巻線から先が非常に傾斜が急なために、美の山の雨水によって掘れた登山道と比較しても、こちらのほうが非常に危ないという判断に基づきまして、破風山の登山道の階段の整備を行うということにいたしております。

続きまして、干し芋、47ページでございます。47ページ下段、19負担金、補助及び交付金の中のちょうど真ん中辺になりますが、切り干し芋づくり事業補助金50万円でございます。26年度で100万円の補助、27年度で50万円の補助を予定しておりますが、この補助につきましては、施設に係る補助ということで補助しております。現在、ことしこの干し芋が製品化されて、ほぼ売り切れだったということでございますが、これについてどのぐらいの収益があってとか、そういうことについてはまだ産業観光課のほうでは聞いて

おりません。また、年度が終わった時点で、どのぐらいの収益があったとか、どこまで言ってくれるかについてはわかりませんけれども、そういう報告はあろうかと考えております。

続きまして、その下の埼玉の山村都市交流推進事業負担金10万円でございます。埼玉の山村都市交流推進委員会というのがございまして、これを負担金で10万円お支払いをしております。毎年10万円払っておるわけですが、これに対して皆野町で秋にふれあいまつりを実施いたします。このふれあいまつりを実施するということで、また逆にこの推進委員会のほうから10万円の補助をいただいているということでございます。歳入の、たしか雑入だと思いましたが、10万円の歳入として入っております。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　教育長。

○教育長（山口喜一郎）　ご質問の78ページ、文化会館の文化・芸術体験事業委託料についてお答えいたします。

この事業も大分皆さんから好評をいただきまして、平成25年から始めまして、奥田弦君のジャズで550人、それから昨年度、平成26年度がアキラさんとまこと君のコンサートで、音楽トークと呼べばいいのですか、580人、こんなふうな人たちにおいでいただきました。来年度の計画についてですけれども、来年度の計画は、特にまだ決めてはおりませんが、候補は幾つか挙がっております。日にちだとか料金だとかでこれから決めていかなくてはかな、そんなふうな気がしているところです。ただ、ジャズをやって、音楽トークをやってですから、芸術の中にもいろんな分野があるので、いろんなものを経験していただけるといいな、そんなふうな気はしているところです。お話しのように出牛の人形浄瑠璃のお話をいただきました。伝統芸能というのは、やはりいろんなところで多くの人に知っていただいて、後の時代に伝えていくのが本筋だと思います。いいアイデアをいただきましたので、またそれも含めてこれから検討していきたい、そんなふうに思っているところです。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　教育次長。

○教育次長（髙橋　修）　10番、林議員さんの質問で82ページ、温水プールの関係をご回答申し上げます。

まず、賃金の関係でございますが、臨時職員の人数については変動はありません。臨時職員については５人でございます。それで、ただ平成26年の10月から埼玉県の最低賃金の改定がありましたので、町のほうの単価800円から810円に上げさせてもらいました。この関係で、平成26年度当初の計上額は621万1,000円で、27年度が624万6,000円ですので、３万5,000円の増となっております。

それから、温水プール全体の費用でございますが、昨年度と比較いたしまして、27年度は154万9,000円の減になっております。ただ、ここ数年光熱水費のほうの価格の高騰によりまして、その分が主たる中で上がっているのかなということだと考えております。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　総務課長のほうから、先ほど林議員の質問の中で、ふれあい館の関連ということで、日野沢小学校についての質問がありましたけれども、これが漏れていますので。

総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

旧日野沢小学校の建物の収入に係る件でございますが、旧日野沢小学校を使用しております石川氏と管理状況等の改善について話をする中で、石川氏から別の場所へ用意があるのでという話が出たことから、

27年度については旧日野沢小学校の建物の使用料は計上しておりません。しかし、今現在において、27年度継続するかどうかについては、まだ話は整っておりませんので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、林豊議員、再質問をお願いします。

○10番（林　　豊議員）　10番、林です。再質問をさせていただきたいと思います。

まず、23ページの町バスのことに関してですが、回数が町内59回、それから今年度においてはまだ終了したわけではありませんが、56回と。大分いい数利用しているかと思いますが、逆に郡、県外が10回ずつぐらいですか、正確に言うと両方とも11回ということになるかと思います。町バスの利用について、実際の町内需要は、確かにいろんなことに使う用途もありますし、実際の実績もこれだけ出ているということになりますと、それなりの存在の意義があるかなと思いますが、県外、郡外についての利用の回数等に関して言いますと、多くはというか、この回数の半分ないし３分の１ぐらいが議会のほうの視察研修が多いかなというふうに思います。昨今、視察研修も近場ではなくて、かなり遠方のほうに行く場合が多くなりまして、そういうことに伴ってということでもないのだと思いますが、それぞれのときにやはり安全に関してちょっとどうかなというような場面があるようにも感じます。現実に、軽微な事故ではありましたが、事故も起こったということもあります。これは、逆にシルバーの運転手の方には、逆に県外の余り行ったことのないようなところへ行って、２日間とはいえ、非常に神経をすり減らすような形でやるのは非常に酷なことだと私なんかは感じております。これも前々から言っているのですけれども、町内には少なくとも３軒のバス会社があります。それは県外への視察に関しては、それらを利用するのがいいのではないかということで、議員間でいろいろな話をしたこともありますが、なぜか町のほうはそれを許してくれないというように聞いております。その点についてちょっとただしておきたいのですが、議会としては、議会の場合には県外、それもかなり遠くになっていますので、場合によっては民間のバスを使うことについて、どういうふうに町のほうは考えておるか、お聞きしたいと思います。

それに関してなのですが、非常に不愉快なことがあったのですけれども、ことし４月に日独友好協会の関係で、ドイツの人たちが６人でしたか、来ることになっていまして、その間の移動に当然バス使われるわけですが、小旅行がありますので、小旅行のほうは県外といいますか、町外から出て県外を一回りするということでもありますし、それについて民間のバスといいますか、パックの形でツアーを組んでということで使うのはいいなと、構わないと思いますし、それのほうがよりよいだろうというのは、今の町バスの関係なんかと共通する考えであります。ただし、前回、もうやはり10年近く前になりますか、ドイツの方々が十数名来られたときには、京都まで往復していく中で、また空港との往復等にも町バスを使っているのですよね。ところが、今回旅行はともかくとして、町内、それから秩父市を含めた、いわゆる郡内の移動に、４日間で民間のバスを28万円かけて使うということが出ていましたので、以前町バスを使ったのに、なぜ今回はということを聞いたところ、事務局のほうから、大切なお客様を危ない目にというような

ニュアンスの発言がありました。それはね、そのとおりだと私は思うのですけれども、では我々はどうなのだというようにその場ではただしましたが、やっぱり遠くのほうになると、そのような感覚的にはわかるのです。だから、町バス、日独のほうでどう使おうか、使わないかというのは構わないですけれども、先ほど言ったように県外への視察等においては、できるだけ民間のほうを使ったほうがいいのではないかと思うのですが、その点についてお聞きしたいと思います。これは課長よりも町長に聞いたほうがいいかと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　町バスも有効に活用してもらっておりますし、当然議会等でも研修視察等にも利用していただいております。民間を使うということになれば、もちろんそれだけ経費も余分にかかってくるというふうなことにもつながるわけでございますので、安全運行ということにつきましては、十分配慮していただきながら、今後も町バスを私は使っていきたいと、このように思っております。

それから、今ドイツの話が出ましたけれども、たしか十数年前になるかと思いますけれども、そのときに町バスを使ったと。今回は使わないと。これは、確かに今あるバスもかなり新しくはなくなってきております。いわゆる私どももドイツに行ったことがあります。もちろん林議員もドイツに行かれたこともあるわけでございますし、つい最近では前議長も団長として行ってきていただいております。行った先では、まさしくすばらしいバス等を提供していただいて、私どもを案内していただいております。恐らく林議員もそうだったかと思います。本当に今回の友好協会の理事会に私も出席をいたしましたけれども、大事なお客さんをお迎えするので、しかも観光シーズン真っ盛りにお越しになるというようなことでもありますので、いい乗り物で、しかも予約も今からしておかないと間に合わなくなってしまうというようなことから、それには旅行業もやっており、バスももちろん所有しており、日独友好協会の役員でもある丸通さんにお願いしようということは理事会で決定したわけでございまして、そのようないきさつから、今回は町バスを使わなかったということではありますが、当分の間、あるバスを使わない手はありませんので、町の議会の皆さんにおきましても、またシルバーや社協で利用しておるわけでもありますので、当分の間は町バスを私は活用していきたいと、このように考えております。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　日独友好協会の件は、余り取り上げるつもりはなかったのですけれども、町長が言うからきちんとフォローしておきますけれども、取り上げたくなかったという部分は、どこの業者がやったなんていうこと、その部分なのです。そんなことはどうだっていいのです。私も町長と考えと同じです。前回の町バスで京都まで、それも人数が10人以上の人数を運ぶなんていうのはふざけた話で、この件については本当に当時から怒っていたところなのですけれども、それを民間のバスを使ったのは非常にいいことだと私は思います。私が取り上げたのはそうではなくて、そこではないのです。そこではなくて、皆野の町の中、それから日野沢行ったりする、とにかく町内を動く、また秩父市、なぜか秩父市の農園ホテルに２日間滞在するということなのですけれども、何か最初は長生館でどうかといったら、長生館は地元ではないからだめだよと言ったのが、いつの間にか農園ホテルが入ってきているので不思議だなとも思ったのですが、それは置いておいて、それにしても町内の交通、非常になれたところです。人数も多いわけではありません。それに町バスを使わないで、その町バスを使わない理由が、先ほど言ったようなことが、発言があったのです。

では、我々はそれでもいいのかと。我々はほとんどの場合、視察は県外に出ます。全然違うのですよ。

それでも我々の場合、つまり議会議員の視察研修の場合は、町バスを使いますよということだったわけですよね、今の答弁は。思うのは、もちろん事故がないにこしたことはないのです。だけれども、やはりドライバーが高齢化してきている。シルバーのドライバーは高齢化してきています。ベテランであるということは、これは間違いないけれども、やはり高齢化してきているということは、なかなか大変なのですよ。万が一何かの事故があった場合には、もちろん我々の関係で起こった場合ももちろんですが、ドライバー自身も非常に傷つくわけです。そこまでの負担をかける必要はないのではないですかという意味が私にはあったのです。実際に議会の視察や何かでも、そう多いわけではありません。それが応分の負担を、こういった議会活動に対する応分の負担の範囲を大きく逸脱しているわけでもないと思います。何せ例の号泣県議ではないですけれども、ご存じのとおり、我々の町村議会の議員には政務調査費なんかはないわけですから、ある意味では与えられている部分の権利である調査費の中である視察研修なのですから、町が応分の負担をして当たり前だと思うのですが、そこでけちることはないと思うのです。ともかく、町長がそういうことで覚悟をしてやるのだということであれば、何か起こったときには当然その責任はとらなければいけないということであろうかと思うのですが、よろしいですね。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　私も町長をお世話になっている以上、当然町が所有する乗り物あるいはその運行、そうしたことには最終的な責任は私にあろうかと思っております。

○議長（四方田　実議員）　次に移ってください。

10番。

○10番（林　　豊議員）　それでは、バスについては、今町長から宣言がありましたので、それでよいかと思います。

次に、62ページにありました防火用水に関してなのですが、防火水槽ですか、若林議員が……

○議長（四方田　実議員）　何ページ、62ページ。

○10番（林　　豊議員）　62ページです。

○議長（四方田　実議員）　余りあっちこっち飛ぶとわからなくなってしまうから。

○10番（林　　豊議員）　これからは答弁の順になっていますから。答弁順になっているので、そのところだけで行きますので。防火用水についてなのですが、補修を含めて、いわゆる旧町、新しい住宅といいますか、住宅街みたいなのが数カ所できております。何とかということでお願いもされたのですけれども、今の工法などによりますと、地下化できることもあります。それから、住宅地を開発する場合に、確かに規制というものが、法によっていろいろ規制はかけられないようなことを、業者さん、頭いいのでやってきているようですが、それらを見越して何とかしていかないと、何かあったときの本当に備えとしては大変危ない部分もありますので、そういった工夫を逆にまた考えていただきたいと。もちろん先ほど言われましたように、こちらのサイドとしてもできるだけ新しくできるような部分を探すなり、また説得なりということはやりたいとは思いますが、そういうことの工夫もお願いしたい。

それから、もう一つは、従来よりある水槽の点検、補修、特に補修、昭和１桁、戦前からあるよというようなものも幾つか見受けられます。そういったものについても場合によっては地下化するなりしていただいて、何とか確保、まともなものの確保ということをお考えいただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

防火水槽の補修等でございますが、確かに古いものについては、上ぶたといいましょうか、かかっていないものもあり、金網であったりするものがありますので、これについては今現在でも上にふたをかける修繕等はしております。それから、ためてある水がひび等劣化により漏れる防火水槽も見受けられますが、これらについては目地等を補修いたしまして、水の漏れを防ぐ改修工事を行っているところであります。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　そういうことだと思いますが、ともかく数が、絶対的な数が少ないのではないかという意見もありますので、これはお互いのことになりますけれども、何とかふやす努力を、いろんな条例的な部分を含めてやっていただきたいなと思います。この件はこれで結構です。

次に行きたいと思います。同じ62ページの下になります。63ページの防災行政無線の関係になるかと思うのですが、防災行政無線の保守委託料ということで、保守についてですが、先ほど説明があった内容を理解しましたが、それに加えて前回よりちょっと問題になっているヒューズの切れとか、そういった点検はしないのでしょうか。

それから、ちょっと先ほどの答弁でわかりにくかったのですが、この点検というのは六十幾つ全部を１年間でできてしまうものなのですか、それとも何年間かにわたって幾つかに分けてやるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えいたします。

ヒューズの点検については、ヒューズが切れた場合には放送ができませんので、これは随時切れた時点で補修をいたします。点検項目の中につきましては、ヒューズの切れ等の確認も含まれていると思います。

それから、点検の回数ですが、先ほど申し上げました点検は、年１回の定期点検でございまして、バッテリーの交換は５年を標準とするところを、防災行政無線という大切な機器でありますので、３年で交換をしていると。それで、全部が終わるのに27年から始めて29年の３年間要するという計画で行ってまいります。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　バッテリーについては３年間かけてやるから、そのバッテリーについての点検が３年間かかるということですよね。わかりました。

それから、関連にあった今年度予定だった工事についての関係、きのうもお答えいただいて、２回もやってもらって大変恐縮だったのですけれども、要は１カ所ふえたから、その分の資材といいますか、それの確保に時間がかかったということだと理解したのですけれども、とはいえ、やはり先ほど来言っているように、防災行政無線は非常に重要な部分でもありますし、非常に苦情が出ているところなのですから、少なくとも資材を確保できた３カ所は先行して工事をしてもらうことはできなかったのか。確かにそうすれば、多少なり金額といいますか、費用はかさむのかもれませんが、それをしないでいたときに何かあったということでは、本当に何もない、現時点で何もないからいいのですけれども、それでも例えば先月にありました火事等では、大分苦情を、私やら大野議員やら、現場へ出た人たちにはかなり苦情をいただきましたので、何で準備ができた段階で迅速にやれなかったのか疑問に思うところですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　防災行政無線の準備ができたところからなぜできなかったかとのご指摘でございますが、急遽子局を新設する箇所につきまして、子局の機器材等の整備、完成に時間が要したというのは、沖電気に発注をしなければならないということ、それから沖電気が皆野町だけではなく、今防災行政無線の整備、全国各地でやっておりまして、非常に需要が多くて、なかなかスケジュールにない突然入ったものについては手が回らないというのが１つでございます。それから、準備ができたところからということにつきましては、防災行政無線１カ所からの放送でなく、子局が67局ありまして、その67局からのそれぞれのスピーカーがどう聞こえているかで調整をする必要がございます。そんなような関係から、全部が用意が整い、整備をし、調整を図るということで、親鼻地内に設置される子局の準備が整ってからということにいたしました。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　10番。

○10番（林　　豊議員）　私自身は一応の理解はしましたが、町民に対してはそれでは理解していただけないと思います。現実にそういうことは言っていましたが、現実にそんなのではだめだと言われたのが事実です。町長にお願いしたいのですが、防災行政無線を設置するというのは、町長の悲願であったというふうにも聞いております。しかしながら、残念ながら現実としてこういう問題が起こっておりますし、それを迅速にやるのが本来なのに、これ業者の選定という意味でも、沖電気を使ったということがこういうことになっている一つの原因にすらなってしまっているわけです。それについて今さらどうのこうのということではありませんが、今後も同じような不具合というのは出る可能性もありますので、しっかり対策をとることと、それから町としての考え方を何らかの形で町民に対して言ってもらう必要があるかなと思いますが、その点どうでしょう。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　この防災行政無線はたしか入札だったかで沖さんにということだったかと思いますが、これが沖電気以外だったとしても同じようなことは、あるいはあったのではないかなと、こんなふうに感じております。いずれにいたしましても、聞こえにくいと、こういう部分につきましては、そうしたところを調査をしながら聞こえるようにしていきたいと思っております。

○議長（四方田　実議員）　次に移ってください。

10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　契約の最後のところで、やっぱり完成した後の不具合についての条項あたりを設けるなりしておけば、何とか対応できるのではないかなというふうにも思えますが、実際問題としては、そこにかかわってみないと、こういう状況というのはわからないので何とも言えませんが、やはりそういったことの努力というのも必要であるし、また不具合が出ているのだということに対して、真摯に町民に対して伝える努力もしていただきたいと思いますので、そのことを要望いたしまして、次の項目に移りたいと思います。

次は、36ページ……済みません、36ページ、お出かけタクシーですが、これは先ほどの件で大体済んでいますので、結構です。

38ページ、子ども公園の点検についてですが、先ほどの答弁、教育委員会とも両方である程度すみ分けというのがわかったのですけれども、やはり同じものを使っている熊谷の運動公園などでは、毎日職員が

目視等で、これはちょうど、いわゆる通勤経路がそこに当たるものですから、目視して手でさわるというか、そんなことをしながら毎日やっていると。週１ぐらいできちんとやっていますよということを聞いて、設置前からそういう体制はとれているのかということを質問した経緯もあります。実際の現状を聞きますと、設置直後から何カ月間かは担当の職員がかなり頻度高く点検といいますか、見て回っていたようですが、現状はいかがですか。これは健康福祉課長に聞くことになりますね。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　遊具の点検につきましては、定期的にというわけにはまいりませんので、時間を見て行っておりますが、これといって幾日に１回というふうなことはございません。ただ、比較的多く利用していただいておりますので、それらの中で例えば朝露にぬれて、遊具に腰かけるのにタオルを、雑巾を用意してもらうと助かるというふうな要望も中にはあったりして、そういったことにはすぐ対応しております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　非常に細かい配慮ですばらしいと思うのですが、であるならば、やっぱり週の何曜日とか何日とか、月の何日とか、５のつく日とか、ある程度決めてやることもそう難しいことではないので、器具そのものの目視点検等も手で触れたりする程度でいいと思うので、そういったことを常態化していただければいいかなと思います。

また、これに関連で、トイレについて聞こうかと思ったのですが、これはどうやら教育委員会のほうですので、ついでですから教育委員会に申しわけないですが、聞きますが、何かトイレが最近汚いということをよく聞かれるようなのですが、これはどういう形で掃除やっているのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　教育次長。

○教育次長（髙橋　修）　み～な公園のトイレについては、週１回、シルバーのほうの委託を受けております。それとあと、教育委員会の担当のほうで適時見ていますので、そのとき掃除はさせていただいています。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　次に移ってください。

10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　やっているわけなので何とも言えないところですが、そういう苦情もありますので、やはりこれも点検といいますか、見る回数をふやしていただければいいのかなと思いますので、それを要望しておきたいと思います。

次に、41ページ、住民健診についてですが、先ほど健康福祉課長の事細かな答弁で、聞いている私自身も何かわけわからなくなるような部分で困ってしまったなというところでもあるのですが、ともかく実績としては、先ほど実数は出たのですけれども、目標といいますか、比率といいますか、その辺がどの程度なのかということと、それからもう少しわかりやすくしてくれるといいのかなというふうに思います。選択すればしてくれるということなのですけれども、しなければ、逆にこれはいいよという方法もあるので、私なんかは今回本当にやった結果が、余り何もやらなかったなというので、それまでは何も選択しなくても一そろいといいますか、全部やったので、何か今年から方式が変わったのかなと思ったのですが、どうやらそうではなさそうなので、利用する、健診を受けろ、受けろというわけですから、できるだけ多くの

部分について、経費はかさみますけれども、受けられるというか、受けるようにしていただいたほうがいいのかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　がん検診のことだと思いますが、受けていただいたほうがいいのですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたが、病院の側からこれを受けなさい、これを受けなさいというふうに言うと、強制されたというふうなこともあるのかなというふうに今お聞きをしていました。強制ととられない範囲で、これも受けたほうがいいですよというようなことを言っていただくと。そういったことは健診委員会の中で議題にしてみたいと思います。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　ぜひ、強制という言い方もどうなのかなとも思いますが、答弁にもあったようにやるほうがいいわけなので、こういうメニューですよ、もしこれが要らないのならばバツをくださいというふうにすれば強制ということにはならないかなと。言い方なのだと思うのです。そんなことを要望したいと思います。

それから、同じ健診の中での脳ドックの件ですけれども、やはり通知１枚では、無料ではないので、無料ならばそれでもいいのかもしれませんが、無料ではないので、やはり何らかのものがあったほうが、それこそ脳の断層撮影の写真１枚でもいいですから、異常なしの記念に１枚というぐらいの工夫ができたらいいなというふうに、これも一緒に要望、病院サイドのほうへ要望していただきたいなと思います。できれば本当は医師の方と数分でもいいですから話ができて、見せられてというのがいいと思いますけれども、そんな工夫もあればいいなと思いますので、それも要望しておきまして、この件、健診についてはこれでいいです。

その次に、関連のページとしては39ページなのですが、余りこれページ数に関係がないことなのですが、先ほど質問した学童の、いわゆる先生の人材確保に関してですけれども、やはりこれ健康福祉課ばかりでなく、何かにらまれていますけれども、教育委員会のほうもやはりいろんな形でかかわって、総合的にやってもらえればいいのだけれどもなというふうに要望しておきたいと思います。この件につきまして、以上で。何か答弁があれば後でまた教育長にお聞きしたいなと思いますけれども、健康福祉課に関してはこれで結構です。ありがとうございました。

それでは、次に産業観光課の関係になるかと思うのですが、ページ数としては16ページ、日野沢の収入のほうになりますか、16ページです。ふれあい館の賃貸料に関してですが、これに関連しては、先ほどの質問の中で、いわゆる山の家ですか、あそこが36万円、そして日野沢小学校が同じように24万円というようになっていましたけれども、条件の中でつらつら挙げてもらいましたが、水道料金と電気料金についてはどうなっているのか、まずその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　林議員のご質問にお答えをいたします。

この契約の中で、施設、調理室、それから食堂、それから電気、水道は合計として月額２万円を支払うということになっております。

それから、実際に支払っている電気、水道の金額でございますが、平成25年度の数字になりますが、電気料につきましては352万7,685円、水道については94万1,669円でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　水道料金と電気料金幾らかかるかということは、別メーターになっていないですからわからないのですが、ほかの先ほど挙げた２つの施設については別料金で取っていると思うのです。普通に考えて、あの施設で電気料金、水道料金、350万円もかかるとは、全部かかっているよとは言いませんが、２万円の中でおさまるとはとても思えませんし、そんなわけはないだろうと言う人が多いです。

それから、先ほどの答弁の中になかったのですが、この賃貸といいますか、借りることについては、普通の一般の人間でもいいのか、そういった条件は何もないのですか。例えば、だから極端なことを言えば、町外の業者が借りたい、町内の業者が借りたいというような場合、何か特別な条件はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　この契約につきましては、皆野町水と緑のふれあい館食堂運営業務委託契約書ということで、建物と施設の貸し借りについての契約ではなく、水と緑のふれあい館の中で食堂業務を運営してくれる、現在は日野沢観光組合でございますが、この観光組合に対して業務の運営を委託している契約書でございます。この中で施設、電気料あるいは水道料とかの金額が載っておりますが、原則としますと、どこがよくてどこがだめだという、この契約をつくるための判断はないと考えております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　ありがとうございました。それでいいと思います。では、この件についてはこれで結構です。

次に、44ページの緊急雇用の関係ですが、緊急雇用に関して、先ほどの答弁でほぼよいと思うのですが、せっかく養成したこの３人の方が町内で就職する見通しというのは何かあるのですか。せっかく養成しておいてほかのところへ行ってしまうということはないのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　林議員のご質問にお答えします。

この事業を計画するに当たりまして、埼玉県のほうから、ここの研修を受けた方が森林組合に雇用される可能性があるかどうかと、こういうことに対して県のほうから質問が来ております。質問の内容は、可能性があるかどうかという質問ですが、これに対して森林組合のほうは、可能性がありますという答えをして県のほうに報告をしてございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　ありがとうございました。せっかく町内で養成するのですから、町内で働いてもらわないと本当に何のためにというような話になりますから、ぜひそのようにお願いいたします。

それでは、47ページの干し芋の関係と、もう一点ありますが、干し芋の関係ですが、まだ収支等出てこないと。出てくるかどうかわからないみたいな、何かちょっと不安な、答弁もさっきあったのですが、ぜひ黒字化して、失礼な言い方だけれども、まともな事業化ができるように努力をしていただきたい。それは実際にやっている人たちもそうであるし、町についてもただ補助金を出すということでなく、というのは天に唾するようなことですけれども、こういった事業は少なからず商工会なんかでも受けてやっている

のですけれども、実際問題としてはなかなか補助金なしでうまく回っていくというのは少ないし、例えば柿などについても、いっときは随分奨励して、柿の木をなんていうこともあったのですが、現実問題としては、今あるのかないのかわからなくなってしまっているようにも見えます。実際にはやっていますけれども。せっかく少なからずお金を出しながら、小杉議員が言うように夢を持ちながらやっていくわけですから、本当の収益の上がる事業というふうなところまで育てたいわけです。栗なんかのこともありましたよね。ですから、そういう努力をお願いして、ある意味ではそんなにきついことを言うなよと。収益が幾らだとか、金が幾らかからないと赤字だ、黒字だ言うなよということもあるかもしれませんが、でもそれがないことには本当に事業としては意味がなくなってしまいますので、そういった努力を補助先にも、また補助をこちらでする町側でも自覚してやっていただきたいと思いますが、その点、町長どう考えますか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　今幾つか柿の話も、あるいは栗の話もされましたけれども、商工会として柿渋等の取り組みをしていただきましたが、柿もかなり普及をしまして、干し柿に、あるいはあんぽ柿に、あるいはチップの柿にというようなことで、個人的にはかなり収益というのでしょうか、上げている方もあるようでございますので、根づいてきているのではないかなと思います。栗もぽろたんが中心になっておるようですけれども、かなり高値で道の駅等で販売もされてきておるようでございますので、いわゆる農家の方々が意欲を持ってやっている方につきましては、成功しているというふうに見られるかなと思っております。もちろん切り干し芋についてもそうですけれども、シルバーが収益を上げるということはもちろんでございますけれども、私がねらいとしておるところは、農家の方々、農家の方々がこのシルバーからヒントを得たりして、個々の農家の方が切り干し芋の生産をしていただけるような、そんな方向になっていければいいなと、こんなふうに感じておるところでございます。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　全くそのとおりだと思います。それでないと本当に皆野の名物というところまでしなければということですが、残念ながらいまだに柿やぽろたんはそこまでの力がないので、それらを含めても一生懸命やっている方々もいるわけですから、何とか両者でそういったことができるように、それは補助のお金だけではないですけれども、いろんな形でやっていければいいなと思います。町長のそういったもくろみ等も聞けましたので、この件につきましてはこれでいいかと思います。

　同じ47ページで、ちょうど切り干しのすぐ下になりますが、埼玉山村都市交流事業というのがありまして、私これ先ほどの答弁と全く違うことを考えていたので、ああ、お金なのだとある意味ちょっとがっかりした部分でもあるのですが、以前金沢のほうで、同じ金沢と書く横浜市の金沢区との山村都市交流事業というのがありまして、それについてたしか3,000万円前後だったと思うのですが、県の補助をいただいて、宿泊施設等をつくってなんていうことがあったかと思うのです。そのときには、その事業についてはどうも余り芳しくないのではないかということで否決されてしまった部分があったかと思うのですが、今現在、きのうの一般質問の中にも出たように、金沢小学校という、ある意味最適とも言えるようなものがあるわけです。ちょうど人形のこともありますし、確かにせんだってからずっと町長においては、介護保険と福祉関係というふうに言われていますけれども、福祉関係ばかりが用途ではないし、やはり地元の人たちの、今ある活発に動いているというか、元気なときにああいったものを活用して、さらに元気にやってもらうという方策もあるのではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか、どう考えますか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　金沢地区と金沢区というのでしょうか、これの交流というようなことは過去にも今林議員が言われるようにもくろんだことがあったのも、私の議員の当時ありましたけれども、やはりこういうことというのは、私はかなり難しいと思います。具体的には今介護の施設で手を挙げていただいておるところがありますので、林議員の仰せはそれなりに聞きとどめておきますけれども、今話が進みつつありますので、これを大事にしていきたいと思っております。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　今そういう話が進んでいるということであれば、それも無理によしてこっちにしろとは言いませんが、２番目というか２番手の候補としてぜひ、余り、だめになるのを望むわけではありませんが、今手がけているものが不幸にしてうまくいかなかった場合については、ぜひ今言ったような金沢地区の、それこそいろんな意味での拠点となる、またなっていた地区でもある。学校施設を中心に、たたらのお祭りなんかにしても、あそこを中心にやっていっているわけですから、それをお考えいただきたいと要望しておきたいと思います。観光課の関係では、これでいいかと思いますので、以上で、次に教育委員会関係が幾つか残っておりますので、教育委員会関係に移りたいと思います。

　教育委員会、78ページ、文化・芸術体験事業ということで、300万円の用途不明という、何かあれでしたけれども、それなりに２回やりまして好評のうちに推移しているということで、それはそれでよろしいことだと思いますが、先ほど言ったとおり、地元にも本物と言われるようなものが少なからずあると。また、そういったものが意外とふだんは個々に体験しようと思ってもできるものではないというのも確かなところですので、先ほど言った出牛人形と、義太夫、その他三味線、これらのことを、その事業の中に組み入れていただいて、今年すぐにとは言いませんが、いつの日かというか、遠からず将来、それからもう一つは、やはり将来を担うといいますか、子供たち、小中学生、小学生にはちょっと難しいかと思いますが、中学生あたりには、全校生徒を文化会館あたりに引っ張ってきて、人形芝居と義太夫だけだと少ないなと思うのであれば、地元にはその他の人形もありますし、また小鹿野を中心とした歌舞伎等もあります。これらのものというのはいがい以上に実際のものに触れ合う機会というのは、そばにありながらなかなか体験できないものです。学校の授業の中でということで、日程等の関係もあるかというようなことは先ほどの休憩の中でも話が出ていましたが、何とか組み入れるような工夫をお願いしたいと思いますが、教育長、いかがでしょう。

○議長（四方田　実議員）　教育長。

○教育長（山口喜一郎）　つい先ほどの答弁のときに申し上げましたけれども、ただ一つではなくて、いろんな芸術を体験させてあげたい。それともう一つは、小鹿野というお話も出ましたけれども、町内にはまだまだ伝統芸能が幾つもあります。そういうふうなものを育てていく、少しでも発表の機会がある、そして知っていただく、これが大事なのかなと、そんなふうな気もしています。先ほどのご意見、また考えていきたいな、そんなふうには思っております。

　以上です。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　最後になるかと思うのですが、最後は温水プールということで、温水プールに関して、ここのところ本当に毎年、先ほどの教育長の答弁では少し減ったというようなことでしたが、3,000万円を超えるような経費が出ております。つくってもう20年余りたちますから、いろんなところに補修の必要な部分なども出てくるわけで、また昨今のエネルギー事情、ここのところ少しよくなったようではあり

ますが、基本的にエネルギー事業は悪くて、経費はうなぎ登り。ですから、だからこそここへ来て3,000万円、大きな補修などなくても3,000万円を超えるような経費になってくるのだと思うのです。町長言われるように、健康づくりとの兼ね合いでということなのですが、それを考えに置いたとしても、経費の大きさというのは、それをはるかにとは言いませんが、上回る勢いでふえています。ある程度のところで人口も減ってきている。それらのことを考えた中で、かなり思い切った対策をとるか、極端なことを言えばやめるかというような判断をしなければいけないときが近づいているのではないかなというふうに思います。プールについては、いろんな学校施設のプールも、先ほどの話があるように補修しなければいけないというようなことも出ていますし、その辺のことは、毎度ですけれども、町長、どういうふうに考えていきますか。

○議長（四方田　実議員）　林議員の質問時間は５分を切っておりますので、ご承知ください。

町長。

○町長（石木戸道也）　温水プール、林議員はよくこのことを取り上げていただきますけれども、以前にはもっと金をかけて、もっと活発にやったらどうだというような話もいただいたことがあったようにも記憶をしておりますが、今のところ健康増進だとか、あるいはリハビリだとかというようなことで活用もしていただいております。経費をよりかけないようにしながら、今までどおり使っていきたいと思っておりますが、実はこの間、中学校の校長とＰＴＡの方に町長室においでいただきまして、いろいろ要望をいただいたのですが、その折、私からも中学校に水泳部をどうですかという話もお願いとして申し上げましたが、現状校長も考えてみるやの話もその折ありましたが、愛好会というふうな形で中学生にも活用もしていただいておるようでございます。経費は大変かかっております。あれが本当に老朽化してしまって使えなくなったときに新しくするということは難しいかもしれませんけれども、現状町民の健康維持管理、小中学生あるいは水泳を愛好する方々に活用していただいておりますので、現状のまま経費をなるべくかけないようにしながら継続していきたいと思っております。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　ありがとうございました。町長言われたとおり、私自身も有効活用するのであるならば、経費はかかるのは当たり前なのです。経費をかけないとプールなんていうものは一瞬のうちに命がなくなりますから、危険な施設でもある。だから、変な話、学校のほうでは水泳部というのをつくりたがらないのです。行田のプール、随分昔から温水プールになっていましたけれども、あそこでも事故が少なからず起きているのです。なのに皆野ではプールの事故というのは、大きな事故、死亡事故、直接の死亡事故というのは多分ないのではないかなと思います。それにはいろんな要因が重なっているのだと思いますけれども、今町長が言われたとおり、次にまたつくるということにはなかなかならないと。ともかく今ある施設をそれなりに有効活用していこうという部分には、ある一面では賛成ですが、だからといって変に経費を落とすようなことのないようにしてもらって、ただ経費がこれだけかかっているのだということは町民のほうにもはっきりと伝えることも必要かと思います。それによって町民がどう判断するかという部分もありますので、大変町長の、ある意味での非常に英断の一端がうかがえた、今回はいつもと少し違う答弁をいただけましたので、これにて今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（四方田　実議員）　次に、質疑はございませんか。

８番、大野喜明議員。

○８番（大野喜明議員）　前の質問者と幾つも重複しますので、２点ばかり質問させていただきます。

ページ35、中ほどの目３老人福祉費、節13委託料781万8,000円について伺います。まず、説明欄の緊急通報発信機保守委託料181万8,000円ですが、これはひとり暮らしの高齢者または障害のある人に貸与される腕時計のタイプ、また首からつるすネックレスタイプのものと思いますが、それほど壊れやすいものとは思われませんが、何台分の保守委託料なのか。また、同じ説明欄の老人保護措置費委託料600万円について教えていただきたいと思います。

その下の節14の説明欄の緊急通報発信機借上料167万4,000円は何台分なのか教えてください。利用状況についてでありますが、貸与者はどのくらい、何人なのか。通報件数、システム利用回数ということですか、その実績はどのようか。また、発信機のおかげで大事に至らなかったというような成果、またそういったものがあったら教えていただきたいと思います。

ページ57、一番上の款８土木費、項２道路橋りょう費、目２道路維持費、これは次ページから続いておりますので、一番上のところであります。節19の説明欄、除雪機購入費補助金15万円について伺います。この補助金は、個人または団体等で除雪機を購入した場合、申請により補助金が支給されるというものと思いますが、15万円という購入補助金としては、いかにも少ない感じがいたします。そこで、どんな除雪機を考えての補助予算なのか、また除雪機の値段はどの程度のものを想定しているのか伺います。また、過去に除雪機の購入があったのか、その補助金交付実績としてあるのか、またあればどんな利用状況か教えていただきたいと思います。

以上２点になります。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　大野議員のご質問にお答えいたします。

まず、35ページの節13委託料、緊急通報発信機保守委託料でございますが、ご質問にありましたように、ひとり暮らしの高齢者の方にご希望に応じて緊急通報発信機を設置しております。これは一般の電話に取りつけて、119番を回さなくてもボタンを押せば消防署に自動的につながると。会話もできますが、もし会話ができなければ、そのまま駆けつけてくれるという仕組みでございます。台数を申し上げます。発信機の保守料が13節、181万8,000円計上してございますが、187台の保守料を見ております。これは壊れるという意味ではございませんので、次の14節の緊急通報発信機借上料とセットでございますが、借り上げに対して日常的な保守をしてもらえるという契約になっております。借上料につきましても187台計上しております。ちなみに単価といたしますと、保守料のほうが１台750円、それから借上料のほうが670円、月額でございます。いずれも月額、それに消費税を掛け合わせた予算計上額となっております。

それから、13節の委託料の老人保護措置費委託料でございますが、養護老人ホームへ措置入所をしている方に対する措置費でございます。今現在２人おられます。それと１人分の半年分を計上いたしまして600万円の予算計上をさせていただきました。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　８番、大野議員さんの除雪に関するご質問についてお答え申し上げます。

ページのほうが57ページでございます。57ページ、８の２の２道路維持費、それの19負担金、補助及び交付金の除雪機の購入関係でございますが、この補助金につきまして、町のほうでまず補助金の要綱がございます。これは行政区に対しての補助でございまして、まず取得価格の２分の１を限度とする最高限度額15万円を交付するということになってございます。また、除雪機のタイプにつきましては、どのような

ものでもそれは構いません。ですから、ガードレールでつくったような排土板またはエンジンつきの雪を飛ばすようなタイプ、どのようなタイプでもそれは結構でございます。

また、過去の実績ということでございますが、身近なものとしましては、今年度、26年度にガードレールを加工しました排土板のタイプのものが１機補助をしてございます。また、過去の分ということで、今手持ちの資料がございますので、ちょっと申し上げますと、平成18年度からは購入をした実績はございません。過去において一番近い年度で平成17年でございますが、この17年に１機、その前15年度に１機、平成14年度に３機、平成13年度に１機、平成12年度に２機、手持ちの資料ではそのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　８番、大野喜明議員、再質問がありましたらお願いします。

○８番（大野喜明議員）　先ほどの答弁の中で、借上料ともう一点、保守委託料でありますけれども、保守委託料のほうが多いということですか。この辺のところがちょっとわかりにくいのですけれども、その辺のところを教えていただきたいと思います。

大体わかりました。この緊急通報発信機は、体につけておき、いざというときにボタンを押せば消防署の北分署に……

〔「体につけるんじゃない。電話……」と言う人あり〕

○８番（大野喜明議員）　今の答弁は電話と直接通じるということでありますけれども、その端末に体につけて、先ほど言いましたように腕時計、また胸から下げておけばいい、そういうものだと思うのですけれども、そういったもので、それを、腕時計的なものからボタンを押せば、どこにいても、外で転んだりして、困ったというときにボタンを押せば北分署のほうに、直接分署から駆けつけられるということで利用者としては安心を与えるシステムであろう、そう思います。ぜひこの利用度も必ずしも何も問題もないということではないようにも思います。うまく利用されるようにこれからも指導いただければありがたいなと、そう思います。

○議長（四方田　実議員）　物をよく説明してくれ。どういうものだかよく……

○８番（大野喜明議員）　今の私はそういうことで、腕時計的あるいは胸から下げるということで解釈しているのですけれども、何かそういうことではないのですか。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　失礼いたしました。大野議員のおっしゃるとおり、電話機に本体を取りつけますが、電話までたどり着けない場合には、ペンダント式あるいは腕時計式の発信ボタンを押すだけでつながるということでございます。おっしゃるとおりでございます。

それから、先ほどのご質問の中に、実際の発信の数でございますが、今資料が届きましたので、ご報告申し上げます。25年度の通報の件数です。幾つかに分かれております。例えば、間違い通報なんていうものも中には集計しておりますけれども、ご質問にありました救急通報のみに限って申し上げると、年間22件通報がありました。その中でどれだけ命にかかわるようなことがあったかという点ではちょっと資料がございませんので、22件の通報があったということでお願いをしたいと思います。

それから、保守料については、今言ったようにボタンを押して機能しないとかということがあってはなりませんので、これは社協とか合同で１年に１回、実際に消防署の職員も立ち会っていただいて、防火の指導も兼ねて発信機のついているお宅には試験を行っております。その中で例えば発信が機能していないとかというのは業者のほうで無料で修理をすると。それが件数割になっておりまして、先ほど申し上げた

金額になるということでございます。よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　今、借上料のほうがどうして安いのだという。

○健康福祉課長（浅見広行）　単価については、どうしてかはわかりませんけれども、借上料が670円の単価、保守料については750円の単価ということでございます。

○議長（四方田　実議員）　８番、大野喜明議員。

○８番（大野喜明議員）　今申し上げましたように、ちょっと理解しにくいところもあるのですけれども、多分委託料の中には点検という部分も入っているのかなと思います。いずれにしましても、利用者に対しては安心を与える、そういった事業、システムということで思っておりますので、これからも確かな事業推進をしていただきたいと思います。

除雪機の購入費の補助でありますけれども、行政区に対してということで承知しました。これは行政区でなくて、個人または行政区とは別の団体とか地域とかに、その補助が、その意味からすればできるというような、だろうと思うのですけれども、その辺のところの確認。

そして、２分の１の、15万円といいますと、小さい除雪機ということになってしまうかなと思います。実は先日、近くの農機具の展示会場で、小さな除雪機を発見し、値段を見ましたら、確認してくればよかったのですけれども、記憶ですと40万円ぐらいだったかなと、そんなことを思います。この除雪機の、小さな除雪機が地域等に、近くにあれば、それこそ便利なのではないかと思います。昨年の２月の大雪に対する痛烈な反省の中で、一番問題、課題となったのは、やはり除雪問題だったと記憶しております。県や町の除雪機対応では当然町民の要望に応えられないところも出てくるわけでありますから、個人、団体、その地域で購入しやすいような補助率をアップし、この制度をＰＲしながら、また奨励することで昨年の反省につながるのではないか、そんなことを思います。ぜひこういう制度があるのだよということを奨励しながら、補助率のアップを考えていければいいのだろうと思います。この辺のところで考えをお聞かせください。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　８番、大野議員さんの再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、現在この除雪機については、この設置の補助金の対象者、これは行政区に限ってございます。やはり個人が購入するものについて助成をしたらどうかということでございますが、現在のところ個人に対しての補助制度は考えてございません。あくまでも行政区に限ったものでございます。

それと、15万円という額でございますが、先ほど申し上げたとおり、取得価格の２分の１を限度とする最高限度15万円と。ですから、30万円程度の機械を購入した場合に、最高限度額15万円が支給をされるということでございます。ですから、過去の価格を見ますと、平均的にこの補助金の額、10万円程度の額が一番多いように見受けられます。また、ガードレール等の排土板をつくったものも対象になってございますので、それらについては価格のほうは大変安い額というデータがございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　８番、大野喜明議員。

○８番（大野喜明議員）　先ほど申し上げましたように、昨年の今ごろは大変な、この大雪に対する、どういう対応を今後していったらいいかということで議論も大変ありました。除雪ということが一番大事だということであったわけであります。これからもこの制度をいい方向に改善できるならしながら、この制度があることをもっとＰＲしていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（四方田　実議員）　続いて質疑をお願いします。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　大分質問項目もありますので、できましたら一通り質問が終わった時点で休憩等配慮していただけたらありがたいと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　時間にもよります。

○12番（内海勝男議員）　2015年度の政府の予算案は96兆3,420億円、過去最大の予算規模のようです。歳入においては、税収は54兆5,250億円、そのうち消費税収は17兆1,120億円、所得税収は16兆4,420億円、法人税収は10兆9,900億円を見込んでいるようです。昨年４月からの消費税率８％引き上げが平成27年度、通年ということになりますか、それを反映して消費税収は過去最高で、所得税収は先ほど言った数字、670億円を上回る予算のようです。また、予算総額の38％に当たる約37兆円、これにつきましては赤字国債に頼らざるを得ない、そうした国の政府案にあるようです。にもかかわらず、法人税率はさらに引き下げる、そういう動きになっておりますし、防衛予算は前年当初より約1,000億円増の過去最高の約５兆円、そして公共事業費は横ばい等々、まさに大企業なり財界の意向を反映といいますか、優先した政府案であると思います。

平成27年度の皆野町一般会計予算、その大綱での予算編成の基本的な姿勢が述べられておりまして、先ほど来、午前中から常山議員、新井康夫議員からもこの件に対しての質問が出されております。事業の廃止を含めた優先順位についての厳しい選択を行うことを基本的な姿勢として編成に臨んだと。これに対しまして、副町長のほうから、取捨選択をする中で、遺児手当の廃止、あと長寿祝金の見直し、また捨てるのではなくてとるほうになるかと思うのですが、お出かけタクシーの見直しなり、学童保育所の増設、こういった答弁をいただいていますので、この件については以上をもって済ませたいと思います。

それでは、歳入関係からページを追いながら順次質問をさせていただきたいと思います。３ページの款１町税、項１町民税、前年に比べ約1,200万円ぐらいの減額予算になっているわけなのですが、この間のアベノミクスによる、富めるものが富めば、富がしたたり落ちると、こういったトリクルダウンですか、ということが言われているかと思うのですが、この効果がどういうふうに評価するというか、こういった減額予算になっているわけですから、これとの関係について、これは町長にお聞きしたいというふうに思います。

次に、同じ３ページの項２固定資産税の説明欄の償却資産については約600万円の増を見込んでおります。この理由についてお聞きしたいというふうに思います。

歳出関係になるのですが、23ページになります。目４の財産管理費、節13の委託料、公共施設等総合管理計画策定業務委託料、これにつきましては若林議員からも質問がされております。２年の継続事業ということなのですが、公共施設等の長寿命化、適正配置による町民サービスの維持向上、トータルコストの縮減、平準化を図るということなのですが、非常にわかったようでわからないような感じがするのですが、いずれにしましても新たな施設をつくる場合の管理計画なのか、また既設の施設も含めた管理計画なのか、この点最初にお聞きしたいというふうに思います。

また、これにつきまして２年の継続事業ということなのですが、計画を策定といいますか、委託しなくてはならない、その理由、これについてお聞きしたいというふうに思います。

25ページになります。目７の企画費、節19の負補交の子育て世帯定住促進奨励補助金、確かに平成26年

度当初に比べますと、当初500万円でしたから倍額の1,000万円ということになろうかと思うのですが、今回の議案第17号の補正を含めますと、平成26年度約3,200万円の予算になろうかと思います。これは今年度といいますか、平成26年度からの目玉な、本当に皆野町にとって目玉な施策であろうかと思うのですが、今日まで平成26年度、どのくらいの申請がされているのか。また、27年度、何件ぐらいを見込んでの1,000万円の予算なのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。特に旧町内になろうかと思うのですが、最近新築の住宅が非常に目立っているような気がします。例えば親鼻駅と国道の間とか、あの辺町道も整備した関係もあるのでしょうが、その辺大分新しい住宅等も目についております。それらも含めましてお聞きしたいというふうに思います。

それと、同じく目７企画費、節19負補交のコミュニティ助成金、助成先はどういったところを考えているのか。

36ページになります。項１社会福祉費、目３老人福祉費、節20扶助費の高齢者外出支援タクシー利用料金助成金240万円についてなのですが、これにつきましても新井康夫議員なり林議員からも質問がされております。今年度、26年度は当初175万円の当初予算だったと思うのですが、対象者を拡大して利用促進を図るということで、27年も240万円ということなのですが、具体的な対象者なり助成内容については、新井康夫議員の答弁で理解しました。そこで、次の点についてお聞きしたいと思うのですが、この外出支援タクシー制度、平成25年度から始まりまして、25年度の当初予算は660万円でした。しかし、利用実績は73万円と。そして、今年度当初予算、先ほども言いましたように175万円でしたが、次に出てくる議案第17号で示されておりますように、約85万円の減額補正であります。ということは、25年度とほぼ同じぐらいの実績になるのかなというふうに予想がされます。そうはいっても、対象範囲といいますか、最寄りの駅から１キロメートル以上というのを撤廃するということでありますから、全町対象ということになろうかと思います。そういったことで、利用者はふえるかと思いますが、現状の助成内容ではそうは促進にはつながらないというふうに私は思っています。というのは、半額助成であっても、場所によっては中心部から離れたところにつきましては、往復で約3,400円なり、そういった自己負担をせざるを得ない、そういった地域もあるわけですから、この件につきまして、助成金額含めて議会のほうとして申し入れをしてきている経過がございます。せめて中心部から遠く離れたところについては、片道1,000円ぐらい、あとそれ以外のところは以前からも言われておりますが、ワンコインぐらいでの利用ができるようであれば、この利用者はもっと多くなるのではないかなというふうに思いますので、そういった点について今後検討できないものか、お聞きしたいというふうに思います。

次に、39ページになります。項２児童福祉費、目２児童総務費、節15学童保育所建設工事について、これにつきましても常山議員、大澤径子議員、新井康夫議員からも質問がされています。ダブらない形で質問をしていきたいと思いますが、具体的に建設予定地、これはどの辺なのか。あと、新井康夫議員からも出されておりましたように、答弁の中で国神と同じ木造平家建てを考えていると。規模としては35人程度の１クラスということなのですが、国神の学童保育所には、ご存じのようにもう太陽光発電の設備が設置されております。そういったことも考えているのかどうか。

それと、前後してしまうのですが、私以前から、この学童保育所といいますか、放課後児童の施設につきましては、基本的に各小学校ごとに整備を図るべきだと、このような要望もこの間ずっと出してきております。そういったことから、今回学童保育所を増設するに当たりまして、三沢小学校の関係の学童保育といいますか、放課後児童の施設、これについてはどのように考えて検討されてきたのか、この点につい

てお聞きしたいと思います。

それと、43ページになります。項１保健衛生費、目３環境衛生費、節19負補交、最初に広域市町村圏組合斎場費負担金についてであります。平成27年度1,982万円の負担ということなのですが、火葬場の建設につきましては、この間広域の議員の方からもたびたび報告をされているのですが、平成28年度末には完成の予定のようです。今後の負担金、どのような予定になっているのか、お聞きしたいというふうに思います。

同じく目３環境衛生費の節19負補交での水道広域化準備室設置費負担金、約937万円ということなのですが、具体的にどういうところに準備室を設置する予定なのか、これについてお聞きしたいと思います。

同じく目３環境衛生費、節19になりますが、太陽光発電設置費補助金250万円の予算であります。これは平成24年度の補助実績、補正、補正を加えまして最終的には400万円の補助実績だったかというふうに思います。平成26年度の当初予算についても400万円であったと思うのですが、来年度といいますか、27年度減額した理由についてお聞きしたいと思います。

次に、44ページになります。項１労働諸費、目１労働諸費、節13委託料、これは林議員からも出されております。約990万円の委託料ということなのですが、具体的に何人ぐらい、また期間はどのくらいということで考えているのか。また、既に平成26年度の12月議会でも補正でこの事業が推進されてきていると思いますが、実質何人ぐらいの方がこの育成事業にかかわっているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

53ページになります。項１商工費、目３観光費、節13委託料の関係なのですが、清掃業務委託料、約180万円ということなのですが、これは町内の観光トイレの清掃業務の委託料というふうに理解しております。大変これは、もう３年ぐらい前からですか、実質やられているかと思うのですが、大変きれいに清掃がされておりまして、気持ちよく利用がされているのではないのかなというふうに思います。この清掃回数なのですが、週２回というふうに私は理解しているのですが、それでいいのかどうか。

それと、関連質問になるのですが、町内の観光トイレ以外といいますか、産業観光課所管以外の町施設の附属の屋外トイレ、何カ所かあろうかと思います。それの維持管理の状況について、それぞれの所管している担当課にお聞きしたいというふうに思います。

同じく目３観光費、節19負補交の関係になるのですが、これは林議員からも出されています。これについては当初予算可決された後、すぐ補正で対応するという道の駅の加工センターの整備の件なのですが、これは議案第21号のところでも述べてもいいのかな……そのときにします。

次に、58ページ、目４橋りょう維持費、節13委託料なのですが、これにつきましても新井康夫議員、宮前議員からも質問がされています。もうこれは全部あれですね。答えが出ていますね。１点だけ、27年度、皆野と国神地区を予定しているということなのですが、その後の点検の委託するのでしょうけれども、予定、例えば日野沢、金沢、三沢、その辺お聞きしたいというふうに思います。

それと、62ページになります。消防施設の関係、これも全部答弁がされています。飛びます。

63ページ、項１消防費、節13委託料、これの皆野町地域防災計画作成業務委託料972万円であるわけなのですが、これも新井康夫議員からも質問されています。ただ、平成26年度600万円の予算で、この委託料が計上されてあったかと思うのですが、入札が不調に終わったということだと思うのですが、その辺の経過と、また既に去年の３月議会の場でも私から質問で取り上げさせていただきました。先ほどの総務課長の答弁にもありましたように、いずれにしても県のほうでそういった方向性が示されているということ

で、それに基づく見直しということでありますので、その範疇、見直しなり追加という範疇であれば、既に皆野町の地域防災計画があるわけですから、これについて内部で作成できないものかということで、私のほうから質問をさせていただいています。当時川田課長のほうから、即答はできないので、時間をいただきたいという答弁がされた経過があろうかと思うのですが、そうはいっても入札にかけたということでありますので、内部では手に負えないというふうに判断されたということだと思うのですが、そういった判断した理由についてお聞きしたいと思います。

同じく節13委託料、これも林議員から質問がされて答弁されていますね。ただ、これは保守委託料については、毎年こういった形で保守の委託をせざるを得ないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

最後になります。89ページになるのですが、備考欄の職員数の異動の状況についてということで、現に在職する職員数、本年度86人、前年度86人とあります。これはいつの時点での人数なのか、明快にお答えをいただきたいと思います。

２点目ですが、現に在職職員数と書かれております。在職と在籍職員数、この違いがあるのかどうか。

３点目ですが、採用、退職等の状況の中で、採用職員10人とあります。これは恐らく平成27年４月１日時点での採用の人数だというふうに私は理解しております。そこで、既に去年の９月なり、またことしに入ってからも追加募集もされているようです。一般事務職何人、一般事務職の学芸員何人、幼稚園教諭何人、内訳ごとに、トータルで10人ということですから、そういうことになろうかと思うのですが、その内訳を含めてお聞きしたいというふうに思います。

とりあえず以上です。

〔「続けてやるんですか。休みましょうよ」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時３６分

再開　午後　２時５３分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（石木戸道也）　内海議員さんの町民税、特に個人の減額についての見解をちょっと申し上げさせていただきますけれども、いわゆる景気が上向いてきているというようなことも聞いてはおりますけれども、町民の申告によるということになるかと思うのですけれども、この皆野町までは、そういう景気のよさというものが感じられないというか、いわゆる所得が伸びなかったと、こういうことが要因かと思います。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　税務課長。

○税務課長（大澤康男）　内海議員さんからの固定資産税の中の償却資産の増額についての理由でございますけれども、この後の補正予算でも増額しているわけですが、昨年から償却資産につきましては、原則申告ということになっておりますが、未申告のところがあるということで調査を続けております。その関係で、未申告分につきまして調査が終わったものについて課税するわけですけれども、５年間という期間だけさかのぼれますので、その間さかのぼって課税しております。そういう影響がありまして、新年度予算

についても600万円の増ということになっております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

初めに、23ページ、13委託料、公共施設等総合管理計画策定業務委託料494万7,000円の内容でございますが、新たな施設も対象になるかとのお尋ねですが、本計画につきましては、公共施設の統廃合、それから適正配置による財政負担の軽減と、それからなる住民サービスの維持、充実を目的としておりますので、現在ある施設が対象になろうというふうに考えております。

次に、この委託の理由でございますが、委託の内容といたしまして、基礎資料の分析、保全管理に関する分析、維持、更新、これからの費用についての算出等、専門的知識を有する分野でございますので、委託とさせていただきました。

次に、25ページ、19負補交の子育て世帯定住促進奨励補助金1,000万円の内容でございますが、今回までの申請件数、３月11日現在で申請件数は35件でございます。今年この35件という件数が多い理由といたしまして、制度開始、平成26年４月１日からとしたもので、建設中の住宅についても対象になったことから件数が多かったというふうに分析をしております。平成27年度中の見込みにつきましては、新婚、子育て世帯を10件、転入者を１件として見積もり、計上させていただきました。

その下、コミュニティ助成金250万円の交付先でございますが、申請団体が三沢屋台囃子保存会、申請の内容は、笠鉾の主要構造部の修復に要する費用について補助をするものでございます。

次に、89ページ、給与費明細の状況でございますが、この給与費明細に計上されております職員の数につきましては、平成27年４月１日に在職するであろうと想定をした職員の数でございます。この職員の数を見積もったのが予算編成時でありますので、予算編成時から、例えばその後に退職願等が出てきた場合には、４月１日現在で既にこの数字に異動が生じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

あと、この表の中にあります在職という文字について、在職と在籍の違いというご質問でございますが、在籍につきましては職員としての資格を有する者、職員の資格を有する者のうち、現に勤務をし、要するに産休ですとか育児休業中で給料が出ない人間もおりますので、それ以外の年度中に給料が支払われる職員の数でございます。

それから、職員採用10名というふうになっておりますが、これにつきましても予算編成をする段階での10名を見込んだもので、一般職が８名、幼稚園教諭１名、保健師１名、合わせて10名でございます。

外トイレの各所管ごとの状況をというお話がございましたが、総務課所管の外トイレは、役場庁舎駐車場脇の外トイレが１基ございます。このトイレについては、庁舎内のトイレを清掃しておる事業所にあわせてトイレの清掃をしていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　健康福祉課で所管しております事項についてお答えを申し上げます。

まず、36ページ、お出かけタクシーの件でございますが、内海議員ご質問にありましたとおり、25年度当初予算は660万円、決算額は73万円、今年度、26年度においても、まだ25年度の決算の見込みがなかなか固まっておらない状況ですので、２年目に普及をするかなということも想定をして、いわゆる多目に予算要求をさせていただきましたが、その額が175万円。ただ、これが今現在で、もうそれほどは伸びない

だろうということで、この後ご審議いただきます補正予算でまた減額をさせていただきます。26年度の決算見込みとすると、80万円前後になろうかと思います。その決算見込みから比較しますと、来年度、27年度当初予算に計上させていただいた240万円の捉え方ですが、決算見込みからしますと３倍程度の計上をさせていただいたと。これは、前の２年度に比べると、いわゆるそんなに大きな額を求めないで、必要があれば増額の補正をお願いするという考えで、いわゆる見積もりをさせていただいております。

それから、ワンコインでというお話がございました。今回の見直しは、26年10月24日付の町議会議長から町長宛てへの申し入れ、これに基づく部分もございますけれども、その中では、まずは２年経過をする中で、まず町内全域でいいだろうということで、今回その対応をさせていただきました。しかし、それ以外の、例えばワンコインとかについては、まだ検討を詰めておりません。そういった考えは今のところございません。

それから、次に39ページの節15学童保育所建設に係るご質問でございますが、具体的な建設予定地はということでございますが、学童保育所のあり方からして、学校になるべく近いところ、できれば敷地内というような国、県の方針もございますけれども、今ある学童保育所に隣接した敷地を交渉を進めております。学校からもごく至近距離の場所でございます。

それから、２つ目の太陽光、国神の学童保育所には太陽光発電を設置させていただきましたが、５年前でございますけれども、今回の計画の中では太陽光発電は見込んでおりません。

それから、３つ目の三沢小学校の学童の検討でございますが、これは今現在も三沢小学校の児童を放課後、町の公用車でもって皆野学童保育所へ通っております。来年度も、27年度も２人希望がございまして、今までと同じような対応で、皆野学童保育所のほうへ来てもらうと。したがって、三沢小学校に学童の建設ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉）　12番、内海議員さんからの質問のうち、私からは43ページ、款４衛生費、項１保健衛生費、目３環境衛生費の節19負担金、補助及び交付金の中の、まず43ページの上段、広域市町村圏組合斎場費負担金1,982万1,000円について、まずご説明申し上げます。

ご存じのとおり、秩父広域市町村圏組合で新火葬場の工事が始まりました。この1,982万1,000円の内訳でございますが、現在使用しております火葬場分、火葬場分で、今一般分といたしまして274万円の負担金でございます。それと、今建設を始めました新火葬場の建設費分といたしまして1,708万1,000円の負担金が組合より示されております。

続きまして、その下、水道広域化準備室設置負担金936万9,000円でございますが、秩父地域の水道広域化、昨年の４月１日から準備室が発足したわけでございますが、事務室は秩父市水道部の浄水場内の事務室を使用しております。平成27年度、この準備室の予算見積書が示されまして、総額１億1,958万3,000円という額が示されました。この総額でございますが、ちちぶ定住自立圏から4,000万円の補助金が出ます。この4,000万円を差し引きまして7,958万3,000円を１市４町で負担するわけでございますが、算出根拠でございますが、均等割で25％、あと給水人口割で75％を見ております。その結果、皆野町分といたしまして、均等割が397万9,000円、給水人口割で538万9,000円、端数の関係もございますが、それで合計936万8,926円という負担金が求められております。

続きまして、下から２番目の太陽光発電設備設置費補助金250万円でございますが、平成26年度、今年

度は当初予算で400万円を計上いたしましたが、この制度も４年目に入りまして、申請件数が激減しておりまして、26年度、本日現在までで21件の申請がございました。それで、この後ご審議いただく平成26年度一般会計予算でも減額補正をお願いしたわけでございますが、それを参考に平成27年度においても当初250万円の計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　12番、内海議員さんのご質問にお答えをいたします。

初めに、44ページ下段、款５労働費、目１労働諸費の13委託料、緊急雇用創出基金事業委託料の内容でございます。平成26年度、現年度がことしの２月から３月の２カ月間、27年度が４月から９月の６カ月間、通算で８カ月間事業を実施いたします。この中で既雇用者、いわゆる研修を行う講師の立場になる人は、秩父広域森林組合の職員１名に対して４名の失業者を雇い入れ、研修を実施するという予定で始めましたが、この失業者を雇い入れるに当たりましては、ハローワークを通さないと雇い入れというか、受け入れることはできないという条件がございまして、ハローワークに募集を申し上げましたところ、３名だけ応募があったということで、現在３名の方が研修を受けて実施をしております。来年４月以降も、この３名の方に対して研修を実施して、８カ月間受けていただくということになります。緊急雇用については以上です。

続いて、53ページ上段になります。目３観光費、13委託料、一番上の清掃業務委託料でございます。これは議員さんのご指摘のとおり、トイレに係る清掃費でございます。産業観光課で管理するトイレが秩父華厳の滝が新旧２基のトイレがありますので、19カ所、20基のトイレの清掃を行っております。この中で使用頻度の高いものは週１回、使用頻度の低いものは２週間に１回ということで、これを通常期ということで掃除をしております。このほか通常期以外として、例を申し上げますと、桜ヶ谷観光トイレでは４月から６月のツツジの咲くころ、それから10、11月の紅葉の時期、これについては週２回というふうに使用頻度によって週１回、２週間に１回、それから通常期以外で週２回になると、そういう形で清掃をしております。１年間で延べ1,046回の清掃になります。なお、産業観光課以外の管理するトイレといいますか、観光的な面でいいますと、浦山カタクリの里に１基トイレがありますが、これは浦山地区で清掃を行っております。なお、美の山公園の中にトイレはありますが、これは県立の公園ということで、埼玉県が管理をしております。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田　実議員）　教育次長。

○教育次長（髙橋　修）　12番、内海議員さんからのご質問の各所管の附属の屋外トイレということでございますが、教育委員会の関係するトイレにつきましては、下田野スポーツ公園、テニスコート側、それから野球場側の２基、それから町民運動公園、道路側の１基、あとみ～な公園の１基が外トイレになります。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

58ページ、８の２の４橋りょう維持費、13委託料でございます。橋梁の定期点検の関係でございますが、今後の予定を申し上げます。先ほどの答弁で、合計の橋梁の個数が164、また平成27年度は43という数字を申し上げました。平成28年度が30橋、平成29年度が17橋、平成30年が37橋の合計127橋、これを今後委

託で調査をいたします。なお、平成26年度、今年度でございますが、37橋分につきましては、町の職員で現状を確認してございます。軽微なもので委託で点検をする必要がないというふうに判断をいたしましたもの37橋、合計で164橋でございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　内海議員さんの質問のうち、答弁が済んでいないものがございました。63ページの13委託料、皆野町地域防災計画作成業務委託料についてですが、平成26年度、ご質問のとおり、当初予算に計上しております。入札の不調な原因につきましては、県の防災計画が平成26年３月に改定されました。この改定を受けて県下一斉に防災計画の見直しを進めることになりました関係から、発注よりも発注を受ける業者の数が少ないために、受けていただける業者がなかったことによる不調でございます。

内部での判断をどのようにして業務委託に出すことになったかとのご質問でございますが、この防災計画を作成するに当たりまして、その内容でございます。皆野町に被害をもたらすと想定される地震の特性について調査をいたします地震活動調査、それから活断層の分布と、その実地度等を最近の調査研究の結果から把握をする活断層調査、皆野町で発生が考えられる地盤で影響の大きいと考えられるものを想定地震として、地震規模等のパラメーターを設定をする震源の設定、50メーターメッシュの地形図を設定する地形分類図の作成等、専門的知識を有するものが多くございましたので、業務委託すると決定をしたものでございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　あともう一個、保守管理、設備の保守委託。

○総務課長（川田稔久）　防災行政無線保守委託料のうち、定期点検ですので年１回実施をさせていただきます。この年１回の実施は親局、これは役場庁舎の中にある親局、それから中継局、子局、それからＪ―ＡＬＥＲＴ設備、この設備について年１回定期点検を実施してまいります。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　再質問をお願いします。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ちょっと全部答弁されているかどうかわからないのですけれども……

〔「まだ職員の採用のもの」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員）　職員のいただきました。ありがとうございます、とりあえず。個人の所得割の税収といいますか、減の関係なのですが、町長のほうから、アベノミクスの効果がこういった地方、段階含めて効果が及んでいない、そういったことだろうというふうに思うのですが、最近安倍首相もこういうふうに言っておりますね。我々はトリクルダウンを期待している政策を行っているわけではないと。全体をしっかりと底上げしていくのが私たちの政策だということで国会でも語っているようです。ということは、アベノミクスの効果がもう既に昨年の解散を判断した時点で、アベノミクスは破綻したというふうに言われておりますし、そういったことで言い方を変えてきているようです。

石木戸町長も、この間私の法人税の減税に対する考え等、企業業績をよくすることによって、働く人たちのベースアップにも結びつき、経済が冷え込まないためにも法人税減税については必要だと、こういった趣旨の答弁がされております。今後においても、このアベノミクスというか、それに期待をかけるのかどうか。12月議会のときにも申し上げた記憶があるのですが、安倍首相が総選挙の中でも言っておったの

ですが、２年間で雇用が100万人ふえたと。賃金も上がったと。景気回復はこの道しかないというふうに選挙期間中も豪語しておったわけなのですが、確かに２年間で雇用は100万人ふえております。ただ、ふえた中身は正規労働者が22万人減少して、非正規労働者が123万人ふえていると。ふえた分全てが非正規労働者ということが、これは労働省あたりもちゃんと発表しております。その非正規労働者というのが今もう2,000万人を超えて、雇用労働者の40％に迫っている、こういった状況にありますし、一昨日ですか、一般質問などでも取り上げたのですが、昨年12月の生活保護世帯数161万8,196世帯、毎月世帯数はふえて、過去最多を更新し続けています。その約50％が高齢者世帯。本当に年金だけでは生活できない、そういった世帯が浮き彫りになっている、そういった状況にあろうかと思います。まさに昨年の申告だけではなくて、もう既に勤労者については、もう昨年の段階といいますか、毎月町民税も引かれているわけですから、実際町のほうへ入ってきているのは、去年の段階からわかると思いますし、当然にしてこの景気回復というのは望めない、地方経済はますます冷え込んでいくのではないかなという、今までのデータからいってもそういうことが言えるかと思うのですが、町長としてこれからもアベノミクスに期待をかけるのかどうか。こういった具体的にもう町税がマイナスというか減額せざるを得ないという状況がありますし、では町民の所得がふえる、そういう状況が考えられるのかどうか、この点について再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　景気というものは、中央、地方一気によくなってくるということは考えられないわけでございまして、今朝、きのうの朝あたりの新聞を見ますと、自動車業界等ではかなりのベースアップをすると。あるいは電気、日立だとか東芝だとかというふうなところも4,000円だとか3,000円だとかというようなことが新聞記事で躍っておりました。そんなことを考えてみますと、地方にもそのうち波及してくるだろうと、こんな期待をしておるところでございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　８日でしたか、ある人と、内海さん、私ももう６月で自分の会社が倒産ではないけれども、撤退ですね、これ東芝の深谷に勤めている方なのですけれども、６月でもう閉鎖だそうです。一番近いところといったら千葉だと、そういった話をされていましたけれども、１カ月ぐらいもうたつでしょうか、神川町のＮＥＣの関連会社、これも閉鎖だと、そういうことも出されています。円安で逆に国内生産が戻ってきてもいいとは思うのですけれども、そういった方向にはなっていない。外国から戻ってきたとしても、雇用はふえないと。逆にもっと自動化して、合理化して、人を余り使わないで生産できるようになる、そういったことも言われておりますので、今のままで行ったら、そう明るい見通しはないのではないかなと。これは私の考えを含めてですが、申し上げさせていただきたいと思います。

　それと、高齢者の外出支援タクシー制度、ぜひこれからますます高齢者だけの世帯というのもふえていく傾向にありますし、また免許を持っている方も返上というか、せざるを得ないということも考えられますし、実態として本当に外出といいますか、出かけるのに大変な思いをしている方がいるわけですから、そういった方にやっぱり手厚く援助するというか、若い人たちと同居していて、若い人が車の運転できて、町内に出てくるとか、そういったことができるうちはまだいいですよね。だけれども、そういったできない世帯というのも、ひとりだけの世帯というのもふえていますから、そういった人たちが少しでも負担を感じないで、この制度が利用できるように、ぜひ、全てワンコインというふうには私も言いません。ぜひ中心から離れた立沢なり門平なり、私の住んでいる青砂地区とか、そういったところについては本当に半

額の助成であっても、往復でやっぱり見なくてはならないわけですから、そうなりますと3,000円なり3,400円なり個人負担をせざるを得ないわけですから、せめて片道1,000円ぐらいの形で利用できる。また、ある一定のところからはワンコインで利用できるような、ぜひそういったことを、助成の内容の改善を図るように、これは要望させていただきたいというふうに思います。

それと、町民生活課長のほうから斎場の負担金の内訳について答弁いただいたのですが、今後の負担金の、平成28年度末には完成予定ということで言われていますので、当然平成28年度はまた負担金があるのでしょうけれども、その後もあるのかどうか含めて、この点について今後の負担金の予定といいますか、教えていただけたらというふうに思います。

また、水道の準備室なのですけれども、これは具体的に例えば広域の市町村圏、クリーンセンターのところに準備室を設けるとか、そういった案がありましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉）　お答え申し上げます。

広域市町村圏組合の新火葬場の負担金の関係でございますが、実は先ほどの休憩中に組合のほうに電話をかけまして、28年度のを聞こうと思ったのですけれども、たまたま全職員がいなくて、帰ってきたら電話をくれるということで、大変申しわけないのですけれども、今の段階では平成28年度の負担金についてはわかりません。ちなみに、27年度、先ほど皆野町の新火葬場の工事分1,708万1,000円とお答えいたしましたが、27年度、秩父郡市、１市４町で総額１億4,175万円の負担金でございます。火葬場工事はもう既に始まっておりますが、ホームページ等を見ますと19億1,484万円で工事が決まったということでございますが、27年度の負担金が１市４町で１億4,175万円でございますので、相当組合自身の基金等を利用するということで、これはあくまでも予想でございますが、28年度もおよそ同額の負担金になろうかと思われます。あくまでもこれは推測でございます。

それと、水道広域化準備室でございますが、現在秩父市水道部の別所浄水場内の事務所を間借りといいますか、借りておるわけでございますが、28年４月１日に統合となりましても、引き続き広域市町村圏組合の事務と山田の事務所ではなくて、続いて秩父市の別所浄水場で事務をしていくだろうと思います。

〔「クリーンセンターではなくてね」と言う人あり〕

○町民生活課長（四方田勝吉）　はい。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　火葬場の負担金の関係なのですが、これは理事者側におります町長、この辺もしわかるようでしたら、どのような負担、今後予定されているのか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　ここでこうだということも申し上げられませんけれども、火葬場も含めて消防の分署等も予定した４分署全てが今年をもって完成をいたしました。そんなことからいたしまして、広域市町村圏組合への負担というものは幾分これからは減るだろうと、こんなふうに思っておるところでございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　火葬場に絞ってはちょっと答弁いただけなかったのですが。

観光トイレの関係なのですが、週１度のところと２週に１度のところ、頻度によって清掃の回数は違う

ということなのですが、見る限り、三沢なりのトイレ、大分きれいに清掃してもらっています。その辺については週１度なのでしょうか、２度なのでしょうか。この辺についてちょっとお聞きしたい。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　三沢の二十三夜様の公衆トイレ、それから八幡神社の公衆トイレは週１回清掃をしております。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

橋梁の定期点検の委託料の関係なのですが、27年度、皆野と国神地区ということなのですが、28年度は30基とか29年度が17基とかと言われているのですが、これは大まかに例えば日野沢、金沢、三沢はいつごろかというふうな、それは、予定というか、あるのかないのか。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

これ地区も申し上げればよかったのですが、先ほど忘れてしまいました。平成27年度は、皆野、国神地区と。また、平成28年度は、金沢地区でございます。平成29年度、17橋、これが日野沢地区、平成30年度、37橋、これが三沢地区でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

防災計画の委託料の関係なのですが、不調になった理由というのも理解できました。ただ、いろいろな専門的な知識を持っていないと、この作成ができないという答弁なのですが、少なくとも県段階での防災計画等示されると思いますし、そういったところとそんなに大きく変わった計画を立てなくてはならないのですか。この辺についてどうなのでしょう。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

県との整合性、それから関係法令との整合性等を見直す必要はございますが、やはり町独自の防災計画でもありますので、全てが県の防災計画になぞらってできるかというと、そういうことにはならないと思います。したがって、皆野は皆野としての独自の判断なり分析なりをした計画を定めていく必要があると考えております。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　この種の関係の委託料とか、そういうのはかなり出てきているわけなのですが、以前といいますか、もう今の第４次の総合振興計画、この計画案を、これは内部でたしか原案をつくられたというふうに記憶しています。当時まだ企画課がございまして、企画課のところで原案をつくって、策定委員会ですか、そこに諮って、本当に委託しないで内部で全てつくった振興計画だというふうに私は思っています。全て専門的な知識を持ったところに委託しなくてはならないという、そういったことだけではないと思いますし、例えば職員数なり、また組織的な状況から外部に出さなくてはならないとか、そういった理由もあると思うのです。全て外部に出さなくてはならないということではないと思いますし、その辺どうなのですか。やっぱり職員の問題なり、職員のニーズの問題なり、また組織的な問題なり、そう

いったことも影響しているのかなと感じるのですが、その辺副町長なり、どうなのでしょうか。ここに限った外部への委託ということではなくて、いろんな面での策定とか計画とか、そういうあれもあると思うのですが、それらを含めてどうなのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　内海議員さんのご質問にお答えします。

内海議員さんのおっしゃられるような経過、総合振興計画等においてはそんなようなこともございました。今回の委託でございますが、地域防災計画策定業務委託と。特に、先ほど課長からもありましたが、地質あるいは地震等、極めて専門分野が多いこと、それから生命、財産にかかわること等を考えますと、やはり専門の業者へ委託することがベターであると、このように考えてございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

最後に、防災行政無線の保守の委託料の関係なのですが、そうなりますと親局なり中継局なり、子局ですか、これは年１回の保守ということであります。そうなりますと、この保守委託料、この辺はどういうふうになるのでしょうか。平成27年度よりうんと低くなるのかどうか、その辺大体想定できるのですが、どうなのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　27年度で予定をしております年１回の定期検査につきましては、399万6,000円を予定しております。これが28年度以降下がるかということにつきましては、まだ検討をしておりませんし、また追って点検を請け負います業者と調整をしていきたいと考えております。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　委託料の予算530万円ですよね。この差と、あと保守委託料には入らないと思うのですが、去年だったですか、落雷による、避雷針が皆野の防災行政無線の子局にはついていないと、そういったことが指摘されているかと思うのですが、その検討がされているのかどうか、そういった整備についてはどのような考えを持っているのか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

予算書では、防災行政無線設備保守委託料529万2,000円となっておりますが、これは先ほど申し上げました年１回の定期点検399万6,000円、これのほかに子局についてはバッテリーを内蔵しております。停電等に備えて。これのバッテリーの交換24局分、129万6,000円を計上してございますので、合わせて529万2,000円の数字でございます。

あともう一点は、避雷針の関係ですが、去年の雷等で子局に落雷を受けて放送ができない事態が発生をいたしました。これについて避雷針が有効かどうかというお話をいただいたところですが、近隣の市町を見ますと、ついているところ、ついていないところさまざまでございます。つけたからといって、必ずしも落雷を避けることができるかというと、誘導雷といいましょうか、近場から入ってくる落雷もあるということでございますので、沖電気のほうに、沖電気、全国的にこの防災行政無線を設備しておりますので、落雷による被害について、避雷針を設置したところでどのぐらいの被害があったかというデータが欲しいということで要望しておりますので、これらについて沖電気から提示がありましたら、それに基づいてま

た検討を進めていきたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。ぜひ保守の委託だけではなくて、そういった点含めて、ぜひ善処を図っていただくよう要望させていただきたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１４号の質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第２、議案第14号　平成27年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は11日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１５号の質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第３、議案第15号　平成27年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は11日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　３番、常山です。

ページでいいますと12ページの款３地域支援事業、項１介護予防事業費のところで、質問というか要望も含めてやります。一次予防事業、それから二次予防事業について、この予防事業が大変重要だということを私も感じております。要介護にならない、寝たきりにならないために、本当に町もさまざまな予防事業に取り組んでいただいております。１月に視察してきた静岡県吉田町の健康づくり、これは介護予防よりももっと進んだ健康づくり課というところで取り組んでいる健康づくりを視察してきました。そこで感じたことは、本当に地域の中に自主的に健康づくりの輪が広がるような仕掛け、本当に吉田町では工夫しています。皆野町でも、これをもっと工夫することが必要だと感じました。らくらく健康塾に参加する人の中に、本当は中心になって、それ以後中心になってやってくれるような人を見つけるとか、実際は、本当はそうなると大変参加するのを嫌がって、そういう人もいて大変難しいのですけれども、例えばいきいきサポーターさん、そういう方に協力していただいて、地域で２人でも３人でも集まったところに、チャトレを普及していくとか、本当に大事なことは続けてやっていくことなのですけれども、ぜひそういう工夫をしていただいて、みんなが元気で健康に過ごせるような取り組みをぜひやっていただきたいと思うのですけれども、課長、どうでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　総務教育厚生常任委員会の視察に私も同行させていただきました。大変参考になるわけでございますが、全く同じことをすぐに始めるわけにはなかなかまいりませんけれども、視察の状況等も参考にさせていただきまして、今ご質問のありましたように、一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　ぜひ前向きに検討していただいて、それから吉田町でもいろんな健康づくりのメニューがあって、やっぱりそれを町民の人に知らせて、その町の人が積極的に参加している。そういうことを学んできました。やはりぜひ皆野町も、介護保険にすごいお金がかかっている、そういう予算になっているわけですから、そういうのを少しでも減らすためにも、やはり寝たきりにならない、先ほども言いましたように、本当に要介護にならないような、それで特に男性の方がそういう運動に参加していないのです。私も医療生協さいたまで、皆野で剣道場を借りて、燃やせ体脂肪教室というのを月２回やっているのですけれども、男性の方がほとんど来ない。ゼロと言っていいです。女性の方は本当に積極的に体操をやっております。そういう面でも、やはりぜひ男性も含めたそういう取り組みをぜひ工夫してやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　ただいまの常山知子議員の質問にありました総務教育厚生常任委員会の視察の件を含めまして、それに基づいていろいろ考えたこと等ありますので、ちょっと質問したいと思うのですが、質問の要点といいますか、事項は12ページの全く同じところになるかと思うのですが、一次予防事業、それから二次予防事業と委託していろんなことをやっているかと思うのですが、体操ですね、今までのもの、常山知子議員の中にも出てきましたが、余り動きがなくて、それはそれでそういうものだというふうにも聞いているのですが、それ以外といいますか、それをもう少し発展させたものというのが、現在町独自でもいいですし、町以外、広域でもいいですし、定住でもいいのですが、何か企画されているものがあるようであれば教えてください。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　町独自のものにつきましては、今までと同じものを考えておりますが、例えば定住というお話がございましたが、秩父医療協議会において、ご承知のようにチャトレを普及を図っていこうということで今取り組んでおります。そういったものも含めまして、皆野町としてどうまた独自のものといいますか、音楽に合わせてというようなものも視察をしてまいりましたので、そういったことも研究してまいりたいと思っております。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　チャトレは大変いいものらしいのですけれども、動きが余りなくて、そのものをその場でやるというので、おもしろみがないのです。それで、視察先では、それぞれの地元である、昔からある民謡などをベースに、音楽を使って動くというようなものを幾つもつくっていると。また、それのコンクールなどもして、普及を図るというようなこともあったと聞きました。今課長の答弁の中でも音楽をということで、お互い大体言いたいことはわかっているような感じですけれども、皆野町にはもう言うまでもなく、秩父音頭という大変有用な民謡があります。それを利用して、またそれの関係者は幸いなことに医療関係でもあるわけですから、町のほうも、町のほうから呼びかけて、こういう形で何か秩父音頭をベースにした、そういった体操をして普及を図るといいますか、やってみたらどうかというようなことをやっていただければ、いろんな普及にも役立つ、健康づくりにも役立つというふうに考えておるのですが、その点いかがでしょう。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　視察をした内容とも一致をしますし、検討してみたいと思いますが、なかなか体操に合うテンポかどうかとか、そういったこともあろうかと思います。軽々に取り組みますとも、この場では申し上げられませんけれども、いずれにしても音楽をベースにして取り組みやすい体操というのは一つの考え方であろうと思いますので、研究してみたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　介護サービスの関係なのですが、７ページになります。前年度との比較で、居宅介護については約4,655万円の増、８ページの施設介護サービスについては、前年度とほぼ変わらない状況です。介護保険法が変わってというか、悪くなって、施設入所の関係は、要介護３以上でないと施設入所できない、そのような状況になっているかと思うのですが、今後において、そうなりますと居宅での介

護、これがふえていく傾向があるのかなと思うのですが、もともと介護保険制度が導入されたきっかけといいますか、理由づけといいますか、私的介護から公的な、社会的といいますか、社会的介護ですね、そういった名のもとにこの介護保険制度というのが導入されてきたかなと思うのですが、現在の状況というと、その私的介護がふえるような、居宅介護ということになりますと、そういった状況が想定されるわけです。特にもう核家族化というのが非常に進んできておりまして、本当に老老介護ではないですけれども、家庭での介護というのがもうますます大変になっていきますし、まして介護保険制度のスタートの原点に戻れば、やっぱり私的介護から解放されて社会的介護、施設入所なり、そういった形がベターかなというふうに思います。大変矛盾した政策が今とられていますよね。女性の活躍の場というふうな形で、ぜひ子育てなり終わった女性にどんどん職場に来て働いてもらいたいとかというふうな政策とられていますけれども、そういったこともますます、同居しているとすれば大変な状況が予想されますし、それらについて大変な状況が予想されるのですけれども、今現在施設の待機者なり、入所希望の待機者なり、その状況というのはどうなっているか。新たに施設の新設なり、そういったところが予定されているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　お答えをいたします。

この在宅と施設の関係につきましては、施設はある程度のベッドが限られておりますので、なかなか待機という状況があります。実は、26年４月１日現在で、埼玉県内全ての特別養護老人ホームの名寄せを行いまして、これは特別養護老人ホームにはどなた、幾つでも希望を出せるという、例えば皆野町の方であれば、皆野の特養も希望も出せますし、長瀞の特養、秩父の特養でも希望を出します。そうすると、待機者の数が膨大な人数になってしまう、そのままを使いますと。それで、名寄せを行いまして、皆野町の介護保険の被保険者で、要介護認定を受けている方で、現実に特別養護老人ホームの入所希望が幾つあるかということが数字として出ております。あるいは過去の議会で申し上げたことがあるかもしれませんが、昨年４月１日現在で入所希望者は30人でございます。その30人の内訳で、在宅でおられる方は13人でございます。それ以外の14人が老健、老人保健施設等に入所されている方、これがまた特別養護老人ホームとは別の施設でございますので、老健等に入所されている方が14人、今現在入院中の方が３人、したがって、入院中あるいは老健等の方も含めまして、特養の待機者は皆野町内で30名でございます。そのうち要介護度もつかめておりますが、要介護１の方はおりません。要介護２の方が６人おられます。要介護３の方が11人おられます。要介護４の方が５人、要介護５の方が８人という内訳になっております。これもなかなか希望に沿ったような形で入所というわけには、すぐにはまいりませんけれども、これらの数値も見込みまして、そう大幅には予算上はふえないだろうという見込みでございます。逆に申し上げますと、在宅で必要なサービスを受ける方は、総体的に要介護者の数、高齢者の数等を見合わせますとふえるだろうということで、この本予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男君。

○12番（内海勝男議員）　新たに施設を増設するとか、そういったところの計画があったら。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　今現在そういった予定はございません。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、議案第15号に対する反対討論を許します。

３番、常山知子議員。

〔３番　常山知子議員登壇〕

○３番（常山知子議員）　３番、常山知子です。

議案第15号の皆野町介護保険特別会計においては、介護保険料の大幅な引き上げによる歳入となっており、私は反対いたします。簡単ですが、反対理由です。

○議長（四方田　実議員）　次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（四方田　実議員）　起立多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　日程第４、議案第16号　平成27年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は11日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は議席番号と名前を告げて挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加

○議長（四方田　実議員）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第17号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第17号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。

◇

◎議案第１７号、議案第２１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第１、議案第17号　平成26年度皆野町一般会計補正予算（第６号）並びに関連がありますので、議案第21号　平成26年度皆野町一般会計補正予算（第７号）を繰り上げて追加日程第２として議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第17号及び議案第21号について提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号　平成26年度皆野町一般会計補正予算（第６号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２億2,051万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,039万5,000円とするものです。

また、議案第21号　平成26年度皆野町一般会計補正予算（第７号）は、地方創生推進のため、国の補正予算で措置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に対応するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,727万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,766万7,000円とするものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長に一括して議案内容の説明を願います。

総務課長。

〔総務課長　川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久）　議案第17号　平成26年度皆野町一般会計補正予算（第６号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

２ページから５ページまでが第１表、歳入歳出予算補正でございます。

６ページをお開きください。６ページ、第２表、繰越明許費補正は、町道下田野１号線「下田野橋」橋りょう整備工事ほか２事業の追加と、平成27年１月７日付で専決処分いたしました平成26年度皆野町一般会計補正予算（第５号）において繰越明許費の設定をいたしました消防団第５分団詰所建設工事の変更でございます。

水色の仕切り紙の次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書３ページをお開きください。３ページ、歳入から説明を申し上げます。年度末を迎える時期の補正となりますので、多くの費目で収入実績に基づいた補正を行っております。最上段、款１町税、項１町民税、目１個人1,203万8,000円の減は、主に所得割1,179万円の減によるものでございます。

その下、項２固定資産税、目１固定資産税1,301万1,000円の増は、主に償却資産1,155万4,000円の増によるもので、未申告法人への課税に伴うものでございます。

５ページをお開きください。款14国庫支出金、項２国庫補助金、目３農林水産業費国庫補助金、経営体育成支援事業国庫補助金3,400万7,000円の減は、県補助金に一括して交付されることとなったことによるものでございます。なお、経営体育成支援事業は、昨年の大雪で被害を受けた事業者の再建を支援するものでございます。

６ページをお開きください。６ページ、目４土木費国庫補助金1,999万2,000円の減は、社会資本整備総合交付金の確定によるものでございます。

７ページをごらんください。款15県支出金、項２県補助金、目１農林水産業費県補助金、経営体育成支援事業県補助金2,832万円の増は、先ほど説明申し上げましたとおり、国庫補助金の振りかえに伴うものでございます。

８ページをお開きください。８ページ最上段、款17寄附金、項１寄附金、目１一般寄附金13万円の追加は、一般寄附金としてお二人から、ふるさと納税としてお二人の方からご寄附をいただきましたものをありがたく頂戴するものでございます。

その下、款18繰入金の計１億9,894万1,000円の皆減は、今回補正の歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

最下段、款20諸収入、項５雑入、目１雑入1,065万9,000円の減は、主にスポーツ振興くじ助成金900万円の減でございます。

次の10ページから歳出でございます。主なものについてご説明を申し上げます。歳出につきましても、歳入同様に多くの費目で実績額に基づく補正を実施しております。11ページ最下段、款２総務費、項１総務管理費、目７企画費660万9,000円の増は、主に次の12ページに移りまして、12ページ、節19子育て世帯定住促進奨励補助金705万円の増によるものでございます。

14ページをお開きください。14ページ、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費2,100万円の減は、主に節19負担金、補助及び交付金、障害者自立支援給付費負担金1,282万9,000円の減によるものでございます。

15ページをごらんください。15ページ、目４国民年金事務費4,531万5,000円の減は、主に節28繰出金、国民健康保険特別会計その他繰出金、4,000万円の減によるものでございます。

16ページをお開きください。16ページ、項２児童福祉費、目２児童措置費1,082万4,000円の減は、主に児童手当1,049万円の減によるものでございます。

18ページをお開きください。18ページ、款４衛生費、項３上水道費、目１上水道費、節19負担金、補助及び交付金、皆野・長瀞上下水道組合高料金対策補助金4,414万4,000円の減は、組合資金により対応することとなったことによるものでございます。

次の款６農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費1,163万7,000円の減は、主に節19負担金、補助及び交付金、経営体育成支援事業補助金1,134万3,000円の減によるものでございます。大雪被害後の再建を

希望する事業者が見込みを下回ったことなどによる減額でございます。

22ページをお開きください。22ページ、款８土木費、項２道路橋りょう費、目５橋りょう新設改良費1,143万4,000円の減は、主に節15工事請負費、下田野橋橋りょう整備工事1,140万円の減によるものでございます。

23ページをごらんください。款９消防費、項１消防費、目４災害対策費477万1,000円の減は、主に節13委託料、皆野町地域防災計画作成業務委託料ほか708万円の減によるものでございます。

28ページをお開きください。28ページ、款10教育費、項６保健体育費、目１保健体育総務費705万7,000円の減は、主に節15工事請負費、スポーツ公園設備更新工事783万円の減で、テニスコート人工芝張りかえ工事等の事業費の確定によるものでございます。

29ページをごらんください。款13諸支出金、項２基金費、目１財政調整基金費1,021万3,000円の増は、歳入歳出差引額の調整に伴い、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

30ページから34ページが給与費明細書、35ページが地方債に関する調書でございます。

以上、平成26年度一般会計補正予算（第６号）の説明とさせていただき、続いて議案第21号　平成26年度皆野町一般会計補正予算（第７号）につきまして、内容の説明を一括して申し上げます。

３ページが第１表、歳入歳出予算補正でございます。

４ページをお開きください。４ページ、第２表、繰越明許費補正は、本補正に計上の皆野町総合戦略策定事業ほか４事業について繰越明許費を設定するものでございます。

水色の仕切り紙の次から歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。３ページをお開きください。歳入からご説明を申し上げます。款14国庫支出金、項２国庫補助金、目７総務費国庫補助金4,686万1,000円の追加は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の計上でございます。

次の款15県支出金、項２県補助金、目７商工費県補助金1,000万円の追加は、プレミアム付商品券発行事業費県補助金の計上でございます。これは、商品券のプレミアム分20％のうち10％分を県が補助するものでございます。

また、歳入歳出差引額調整のため、財政調整基金からの繰入金41万1,000円を計上しております。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。最後のページの４ページをごらんください。款２総務費、項１総務管理費、目７企画費777万2,000円の追加は、皆野町総合戦略の策定に向けた審議会及び基礎調査に係る経費の計上でございます。

次の款６農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費1,100万円の追加は、ＪＡちちぶが実施する農産物６次産業化促進事業への補助金の計上でございます。

次の款７商工費、項１商工費、目２商工振興費2,800万円の追加は、皆野町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業への補助金、その下になります目３観光費1,050万円の追加は、皆野町観光協会が実施する観光案内多言語化事業及び俳句（Hike）を活用した観光プロモーション事業への助成金をそれぞれ計上したものでございます。なお、これらの事業につきましては、第２表、繰越明許費補正にお示ししたとおり、平成27年度に繰り越して実施をいたします。

以上、平成26年度一般会計補正予算（第７号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより議案第17号に対する質疑を行います。

５番、大澤金作議員。

○５番（大澤金作議員）　ただいま説明がありました議案第17号、補正予算（第６号）の件なのですけれど

も、歳入の３ページ、固定資産税の追加補正についてお聞きいたします。

昨年の12月議会においても、固定資産税の償却資産が1,024万2,000円追加補正がされました。このときも私が質問をいたしたわけでございますが、昨年の12月議会にまた続きまして、今議会においても固定資産の償却資産が1,155万4,000円と追加補正がされております。大変多額の新たな納税だと思うのですけれども、追加補正予算ですが、これはどのような理由でこのような追加補正となったのか、ご説明を願いたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　税務課長。

○税務課長（大澤康男）　５番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

この補正につきましては、議員さんおっしゃるとおり、補正４号で補正をしております。これにつきましても、今回につきましても同様でございますが、償却資産につきましては、申告制ということになっておりますけれども、なかなか申告の漏れているところがございまして、税務課としましても昨年から調査を続けているところでございます。その調査を続けた結果、未申告のところにつきましては、申告するようにという申告の慫慂をしましたところ、幾つかのところについて、さかのぼって償却資産の課税ができたということで、今回につきましても1,155万4,000円の償却資産の追加をさせていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　５番、大澤金作議員。

○５番（大澤金作議員）　よくわかりました。前年12月にも同じような形だったとは思うのですけれども、これまでになかなか目につかなかった申告漏れ、価値ある取り組みと思っております。このことにつきましては、課長を初め税務課職員の意欲的な取り組みを高く評価をいたしたいと思います。私一議員として褒めてあげたいと、こんなふうに思っております。

また、適正、的確な課税と確実な納税による税の確保は、町の最も重要な仕事の一つであります。これからも税務職員のさらなる意欲的な税務事務の取り組みを期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

また、このように意欲的で本気で一生懸命やっていただいた課長を初め職員の方々に、町の長であります町長を初め三役の皆さんからも、お褒めのお言葉でもかけていただければありがたいと、こんなふうに思います。褒める言葉はどうあれ、教育長も長い教育人生をあれしてきたお方でございます。いいことをやったときは褒める、悪いことをやったときは叱るというのが教育の基本ではなかろうかと、こんなふうにも思っております。私は余り褒められたことはないのですが、ひとつそんなことでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（四方田　実議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　大澤議員さんには、大変いいところを気づかれまして、ありがとうございます。税務課長を初め関係職員においては、町の税収確保という意欲に燃えまして、使命感に燃えまして、昨年に続きまして固定資産税、償却資産の多額の課税徴収事務ということで意欲的に取り組んでもらいました。高く評価いたします。この取り組み姿勢は、他の職員の範とするところでございます。さらに、これからの活躍を期待申し上げます。あっぱれでございます。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　６ページ、繰越明許の補正の関係なのですが、３事業あるのですが、繰り越さざ

るを得なかった理由についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、変更のところなのですが、消防団の５分団詰所建設事業、23ページで増額補正もされているのですが、聞くところによりますと、２回の入札が不調に終わったということであります。その不調に終わった要因、どういったことが考えられるのか。

それと、ここの変更前と変更後の事業名が変わっているのですね。変えた意味についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　５分団消防詰所の入札の不成立でございます。この主な要因は、昨今の資材の高騰、それから震災関連もあると思いますが、人材の不足というようなことから、この設計額ではできないというようなことから、入札に参加できなかったということで不成立になりました。そういうことから、現状現実に合ったような形で再検討しまして、再度３度目の入札に近々付したいというものでございます。

内容については、以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

事業名が変更前と変更後で変わっているというご質問でございますが、入札が不調になっていることから、同内容での入札に付することができませんので、事業名、それから内容につきましては、当初本体工事の中には建物、それから周辺整備を一緒にしたものを入札に付しておりましたけれども、それを分離し、なおかつ事業名を変えて新たに繰り越して入札にかける予定でございます。

それと、６ページのそれぞれの繰越明許の理由ですが、まず消防費からお答えをいたします。防災行政無線の屋外拡声子局増設工事に伴います繰越明許につきましては、先ほど来よりもご説明を申し上げておりますが、親鼻地域１カ所、既設の子局にスピーカーを増設して対応する考えでおりましたが、既設の子局へスピーカーを増設しただけでは解消できないことから、親鼻の消防団１分団１部詰所の火の見やぐらに新たに子局を増設することにいたしました。このことから、この子局の機器の製造に日にちがかかること、これが約４月までです。その設置が５月、その後の調整に２カ月要して、７月までかかることになりましたことから、繰り越しをするものでございます。

次の消防費、大雪被害住宅助成事業につきましては、去年の２月の大雪で被害を受けた方に対する建物の修繕に対する補助金でございますが、交付を決定した件数が212件ほどございます。このうち既に交付が決定しておりますのが142件で515万1,000円ほどございます。この交付を決定いたしました142件のうちには、工事をしたところ、交付決定額を下回ったものがございますので、若干交付決定額より下回る金額になりますが、いまだ交付が完了しておりません。未交付分70件について253万2,000円を繰り越すものでございます。その下の消防費については、先ほど副町長からご説明をいただいたとおりです。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　12番、内海議員の質問にお答え申し上げます。

６ページ、繰越明許費でございます。８の２、町道下田野１号線下田野橋橋りょう整備工事、これの繰り越し理由でございます。この橋につきましては、25年度から下部工を施工し、今年度、平成26年度、上部工の施工をいたしております。昨年の９月定例会でございますが、その定例会でも申し上げましたように、この工事につきましては国の補助金、社会資本総合整備交付金でございますが、補助金をいただいて

おります。その関係もございまして、昨年の秋には県の担当課と協議をしまして、繰り越しをするということを決定してございます。その理由としては、まず大きいものとして、昨年のような雪がもしも降った場合、上部工の架設ということで安全面に大変問題があると。また、工期的にもおくれてしまうということを考慮いたしました。また、今回上部工の架設におきまして、上下水道組合の水管橋も昨年度壊しております。その関係で、水道管をこの新しい下田野橋に添架するという工事がございます。今現在、その添架工事を現場ではやってございますが、その２つの理由がございまして、繰越明許費にするということでございます。

なお、現在の工事の状況でございますが、雪も降らず、大変順調に進んでございます。繰越明許で繰り越しをいたしますが、本体工事の補助金該当分の橋梁整備工事につきましては、さほど工期のおくれはなく、完成をすると思います。また、町単分がございますので、それらについては繰越明許をしたとおり、若干平成27年度にもかかるかなというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　防災行政無線の繰り越しの関係なのですが、親鼻の子局の一つを増設せざるを得なくなったということなのですが、当初から予定された３局についてはどのような進捗状況なのか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えを申し上げます。

当初から予定をしておりました３局につきましても、この追加発注となります子局とあわせて工事を実施いたします。その理由につきましては、総合的な調整を行う必要がございます関係で、同時に工事をする次第でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　消防団の関係なのですが、入札の内容を変えた関係で、事業名についても変更したということだと思うのですが、そうなりますと、あそこに旧三沢村の倉庫といいますか、蔵がありますよね。それらを分離にしたという中身なのでしょうか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

そのとおりでございます。当初は建物、それから蔵の取り壊し、周辺整備を１本として入札に付しておりました。しかし、同じ形での入札に付すことができませんので、詰所本体工事を１件、それから蔵の取り壊し、周辺整備、舗装等を１件、２件に分離して発注を入札に付するものでございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　わかりました。

14ページの項１社会福祉費、目１社会福祉総務費の節19、ここの障害者自立支援給付費負担金1,282万円の減額ということなのですが、この理由について。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　これは障害者サービスに係る負担金でございまして、今現在の見込み、実績を勘案した年度内の見込みによりまして減額をさせてもらうものでございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　あと17ページになるのですが、申しわけありません、小間切れになってしまって。項１保健衛生費の目３環境衛生費、節19太陽光発電の関係なのですが、ここで先ほどの質問の関係も出てきてしまうのですが、150万円の減額ということであります。当初400万円だったと思いますので、先ほどの一般会計の当初予算の中でも課長のほうから申請件数が減ってきているということの答弁がされているのですが、この減少してきている理由、これについて何か思い当たるような理由がありましたら、お聞きしたいと思うのですが。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（四方田勝吉）　お答え申し上げます。

町の太陽光発電設備設置費補助金でございますが、交付要綱では既存住宅という条件がついております。新築住宅の完成前に発電設備を載せてはいけないということでございますので、そういうこともあろうかとも思います。また、個人住宅はそうでもないのですけれども、メガソーラーといいますか、東電の売電単価ですか、若干減額されているような傾向もありますので、そんな関係もあろうかと思います。そんなことだろうと思います。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　答弁のとおりだと思うのですが、新築住宅を対象にするという、もう一度これ検討し直したほうがいい、前に戻したほうがいいかなというふうに思うのです。なかなか新築等終わった後、新たにまた申請するというのも大変でありますので、ぜひ新築とあわせて太陽光の設置ができるような形で要綱等を前に戻してもらうようにぜひ要望させていただきたいというふうに思います。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　幾つか質問させていただきます。

６号のほうの歳出の15ページ、款３老人福祉費の目20扶助費、お出かけタクシーについてですが、これ大幅にまた減額ということになっているかと思うのですが、これはどれぐらいの、当初に比べての割合かということ。それから、やっぱりどうしてこういうふうになってしまったのかなという、課長といいますか、当局のほうの見込みがどういうふうに外れたのか、それとも予想外だったのかと。その理由について教えていただきたいと思います。

それから、21ページ、道路橋りょう費の中の道路維持費及び道路新設改良費の中に、ここへ出てきているのが多く工事請負費を含めて減額ということになっているわけですが、これはこの事業そのものをやめてしまったのか、幾つか当初予算のほうも、来年度予算のほうと照らし合わせたところ、ないものもあるので、その辺について説明をいただきたいと思います。

それから、23ページ、消防費、これは先ほど来何回か出てきている、節13委託料に関連してなのですが、地域防災計画作成、これで全部一旦これ減額して新しくということだと思うのですが、その中に大雪対策を入れるということですので、これは本当に勝手な要望になってしまうかと思うのですが、これは皆野駅、親鼻駅含めた駅周辺の除雪について一考願いたいというふうに要望をしたいと思います。

それから、26ページ、社会教育費の節８になりますが、成人式報償金ということで、講師謝金というのが、これまた全部カットになっているのですが、これは何か予定をしていたのかと思うのです。どんなことを予定していたのか教えていただければありがたいと思います。

６号については以上で、７号のほうなのですが……

○議長（四方田　実議員）　７号はもう一回やりますから。

○10番（林　　豊議員）　申しわけないです。ではそれだけ、よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　では、タクシーから。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行）　15ページのお出かけタクシーの減額についてお答え申し上げます。

今回85万3,000円の減額をさせていただきまして、残りが90万円でございます。恐らく80万円前後で最後は決算見込みをしておりますけれども、足らなくてもあれかなということで、90万円残しでございますが、先ほど内海議員の答弁の中でも申し上げましたが、26年度の、まず175万円の計上、これは２年目でございますので、もう少しあるいは使うかなという考えもありまして、比較的余裕を見て計上させていただきましたが、２年を経過する今の時点で、それほどは無駄には使わない、必要なときしか使わないということは当然のことでございますので、今回これだけの減額をさせていただきました。当初予算との関連もありますから申し上げますが、この見込みに対して、今度地域が広がることに対して240万円の計上をさせていただきました。これはまたどうなるかわかりませんけれども、あるいは途中の補正で対応をさせていただくということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　10番、林議員の質問にお答え申し上げます。

21ページでございます。８の２道路維持費、また３道路新設改良費、これらの節15工事請負費、この減額理由でございます。まず、２道路維持費、この減額理由でございますが、町道下田野１号線の側溝補修工事、これらについて発注し、施工しましたところ、舗装工事等が当初の予定よりも大変少なく済んだということによりましての工事費の減額でございます。また、３道路新設改良費、これにつきましては当初予定をしてございました町道皆野213号線、道路改良工事、場所は文化会館の秩父側でございますが、この路線の用地買収が工事の施工をする期間をとるまでに完了しなかったということでございます。ですから、平成26年度には213号線、用地買収を予定のほぼ６割から７割完了してございます。平成27年度にこの工事につきましては、全路線の対応で予算計上してございますので、それらをもって施工をしたいというふうに考えてございます。ですから、平成26年度の予算減については、この213号線等の工事ができなかったということが理由でございます。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　教育次長。

○教育次長（髙橋　修）　林議員さんのご質問にお答えいたします。

成人式報償金の関係は、記念写真の関係で、成人式の人数の関係で予定より少なかったためのものでございます。

それから、講師謝金のほうの減につきましては、社会教育費のほうの事業の関係の講師等の頼む人数の関係の少なくなった分の減でございます。

以上でございます。

◇

◎会議時間の延長

○議長（四方田　実議員）　再質問の前に、時間の延長をしたいと思うのですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

○議長（四方田　実議員）　続いて、再質問をお願いします。

10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　まず、15ページのお出かけタクシーの事柄についてですが、なかなか実際に新しい事業でやっていく中で、利用を予想するのもなかなか難しいことですから、ある意味仕方ないところもあるかと思うのですが、また今回、来年度においては今までの制限がなくなりますので、これまた逆に本当に足りなくなるやもしれませんけれども、それらこの事業については足りなくなるぐらい利用してもらったほうがむしろいいわけですから、そういう部分では期待したいところではありますけれども、なかなか、この間22日に商工会のほうのイベントをやりまして、親鼻の方から非常に、事前に何で親鼻にはバスが通らないのだと怒られたというのがありましたが、その折には、何か秩父鉄道を使ってほしいということだったようなのです。ほとんど町内交通についての鉄道というのは、本当に町内の中での利用というのは本当に考えていない部分があるので、こういったタクシーのようなものが利用できるようになれば、本当にいいことなのだろうなとは思うのですが、やはり料金的に見ますとまだまだ高いかなという部分も、旧町内でいえばですけれども。これは先ほど内海議員が言ったのと全く逆で、近場であるがゆえにちょっと高いかなという部分も出てくるかと思います。これだけにとどまらず、これらの改良なり、また新たな足の確保というものについて精力的に工夫をしたり、また考えていただきたいなということを要望して、この件については終わりたいと思います。

次に、21ページにある道路なのですが、まず下田野のことなのですけれども、これはきのうの一般質問の中にもあったと思うのですが、生活道の整備、狭隘地区の解消という町長の考えは大変よくわかる部分ではあるのですが、下田野１号線のような、いわゆる幹線道路も狭隘というわけではありませんが、なかなか十分な広さが確保できていない。県道の例を引き合いに出しまして、県道の話をしましたけれども、町道であっても、同じように大型車とは言わず、車が通る中で通学路にもなっているわけで、それらの中で危険道路とは言わないまでも危険があるわけです。町長の見解では、下田野１号線はまだ改良が時期尚早であるというふうに考えておったようですけれども、農地だったところ、畑だったところが次々と住宅地化され、道路そのものの道幅も視覚的にも現実的にも狭くなりつつあるところがあります。やれるうちにやらないと、本当に建屋が建った後では、拡幅するのも大変なことになりますので、ぜひ下田野１号線については、早目の事業着手をお願いしたいと思います。

それから、なくなってしまったのかなと思ったらあるのですね。21ページの３道路新設改良費の中の節でいきますと15、17ですか、地元である原区ということで、どこなのかなと思ったら、やっぱりあそこのことかということですが、なかなかはかばかしくなくやっていたようですけれども、実際すっと済むのか

なというのが現実のところだったのですけれども、なかなか実際話が進んできたら、とまってしまってということで、課長が身を細るような思いでいろいろやっていたようですけれども、なかなか思ったようにいかなかったなというのが実感ではあります。ただ、一つ町長にもお願いというか、申し上げたいのは、ここに限らずなのですが、生活道は特にそうだと思うのですけれども、道路に関する町のほうの働きかけというのがまずほとんどないのです。沿線はともかく、関連する住民に対してきちんとした説明がないと。特に地主だけのみ話を持っていって、それも町からは来ないということが多いのです。町のほうの姿勢としては、そういう点どういうふうにお考えですか。

○議長（四方田　実議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　今、林議員の質問内容がちょっと私には理解し切れなかったのですけれども、どういうことなのか、町のほうから話が届いていないということはあり得ないような気もするのですけれども。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。端的に質問してください。前置きなしで。

○10番（林　　豊議員）　考える路線についての説明というのはやらないのですか。

○議長（四方田　実議員）　建設課長。

○建設課長（小宮健一）　林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

町の道路改良につきまして、地元に対する、どういうふうな働きかけをしているかということでございますが、道路改良を実際にやっていく上において、町のほうは間違いなく行政区と、また関連地主さんとはお話をしてございます。どういうふうな説明をやっているかと申しますと、事前にある程度のお話、ご了解を得る場合もありますし、また実際に測量をしまして、土地の立ち会いを必ず実施いたします。その段階におきまして、関連をする地主さんには詳しい工事の内容等の説明をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　次へ移ってください。

○10番（林　　豊議員）　今の件で一言。

○議長（四方田　実議員）　もうすぐ。要望は要らない。

○10番（林　　豊議員）　わかりました。自分自身のところも経験もありますので、そういうことなのだろうなというふうに思っております。

では、その次の件に行きましょう。教育委員会のほうです。講師を呼んで何かをしようかなということだったのかというふうに考えたのですが、現実成人式や何かでも、ほかの地域においては何らかのイベントといいますか、講師を呼んで講演会をやったりとか、以前皆野においても演芸等をやったりしたこともあります。くどいのですけれども、人形芝居なんかどうですかということをお願いして、終わります。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　歳出のところで、４ページになりますが、目７企画費、13委託料、ここでも総合戦略策定に向けての基礎調査業務委託料というのですが、どういった基礎調査が必要なのかわかりませんが、どういったところの委託を考えているのか。

それと、項１農業費、目３農業振興費の農産物６次産業化促進事業補助金ということで1,100万円ということなのですが、先ほどの一般会計の当初予算の関係で、当初は道の駅の加工センター整備というところで予算が計上されたのですが、もう可決されましたので、すぐ補正して、こちらのほうに振りかえるということだと思うのですが、私もそのほうがベターだなというふうに思っています。というのは、あそこは加工センター、どういうふうに活用するかというのは、私としてはあれを取り壊すなり、また移転するなりしたほうがいいなということを以前農協の関係の人に申し上げた経過がございます。というのは、大型車の出入り等、今後考えた場合、今の加工センターといいますか、今までマルイさんに貸していたところだと思うのですが、大変建物自体が邪魔といいますか、そんなこともございまして、あそこについては契約を解除したときには、壊したほうがいいのではないかという意見も申し上げた経過があります。どういうふうに活用するかというのは、ちょっと見えてこないのですが、いずれにしましてもそこの加工センターの利用ということになると思うのですが、どういった話で進んでいるのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、項１商工費の目３観光費の関係で、大体想定はできるのですが、観光案内の多言語化事業補助金、それと俳句（Hike）を活用した観光プロモーション事業補助金ということなのですが、どういった事業内容を考えているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

総合戦略策定の基礎調査の関係ですが、これにつきましては皆野町の将来展望、経済活動等による人口分布の分析調査がございます。それから、政策分野、目標設定に関する基礎調査を行うこととなっておりますので、これらの調査について業務委託に出す予定でございます。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　内海議員からご質問のありました内容についてお答えをいたします。

初めに、款６農林水産業費の中の19負担金、補助及び交付金の農産物６次産業化促進事業補助金の内容でございますが、この中で先ほどご審議いただきました27年度の予算の中では500万円という数字で示されて、500万円という数字でお答えいたしましたが、この1,100万円の中で金額的には500万円と農産物加工所は同じ金額を予定しております。では、残りの600万円の内容は何かと申しますと、この施設整備だけでは交付金として認めないということが県の考えだそうでございます。これは総務課のほうが事前協議の中で県と協議した中で示された内容だということでございます。この施設だけではだめということにつきましては、もしも必要であれば総務課のほうから答えるようになると思いますが、施設の中身について、こちらのほうでご説明を申し上げます。農協のほうから要望が出ておりまして、ここを別のところに貸し

ておりましたので、これを何としても農協の事業所として、総菜なり何かつくって自前で６次産業化をして、この普及を図りたいということでございますが、まずこの加工所を多分壊して新しくするというのは金額的に無理だと思いますので、リニューアルという形にはなろうかと思いますが、その中で地元の郷土料理をここで実際につくって紹介をしたり、あるいは守っていく。手づくりコンニャク、おっきりこみ、手づくりまんじゅうなどの体験教室も開きたいということでございます。

また、道の駅の中にあります農産物直売所の中で新鮮な野菜を販売しておりますが、どうしてもここへ来られるお客様は、当然新鮮なものが一番喜ばれるわけでございますが、ただとって１日目のものも２日目のものも、それほど大きな変わりはございません。２日目、例えば３日目になると、もうすぐにその場から引き揚げるようなことになってしまいますので、これらの出されたものを利用して、皆野町産のもので、皆野町産の総菜なり漬物なり、いわゆる地産地消を図っていく、その拠点にしたいということでございます。これが500万円の道の駅整備費補助金でなく農協に対する農産物の６次産業化促進事業の補助金ということで実施をしたいと考えております。

それから、残りました600万円の使い道というか内容でございますが、先ほどのとおり、施設の整備費以上にソフト事業を組まなければ、この事業を認めないということでございます。このため、施設整備を図りました後、先ほどの皆野町の伝統的な郷土料理をつくったりということも考えておりますので、この伝統的な郷土料理のレシピをつくったり、つくり方、かなりもう20年ほど前に小さい冊子で皆野町の郷土料理ということで、いわゆる言葉だけで郷土料理のつくり方をつくった本がありましたけれども、今の時代でいいますと、カラーの冊子もすぐできますし、あるいはインターネットを通しての公開もできます。そういうことも含めまして、郷土料理、それからこれから道の駅で売られている食材を使った新しい料理、こういうものを紹介する冊子、それからインターネット上のものを計画をしております。

それから、皆野町でぽろたんの育成というか、それも図っておりますので、そういうところもこちらでどういうふうにして売れるものをつくっていったらいいか、そうした加工品の開発にいろんな方にお使いいただけるようなものにしていければいいというふうに考えております。

それから、イベント、販売促進をするための、農協がこの道の駅を使ってイベントを行うための費用も含めまして、ソフト事業600万円、それからハード事業、これは施設の整備でございますが、500万円を予算に計上してございます。

もう一点、観光案内、多言語化事業補助金、俳句（Hike）を活用した観光プロモーション事業補助金350万円の中身でございます。観光協会が実施する観光案内の多言語化事業の補助金として交付をいたす予定でございます。今のところの目安でございますが、既存の観光施設の多言語化を図りたいと思います。案内でございますが、それから観光協会で作成しておりますホームページの多言語化、それから町内にはいろんな商店がありますが、それが外国人から見て、これが何の店かと、表を通っただけでわかるようなサイン、簡単に言うと看板となるのでしょうか、ピクトグラムを作成して、またそれにスマートフォンとか、それをかざすと直接観光協会のホームページに移って、それがどんな店かわかると。そういう外国人の方が見てもすぐにわかるという形で多言語化を図っていきたいというふうに考えております。

それから、言語については、日本語、英語、韓国語、中国語、中国語については２書体、台湾、それから中華人民共和国、この２つを検討しております。

もう一つ、俳句（Hike）観光プロモーション事業でございます。これは観光協会が実施する観光プロモーション事業の補助金として交付を予定しております。皆野は金子兜太先生が俳句の先生ということで、

観光協会もいろんなところで紹介をしているところでございますが、秩父鉄道あるいは西武鉄道と連携をいたしまして、俳句列車を運行していただいて、それに乗りながら、いろんなところを回って俳句をつくると。皆野においでいただいて俳句をつくるという俳句列車を運行したいというものでございます。

もう一つ、この「Hike」はハイキングの頭でもございます。俳句とハイキングの頭のハイクをとりまして、皆野アルプス、破風山でございますが、こちらのほうにもお客さんを呼びたいと考えております。このときに頂上付近に休憩舎がございますが、これが非常に座るところが、もう土台が崩れていたり、穴があいていたり、今のところ多分まともに、写真もありますけれども、まともに座れるところが３分の１か４分の１ぐらいしかございません。これを改修をして、さらに破風山への集客を図りたいというふうに考えております。これに今申し上げました内容で、27年度の道の駅の農産物加工の500万円が減となるほか、もう一つ、新年度の予算にのっておりました破風山の休憩舎の予算、これも減とすることになります。

以上のとおりでございます。

○議長（四方田　実議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。いずれにしましても、道の駅の関係というのは、やっぱり駐車場とトイレと、あとは休憩所、この３つが施設の基本だと思いますので、こういう形で道の駅とは切り離した形での予算化してもらったのが大変ベターだというふうに私も思っています。

この補正の地方創生の先行型といいますか、それの交付金、約5,700万円ということだと思います。ただ、その半分の2,800万円、これがプレミアム付商品券の発行に回ると。今までもそれこそ30年近くなりますよね。ふるさと創生とかということで、ふるさと創生１億円ですか、の創生資金が、その後のまた地方再生とかの中でプレミアム付地域振興券等の、本当にばらまき的な一時的な政策がとられてきたということが言えるかと思います。ただ、そういった政策をとってきた中でも、現在のようなやっぱり地方の少子化なり人口減少なり、また地方の経済の実態が今の状況だというふうに思っています。いずれにしましても、各自治体ごとに総合戦略の策定事業、ここにももうその委託料ということで750万円が計上されているのですが、平成27年度中に策定が求められているということだと思うのですが、委託するということになるとかなり、金太郎あめではないですけれども、独自性ではないようなことが想定できるのですけれども、ぜひ地域の皆野町の特性を生かしたような形での、独自性を持った総合戦略といいますか、そういった策定が求められているかと思いますので、その点について考えありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

策定について委託に出しますのは、先ほど申し上げました調査の部分だけでございまして、その調査に基づいて、草案については推進組織、官、観、学、勤、労、言のメンバーでなります組織で検討を重ねてまいります。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　ただいまの一番最後、４ページの７款商工費の、いわゆるプレミアム付商品券発行事業についてお伺いします。

2,800万円の予算でもってこの補正が、補正予算として通る予定、そうしますと実際のところいつごろ発行されますか。どのような形で販売されますか。また、商品券ですから、今度は使えるお店はどのよう

になる見通しですか。

以上、３点お願いいたします。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　１番、小杉議員から質問がありましたプレミアム付商品券の発行事業について説明をいたします。

プレミアム付商品券の発行額が１億2,000万円でございます。１億円の事業費に対しまして、埼玉県が1,000万円、10％、それから町が1,000万円、合計2,000万円のプレミアムをつけて１億2,000万円を発行いたします。この実施主体を商工会にお願いをしたいというふうに考えております。商工会への補助金という形で実施になると考えております。まだこれから詳細は今後商工会のほうと協議をしなければならないわけですけれども、今のところ町として考えていることはございます。まず、緊急支援ということですので、１年間ということでなく、６月に発行して、使えるのはことしじゅうというふうに考えております。それから、形式的には1,000円券12枚を１万円で販売するということになると思います。

それから、この商品券という名前でございますので、いわゆる商品ということでございますが、いわゆるいろんな方にいろんな使い道をしていただいて、町の活性化を図るというのが一番の目的でございますので、いわゆる形のあるものだけでなく、商工会さんのほうにお話をして、いろんな事業に参加してくれる商店とかお店を募っていただくことになりますけれども、より多くの方に入っていただけるように、いわゆる商品のほかサービスとか、例えば家のリフォームも含めて、あるいは場合によったら医療関係もそうかもしれませんし、あらゆる面で使えるような形で実施していただきたいということを商工会のほうには申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　大まかわかったのですけれども、今最後のほうに説明いただいた中で、あらゆるものに使えるように商工会のほうに伝えてみたいという趣旨のお話をいただきましたが、例えば商工会の所属のお店でなくも使えるということで、商工会にお店のほうが申し出れば、もし商工会に入っていなければ、お店のほうに申し出れば使わせてもらえる店になるのか。だから、例えば道の駅が申し出ると、それは使える場所になり得るのか。そうすると、町内のスーパーのほうは、商工会に入っていれば当然野菜でも買えたりする場面でしょうけれども、道の駅も入っていれば、そちらでも野菜とか地場のもの、いろいろ買えたりしてくるのか、その辺のところをお考えをお願いします。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　小杉議員からのご質問にお答えいたします。

商工会のほうに補助ということで、基本的には商工会員ということですが、消費者側から見ますと、商工会員であるかないかは関係なく、消費活動をされておりますので、商工会にこの補助金を交付するに当たりましては、商工会の会員に限らず、広く声をかけて参加していただくようにお願いをする予定でございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　１番、小杉修一議員。

○１番（小杉修一議員）　ぜひその方向で、了解しました。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。端的に、簡単にお願いします。

○10番（林　　豊議員）　今の件ですけれども、農産物６次産業化促進事業補助金1,100万円、これが全部農協に対して補助という形で出ると今言われたわけですけれども、でき上がった加工所及びレシピ集ができるということですが、それらの権利といいますか、そういったものについてはどういうふうな扱いになるのか。農協のものとしてつくって農協のものだよと。また、レシピについては、農協が持っていたものであれば、これはしようがないかもしれませんが、そうでないものを農協側が手をつけてつくり直したら農協の、いわゆる著作権になってしまうのかなと。その辺についてどう考えているか。どのようになるか教えてください。

それから、観光費の中の観光案内多言語化事業補助金というのは理解できるところではあるのですけれども、現実問題として、またその後にある俳句（Hike）を活用した観光プロモーション事業補助金、これについてもなのですが、事業主体がなぜ観光協会なのかというのが非常に疑問なのです。というのは、観光協会の今の現実の運営は、いわゆる常任理事と呼ばれる人たちが十数名集まってやっているわけですけれども、それぞれに個人の業を持っていますから、なかなかこれに専業できるわけではなく、実態として事務局が、これは昔からそうですけれども、産業観光課が行っているわけです。そういった中で、であるならば、町が直接やったのでも全然問題はないし、むしろそれのほうが整合性が合うというふうな気がします。

また、俳句（Hike）を活用した観光プロモーション事業という形なのですが、今産業観光課長が言った内容というのは、いま一つぴんとこないと。これについてもその内容が鉄道や何かとの関係等を考えたときに、現状の観光協会の動きでできるのかな。結局産業観光課のほうでやるというのであるならば、なぜ観光協会を通すのかというのが非常に理解できない部分があるのですが、その点について教えてください。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。簡単明瞭に。簡単でいいから。

○産業観光課長（大塚　宏）　10番、林議員のご質問にお答えいたします。

まず、農協への施設の補助につきましては、補助でございますので、最終的には農協の所有物となります。

その次に、レシピ等については、写真１枚１枚からそれぞれ所有権とかありますので、どのように使うかによって変わってきますが、これから、まだ大きな枠でしか考えられない状況ですので、今後考えていきたいというふうに思います。

なお、いわゆる観光協会と町の関係でございますが、どうしてもこうした観光の面から考えますと、町のいわゆる職員だけの考えでは、非常に考えが小さいといいますか、観光産業に携わっている方も観光協会の役員にいますので、そういう方にいろんな案を出していただいて、大きな、いろんな考えの中でこういうものをつくり上げていくほうが私はよろしいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　上の６次産業については大体理解いたしました。そういうことかなとは思ったのですけれども。

観光協会との関係は、私自身がいましたからよくわかっている部分でもあります。確かに最近の動きは非常によくて、観光協会の関係の会合に出たときもうらやましい限りだといったような経緯もあります。ただし、実際に動く中で、やはりそれぞれが事業者ですから、こういった事業の中でどうしても自分のほ

うに利益誘導する傾向が見られることも事実です。そういったことを担保するために、やはり俳句のまちなんていうのは、もともと商工会がもう数年以上かけてやってきている事業なわけですし、少なくとも一緒にやるぐらいの話があってもいいのだけれども、いきなりこれが町のほうから350万円の補助が出てやるという話になる。

また、多言語化の中で、看板の中で、今課長が説明してくれた中では、個店、それぞれの個店についても看板のほうに多言語化したものをつけるというような話が出てきたと思うのです。そういった事柄については、むしろ観光協会よりも商工会のほうがつき合い等を考えても歴史も長いというふうに考えられますので、これまたそれこそ少なくとも声をかけてもらうと。一緒にやるぐらいのことでないとおかしいと思うのです。ところが、そういったことがまずなくてというふうに感じられましたので、今言ったわけですけれども、とりあえずといいますか、ともかくこのままでいくということなのでしょうが、それでよろしいわけですね。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　３月10日に埼玉県のほうと事前協議が調った内容で、この７号の補正をつくってありますので、現時点では今申し上げました内容で進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（四方田　実議員）　10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　町長に申し上げます。

大変いいことだとは思うのですけれども、事前にもう何年もやってきた部分でもあるので、そういったことでもう少し観光協会にしてもオープンにしていただきたい。実際問題として、今の運営は、十数名の常任理事だけでいろんなことが進んでいるというのは事実で、観光協会の理事にしても、内容というのはほとんど知らされないままに動いているのです。現体制になってからのお金の使い方が非常に大きいので、今回また桁が上がっていますので、その辺ちょっとお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　それぞれ関連している質問で申しわけないのですけれども、プレミアム付商品券の関係で、課長のほうの答弁から、あらゆる面でという中に、リフォームのお金でも使えるよということで答弁されているのですけれども、ぜひ、私この前総務課長のほうにも申し上げたのですけれども、皆野はリフォーム助成制度が４万円しかないし、何回も使えるからいいのではないかというのですけれども、やはりこういうリフォーム助成やったときの、その代金として、そのプレミアム付商品券を使えるのかどうなのか、ちょっと確認したいのですけれども。

○議長（四方田　実議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（大塚　宏）　３番、常山議員のご質問にご回答申し上げます。

町としては、そういうことにもぜひ使えるようにしていきたいというふうには考えております。

○議長（四方田　実議員）　３番、常山知子議員。

○３番（常山知子議員）　やはり１億円という多額のお金で、皆さんしっかりと買って使うと思うのですけれども、やっぱり町が活性化する、そういう中で、このリフォーム助成の担当になる小規模事業者さんたちは、一人親方とか、そういう方が多いわけです。やはりそういう方にもアピールして、こういうのが使えて、それで営業したほうがいいよというようなことも町のほうからもしっかりとフォローしていただい

て、やっぱりそういう人たちにも活性化になるような形でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（四方田　実議員）　８番、大野喜明議員。

○８番（大野喜明議員）　１つ質問いたします。

国の地方創生戦略の一つとして、市町村に官僚を派遣し、自治体の５カ年計画、地方版の総合戦略ということで言われていますけれども、それをサポートする、２年施行というようなことがありますけれども、どういうふうにその辺のところを考えているか、予算書の反映にはどうなっているか、１点お聞きします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　８番、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

国からの派遣職員等については考えておりませんので、予算の中には計上はしてございません。

○議長（四方田　実議員）　８番、大野喜明議員。

○８番（大野喜明議員）　今後についてはどう考えているか。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　お答えをいたします。

今後について今お答えをいたしました。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　８番、大野喜明議員。

○８番（大野喜明議員）　予算には入っていないということですけれども、これから国のそういう施策に対して町が受け入れる、官僚を受け入れるようなことがあるのかと、そういう意味です。

○議長（四方田　実議員）　総務課長。

○総務課長（川田稔久）　総合戦略を策定する中で、推進組織のメンバーとして、その中には市町村や国の関係行政機関の職員もというふうにうたわれておりますので、加わっていただくとすれば、このメンバーに加わっていただくことがあるかもしれません。

以上です。

○議長（四方田　実議員）　他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第３、議案第18号　平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第18号　平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、共同事業交付金等が増額となったことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,548万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億9,647万9,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉）　議案第18号　平成26年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、国保税や国庫支出金、療養給付費等交付金の見込み額、また保険給付費や共同事業拠出金の見込み額を計上したものでございます。

水色の仕切りから後ろが予算の説明書の事項別明細書となっております。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税、節１現年課税分119万7,000円の追加、節２滞納繰り越し分98万6,000円の減額でございます。

目２退職被保険者等国民健康保険税、節１現年課税分420万3,000円、節２滞納繰り越し分58万7,000円の減額でございます。

下段の款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１療養給付費等負担金、節１現年度分1,957万6,000円の追加、節３後期高齢者支援金183万7,000円の減額で、変更申請によるものでございます。

４ページをお開きください。款４国庫支出金、項２国庫補助金、目１財政調整交付金、節１財政調整交付金251万4,000円の追加、節２後期高齢者支援金財政調整交付金608万3,000円の減額は、それぞれ交付決定による計上でございます。

款５療養給付費等交付金、目１療養給付費等交付金、節１現年度分1,610万2,000円の追加は、退職被保険者に係るもので、交付決定による計上でございます。

５ページをごらんください。款８共同事業交付金、項１共同事業交付金、目２保険財政共同安定化事業交付金3,328万5,000円の追加は、交付決定による計上でございます。

中段の款10繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金4,318万8,000円の減額で、主なものはその他繰入金を4,000万円減額するものでございます。

６ページをお開きください。歳出でございますが、中段の款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費2,437万9,000円の追加は、医療費の増加による追加でございます。

その下の項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費373万3,000円の追加は、一般被保険者の高額療

養費でございます。

その下の項４出産育児諸費、目１出産育児一時金366万円の減額は、出生者数の減少により減額するものでございます。

７ページをごらんください。款７共同事業拠出金、項１共同事業拠出金、目１高額医療費拠出金368万5,000円の減額、目２保険財政共同安定化事業拠出金530万1,000円の減額は、それぞれ拠出金が確定したことによる減額でございます。

８ページは、給与費明細書となってございます。

以上、簡単でございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第４、議案第19号　平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第19号　平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等の必要見込額の調整による国・県支出金などの補正が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額に678万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,378万1,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行）　議案第19号　平成26年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第４号）につい

て、内容のご説明を申し上げます。

まず初めに、訂正をお願い申し上げます。１ページ、第１条、歳入歳出それぞれ「10億3,417万7,000円」となっておりますが、その下の２ページの合計額「10億3,378万1,000円」でございます。大変恐縮でございますが、１ページの第１条のほうを訂正をお願い申し上げます。

それでは、３枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の３ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金1,871万5,000円の追加は、介護サービス給付費等の動向によります交付決定額による追加でございます。

次の款３国庫支出金、項２国庫補助金、目１調整交付金は39万6,000円の減額、次の目３地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は268万4,000円の追加でございます。

次の目５介護保険事業費補助金176万7,000円の追加計上でございますが、介護保険制度改正に伴う電算システムの改修に係る国庫補助金の追加でございます。

次の款４支払基金交付金、目１介護給付費交付金は2,530万2,000円の減額でございます。

次に、款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金797万6,000円の追加でございます。

次の項２県補助金、目２地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は134万2,000円の追加でございます。これらの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、最終的な交付決定額として補正を行うものでございます。

１枚おめくりをいただきまして、５ページをお開きください。歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款１総務費、目１一般管理費338万6,000円の追加計上は、節13委託料の介護保険制度改正に伴う電算システム改修の委託料が主なものでございます。

款２保険給付費をごらん願います。それぞれのサービス給付費の実績を勘案した支出見込みによります補正でございまして、項１介護サービス等諸費は、要介護認定を受けている方へのサービス給付費でございます。

目１居宅介護サービス給付費は154万7,000円の追加、目３地域密着型介護サービス費は116万4,000円の追加、目５施設介護サービス費は補正額はございませんが、国、県の負担額が交付決定されたため、財源の振りかえを行うものでございます。

次に、6ページでございますが、項２介護予防サービス等諸費、目１介護予防サービス給付費45万8,000円の追加でございます。

以上、簡単ですが、議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第２０号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第５、議案第20号　平成26年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第20号　平成26年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、後期高齢者医療広域連合納付金が増額となったことから、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億2,454万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　四方田勝吉登壇〕

○町民生活課長（四方田勝吉）　議案第20号　平成26年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、後期高齢者医療保険料の増額及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主な補正内容でございます。

水色の仕切りから後ろが予算の説明書の事項別明細書となっております。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料571万2,000円の減額でございます。

その下の目２普通徴収保険料820万6,000円の追加でございます。特別徴収と普通徴収を合わせ249万4,000円の増額でございまして、いずれも本年２月時点の調定額により見込んだものでございます。

中段の款３繰入金、項１一般会計繰入金、目２保険基盤安定繰入金73万5,000円の増額は、県と町の負担額が決定したことによるものでございます。

４ページをお開きください。歳出でございますが、款２後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金323万2,000円の増額は、保険料や保険基盤安定繰入金の増額により広域連合納付金を増額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◎承認第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第６、承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成26年度皆野町一般会計補正予算（第５号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、平成27年１月７日付で行った平成26年度皆野町一般会計補正予算（第５号）の専決処分でございます。消防団第５分団詰所建設事業について、入札不成立のため年度内執行が不可能となったことから繰越明許費を設定いたしました。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　総務課長に承認内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　川田稔久登壇〕

○総務課長（川田稔久）　承認第１号、専決処分をいたしました平成26年度皆野町一般会計補正予算（第５号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。なお、本補正の内容は、繰越明許費の設定のみでございます。

予算書の１ページをごらんください。第１条、繰越明許費でございます。消防団第５分団詰所建設事業について入札が不成立となり、再度の入札を実施するに当たり、年度内では適正な工期を確保できないことから、繰越明許費を設定したものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度一般会計補正予算（第５号）の説明とさせていただきます。

○議長（四方田　実議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより承認第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、承認第１号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午後　５時４２分

再開　午後　５時４３分

○議長（四方田　実議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎同意第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（四方田　実議員）　追加日程第７、同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　同意第１号　人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の久米雄志郎氏の任期が平成27年９月30日をもって満了することから、次期候補者として齋藤武義氏を法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（四方田　実議員）　これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　討論なしと認めます。

これより同意第１号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第１号は同意することに決定しました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告

○議長（四方田　実議員）　追加日程第８、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いいたします。

総務教育厚生常任委員長、10番、林豊議員。

○10番（林　　豊議員）　10番、林です。

報告書のとおり、特に追加することはございません。

○議長（四方田　実議員）　質疑がもしありましたら、これを許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　質疑を終結し、総務教育厚生常任委員長の報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

◇

◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田　実議員）　追加日程第９、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◇

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田　実議員）　追加日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（四方田　実議員）　追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（四方田　実議員）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（四方田　実議員）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日で閉会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（四方田　実議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（四方田　実議員）　これで本日の会議を閉じます。

平成27年第１回皆野町議会定例会を閉会します。

大変ありがとうございました。

閉会　午後　５時５１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２７年　　月　　日

議　　長　　四　方　田　　実

署　名　議　員　　内　　海　　勝　　男

署　名　議　員　　小　　杉　　修　　一